

令和 6（2024）年版

環境報告書

周 南 市

■はじめに

この環境報告書は、周南市環境基本条例（平成 16（2004）年周南市条例第 44 号）第 12 条に基づき、令和 6（2024）年 9 月時点で入手可能なデータにより、令和 5（2023）年度末における市の環境の状況及び環境の保全等に関する施策の実施状況を取りまとめて公表するものです。

また、環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定している周南市環境基本計画の実績報告書である本編と、公害防止の観点から環境調査報告書等である資料編に分かれています。

本編では周南市環境基本計画の体系に合わせ、基準年度からの変動と、現況及び分析と課題について、資料編では、環境測定数値、環境基準、排出基準、用語解説及び関係条例について記載しています。

■周南市環境基本計画の概要

計画期間は、平成 27（2015）年度から令和 6（2024）年度までです。中間年度として令和元（2019）年度に見直し、令和 2（2020）年度からの後期計画を策定しています。本市の目指す環境像を定め、5 つの基本方針と方針に基づく基本施策の実施を図ります。

さらに、近年の社会情勢の変化に対応するため、基本方針「1 新エネルギーの活用と低炭素社会の実現」の補足として、令和 4（2022）年 2 月に「周南市脱炭素社会形成取組指針」を策定、公表しています。

目指す環境像

豊かな自然をはぐくみ 未来へはばたくまち 周南

基本方針と基本施策

1 新エネルギーの活用と低炭素社会の実現

新エネルギーの利活用の推進、地球温暖化防止対策の推進、環境と経済が好循環する地域づくりの推進

2 循環型社会の形成

ごみの発生抑制・再利用・再資源化（3R）の推進、効率的な一般廃棄物処理システムの確立、環境教育・啓発の推進

3 生物多様性の保全

生物多様性の確保、自然環境の保全、自然とのふれあいの推進

4 人づくり・地域づくりの推進

環境教育・学習の推進、地域住民、団体などと連携した環境保全活動

5 大気・水環境などの保全

大気環境の保全、水環境の保全、騒音・振動の防止、環境汚染の未然防止

文中の表記記号について、和暦、西暦を下表に示します。

表 表記記号と和暦、西暦の対応

表記記号	和暦	西暦
R6	令和6年度	2024年度
R5	令和5年度	2023年度
R4	令和4年度	2022年度
R3	令和3年度	2021年度
R2	令和2年度	2020年度
R1	令和元年度（平成31年度）	2019年度
H30	平成30年度	2018年度
H29	平成29年度	2017年度
H28	平成28年度	2016年度
H27	平成27年度	2015年度
H26	平成26年度	2014年度
H25	平成25年度	2013年度
H24	平成24年度	2012年度
H23	平成23年度	2011年度
H22	平成22年度	2010年度
H21	平成21年度	2009年度
H20	平成20年度	2008年度
H19	平成19年度	2007年度
H18	平成18年度	2006年度
H17	平成17年度	2005年度
H16	平成16年度	2004年度
H15	平成15年度	2003年度
H14	平成14年度	2002年度
H13	平成13年度	2001年度
H12	平成12年度	2000年度
H11	平成11年度	1999年度
H10	平成10年度	1998年度
H9	平成9年度	1997年度
H8	平成8年度	1996年度
H7	平成7年度	1995年度
H6	平成6年度	1994年度
H5	平成5年度	1993年度
H4	平成4年度	1992年度
H3	平成3年度	1991年度
H2	平成2年度	1990年度
H1	平成元年度（昭和64年度）	1989年度

目 次

■第2次周南市環境基本計画の進捗状況	1
第1節 新エネルギーの活用と低炭素社会の実現.....	3
1-1. 新エネルギーの利活用の推進	4
1-2. 地球温暖化防止対策の推進	8
1-3. 環境と経済が好循環する地域づくりの推進	22
第2節 循環型社会の形成.....	24
2-1. ごみの発生抑制・再利用・再資源化（3R）の推進	25
2-2. 効果的な一般廃棄物処理システムの確立	32
2-3. 環境教育・啓発の推進	35
第3節 生物多様性の保全.....	38
3-1. 生物多様性の確保	39
3-2. 自然環境の保全	42
3-3. 自然とのふれあいの推進	45
第4節 人づくり・地域づくりの推進.....	47
4-1. 環境教育・学習の推進	48
4-2. 地域住民、団体などと連携した環境保全活動	54
第5節 大気・水環境などの保全.....	58
5-1. 大気環境の保全	59
5-2. 水環境の保全	61
5-3. 騒音・振動の防止	63
5-4. 環境汚染の未然防止	65

■第2次周南市環境基本計画の進捗状況

第2次周南市環境基本計画では、目指す環境像の実現のため、各種の基本施策を掲げています。

基本施策に基づく各事業等の目標を数値化することにより、進捗状況の把握を容易にし、その結果を踏まえて計画等の更新を検討していきます。

【後期計画 令和2（2020）～令和6（2024）年度】

項目【単位】		H30 基準	R6 目標	R5 実績	進捗率※	詳細
第1節 新エネルギーの活用と低炭素社会の実現						
1	周南市の水素関連施設等の視察者数【人】	1,000	1,000 以上	358	0%	P.5
2	市の民生部門（家庭・業務）二酸化炭素排出量【千t-CO ₂ 】	(H27) 609 (664)	(R3) 548 以下 (597 以下)	(R2) 426	達成	P.14
3	環境保全型農業の取組面積【アール】	4,499	6,500 以上	6,970	達成	P.23
第2節 循環型社会の形成						
4	市民一人1日当たりごみ排出量【g】	686	659 以下	634	達成	P.32
5	リサイクル率【%】	31.0	34.6 以上	30.3	0%	P.32
6	最終処分量（埋立量）【t】	3,052	2,807 以下	2,742	達成	P.32
7	市民一人当たりのごみ処理コスト【円】	11,700	11,500 以下	13,100	0%	P.34
8	環境館の利用者数【人】	3,253	5,000 以上	5,350	達成	P.35
第3節 生物多様性の保全						
9	特定外来生物の目撃情報件数【件】	24	0	17	29.2%	P.42
10	藻場・干潟保全活動団体数【団体】	2	3以上	2	0%	P.44
11	市民農園の利用率【%】	82.6	100	89.8	41.4%	P.45

※ 項目2は、3年遅れて環境省から公表される値を用いて算出する数値のため、3年遅れての実績評価となっています。また、令和2年12月資源エネルギー庁「都道府県別エネルギー消費統計の推計方法とその変更について」より数値を見直しており、括弧内の数値が見直し前の数値です。

項目		H30 基準	R6 目標	R5 実績	進捗率※	詳細
第4節 人づくり・地域づくりの推進						
12	しゅうなん出前トークの利用者数【人】	1,085	1,200 以上	282	0%	P.48
13	ごみのないきれいなまちづくり清掃活動参加者数【人】	49,541	55,000 以上	43,840	0%	P.57
第5節 大気・水環境などの保全						
14	光化学オキシダントの環境基準超過日数【日/年】	(H29) 82	(R5) 70 以下	(R4) 54	達成	P.61
15	水質の環境基準達成率	(H29)	(R5)	(R4)	0% 達成 50%	P.61
	・海域 (COD) 【%】	66.7	100	66.7		
	・河川 (BOD) 【%】	100	100	100		
	・湖沼 (COD) 【%】	50.0	100	75.0		
16	騒音の環境基準達成率				達成 0%	P.63
	・環境騒音 (一般地域) 【%】	83.3	100	100		
	・自動車騒音 【%】	94.5	100	94.3		
17	環境保全協定に基づく細目協定値の超過件数【件】	2	0	1	50.0%	P.65
アクションプラン						
18	「おもしろエコ川柳」応募者数【人】	374	400 以上	(R2) 435	達成	P.20
19	野犬による被害件数【件】	66	0	30	54.5%	P.41
20	多面的機能支払認定農用地面積【ヘクタール】	813	813 以上	859	達成	P.43

※ 進捗率は基準年度から目標までの進み具合を示し、基本的に下記の計算式により算出しています。基準年度より数値的に後退した場合は0%、目標年度を超えた場合は達成としています。

$$\text{進捗率} = \frac{(\text{R5 実績} - \text{H30 基準})}{(\text{R6 目標} - \text{H30 基準})} \times 100$$

※ 項目 14 及び 15 は、12 月ごろに山口県から公表される値を用いて算出する数値のため、1 年遅れての実績評価となっています。

第1節

新エネルギーの活用と 低炭素社会の実現

【水素学習室等を活用した情報発信と勉強会の開催（商工振興課）】

水素学習室等を活用して、社会科見学や県内外からの視察者の受入れを行うなど、本市の水素利活用の取組を広く情報発信するとともに、中小企業を対象に水素関連技術の知識習得と企業間交流を目的とした勉強会を開催し、水素関連産業の創出を図ることで、水素エネルギーの利活用の推進につなげていきます。



【水素関連技術セミナー】

★現状 地方卸売市場内に開設している「水素学習室」の令和5（2023）年度の利用者は358人で、開設以来累計6,714人になりました（図1-2参照）。また、令和5年度は、山口県及び山口県産業技術センターと共同で勉強会を開催し、市内外から85名の方にご参加いただきました。

★分析と課題 「水素学習室」は、小・中学生の社会科見学やカーボンニュートラルに向けた取組を検討する企業等の利用が主になっています。また、隣接する「水素ステーション」の施設見学と合わせた利用が多いことが特徴です。

勉強会においては、企業のニーズを捉えたテーマの設定や講師の選定、さらには企業同士が繋がるマッチングの機会を提供することが重要です。

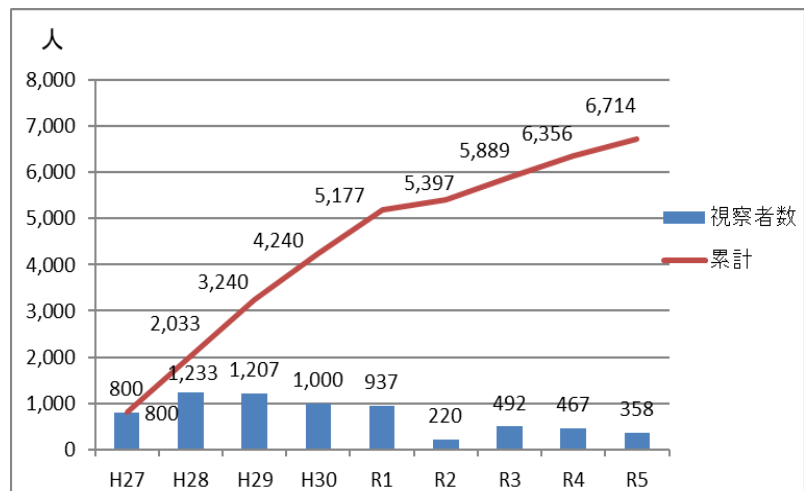


図1-2 水素関連施設等の視察者数の推移

★指標と数値目標

指標	H30 基準値	R6 目標値	R5 現状値	指標の説明
周南市の水素関連施設等の視察者数【人】	1,000	1,000 以上	358	水素関連施設等を視察した人の数（年間）

1-1-2 再生可能エネルギーの導入促進

【太陽光発電システムなどの設置拡大（環境政策課）】

太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入促進のため、市の施設への導入については、災害時の電源確保も踏まえ、施設整備の際に検討していきます。



【市役所本庁舎の太陽光発電設備】

★現状 平成24（2012）年に開始された国の「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）」により、市域における再生可能エネルギー設備の導入容量は増加傾向にあります。令和5（2023）年度262,838kWで、平成27（2015）年度と比較して約4倍、前年度と比較して約2倍に増加しています（図1-3、表1-1参照）。特に、バイオマス発電設備が大きく増加しています。

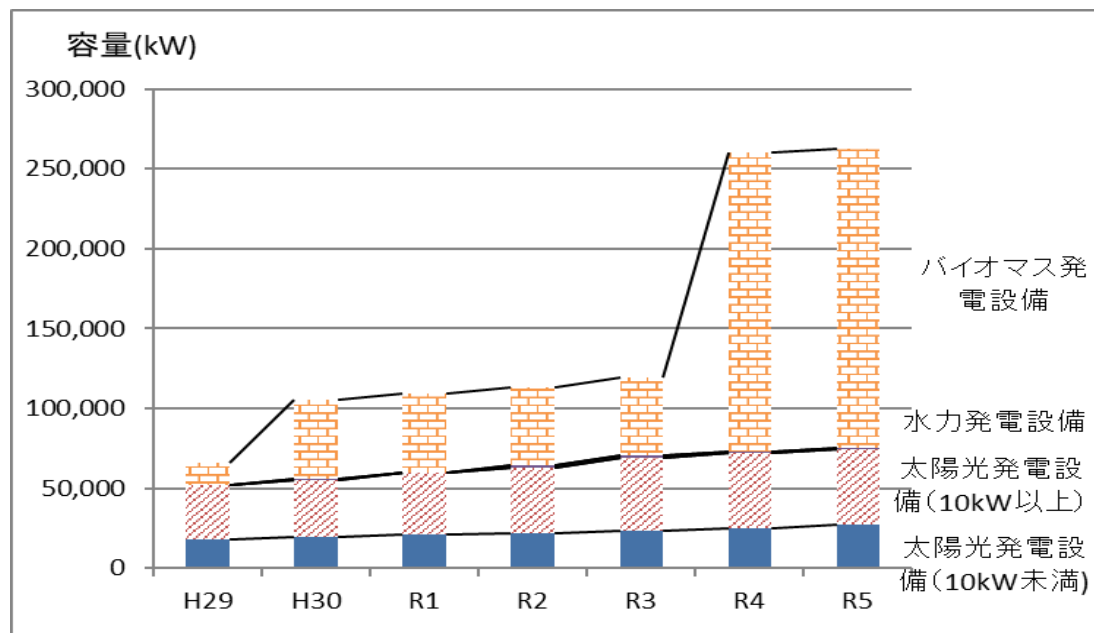


図1-3 市域における再生可能エネルギー設備導入容量の推移

表1-1 市域における再生可能エネルギー設備導入容量の推移（単位：kW）

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
太陽光発電設備(10kW未満)	18,274	19,549	20,776	22,093	23,502	25,190	26,933
太陽光発電設備(10kW以上)	33,529	35,807	38,856	40,979	45,781	46,727	47,560
風力発電設備	0	0	0	0	0	0	0
水力発電設備	520	520	520	1,020	1,020	1,020	1,020
地熱発電設備	0	0	0	0	0	0	0
バイオマス発電設備	13,309	49,205	49,205	49,205	49,205	187,325	187,325
合計	65,632	105,081	109,157	113,297	119,508	260,262	262,838

出典：資源エネルギー庁 固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイト

※令和3（2021）年版環境報告書掲載のR1値は誤記のため修正しています。

《第1節 新エネルギーの活用と低炭素社会の実現》

太陽熱利用については、令和4（2022）年度の山口県域での出荷・設置実績は、ソーラーシステム60台、太陽熱利用温水器527台です。近年、減少傾向にありましたが、持ち直してきています（図1-4参照）。

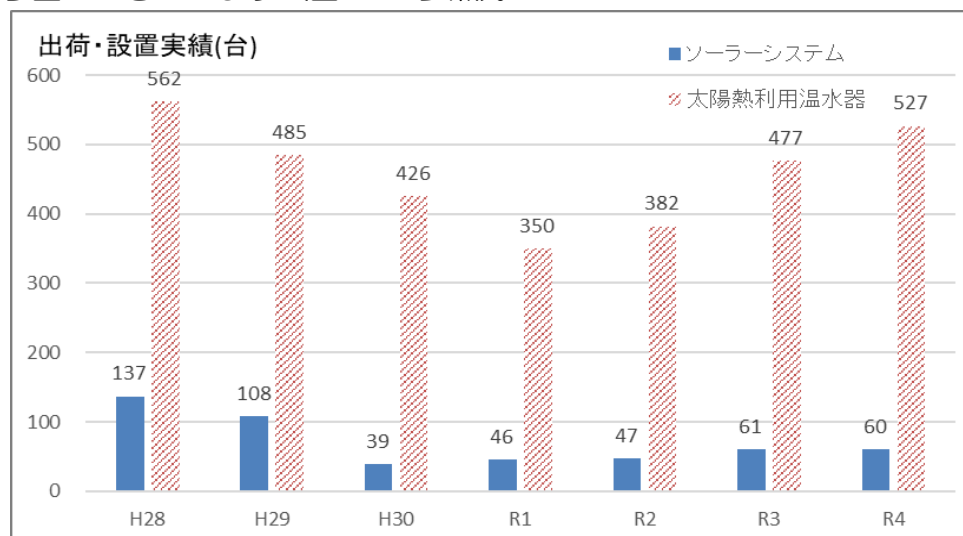


図1-4 山口県域におけるソーラーシステム・太陽熱利用温水器の出荷台数推移

出典：一般社団法人ソーラーシステム振興協会ウェブサイト

また、市の施設での太陽光発電システムの総容量は130kW、太陽光発電を利用した屋外灯・公園の園内灯は74基、風力発電を利用した屋外灯は7基です（表1-2、1-3、1-4参照）。

表1-2 市施設設置の太陽光発電設備（総容量130kW）

設置年度	設置施設名（設備容量）
H16	桜木小学校（10kW）、菊川小学校（10kW）
H22	周陽小学校（10kW）、富田東小学校（10kW）、太華中学校（10kW）、岐陽中学校（10kW）、福川中学校（10kW）、熊毛中学校（10kW）、住吉学校給食センター（10kW）、リサイクルプラザ（10kW）
H24	鹿野中学校（10kW）
H30	市役所本庁舎（20kW）

表1-3 市施設設置の太陽光発電を利用した屋外灯・公園の園内灯（計74基）

設置年度	設置施設名（基数）
H16	中央緑地（1基）、東緑地（1基）、西緑地（2基）、永源山公園（2基）、鹿野総合支所（1基）、熊毛総合支所駐車場（1基）、勝間ふれあい公園（1基）
H18	福川駅前駐輪場（3基）
H20	永源山公園（10基）
H21	長田海浜公園（4基）
H22	住吉中学校（2基）
H23	代々木公園（2基）、高水近隣公園（14基）、中央緑地（2基）、東緑地（1基）、高尾学校給食センター（3基）
H24	菊川中学校（3基）
H25	大迫田浄水場（1基）、菊川浄水場（1基）、徳山動物園（7基）、中央緑地（4基）、桜田中学校（1基）
H26	熊毛中学校（1基）
H27	櫛浜市民センター（2基）、学び・交流プラザ（4基）

表 1-4 市施設設置の風力発電を利用した屋外灯（計 7 基）

設置年度	設置施設名（基数）
H22	住吉中学校（2 基）、リサイクルプラザ（1 基）
H27	学び・交流プラザ（4 基）

★分析と課題 再生可能エネルギーの導入促進について、S+3E（安全性+エネルギーの安定供給、経済効率性の向上、環境への適合）を大前提に、主力電源化を徹底し、最優先の原則で取り組み、地域との共生を図りながら最大限の導入を促す必要があります。浄化センターでは、令和 4（2022）年度に下水道汚泥を利用した消化ガス発電設備を設置しています（表 1-5 参照）。

表 1-5 市施設設置の下水道汚泥利用消化ガス発電設備（総容量 175kW）

設置年度	設置施設名（規模×台数）
R4	徳山東部浄化センター（25kW×4 台）、新南陽浄化センター（25kW×3 台）

1-2. 地球温暖化防止対策の推進

1-2-1 二酸化炭素排出量削減対策の推進

【公共交通機関の利用促進】

子ども向けのバスの乗り方教室やノーマイカーデーなどの実施により、公共交通機関の利用促進と地球温暖化防止に向けた意識啓発を図るとともに、市街地循環バスの運行やそれと連動したパーク・アンド・ライド用の駐車場の設置など、公共交通への転換を図ります。

★現状

○バスの乗り方教室の開催（公共交通対策課）

公共交通機関利用促進のため、例年、お祭りなどのイベントでバスの乗り方教室を実施していましたが、令和 2（2020）年度から令和 4（2022）年度までは新型コロナウイルス感染症拡大防止のためイベント自体が中止となりました。

新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行した令和 5（2023）年度は、「周南こどもゆめまつり」でバスの乗り方教室を実施しました。

○モビリティ・マネジメントの実施（公共交通対策課）

市街地来訪者に対し「近距離バス移動」という新しいライフスタイルの提案を目的とした市街地循環バスの運行や、それと連動したパーク・アンド・ライド用の駐車場の設置など、公共交通機関への利用転換を促しています。

令和 5（2023）年度の循環バス利用者は 18,321 人で、令和 4（2022）年度よりも約 1,800 人増加しました。

○利用促進のための情報誌の発行（公共交通対策課）

周南市が事務局の「周南市地域公共交通会議」において、バスや電車等の公共交通利用促進を目的とした情報誌「notta!」を創刊し、市内の公共施設等で無料配布し啓発に努めました。

○市内一斉ノーマイカーデーの実施（環境政策課）

市内事業所に勤めているマイカー通勤者を対象に、平成 26（2014）年度から毎月第3金曜日を市内一斉ノーマイカーデーとし、公共交通機関の利用促進などにより、日常生活における温室効果ガス排出量を削減するための取組を推進しています。事業所で参加登録すると、参加登録者用バス半額券で、バス運賃の半額割引や市内協賛飲食店（表 1-6 参照）で各種サービスを受けることができます。



【市内一斉ノーマイカーデーのチラシ】

表 1-6 市内一斉ノーマイカーデー協賛店舗

協賛店舗名（登録順）		
イタリア食堂 Bamboo	インド料理 ガネーシュ	お好み焼 やすきゅう
オリエンタルパール	風を感じて	活魚と酒菜と美味しい酒 津々浦々
紫水園	3tree	鉄板∞BAR otto
FOOD BAR HANDs	ホテルサンルート徳山	Restaurant&Bar CHARRY'S

令和 4（2022）年度から、市役所職員によるエブリデイ・ノーマイカーデー（実施日を自分で選択）を市内一斉ノーマイカーデーと統一しました。令和 5（2023）年度は、市役所を含めた 13 事業所が参加しました。延べ実施者数は 2,764 人、月平均実施者数 230 名、実施率 13.5%で、削減された温室効果ガス排出量は 9.2 t-CO₂でした（表 1-7、図 1-5、1-6、1-7 参照）。

表 1-7 市内一斉ノーマイカーデー参加登録事業所（市役所以外）

事業所名		
(株)アストム周南ワークス	サン・アロー化成(株)	サン・トックス(株)徳山工場
東ソー・エスジーエム(株)	東ソー(株)南陽事業所	徳山商工会議所
徳山工業高等専門学校	(株)トクヤマ徳山製造所	徳山ポリプロ(株)徳山工場
日鉄ステンレス(株)製造本部 山口製鋼所	防長交通(株)	山口県周南県民局

《第1節 新エネルギーの活用と低炭素社会の実現》

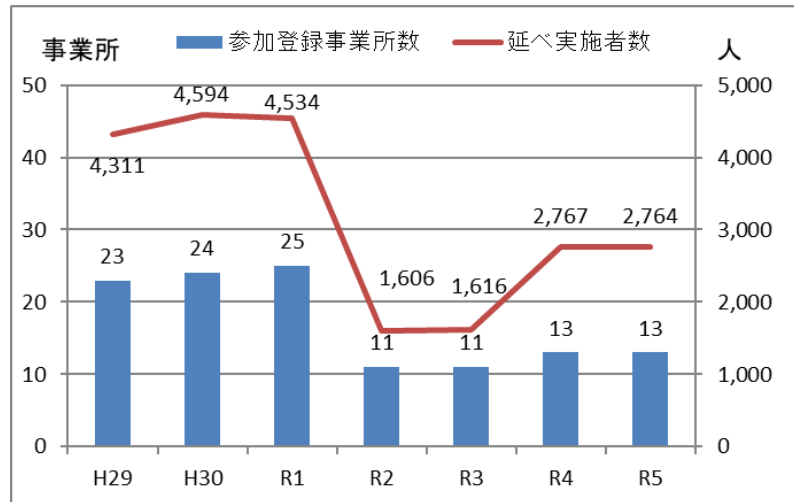


図 1-5 市内一斉ノーマイカーデー参加事業所数等の推移
※R4 年度からエブリデイ・ノーマイカーデー（市役所）と統一

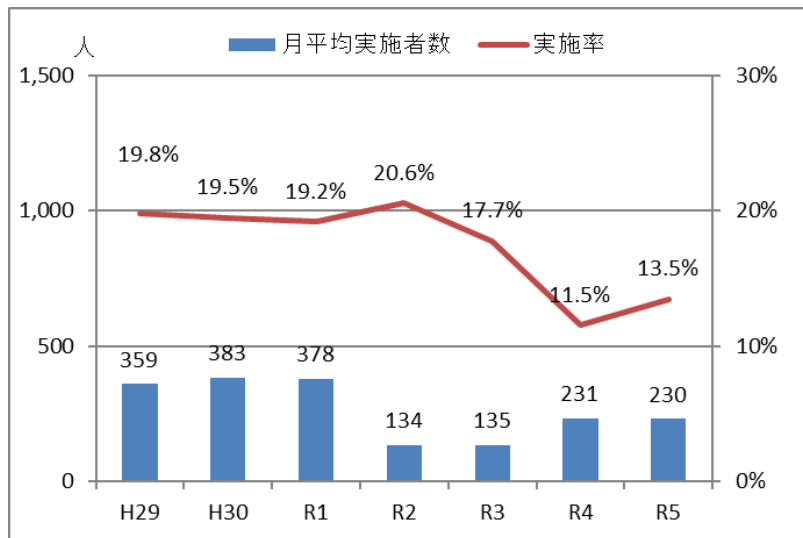


図 1-6 市内一斉ノーマイカーデー実施率等の推移
※R4 年度からエブリデイ・ノーマイカーデー（市役所）と統一

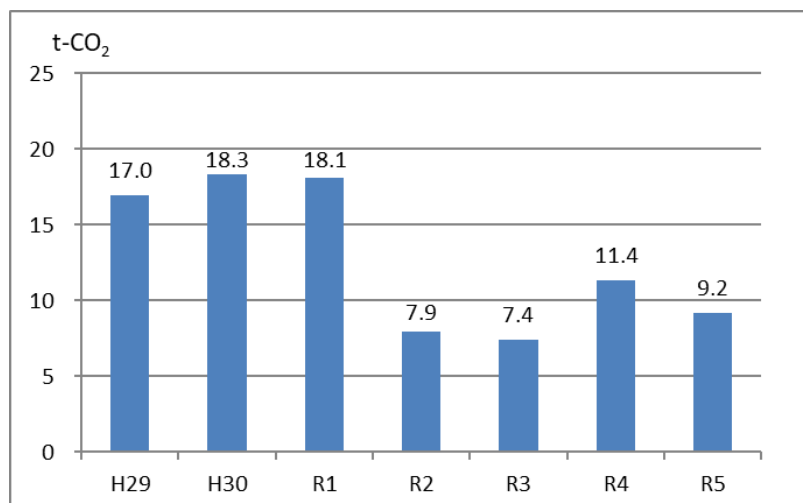


図 1-7 市内一斉ノーマイカーデーによる削減温室効果ガス量の推移
※R4 年度からエブリデイ・ノーマイカーデー（市役所）と統一

★分析と課題 国土交通省「運輸部門における二酸化炭素排出量」によると、令和4（2022）年度において、1人を1km運ぶのに排出する二酸化炭素量は、自家用乗用車では128g-CO₂に対して、バスでは71g-CO₂であり、約4割減になります（図1-8参照）。通勤手段を徒歩、自転車にすれば二酸化炭素排出量はゼロになり、また適度な運動にも繋がるため健康面でのメリットもあると言えます。

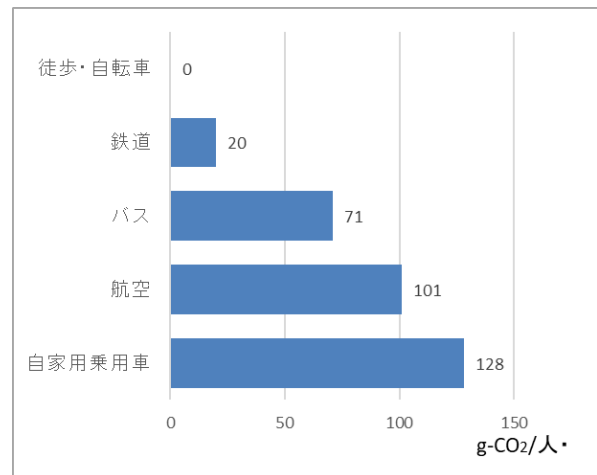


図1-8 輸送量当たりの二酸化炭素排出量（旅客）

自動車の利便性からマイカー中心の生活スタイルが定着し、公共交通機関の利用者数が減少しています。さらに令和2

（2020）年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大により利用者が減少し、その影響が続いています。

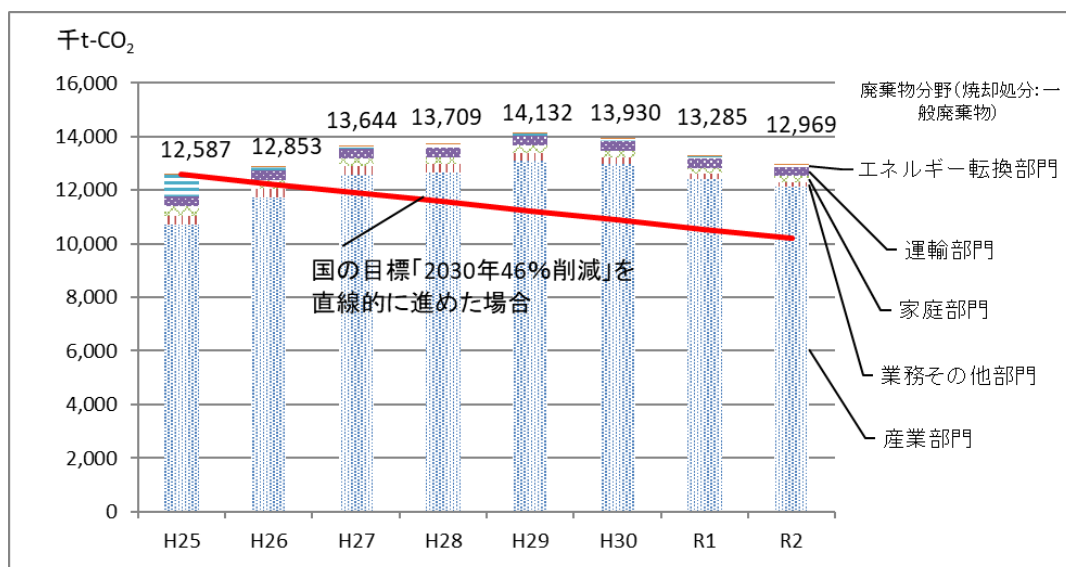
市内一斉で行うノーマイカーデーの実施は、地球温暖化防止活動を考える機会を創出する啓発事業であり、事業内容に工夫を凝らしながら継続して実施していきます。

【二酸化炭素の排出削減、利活用に向けた取組例の紹介と機運の醸成（環境政策課）】

市内のコンビニート企業の先進的・画期的な取組などについて紹介し、企業や市民との協働による二酸化炭素排出削減に向けた機運の醸成を図ります。

★現状 市域における温室効果ガスの排出量は、環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル 算定手法編 Ver.1.0」に基づき、各種統計資料から推定しています。約3年遅れて公表される温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の特定事業所排出量を用いるため、令和2（2020）年度の数値が最新となります。

令和2（2020）年度排出量は12,969千t-CO₂でした（図1-9、表1-8参照）。前年度と比較すると2.4%減少し、産業部門が93.4%を占めています。



《第1節 新エネルギーの活用と低炭素社会の実現》

図 1-9 市域における温室効果ガス排出量の推移

表 1-8 市域における温室効果ガス排出量の推移（単位：千 t-CO₂）

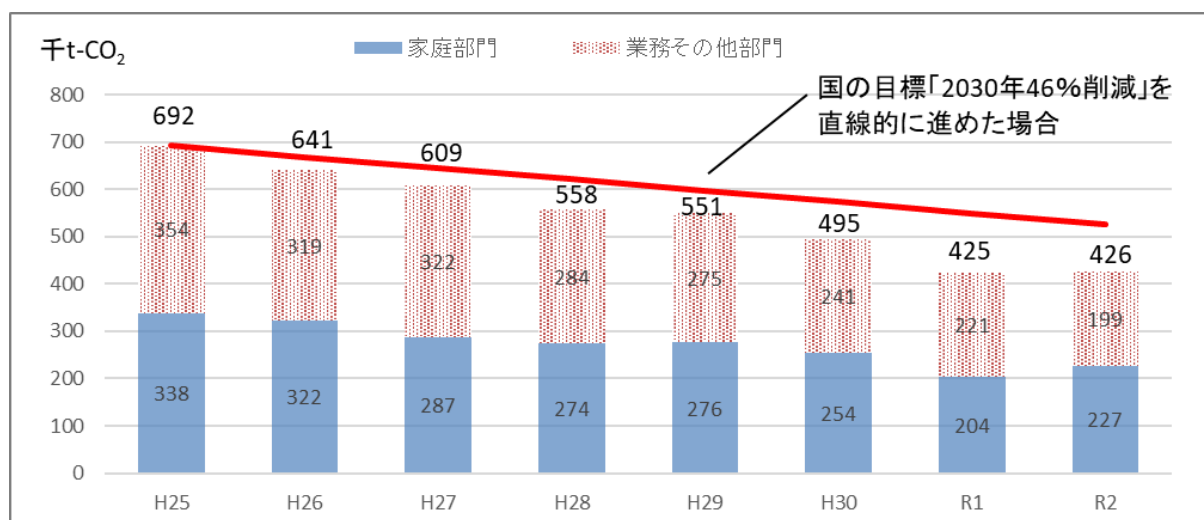
部門・分野	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
合 計	12,587	12,853	13,644	13,709	14,132	13,930	13,285	12,969
産業部門	10,702	11,742	12,566	12,677	13,109	12,965	12,400	12,112
製造業	10,670	11,713	12,538	12,649	13,079	12,940	12,375	12,089
建設業・鉱業	25	21	20	19	21	18	17	15
農林水産業	7	8	8	9	9	8	8	8
業務その他部門	354	319	322	284	275	241	221	199
家庭部門	338	322	287	274	276	254	204	227
運輸部門	385	369	367	364	361	357	351	324
自動車	277	270	267	264	260	256	250	226
旅客	158	151	149	148	146	144	139	104
貨物	119	119	118	116	114	112	111	122
鉄道	12	11	11	10	10	9	9	8
船舶	96	88	89	90	91	92	92	90
エネルギー転換部門	797	89	94	97	98	100	98	96
廃棄物分野（一般廃棄物）	11	12	9	13	13	12	12	11

※小数点以下は四捨五入により表現しています。

※排出量は、製造業については、環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（Ver1.0）（平成 29（2017）年 3 月）」の事業所排出量積上法により、その他は標準的手法に基づき統計資料の按分により地方公共団体別部門・分野別の排出量を推計した値です。一般廃棄物の二酸化炭素排出量は、環境省「一般廃棄物実態調査結果」の焼却処理量から推計しています。

※令和 2（2020）年 12 月 資源エネルギー庁 「都道府県別エネルギー消費統計の推計方法とその変更について」より産業部門、業務その他部門、家庭部門の数値を過去に遡って見直しています。

令和 2（2020）年度の市の民生部門（家庭・業務その他）の排出量は 426 千 t - CO₂ で、前年度と比較して 0.2%増加しています（図 1-10 参照）。家庭部門における市民一人あたりの排出量は 1.61t-CO₂ で、前年度と比較して 12.6%増加しています（図 1-11 参照）。



《第1節 新エネルギーの活用と低炭素社会の実現》

図 1-10 市域における民生部門の温室効果ガス排出量の推移

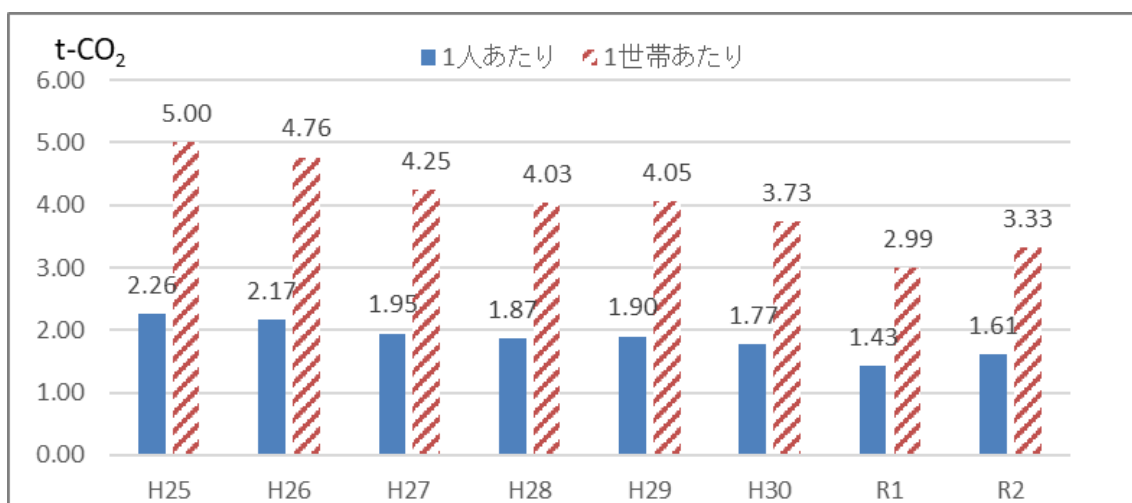


図 1-11 市域における家庭部門 1 人及び 1 世帯あたりの温室効果ガス排出量の推移

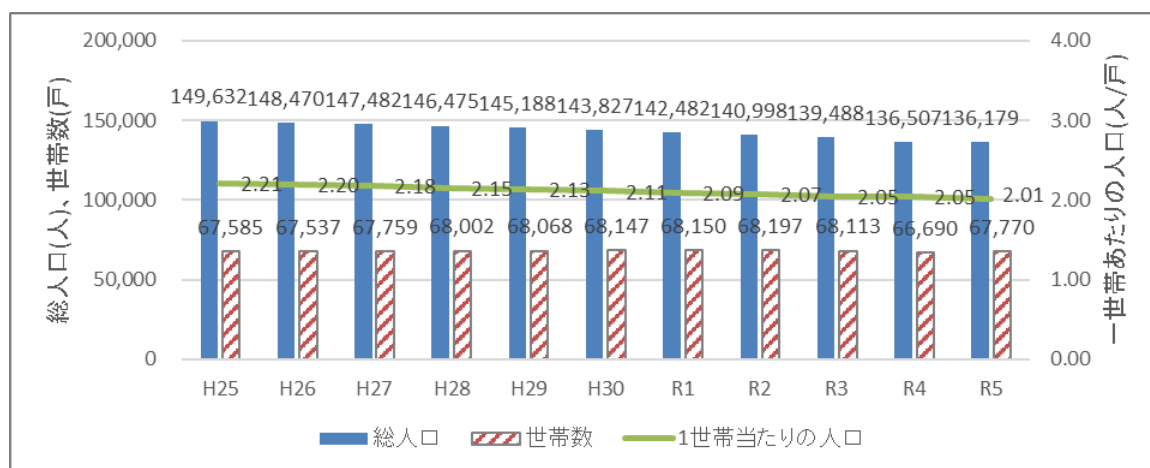


図 1-12 総人口と世帯数

★分析と課題 令和2（2020）年10月、当時の菅内閣総理大臣は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」宣言を行いました。さらに、令和3（2021）年の4月の気候変動サミットで、日本は2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度から46%削減し、さらに50%の高みに向け挑戦を続けていく考えを示しました。

このように低炭素から脱炭素へと国の政策転換を受け、市では令和4（2022）年2月に環境基本計画を補完する「周南市脱炭素社会形成取組指針」を示しました。これに基づき、「市民等への行動変容の働きかけ」、

「事業者との連携と支援」に取り組むとともに、「市自らの率先行動」を実行するなど、3者が一体となった取り組みを積極的に展開していきます。また、こうした取り組みを広く情報発信し、市全体の意識醸成を図ることが課題です。



【周南市脱炭素社会形成取組指針】

《第1節 新エネルギーの活用と低炭素社会の実現》

令和2（2020）年度は、家庭部門の温室効果ガスが前年度より増加しましたが、これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で在宅時間が増加したことによる、電力等のエネルギー消費量の増加等が要因と考えられます。ちなみに46%削減の国の目標を毎年一定に削減するとした場合、市域における温室効果ガス排出量では達成できていない状況ですが、民生部門では達成できている状況です（図1-9、1-10参照）。

★指標と数値目標

指標	H30 基準値	R6 目標値	R5 現状値	指標の説明
市の民生部門（家庭・業務その他）二酸化炭素排出量【千t-CO ₂ 】	(H27) 609	(R3) 548 以下	(R2) 426	国の目標(2030年度) ^{※2} である民生部門 40%削減を見据えた推計値

※1 目標設定当初、H27 基準値 664 に対して R3 目標値 597 以下としていたが、その後、算出使用各種統計資料の数値修正があり、再計算すると H27 基準値が 609 となり、その比率を用いて R3 目標値を 548 以下としています。

※2 国が定める地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）に基づいています。現在、令和 3 年 10 月 22 日閣議決定版が最新です。

1-2-2 環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルの構築

【地産地消の推進】

学校給食における県内産食材の使用や6次産業化への取組の強化など、フード・マイレージの低減による地球温暖化防止のため、地産地消の取組を推進します。

○地産地消の推進によるフード・マイレージの低減【農業振興課】

★**現状** 生産地から食卓まで旅した距離が短い食べ物を食べた方が、輸送する時に排出される二酸化炭素などの量を少なくできるという考えフード・マイルズからつくりだされ、フード・マイレージとは「食料の量×輸送距離」で計算され、この数値が大きいほど、環境へ負荷を与えていると考えられます。要するに、なるべく地域内で生産された食料を消費する地産地消を推進することにより環境負荷が低減されます（図1-13参照）。

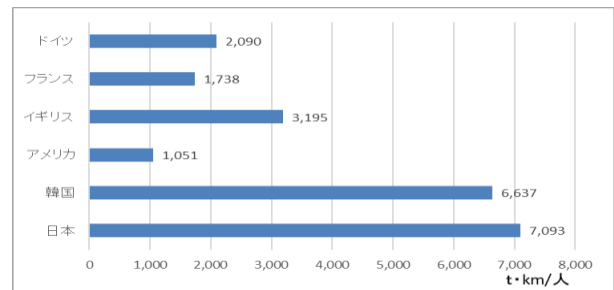


図1-13 各国の人口1人あたりのフード・マイレージ

※出典：農林水産省「農林水産政策研究 第5号(2003年12月)」

市では「地産地消促進計画」に基づき、「地産地消推進店」及び「しゅうなんブランド」の認定や6次産業化への支援など行い、商品の市産素材の比率向上を図っています（表1-9参照）。また、しゅうなんブランドを代表とする商品を「極」として認定するなど、地産地消を推進しています。

表1-9 認定・支援の状況（詳細は市農業振興課HP参照）

認定・支援	R5	累計
地産地消推進店の認定	3店舗	94 店舗
しゅうなんブランド認定	0 品	122 品
6次産業化への支援	3件	14 件



【しゅうなんブランド認定品】

○栽培施設等の整備【農業振興課】

★**現状** 特定農産物の産地化を進め、農業経営の収益向上及び経営の安定化を図るため、市内の直売所に出荷することを条件に、特定品種の種苗補助を一定の要件のもと行っています。令和5（2023）年度の種苗補助件数とその作付面積は、それぞれ9件 13,642 m²でした（図 1-14 参照）。

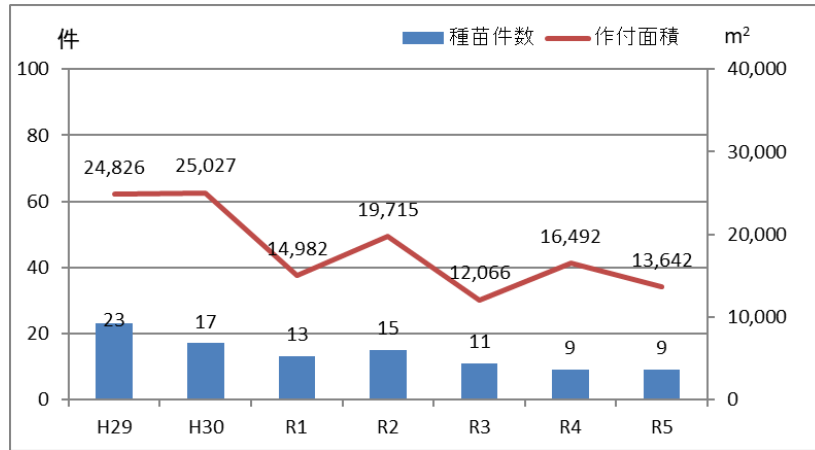


図 1-14 特定品種の種苗補助件数及び作付面積の推移

★**分析と課題** 生産を増加するための支援に加え、販売促進、消費喚起など、一体的な取組を、関係機関と連携して行う必要があります。

○学校給食における地場産物の使用促進【学校給食課】

★**現状** 学校給食における食材において、米及び牛乳は、県内産を 100%使用しています。パンについても、平成 24（2012）年 12 月から県内産小麦と米粉を 100%使用しています。

また、毎月「地場産給食の日」を設け、県内産食材の使用促進に努めて、特に青果食材は、使用頻度の高い 11 品目を選び、重量ベースで 30%の使用を目標にしています。令和 5（2023）年度は、26.8%の使用率でした（図 1-15 参照）。

★**分析と課題** 生産を増加するための支援に加え、販売促進、消費喚起など、一体的な取組を、関係機関と連携して行う必要があります。

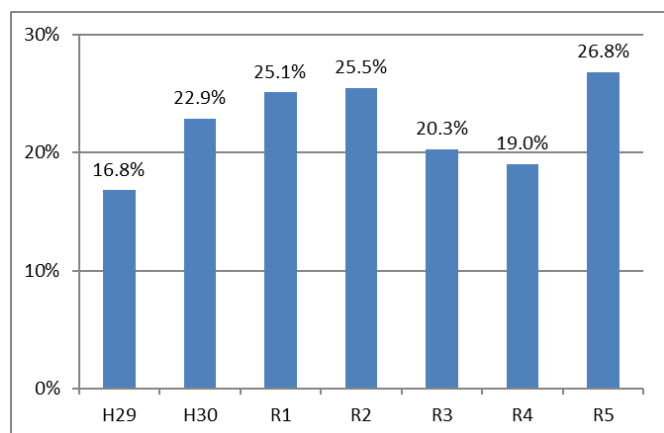


図 1-15 青果食材 11 品目の県内産食材使用率（重量ベース）

※11 品目：人参、たまねぎ、ばれいしょ、さつまいも、なす、キャベツ、ねぎ、大根、白菜、ほうれん草、みかん

【環境にやさしいワークスタイルの推進（環境政策課）】

事業所における省エネ設備の導入や、ノーマイカーデーによる通勤形態の見直しなど、地球にやさしい働き方を提唱します。

★現状 市では、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として、「周南市役所エコ・オフィス実践プラン」を定め、環境にやさしいワークスタイルを率先して推進するため、様々な対策を実施しています。

○市役所の内部事務における温室効果ガス排出状況（環境政策課）

市役所の内部事務における令和5（2023）年度の温室効果ガス排出量は28,943 t-CO₂でした（図1-16 参照）。

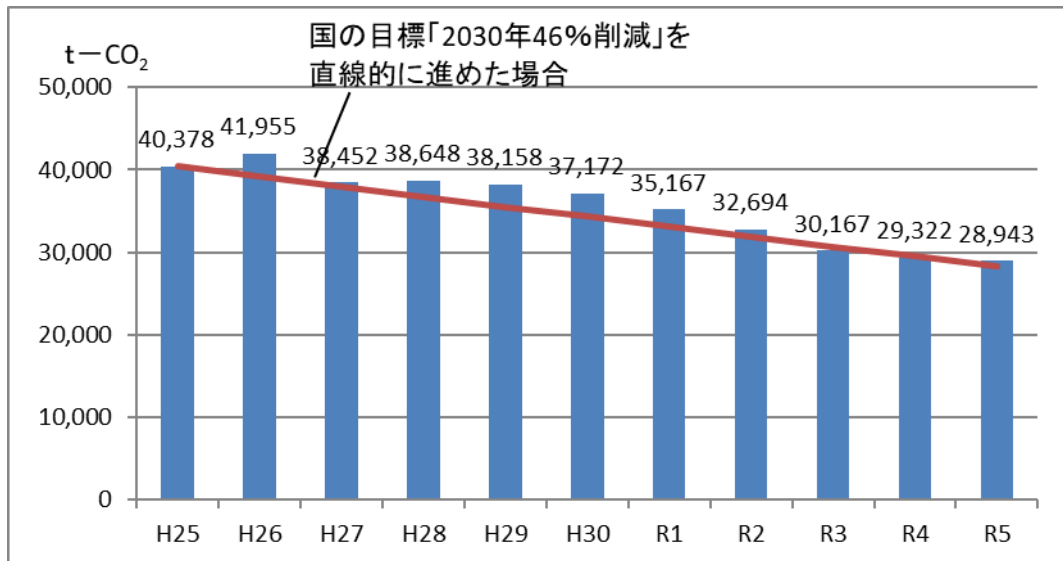


図1-16 市役所における温室効果ガス排出量の推移

○ESCO事業による省エネルギー改修（環境政策課）

ESCO（Energy Service Company）事業は、従前の利便性を損なうことなく省エネルギーに関する包括的なサービスを提供する事業で、市では平成17（2015）年度に市営路外駐車場（徳山駅前駐車場、代々木公園地下駐車場）に導入し、平成18（2006）年度から平成27（2015）年度まで実施しました。具体的には、一酸化炭素濃度制御やインバータ、高効率モータ、全熱交換器、エネルギー管理装置などを導入し、約400 t-CO₂/年の削減を実施しました。市役所全体の排出量の1%程度の量になります。

ESCO事業は、利便性を損なうことなく省エネルギー対策を実施でき、市の他の事業に比べて削減効果の大きい事業です。また、ESCO事業者が資金調達を行い、ESCO事業者が計画・設置した設備の省エネルギー効果を顧客に保証する、顧客に初期費用がかからないシェアード・セイビング契約という方式もあります。詳細は、一般社団法人ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会のホームページをご参照ください。財団法人省エネルギーセンターの省エネ診断サービス等を活用されることをお勧めします。

○市役所のグリーン購入（環境政策課）

市ではグリーン購入基本方針を定め、製品やサービスを調達する際に環境負荷の低減を考慮するよう努めています。

★分析と課題 環境にやさしいワークスタイルへの取組は、できることから実行し、成果を確認しながら改善し、継続していくことが大事です。事業活動で比較的取り組みやすい事項は、「クールビズ」や、「ウォームビズ」、不要な照明や電源をオフすることの節電活動、ごみ減量活動のようです。

環境省HPより「デコ活」宣言、応援団参画（「COOL CHOICE」から移行）、山口県HPより「ぶちエコやまぐち」宣言から、始めてみるのもよいのではないのでしょうか。他にも、ライトダウン、みどりのカーテン、ノーマイカー運動、エコドライブ、ESCO事業、ISO14001、エコアクション21、グリーン購入、地産地消、テレワークなど、事業所の状況に応じてできることから実践していくことが必要です。

市役所のグリーン購入は、22分野287品目（表1-10参照）のうち、平成15（2003）年度よりコピー用紙及びトイレットペーパーの2品目について、購入率の目標を定めて取り組み、コピー用紙は40数%程度、トイレットペーパーはほぼ100%という結果でした。他の品目に対する意識付けも必要なため、令和元（2019）年度からボールペンを目標設定品目として購入率の向上に取り組み、86.5%となりました。現在は品目等を定めず、調達の推進に取り組んでいます。グリーン購入適合物品が比較的割高であることや、用途に合った商品がない、職員の認知不足などの課題が挙げられます。

また、調達者自身の環境負荷を下げるだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品やサービス提供を促すことで、経済・社会全体を環境配慮型のものに変えていく可能性のあるグリーン契約（環境配慮契約）の推進を行い、限られた資源から、選択と集中により効率的に環境負荷を低減していくことも課題です。

表1-10 グリーン購入の品目一覧【22分野287品目】

（環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針 令和5年12月」より）

分野	品目
紙類	コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、トイレットペーパー、ティッシュペーパー
文具類	シャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン、マーキングペン、鉛筆、スタンプ台、朱肉、印章セット、印箱、公印、ゴム印、回転ゴム印、定規、トレー、消しゴム、ステープラー（汎用型）、ステープラー（汎用型以外）、ステープラー針リムーバー、連射式クリップ（本体）、事務用修正具（テープ）、事務用修正具（液状）、クラフトテープ、布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）、両面粘着紙テープ、製本テープ、ブックスタンド、ペンスタンド、クリップケース、はさみ、マグネット（玉）、マグネット（バー）、テープカッター、パンチ（手動）、モルトケース（紙めくり用スポンジケース）、紙めくりクリップ、鉛筆削（手動）、OAクリーナー（ウェットタイプ）、OAクリーナー（液タイプ）、ダストブロワー、レターケース、メディアケース、マウスパッド、OAフィルター（枠あり）、丸刃式紙裁断機、カッターナイフ、カッティングマット、デスクマット、OHPフィルム、絵筆、絵の具、墨汁、のり（液状）（補充用を含む。）、のり（澱粉のり）（補充用を含む。）、のり（固形）（補充用を含む。）、のり（テープ）、ファイル、バ

《第1節 新エネルギーの活用と低炭素社会の実現》

	インダー、ファイリング用品、アルバム（台紙を含む。）、つづりひも、カードケース、事務用封筒（紙製）、窓付き封筒（紙製）、けい紙、起案用紙、ノート、パンチラベル、タックラベル、インデックス、付箋紙、付箋フィルム、黒板拭き、ホワイトボード用イレーザー、額縁、テープ印字機等用力セット、テープ印字機等用テープ、ごみ箱、リサイクルボックス、缶・ボトルつぶし機（手動）、名札（机上用）、名札（衣服取付型・首下げ型）、鍵かけ（フックを含む。）、チョーク、グラウンド用白線、梱包用バンド
オフィス家具等	いす、机、棚、収納用什器（棚以外）、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード、個室ブース、ディスプレイスタンド
画像機器等	コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ、プロジェクタ、トナーカートリッジ、インクカートリッジ
電子計算機等	電子計算機、磁気ディスク装置、ディスプレイ、記録用メディア
オフィス機器等	シュレッダー、デジタル印刷機、掛時計、電子式卓上計算機、一次電池又は小形充電式電池
移動電話等	携帯電話、PHS、スマートフォン
家電製品	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫、テレビジョン受信機、電気便座、電子レンジ
エアコンディショナー等	家庭用エアコンディショナー、業務用エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機、ストーブ
温水器等	ヒートポンプ式電気給湯器、ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器
照明	LED照明器具、LEDを光源とした内照式表示灯、電球形LEDランプ
自動車等	乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ、乗用車用タイヤ、2サイクルエンジン油
消火器	消火器
制服・作業服等	制服、作業服、帽子、靴
インテリア・寝装寝具	カーテン、布製ブラインド、金属製ブラインド、タイルカーペット、ニードルパンチカーペット、タフテッドカーペット、織じゅうたん、毛布、ふとん、ベッドフレーム、マットレス
作業手袋	作業手袋
その他繊維製品	集会用テント、ブルーシート、防球ネット、旗、のぼり、幕、モップ
設備	太陽光発電システム（公共・産業用）、太陽熱利用システム（公共・産業用）、燃料電池、エネルギー管理システム、生ゴミ処理機、節水器具、給水栓、日射調整フィルム、低放射フィルム、テレワーク用ライセンス、Web会議システム
災害備蓄用品	災害備蓄用飲料水、アルファ化米、保存パン、乾パン、レトルト食品等、栄養調整食品、フリーズドライ食品、非常用携帯燃料、携帯発電機、非常用携帯電源、（他の分野と同品目：毛布、作業手袋、テント、ブルーシート、一次電池）
公共工事	【資材】 建設汚泥から再生した処理土、土工用水砕スラグ、銅スラグを用いたケーソン中詰め材、フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材、地盤改良用製鋼スラグ、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材、電気炉酸化スラグ骨材、再生加熱アスファルト混合物、鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物、中温化アスファルト混合物、鉄鋼スラグ混入路盤材、再生骨材等、間伐材、高炉セメント、フライアッシュセメント、エコセメント、透水性コンクリート、鉄鋼スラグブロック、フライアッシュを用いた吹付けコンクリート、下塗用塗料（重防食）、低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料、高日射反射率塗料、高日射反射率防水、再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）、再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）、バークたい肥、下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）、LED道路照明、再生プラスチック製中央分離帯ブロック、セラミックタイル、断熱サッシ・ドア、製材、集成材、合板、単板積層材、直交集成板、フローリング、パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板、木材・プラスチック再生複合材製品、ビニル系床材、断熱材、照明制御システム、変圧器、吸収冷温水機、氷蓄熱式空調機器、ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機、送風機、ポンプ、排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管、

《第1節 新エネルギーの活用と低炭素社会の実現》

	自動水栓、自動洗浄装置及びその組み込み小便器、大便器、再生材料を使用した型枠、合板型枠 【建設機械】 排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械 【工法】 低品質土有効利用工法、建設汚泥再生処理工法、コンクリート塊再生処理工法、路上表層再生工法、路上再生路盤工法、伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法、泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法 【目的物】 排水性舗装、透水性舗装、屋上緑化
役務	省エネルギー診断、印刷、食堂、自動車専用タイヤ更生、自動車整備、庁舎管理、植栽管理、加煙試験、清掃、タイルカーペット洗浄、機密文書処理、害虫防除、輸配送、旅客輸送（自動車）、庁舎等において営業を行う小売業務、クリーニング、飲料自動販売機設置、引越輸送、会議運営、印刷機能等提供業務
ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋

【環境にやさしいライフスタイルの推進（環境政策課）】

★**現状** 市民の皆さんに身近な地球温暖化防止活動に取り組んでもらう「しゅうなんエコ・チャレンジ事業」として、令和5年（2023）年度は「エコ日記」を実施しました。

「エコ日記」は、小学3年生を対象に、冬休みの間、自分たちが身近なところからできる地球温暖化防止活動を日記形式に記入し、環境問題について考えることを目的として、平成29（2017）年度から実施しています。令和5（2023）年度は春休みに実施し、14校464名の参加でした。

平成30（2018）年度から実施してきた、環境にまつわる思いやエピソード、日々の生活で感じていることなどを楽しく詠む「おもしろエコ川柳」とともに、財政的な理由で受賞者向け賞品や参加賞を縮小・廃止したため、取り組む動機付けが弱くなったことなどにより、令和3（2021）年度以降、参加者数が減少しています。

こうした状況から、「おもしろエコ川柳」は、令和2（2020）年度に目標値を達成したこと、事業効果の見直しを検討する観点から、令和4（2022）年度以降は実施を見送っています。

新たに、市民一人一人が、ライフスタイルに合わせて暮らしを脱炭素化する取組を推進するため、令和4（2022）年度から、再生可能エネルギー・省エネルギー設備等の導入を促す、戸建住宅のネ

ット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）、電気自動車（EV）及びプラグインハイブリ



【エコ日記シート】

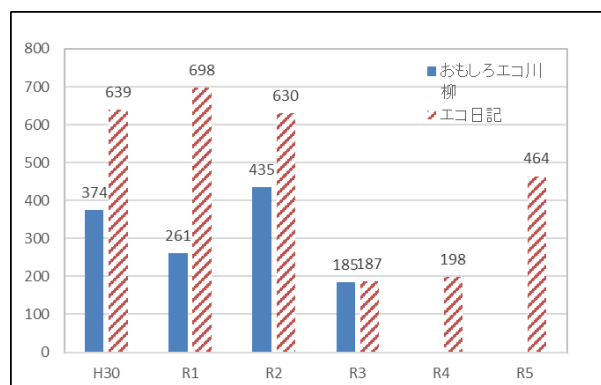


図1-17 おもしろエコ川柳、エコ日記の参加者数の推移

《第1節 新エネルギーの活用と低炭素社会の実現》

ッド自動車（PHV）を購入する際の補助を開始しました。ZEHの補助件数は4件、EV・PHVの補助件数は53件でした。

★分析と課題 ライフスタイルを低炭素型へ誘導する市民向け施策は、平成17（2005）年度市民節電所事業として開始しており、温室効果ガス削減量よりは参加者数の増加に焦点を当て、事前参加型から事後報告型へ、削減量が把握できるものから、削減量は把握できないが活動は把握できるものへ、削減量及び活動は把握できないが考える機会を提供できる事業の形態に移行してきました。令和4（2022）年度に開始したZEH及びEV・PHV購入の補助事業は、市民の行動変容に寄与すると同時に温室効果ガス削減量を把握することができます。令和5（2023）年度のZEH住宅により削減された温室効果ガス排出量は13.3 t-CO₂、EV・PHV購入により削減された温室効果ガス排出量は32.4 t-CO₂でした。

また、これらの新たな事業の普及啓発を行うとともに、「ゼロカーボンアクション30」（表1-12参照）、エコドライブ（表1-13参照）などの取組を更に事業に取り入れ、市民意識の醸成を図ることが求められます。

★指標と数値目標

指標	H30 基準値	R6 目標値	R5 現状値	指標の説明
「おもしろエコ川柳」応募者数【人】	374	400 以上	(R2) 435	「おもしろエコ川柳」の応募者数

表1-11 ひとりひとりができること「ゼロカーボンアクション30」（環境省）

カテゴリー	No.	アクション
エネルギーを節約・転換しよう！	1	再エネ電気への切り替え
	2	クールビズ・ウォームビズ
	3	節電
	4	節水
	5	省エネ家電の導入
	6	宅配サービスをできるだけ一回で受け取ろう
	7	消費エネルギーの見える化
太陽光パネル付き・省エネ住宅に住もう！	8	太陽光パネルの設置
	9	ZEH（ゼッチ）
	10	省エネリフォーム 窓や壁等の断熱リフォーム
	11	蓄電池（EV・車載の蓄電池）・畜エネ給湯機の導入・設置
	12	暮らしに木を取り入れる
	13	分譲も賃貸も省エネ物件を選択
	14	働き方の工夫
CO ₂ の少ない交通手段を選ぼう！	15	スマートムーブ
	16	ゼロカーボン・ドライブ
食品ロスをなくそう！	17	食事を食べ残さない
	18	食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫
	19	旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活
	20	自宅でコンポスト
サステナブルなファッションを！	21	今持っている服を長く大切に着る
	22	長く着られる服をじっくり選ぶ
	23	環境に配慮した服を選ぶ

《第1節 新エネルギーの活用と低炭素社会の実現》

3R（リデュース、リユース、リサイクル）	24	使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。 マイバッグ、マイボトル等を使う
	25	修理や補修をする
	26	フリマ・シェアリング
	27	ごみの分別処理
CO ₂ の少ない製品・サービス等を選ぼう！	28	脱炭素型の製品・サービスの選択
	29	個人のESG投資
環境保全活動に積極的に参加しよう！	30	植林やごみ拾い等の活動

表 1-12 エコドライブ10のすすめ（警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省）

項目	概要
1. 自分の燃費を把握しよう	自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう。日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果が実感できます。車に装備されている燃費計・エコドライブナビゲーション・インターネットでの燃費管理などのエコドライブ支援機能を使うと便利です。
2. ふんわりアクセル「eスタート」	発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう（最初の5秒で、時速20km程度が目安です）。10%程度燃費が改善します。焦らず、穏やかな発進は、安全運転にもつながります。
3. 車間距離にゆとりをもつて、加速・減速の少ない運転	走行中は一定の速度で走ることを心がけましょう。車間距離が短くなると、ムダな加速・減速の機会が多くなり、市街地では2%程度、郊外では6%程度も燃費が悪化します。交通状況に応じて速度変化の少ない運転を心がけましょう。
4. 減速時は早めにアクセルを離そう	信号が変わるなど停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離しましょう。そうするとエンジンブレーキが作動し、2%程度燃費が改善します。減速するときや坂道を下るときにもエンジンブレーキを活用しましょう。
5. エアコンの使用は適切に	車のエアコン（A/C）は車内を冷却・除湿する機能です。暖房のみ必要なときは、エアコンスイッチをOFFにしましょう。車内の温度設定が外気と同じ25℃であっても、エアコンスイッチをONにしたままだと12%程度燃費が悪化します。また、冷房が必要なときでも冷やしすぎないようにしましょう。
6. ムダなアイドリングはやめよう	待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐停車の際は、アイドリングはやめましょう。10分間のアイドリング（エアコンOFF）で、130cc程度の燃料を消費します。現在の乗用車では基本的に暖機運転は不要です。エンジンをかけたらすぐに出発しましょう。
7. 渋滞を避け、余裕をもつて出発しよう	出かける前に、渋滞・交通規制などの道路交通情報や、地図・カーナビを活用して、行き先やルートをあらかじめ確認しましょう。たとえば1時間のドライブで道に迷い、10分間余計に走行すると17%程度燃料消費量が増加します。さらに、出発後も道路交通情報をチェックして渋滞を避ければ燃費と時間の節約になります。
8. タイヤの空気圧から始める点検・整備	タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう。タイヤの空気圧が適正値より不足すると、市街地で2%程度、郊外で4%程度燃費が悪化します。また、エンジンオイル・オイルフィルタ・エアクリーナエレメントなどの定期的交換によっても燃費が改善します。
9. 不要な荷物はおろそう	運ぶ必要のない荷物は車からおろしましょう。車の燃費は、荷物の重さに大きく影響されます。100kgの荷物を載せて走ると、3%程度も燃費が悪化します。車の燃費は、空気抵抗にも敏感です。スキーキャリアなどの外装品は、使用しないときには外しましょう。

10. 走行の妨げとなる駐車はやめよう	迷惑運転はやめましょう。交差点付近などの交通の妨げになる場所での駐車は、渋滞をもたらします。迷惑駐車は、他の車の燃費を悪化させるばかりか、交通事故の原因にもなります。迷惑駐車のない道路では、平均速度が向上し、燃費の悪化を防ぎます。
---------------------	---

1-3. 環境と経済が好循環する地域づくりの推進

1-3-1 環境関連産業などの育成・集積

【水素関連産業の創出（商工振興課）】

周南コンビナート企業から発生する副生水素を活用し、国や県等と連携した、水素関連産業に関する人材育成や水素関連技術の開発支援などを通じて、水素関連ビジネスの導入を支援し水素関連市場での競争力の強化を目指します。

★現状 水素関連産業の育成及び中小・中堅企業の水素市場への参入を促進するため、山口県産業技術センターと連携して、企業との意見交換を行い、企業ニーズ等の情報収集に努めました。また、エネルギー転換事業等のカーボンニュートラル推進事業を実施する事業者も利用できるよう、事業所等設置奨励金の支援内容を拡充するとともに、水素関連事業を実施する事業者や水素関連製品や部品などの開発に取り組む事業者を対象とした新規の水素関連事業立地に対する固定資産税相当額を奨励金として補助する制度や市内の中小・中堅企業を対象に水素関連製品の研究開発等を支援する補助制度といった支援策の周知を図りました。

★分析と課題 水素関連産業の育成には、部素材の供給源である中小・中堅企業の水素関連産業への新規参入を増やし、水素関連産業の裾野を広げていく必要があります。一方で、水素関連産業に参入する中小・中堅企業は少ないのが現状であり、この原因の1つとして、ビジネス面及び保安面等の事項に加え、研究開発や設備等に大きな投資が必要であることが挙げられます。国や県等とも連携し、課題解決に向けた取組を推進する必要があります。

1-3-2 持続可能な農林水産業の振興

【環境保全型農業の推進（農業振興課）】

山口県が認定するエコファーマーの増加による自然にやさしい農業の意識啓発や、環境保全に効果の高い営農活動に対する支援策である「環境保全型農業直接支払交付金事業」を活用する団体数を増やすとともに、耕作面積の拡大を図ります。

★現状 市では、化学肥料や化学合成農薬を低減し、自然にやさしい先進的な営農活動（畜産連携稲わら交換、冬期湛水等）が行われており、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）」に基づいた認定制度（みどり認定）において、土づくりと化学肥料や化学合成農薬の低減についての「実施計画」を作成し、県知事の認定を受けた農業者であるエコファーマーは、令和5（2023）年度現在57人です。

また、有機農業や堆肥の施用等の地球温暖化防止・生物多様性保全等にも効果の高い

《第1節 新エネルギーの活用と低炭素社会の実現》

営農活動も行われており、令和5（2023）年度環境保全型農業直接支払交付金事業の取組件数は3件で、取組面積は6,970アールでした（図1-18参照）。

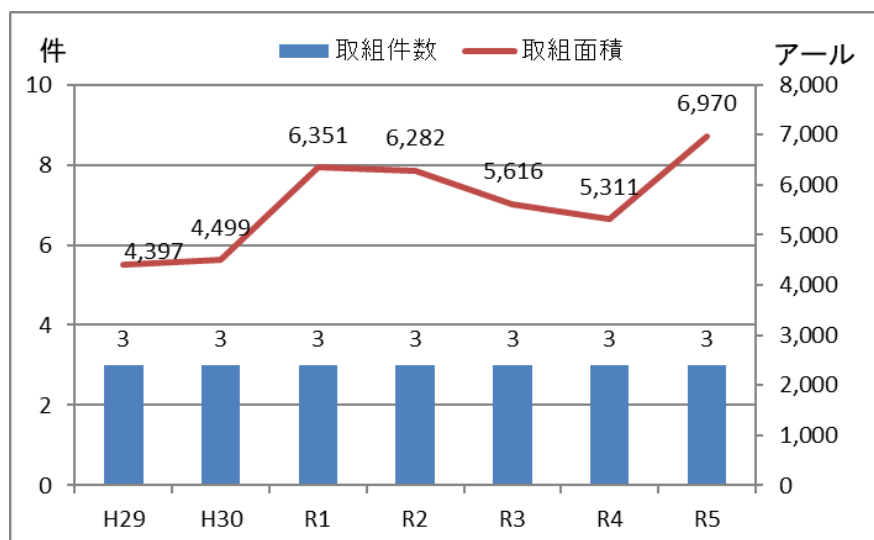


図1-18 緑肥作物等営農活動の推移

★分析と課題 地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくため、化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組と合わせ、堆肥の施用や冬期湛水等、より環境保全に効果の高い営農活動が増加しています。

★指標と数値目標

指標	H30 基準値	R6 目標値	R5 現状値	指標の説明
環境保全型農業の取組面積【アール】	4,499	6,500以上	6,970	環境保全型農業直接支払交付金事業の取組面積

第2節

循環型社会の形成

2-1. ごみの発生抑制・再利用・再資源化（3R）の推進

2-1-1 協働による3Rの推進

【容器包装廃棄物の削減（リサイクル推進課）】

消費者や店舗にレジ袋の削減などと呼びかける「山口県における容器包装廃棄物の削減に関する協定」について、山口県と連携し、参加店舗の拡大を図ります。

★**現状** 「山口県における容器包装廃棄物の削減に関する協定」により、県と連携を図りながら、事業者や店舗にレジ袋の削減及びばら売り、簡易包装などによる容器包装廃棄物の削減や、食品トレーの回収などへの協力依頼を行っています。市内では32店舗が取組に参加しています（表2-1参照）。レジ袋の有料配付による収益金は、各社のリサイクル推進や地球温暖化対策費用などに活用されています。

★**分析と課題** プラスチックは、非常に便利な素材です。

成形しやすく、軽くて丈夫で密閉性も高いため、製品の軽量化や食品ロスの削減など、あらゆる分野で私たちの生活に貢献しています。一方で、廃棄物・資源制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化などの課題もあります。私たちは、プラスチックの過剰な使用を抑制し、賢く利用していく必要があります。

このような状況を踏まえ、国の制度として、令和2（2020）年7月1日より全国でプラスチック製買物袋の有料化が行われました。導入から3年以上経過し、マイバッグの習慣がかなり定着してきました。



【プラスチック製買物袋 有料化のチラシ】

表2-1 山口県における容器包装廃棄物の削減に関する協定参加店舗

店舗名（令和3（2021）年11月22日現在）		
ゆめタウン新南陽	アルク慶万店	マックスバリュ徳山東店
ゆめタウン徳山	アルク徳山中央店	マックスバリュイオンタウン周南久米店
コープとくやま店	マルキユウ福川店	ザ・ビッグ徳山西店
サンマート須々万店	マルキユウ久米店	ザ・ビッグイオンタウン周南店
サンマート鹿野店	ファディ徳山店	中央フード熊毛店
サンマート上野店	スーパー小松大神店	ミコー熊毛店
ピクロス須々万店	スーパーたから河東店	ジュンテンドー緑町店
アルク秋月店	東ソー生活協同組合本店	ジュンテンドー新南陽店
アルク徳山東店	東ソー生活協同組合福川店	ジュンテンドー須々万店
アルク今宿店	フジ新南陽店	ジュンテンドー周南店
アルク新南陽店	フジ桜馬場店	

2-1-2 助成制度を活用した3Rの推進

【生ごみ処理機の購入及び資源物団体回収への支援】

生ごみ処理機の購入や資源物の団体回収に対し、経済的に支援する制度を積極的にPRすることで、家庭ごみの減量化と資源物の再資源化を推進します。

○生ごみ処理機の導入補助金交付制度（リサイクル推進課）

★現状 生ごみは水分量が多いため、運搬・焼却にかかるコストや環境負荷も大きく、家庭から排出される生ごみの減量と有効利用を目的として、市民が生ごみ処理機を購入する費用の一部を補助しています。

令和5（2023）年度は35基の生ごみ処理機・コンポスト容器購入へ助成しましたが、さらに補助制度の利

用者を増やしていく必要があります（図2-1 参照）。

○資源物回収報奨金交付制度（リサイクル推進課）

★現状 市内で資源物の回収を実施した団体に対し、登録した業者が引き取った資源物1キログラム当たり4円の報奨金を交付しています。登録団体数は減少傾向となっており、制度をPRして回収団体を増やしていく必要があります（図2-2、表2-2 参照）。

令和5（2023）年度は、前年に引き続き、新型コロナウイルスの影響もあり、資源物団体回収の団体数が減少し、回収量が下がっています。

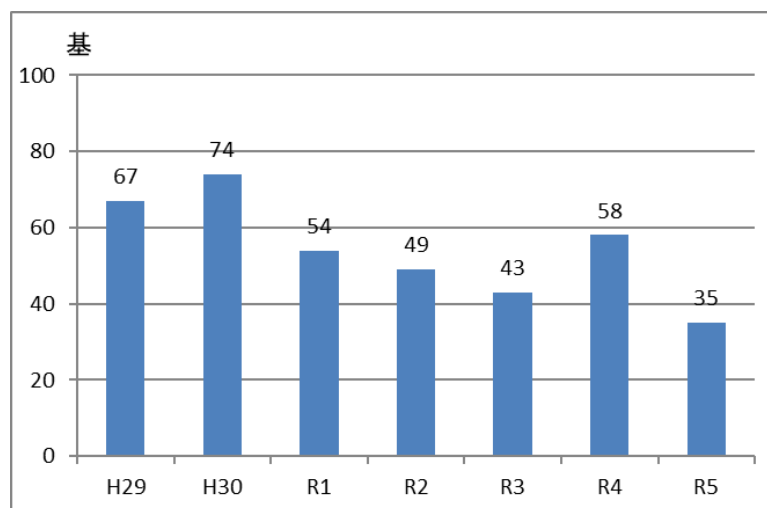


図2-1 生ごみ処理機・コンポスト容器への助成の推移

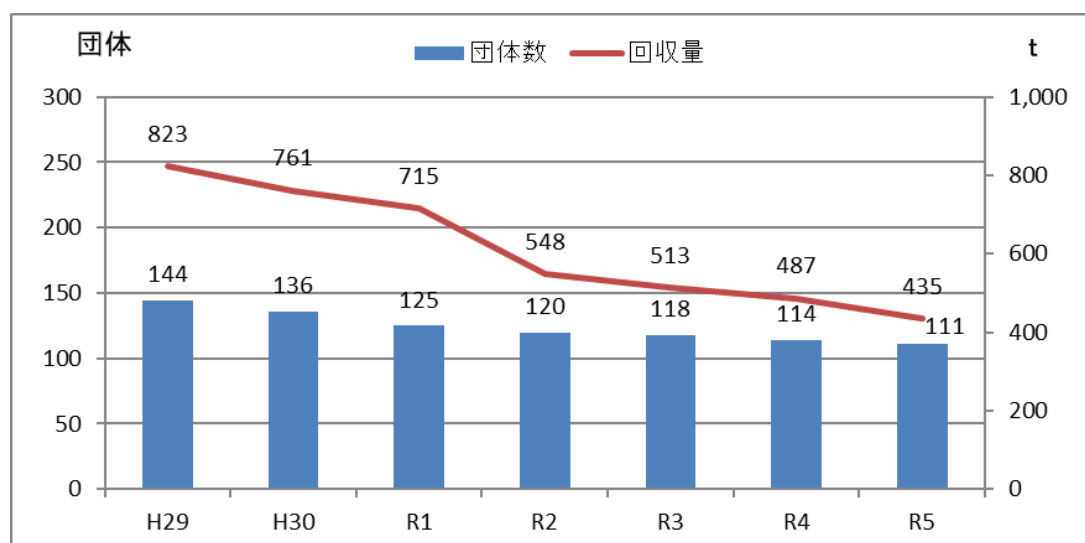


図2-2 資源物団体回収の団体数等の推移

《第2節 循環型社会の形成》

表 2-2 資源物団体回収報奨金の推移

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
団体数	144	136	125	120	118	114	111
回収量(t)	823	761	715	548	513	487	435
報奨金額(万円)	329	304	286	219	205	199	174

★分析と課題 令和5（2023）年度の排出されるごみの内訳では、コロナ禍の影響が和らぎ始めたことにより、在宅時間の増加や家の片付けによって、一部の品目で一時的に増加傾向にあった家庭系ごみの量が減少に転じています。資源物も減少しているため、燃やせるごみのより一層の発生・排出削減と、資源物への分別を促進することが重要です。（図 2-3 参照）。

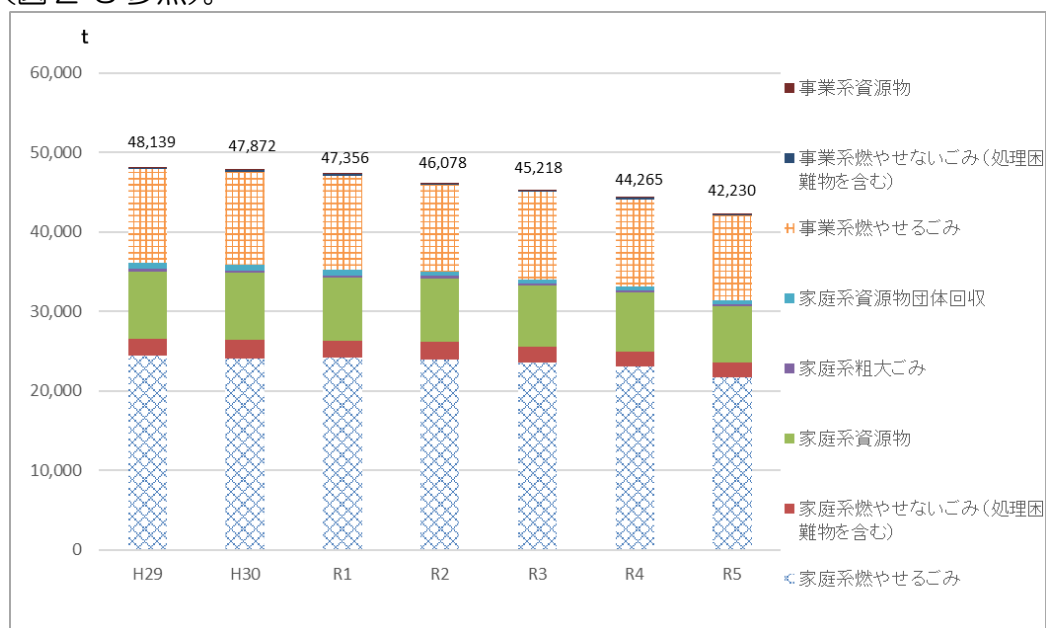


図 2-3 市域から排出されるごみの量の推移

※H30 及び R1 は平成 30（2018）年 7 月豪雨の災害ごみを除く

※出典：周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

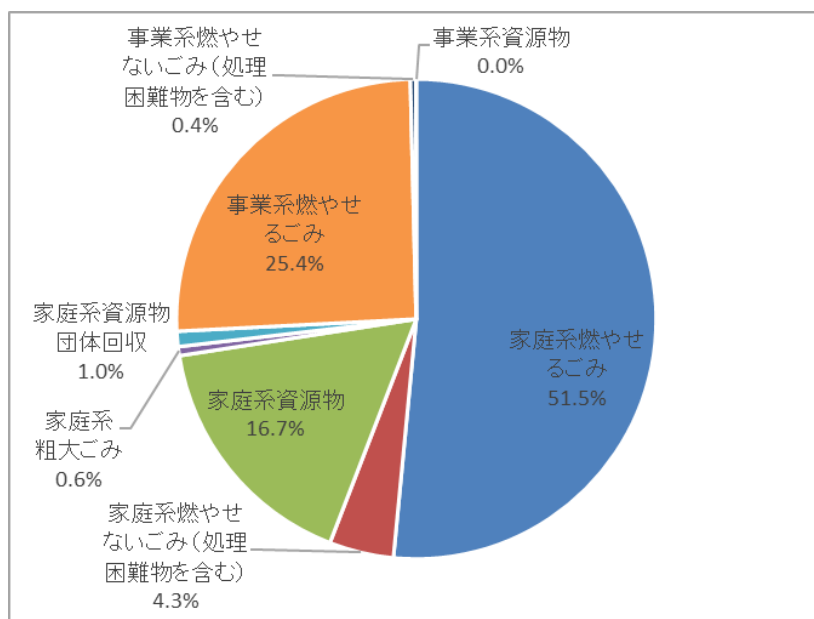


図 2-4 市域から排出されるごみの量の内訳

《第2節 循環型社会の形成》

この家庭系燃やせるごみの組成は、令和元（2019）年7月の組成調査によると、削減可能な生ごみが29.0%でした（図2-5 参照）。生ごみの約8割は水分です。水分を多く含んだ生ごみを燃やせるゴミとして焼却すると、燃焼効率が著しく低下してしまいます。このため、燃やせるゴミの削減効果が大きい生ごみを削減することが、効率的なごみ処理につながります。

生ごみ処理機・コンポスト容器は、できた生ごみ堆肥を家庭菜園などに有効利用できることから、どちらかというと集合住宅より庭のある戸建て住宅向けになります。また、資源物団体回収は減少傾向であり、現在の金銭的メリットによる誘導策としては飽和状態であると考えられます。

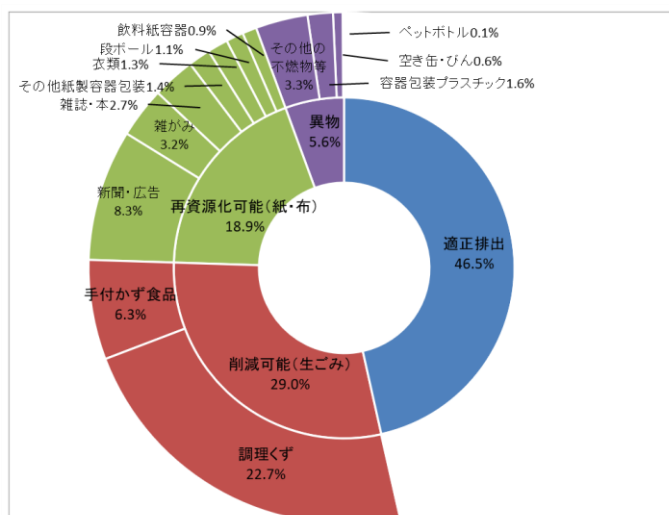


図2-5 市域から排出されるごみの量の内訳

2-1-3 事業所への3R推進協力依頼と指導

【事業系一般廃棄物の削減】

事業系一般廃棄物の多量排出事業者に対し、減量化計画の策定を指導するとともに、計画に基づく発生・排出抑制や減量化の徹底について積極的に指導します。

★現状

○事業系一般廃棄物の分別排出（リサイクル推進課）

事業系の燃やせないごみとして、ペットボトル等の一般廃棄物と性状が同じ資源物については受け入れをしています。平成23（2011）年度のリサイクルプラザペガサスの稼働に合わせ、廃プラスチック類を再資源化したことにより、排出量は平成22（2010）年度4,981 tから令和5（2023）年度157 tとなり、平成22（2010）年度比30分の1以下となりました（図2-6 参照）。

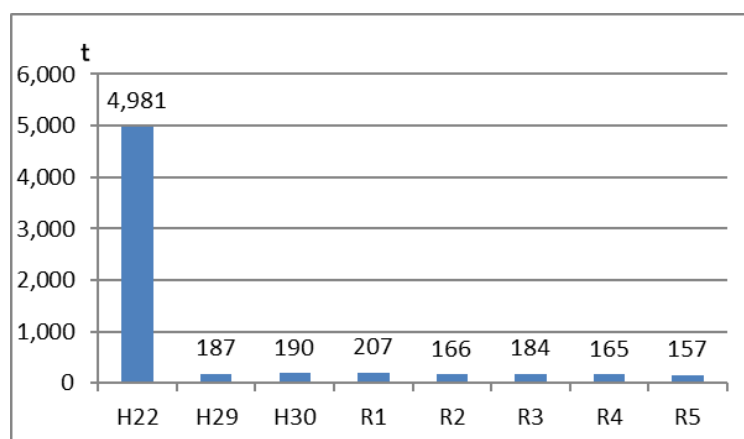


図2-6 事業系一般廃棄物排出量の推移

○廃棄物処理計画の策定指導

（リサイクル推進課）

市内の事業用大規模建築物の所有者には事業系ごみの減量及び適正処理を目的として、周南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成15（2003）年条例第158号）

《第2節 循環型社会の形成》

第11条で、廃棄物処理担当者の選任及びごみ減量・適正処理に関する計画書の提出を義務付けています。令和5（2023）年度は55件の計画書を受理しました。

★分析と課題 令和5（2023）年度の排出されるごみの内訳では、事業系一般廃棄物は全体の25.8%に相当します（図2-4参照）。

条例で提出された計画書の内容が着実に実施できる仕組みづくりが必要です。

2-1-4 中間処理によるごみ減量と再資源化

【中間処理によるごみの減量】

本市から排出される廃棄物について、ごみ焼却施設やリサイクル施設などの各種処理施設において適正に中間処理し、最終処分場への埋立処分量を最小化します。

○リサイクル率、市民1人1日当たりのごみ排出量（リサイクル推進課）

令和5（2023）年度の一般廃棄物のリサイクル率は30.3%で、市民1人1日当たりのごみ排出量は634gでした（図2-7参照）。リサイクル率は、ほぼ横ばいです。

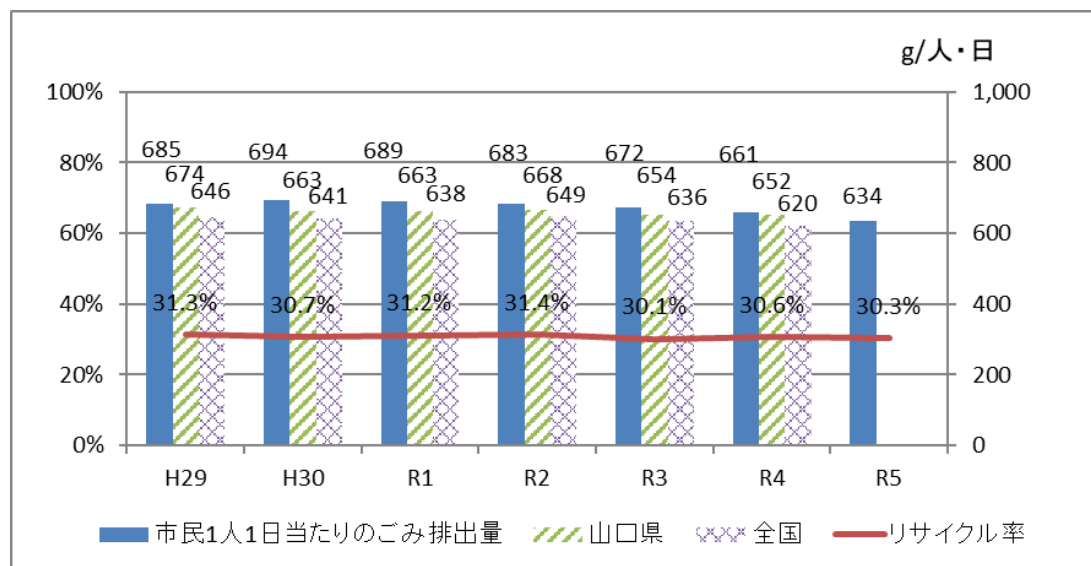


図2-7 一般廃棄物のリサイクル率、市民1人1日当たりのごみ排出量の推移
※H30・R1は平成30（2018）年7月豪雨の災害ごみを除く

○焼却灰の再資源化の推進（リサイクル推進課）

市域の燃やせるごみを処理している恋路クリーンセンター（周南地区衛生施設組合）では、焼却によって減量化を行い、処理後の焼却灰はセメント原料として再資源化しています。令和5（2023）年度は、2,013 tの焼却灰をセメント原料として再資源化しています。

○リサイクルプラザパガサスでの再資源化の推進（リサイクル推進課）

資源ごみ（古紙・衣類を除く）と粗大ごみ（戸別収集分）は、市域のごみをリサイクルプラザパガサスで一括して選別・破碎・圧縮梱包などの処理を行い、減容化及び再資源化を行っています。令和5（2023）年度は、6,071 tのごみを処理し、5,284 t再資源化を行いました。

○小型家電回収ボックスの設置（リサイクル推進課）

市では、ノートパソコンや携帯電話等の小型家電を適切に処理するため、市役所本庁

《第2節 循環型社会の形成》

舎2階リサイクル推進課事務室、新南陽総合支所、熊毛総合支所、鹿野総合支所、環境館の計5か所に、「小型家電回収ボックス」を設置しています。令和5（2023）年度は、15,120kgの小型家電を回収し、再資源化しています。

○下水汚泥のリサイクルの状況（下水道施設課）

公共下水道及び集落排水事業の処理場から発生する下水汚泥はほぼ全量、コンポストまたは、セメントの原料・燃料として有効に利用されています。令和5（2023）年度においても6,442tの汚泥を有効利用しています（表2-3、図2-8参照）。

表2-3 下水汚泥のリサイクルの状況（令和5（2023）年度）

リサイクル方法	処理施設名	リサイクル量（t/年）		割合（％）
コンポスト	徳山東部浄化センター	165	1,210	18.8
	新南陽浄化センター	790		
	新南陽北部浄化センター	25		
	鹿野浄化センター	85		
	須々万中央地区浄化センター	145		
セメント 原料・燃料	徳山中央浄化センター	2,988	5,232	81.2
	徳山東部浄化センター	1,865		
	新南陽浄化センター	379		
合 計		6,442	6,442	100.0

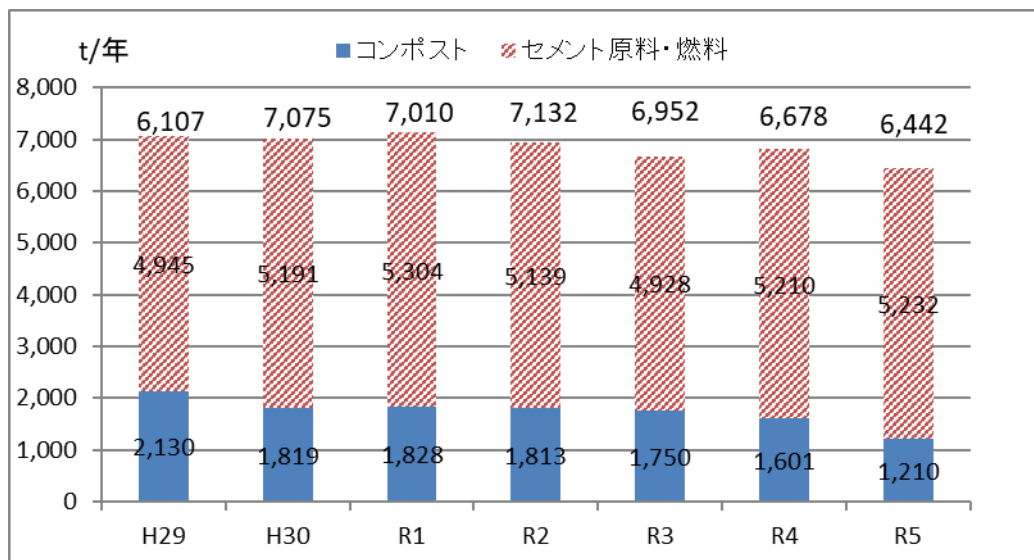


図2-8 下水汚泥のリサイクル量の推移

〇緑のリサイクル事業の推進（公園花とみどり課）

市は、公園や街路樹の剪定枝等を粉碎・チップ化したものを緑化推進資材として活用し、公園緑地分野においても循環型社会の構築に向け取り組んでいます。公共施設の他にも育苗団体や地域花壇で堆肥材等に活用いただいています。

また令和3（2021）年度より、温室効果ガス排出削減や循環型社会構築への進展に寄与することを目的に、本市の公共施設より発生する樹木の剪定枝等をバイオマス燃料として製造し、地元企業の自家発電所燃料として使用する取組みを始め、年間約120tの剪定枝等を有効活用しました。（表2-4参照）



【剪定枝・幹の集積状況】

表2-4 バイオマス燃料活用実績

年度	R3	R4	R5
数量（t）	129	115	122

★分析と課題 市域の燃やせるごみについては、現在、焼却施設での発電等の余熱利用による再資源化を行っています。また、焼却施設からの焼却灰の一部は、セメント原料として再資源化するため搬出されています。燃やせるごみ以外のごみについては、選別施設等で選別後、製品原料やセメント原燃料等として再資源化しています（表2-5参照）。コロナ禍においても、ごみの発生・排出削減と、資源物へのより一層の分別を促進することが現状の課題となっています。

表2-5 リサイクルの手法（主なもの）

ごみの種類	排出後のリサイクル方法等	区分
燃やせるごみ	焼却施設での余熱利用（発電・温水プール）	サーマル
	焼却灰のセメント原料化	マテリアル
古紙	紙の原料（雑誌、印刷用紙、ティッシュペーパー等）	マテリアル
衣類	古着、ウエス	マテリアル
ペットボトル	繊維製品、ボトル製品等	マテリアル
びん	ガラスびんの原料、断熱材、路盤材等	マテリアル
缶	アルミ／スチール缶、自動車部品、建設資材等	マテリアル
容器包装プラスチック	プラスチック原料	マテリアル
	コークス炉化学原料化	ケミカル
その他プラスチック	セメント原燃料化	サーマル
燃やせないごみ	金属原料	マテリアル
	セメント原燃料化	サーマル
蛍光管	アルミ・ガラス・水銀などの原料	マテリアル
電池	スチール・亜鉛・マンガンなどの原料	マテリアル

※マテリアルリサイクル：原料として再利用すること。

※ケミカルリサイクル：化学反応により組成変換した後にリサイクルすること。主に廃プラスチックの油化・ガス化・コークス炉化学原料化などがある。

※サーマルリサイクル：焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用すること。

★指標と数値目標

指標	H30 基準値	R6 目標値	R5 現状値	指標の説明
市民一人1日当たりごみ排出量【g】	686 (災害ごみ除く)	659 以下	634	家庭ごみの排出量÷周南市の人口÷365日
リサイクル率【%】	31.0 (災害ごみ除く)	34.6 以上	30.3	再資源化量÷ごみ排出量(事業系も含む)×100
最終処分量(埋立量)【t】	3,052 (災害ごみ除く)	2,807 以下	2,742	徳山下松港新南陽 N7 地区最終処分場、鹿野一般廃棄物最終処分場の埋立量

2-2. 効果的な一般廃棄物処理システムの確立

2-2-1 一般廃棄物処理システムの適正化

【し尿処理の一元化（リサイクル推進課）】

市全域のし尿及び浄化槽汚泥の処理を一元化し、一般廃棄物処理システムの適正化を図ります。

★現状 し尿及び浄化槽汚泥の処理について、徳山地域、新南陽地域及び鹿野地域から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、老朽化により継続使用ができなくなった周南市衛生センターの代替として、平成30（2018）年4月から再稼働した徳山中央浄化センターし尿等暫定投入施設で除渣処理を行ったうえで、中間処理を徳山中央浄化センター（公共下水道処理施設）で行っています。前処理（除渣）で発生するし渣は焼却処理し、中間処理で発生する汚泥はセメント原燃料化しています。また、熊毛地域から排出されるし尿等は、岩国市と本市で構成する玖西環境衛生組合の「玖西汚泥再生処理施設（真水苑）」で中間処理していましたが、令和3（2021）年度末の玖西環境衛生組合の解散に伴い、令和4（2022）年度からは、市内全域のし尿及び浄化槽汚泥を徳山中央浄化センター内の施設で中間処理を行っています。処理過程で発生する汚泥は、堆肥化され、有効利用されています。詳しくは、周南市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画をご確認ください。

★分析と課題 現在、収集・運搬段階での課題は生じておりません。引き続き、周南市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画に基づき適正な処理を行います。

2-2-2 一般廃棄物処理施設の効率的運用

【最終処分場の確保（リサイクル推進課）】

平成26（2014）年度に整備された「徳山下松港新南陽N7地区最終処分場」は、受入期間を令和14（2032）年度までと予定しています。このため、埋立処分発生量の動向を注視しつつ、将来的な最終処分場の確保について調査・検討します。

★現状 市は、徳山下松港新南陽N7地区最終処分場と、鹿野一般廃棄物最終処分場の2つの最終処分場を有しています。徳山下松港新南陽N7地区最終処分場については、令和5（2023）年度中に埋立許可期間が見直され、令和19（2037）年度末まで延長

《第2節 循環型社会の形成》

されることとなりましたが、最終処分場は基本的に一度埋立てを行うと、再び使用できなくなる使い切りの施設であり、大切に使う必要があります。

令和5（2023）年度の最終処分量は、2,742 t で、埋立の総残余容量は 46,783 m³です（図 2-9、表 2-6 参照）。

★分析と課題 市の不燃物処分場は埋立容量が少なくなってきたため、平成 30（2018）年度末で受け入れを終了し、令和元（2019）年度から、徳山下松港新南陽 N7 地区最終処分場と鹿野一般廃棄物最終処分場の2施設で埋立処分を行っています。

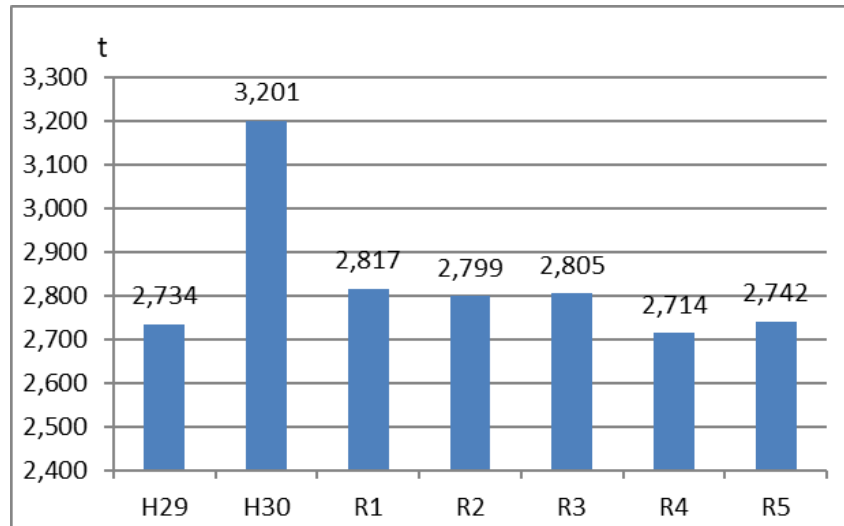


図 2-9 最終処分場の処分量の推移

表 2-6 最終処分場の現状（令和5（2023）年度末時点）

	鹿野一般廃棄物 最終処分場	徳山下松港新南陽 N7 地区最終処分場
全体容量 (m ³)	6,840	70,000
累計埋立量 (m ³)	3,799	26,258
残余容量 (m ³)	3,041	43,742

2-2-3 収集運搬体制の適正化

【収集運搬体制の見直し（リサイクル推進課）】

一般廃棄物処理システムの統合に伴い、一般廃棄物の運搬先や収集ルートの変更に対応するため、収集運搬体制の見直しを検討し、一般廃棄物の発生状況や一般廃棄物処理システムに合わせた効率的な収集運搬体制の構築を図ります。

★現状 燃やせるごみ及び処理困難物の処理施設の処理統合により、地域によって異なる分別方法が市内で一本化されました。一般廃棄物処理システムの統合に伴い、燃やせるごみの処理を恋路クリーンセンター、鹿野地域を除く処理困難物の処理を処理困難物選別施設に集約することに伴い、これまでのごみの収集運搬体制を見直しました。

★分析と課題 収集運搬体制については、現行のごみ処理システムに合わせて構築されています。今後は、ごみの発生状況に合わせた、効率性の高い収集体制の構築を図ります。

2-2-4 不法投棄対策

【不法投棄の撲滅（リサイクル推進課）】

不法投棄については、主に市民からの通報により、毎年多くの不法投棄が確認されています。また、ポイ捨てや不法投棄されたプラスチックごみは、海に流れ出て、海洋プラスチックごみ問題の原因となっています。このため、ポイ捨てや不法投棄をさせない環境づくりのため、しゅうなん通報アプリの活用や不法投棄防止看板の設置などの対策を講じます。

★現状 主に市民からの通報により、毎年多くのごみの不法投棄が見つかっています。令和5（2023）年度は15件の通報がありました（図2-10参照）。

また、市町職員を県職員に併任し、産業廃棄物に係る立入検査の権限を付与し、併任された市町職員が不法投棄等を発見した場合に、現場確認や保全等の初期対応を可能にするなど県と協働した監視体制を図っています。

★分析と課題 一般廃棄物が市、産業廃棄物が県との役割分担がありますが、投棄物を見て、簡単には区別が付きません。県では、フリーダイヤル0120-538-710（ごみはないわ）とEメール fuhotoki.hotline@pref.yamaguchi.lg.jpによる24時間体制の情報受付を行っています。

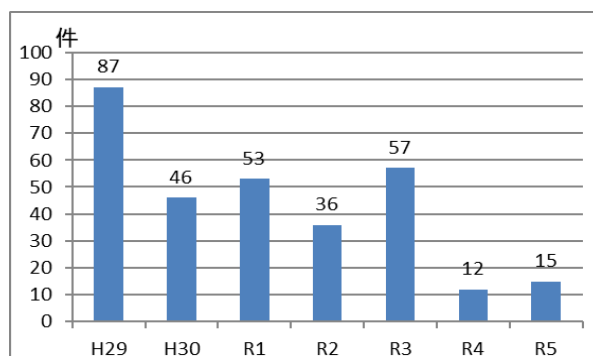


図2-10 不法投棄対応件数

★指標と数値目標

指標	H30 基準値	R6 目標値	R5 現状値	指標の説明
市民一人当たりのごみ処理コスト【円】	11,700 （災害ごみ除く）	11,500 以下	13,100	修繕費等の施設整備を除く

令和5（2023）年度のごみ処理に係る歳出（起債償還額に係るものは除く。）は、約19億円、ごみ処理に係る歳入は約1億3千万円で、市民1人当たりのごみ処理コストを計算すると、年間で約13,100円となります（図2-11参照）。

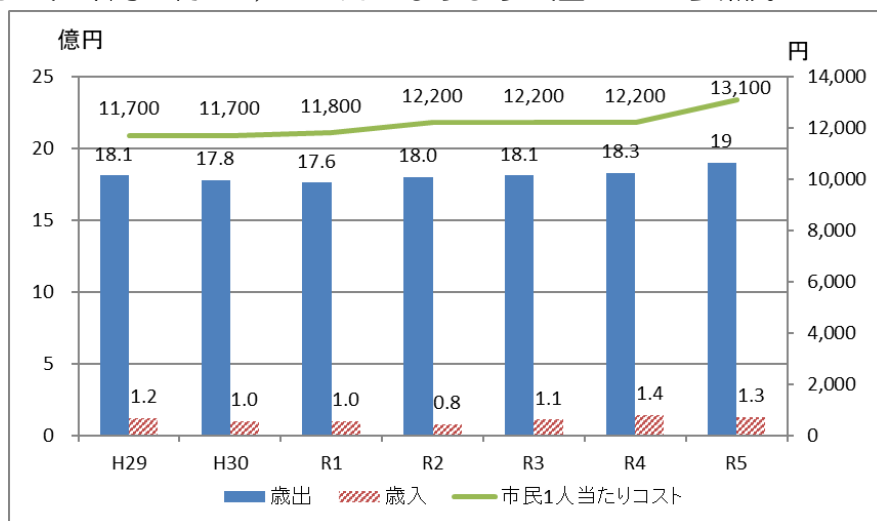


図2-11 ごみ処理にかかる歳入・歳出及び市民1人当たりコストの推移

※1 歳出は、施設整備費等に係る経費を除く収集運搬、中間処理、最終処分（ランニングコスト）の合計です。
 ※2 歳入は、直接処理費の財源となる資源物（びん・缶類、ペットボトル等）の売払額です。

2-3. 環境教育・啓発の推進

2-3-1 体験を通じた啓発

【環境館の利用促進（リサイクル推進課）】

環境学習施設「環境館」を適切に管理運営するとともに、処理施設の見学や「エコフェスタ」をはじめとするリサイクル体験プログラムの開催によるごみの減量化・再資源化の意識啓発を図ります。

★**現状** リサイクルプラザペガサスに併設した、啓発施設「環境館」において、様々なイベントを開催し、市民の体験と交流を通じた、ごみ減量化・再資源化の意識啓発を進めています。

令和5（2023）年度は、リユース品抽選会を3回実施しました。計3回の開催で、955人の参加があるなど、延べ5,350人が環境館を利用されました（図2-12、表2-7参照）。

★**分析と課題** 目標値は達成しましたが、今後もさらなる利用者の増加を図る必要があります。

★**指標と数値目標**

指標	H30 基準値	R6 目標値	R5 現状値	指標の説明
環境館の利用者数【人】	3,253	5,000 以上	5,350	視察者・会議室利用者・一般来館者の年間延べ人数

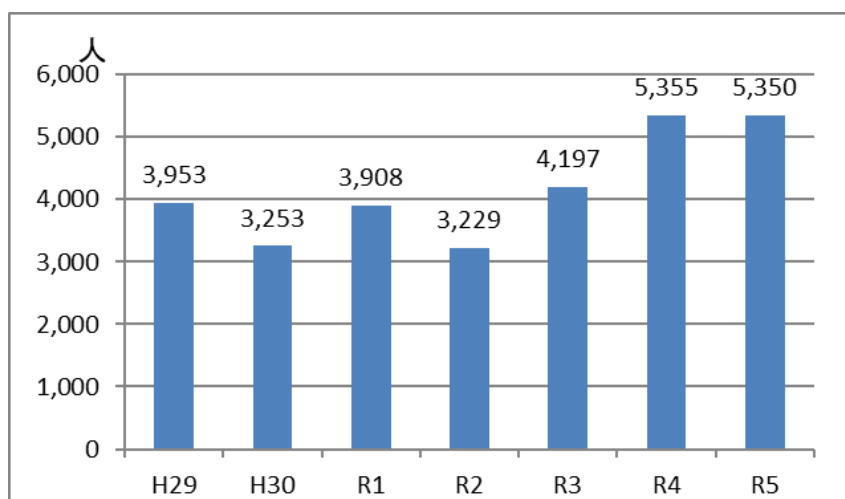


図2-12 環境館年間利用者数の推移

表2-7 令和5（2023）年度 環境館イベント概要

月日	イベント（内容）	参加人数
4月29日～30日	リユースマルシェ『台所用品市』 （不用になったキッチングッズの譲受・譲渡）	126人
5月20日	省エネ・節電講座 （エコに関する講座）	10人
6月2日～11日	リユース品初夏の抽選会 （中古家具、健康器具などリユース品の無料抽選会）	323人
6月24日	アロマワックスサシェ講座 （不用になっろうそくと精油で虫除けサシェ作り）	11人

《第2節 循環型社会の形成》

月日	イベント（内容）	参加人数
7月30日	ダンボールコンポスト講座 （生ごみを堆肥化できるダンボールコンポストの使い方）	13人
8月2日	リメイク教室 （3Rの推進を目的とした体験教室）	6人
8月5日	リサイクルウクレレ講座 （廃材でウクレレ作り）	18人
8月19日	ダンボールコンポスト講座 （生ごみを堆肥化できるダンボールコンポストの使い方）	6人
10月1日	リユースマルシェ『えほん市』 （不用になった絵本、児童書などの譲受・譲渡）	129人
10月15日	段ボールオープンでエコなキャンプ飯講座 （段ボールオープン製作とアウトドア料理）	26人
10月28日～ 11月5日	リユース品秋の抽選会 （中古家具、健康器具などリユース品の無料抽選会）	323人
11月23日	余り糸で作るボンボンリース （不要になった毛糸でクリスマスリース作り）	9人
12月3日	エコフェスタ （3R啓発イベント）	339人
12月13日	リメイク教室 （3Rの推進を目的とした体験教室）	5人
2月10日～18日	リユース品冬の抽選会 （中古家具、健康器具などリユース品の無料抽選会）	309人
3月1日	実家のお片付け講座 （大量ごみの片付け方）	22人
3月9日	捨てるを減らす！お買い物講座 （ごみを減らすエシカル消費）	15人

2-3-2 情報発信による啓発

【スマートフォンなどを活用した情報発信（リサイクル推進課）】

本市におけるごみ処理の現状や3Rの進捗状況、ごみ問題をとり巻く情勢など、循環型社会形成に向けて時宜を得た情報発信を行います。また、ごみ出し日などがスマートフォンで確認できる「ごみの分別につかえるアプリ」の利用拡大を図ります。

★現状 ごみ収集カレンダー・ごみ分別冊子の配布や、ごみアプリの公開により、随時分かり易いごみ分別の情報提供を行うとともに、広報誌、ケーブルテレビ、ホームページによりごみに関する特集記事の掲載・放送を行っています（表2-8参照）。

★分析と課題 ごみの分別収集の適正化・効率化の推進のため、ごみ出しルール等の分かり易い情報発信を継続して実施する必要があります。また、ごみ処理の現状、ごみ問題をとり巻く情勢等の情報を市民、事業者、関係団体へ向けて発信し、循環型社会形成に向けた意識啓発を推進する必要があります。



【ごみの分別につかえるアプリ】

表 2-8 情報発信の状況

発信媒体	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
ごみアプリ ダウンロード総数	19,121	23,664	29,523	36,973	43,661	49,492	55,563
ケーブル テレビ 市政だより	分ければ資源 みんなで ごみのリサイクル H29.7 月 放送	正しい分別 でごみの減量・再資源 への第一歩 H30.7 月 放送	あなたの番 です！家庭 でできるご み減量 R1.8 月 放送	ちょっと待 って！その 分別、間違 っていませ んか？～正 しい家庭ご みの出し方 ～ R2.7 月 放送	あなたが主 役！正しい ごみの分別 を！～家庭 ごみの出し 方～ R3.8 月 放送	知って納 得、ルール を守って正 しく分別！ ～家庭ごみ の出し方～ R4.8 月 放送	どうする分 別～身近な 日用品にも キケンがい っぱい～ R5.8 月 放送

2-3-3 環境教育の充実

【しゅうなん出前トーク（リサイクル推進課）】

市職員が直接市民の所にお伺いし、市の施策等を説明する「しゅうなん出前トーク」を実施し、ごみの減量や分別方法などのテーマについて、市民と意見交換を行いながら意識啓発を図ります。

★現状 市政に対する理解を深めていただくため、市職員が直接、市民の皆さんへ、市の施策や事業を分かりやすく説明するとともに、意見交換を行う「しゅうなん出前トーク」を実施しています。令和5（2023）年度は、「ごみの分け方・出し方」というテーマで5件92名の参加がありました（表2-9参照）。

★分析と課題 ごみ減量や分別の方法、ごみ・環境に関する問題などについて、市民に直接説明する機会を設け、市民と意見交換を行いながらごみや環境に対する意識啓発を図り、正しいごみ分別の方法について、継続的に啓発を行う必要があります。

表 2-9 しゅうなん出前トーク開催の状況

項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
開催件数	10	8	22	1	6	8	5
参加人数	320	231	693	20	199	166	92

2-3-4 地域から発信する啓発

【クリーンリーダーの設置（リサイクル推進課）】

地域でのごみ問題に対してリーダーとして活動し、市とともに循環型社会づくりに取り組んでもらう「クリーンリーダー」の設置・育成を進めます。

★現状 「クリーンリーダー」の配置・育成を進めています。令和5（2023）年度時点の設置率は、95.0%です（表2-10参照）。

表 2-10 クリーンリーダー設置の状況

項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
設置自治会数	917	924	889	920	921	914	913
設置率	93.9%	95.2%	91.6%	95.2%	95.5%	94.8%	95.0%
研修会開催数	8	8	9	中止	中止	中止	中止

★分析と課題 地域におけるごみ問題や環境活動については、それぞれの地域の状況に応じた解決を図り、そして積極的に活動していくことが望まれます。そのため、各地域で活動の中心となり、地域の内側から啓発を進めるリーダー的存在の配置、育成、支援が必要です。

第3節

生物多様性の保全

3-1. 生物多様性の確保

3-1-1 野生生物の生育・生息環境の把握

【希少野生生物の保護】

絶滅危惧Ⅱ類に指定されている「タシロラン」等の育成時期や生息範囲を把握し、適切な保護活動を推進します。

○希少動物の保護等（動物園）

★現状 徳山動物園では自然保護の取組として、県内・市内の身近であり希少な生物を飼育展示することを通じ、その生態や生息環境を紹介し、保護への関心を高めています。また、錯誤捕獲された野生ツキノワグマの学習放獣^{※1}や、錦川水系におけるオオサンショウウオの保護研究などの取組にも協力しています。



【スリ兰卡ゾウ】

国際的な希少動物については、徳山動物園 ZOO スtock計画の中で取組を定め、保護繁殖に取り組んでいます。スリ兰卡ゾウや、マレーグマ、コツメカワウソなどのアジアの熱帯雨林に生息するワシントン条約付属書Ⅰ掲載種については、リニューアル事業の中で、繁殖を目指した新施設を整備しました。動物の展示や繁殖の取組と合わせて、多くの生物種の生息環境が悪化していることを伝えて、環境保全の必要性も伝えます。

※1 学習放獣・・・クマに人里に近づくことの怖さを学習させて山に放す取組。

○公園内の希少野生植物種の保護（公園花とみどり課）

★現状 市で管理する公園では、絶滅危惧Ⅱ類（山口県レッドリスト2018）に指定されているタシロランの生育時期や場所を把握しています。公園内にはだれもが自由に入れることから、歩道で確認された場合は踏まれないようロープを張って保護しています。



【タシロラン】

★分析と課題 多様で豊かな自然環境に恵まれている本市において、野生動植物は、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として市民の豊かな生活に欠かすことのできないものです。

県作成の「山口県レッドリスト2018」及び「レッドデータブックやまぐち2019」に基づき、保護対策の推進が必要です。

3-1-2 野生生物の保護対策の推進

【ナベツルの保護】

国の天然記念物に指定されているナベツルの渡来数を増やすため、八代地区におけるねぐらと餌場の整備を継続的に実施します。

○ナベツルの渡来状況（文化振興課）

★現状 本州唯一のツルの渡来地である八代地区は、国の特別天然記念物に指定されています。主に渡来するナベツルは山口県の県鳥にも指定されています。令和5（2023）年度は7羽（2家族と非家族個体3羽）が渡来しました（表3-1 参照）。

表3-1 ナベツルの渡来数の推移

（単位：羽）

年度	渡来数	うち幼鳥	初渡来日	渡去日	備考
S15	355				最大渡来数
S48	133		10月30日	3月8日	
S49	102		10月23日	3月13日	
S50	108		10月28日	3月11日	マナツル1
H29	9	0	10月24日	3月30日	
H30	9	0	10月27日	4月1日	
R1	13	4	11月29日	3月24日	マナツル1
R2	14	4	11月12日	3月24日	
R3	28	4	10月23日	4月1日	
R4	13	1	10月26日	3月20日	
R5	7	0	11月9日	3月22日	

○ナベツルのねぐらと餌場の整備（文化振興課）

★現状 ナベツルの重要な越冬環境である、ねぐらと餌場の整備は、毎年地区内外のボランティアの皆さんによって行われています。

令和5（2023）年度は10月5日に約212人のボランティアによって一斉整備が実施されました。今後、地区内の保護団体の高齢化を考慮し、作業方法の効率化を含め持続可能な整備体制の確保に努めていきます。



【渡来ツル】

○ツル類の新越冬地の形成への協力（文化振興課）

★現状 ツル類の新越冬地の形成や八代のツルの渡来数増羽に向け、日本ツル・コウノトリネットワーク等、国内のツル保護団体やツルの飛来する自治体（鹿児島県出水市、愛媛県西予市）との情報共有、ネットワークの形成に積極的に取り組みました。

○保護ツルの状況（文化振興課）

★現状 平成17（2005）年度から鹿児島県出水市で保護されたナベツルを八代地区（八代鶴保護センター）に移送し、一定期間の飼育の後、放鳥することによってナベツルの増羽を目指す取組を行っています。この事業は、出水市・国（文化庁など）・山口県の協力のもと実施しています。

★分析と課題 ナベツルの渡来数はここ数年10羽前後で推移しており、令和5（2023）年度は7羽が渡来しました。今後もツルの渡来数回復に向け環境整備や飛び去り防止対策に加え、移送・放鳥を継続する必要があります。

3-1-3 飼い主のいない犬や猫による被害の防止

【むやみなエサやり行為の禁止（環境政策課）】

県や警察、地域との緊密な連携により、無責任な飼い主による犬や猫の多頭繁殖や飼育放棄を防止するとともに、むやみなエサやり行為を禁止し、飼い主のいない犬や猫による被害の防止を図ります。

★現状 野犬による被害をなくすため、県が行う捕獲への協力、むやみなエサやり禁止、遺棄・虐待防止のパトロールや指導を行うとともに、飼い犬の子犬譲渡会（ワンワン銀行）や、不妊去勢手術費の一部助成に取り組んでいます。

★分析と課題 毎年度 500 頭を超える野犬が捕獲されていましたが、大型囲い檻の遠隔操作システム導入による捕獲数の増加など、これまでの取組みにより、令和5年度は捕獲数が減少しました。また、パトロールによる目撃数、地域住民の声などから野犬の生息数は減っていると推測されます。しかし、依然として市へ目撃情報や被害情報が寄せられていることから、取組みの継続が必要です。

★指標と数値目標

指標	H30 基準値	R6 目標値	R5 現状値	指標の説明
野犬による被害件数 【件】	66	0	30	市内で発生した野犬による被害件数

3-1-4 外来生物の防除対策の推進

【外来生物の調査及び防除】

外来生物の繁殖による在来種の減少や農作物被害を防ぐため、市内に生息する外来動植物の生息状況を把握し、地域の皆さんと協力し効果的な防除対策を推進します。

○ヌートリア・アライグマの防除（環境政策課）

★現状 農作物被害に関する場合は農業振興課、それ以外については環境政策課で対応しています。捕獲従事者の養成のため、「山口県ヌートリア・アライグマ防除実施計画書」に基づく講習会の開催や、市民からの目撃情報に対する調査・防除を実施しています。



【ヌートリア】

○公園内外来生物の防除対策（公園花とみどり課）

★現状 西緑地の池に発生する特定外来生物アゾラ（植物）に関しては、市と公園愛護会やボランティアの方が協力して清掃・処分を行い、現在は確認されておりません。引き続き、公園内の生態系の保全に努めています。

★分析と課題 外来生物は、原因も影響も様々で、その対策も状況に応じて様々です。主な対策は、外来生物の導入そのものの水際での防止、すでに定着している外来生物の被害防止・軽減、法規制の組合せになります。



【アゾラ】

外来生物対策の詳細は、環境省HP <http://www.env.go.jp/nature/intro/> をご確認ください。

★指標と数値目標

指標	H30 基準値	R6 目標値	R5 現状値	指標の説明
特定外来生物の目撃情報件数【件】	24	0	17	特定外来生物（ヌートリア等）の目撃情報件数

3-2. 自然環境の保全

3-2-1 森林の保全

【市有林の保育施業事業（農林整備課）】

森林の持つ水源のかん養、国土の保全等の多面的機能の増進を図るため、市有林の下刈、間伐、再造林の保育施業を適切に実施します。

また、本市の豊富な森林資源を活用して木質バイオマス材の生産に向けた取組を進め、市内コンビナート企業による発電燃料としての利活用を推進します。

★現状 森林面積が市の面積 65,629 ヘクタールに占める割合は約 78%です（表 3-2 参照）。森林には、苗木の植栽や、播種、挿し木などにより人が更新させた人工林と、自然散布された種子や萌芽などにより更新した天然林があります（表 3-3 参照）。

表 3-2 林野面積 (単位：ヘクタール)

森 林	原 野	合 計
50,967	152	51,119

出典：令和4年（2022）年度山口県森林・林業統計要覧

表 3-3 人工林と天然林面積 (単位：ヘクタール)

人工林	天然林	合 計
23,894	23,831	47,725

出典：令和4年（2022）年度山口県森林・林業統計要覧 タケ、無立木地、更新困難地は除く。

市有林の健全育成のため、下刈、間伐、再造林の保育施業を令和5（2023）年度は 44.3 ヘクタール実施しました（図 3-1 参照）。近年は搬出間伐を優先的に実施しています。

★分析と課題 森林は、温室効果ガスである二酸化炭素の吸収・固定源であり、再生産が可能な木材の生産を始め、水源かん養、山地災害防止、大気浄化や水質

保全、保健休養の場の提供、野生生物の生息・生育等生物多様性の保全、自然景観の形成等の多面的な機能を有しています。中山間地域の過疎化や高齢化、担い手の減少、木材価

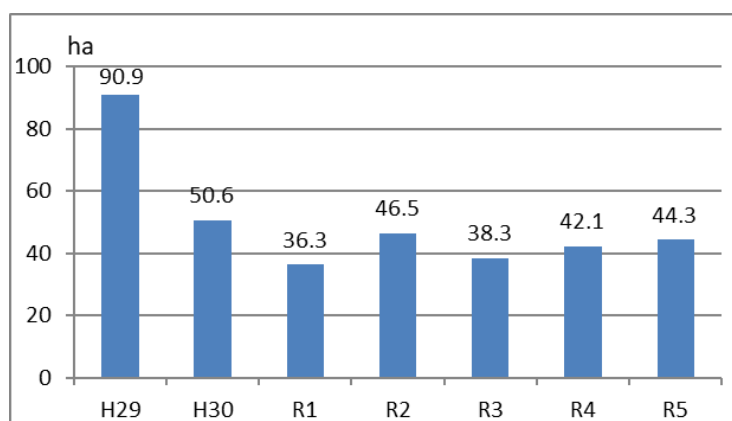


図 3-1 市有林の保育施業面積

格の長期低迷など、森林を守り育ててきた林業が厳しい経営環境にある中で、手入れの行き届かない森林が増加し、森林の持つ多面的な機能の発揮が危惧されています。

3-2-2 農地の保全

【多面的機能支払交付金事業（農業振興課）】

農業や農村振興を通じて、農地が持つ多面的機能の維持・発揮を図るために地域の共同活動への支援などを行い、営農環境の整備とあわせて集落環境の保全に努めます。

★**現状** 多面的機能支払交付金事業は、農業・農村の有する多面的機能（国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等）の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な安全管理を推進するものです。

農地維持・地域活動のために事業が利用され、近年、協定面積は横ばいで推移しています。令和5（2023）年度の組織数は30団体、面積は859ヘクタールでした（図3-2参照）。

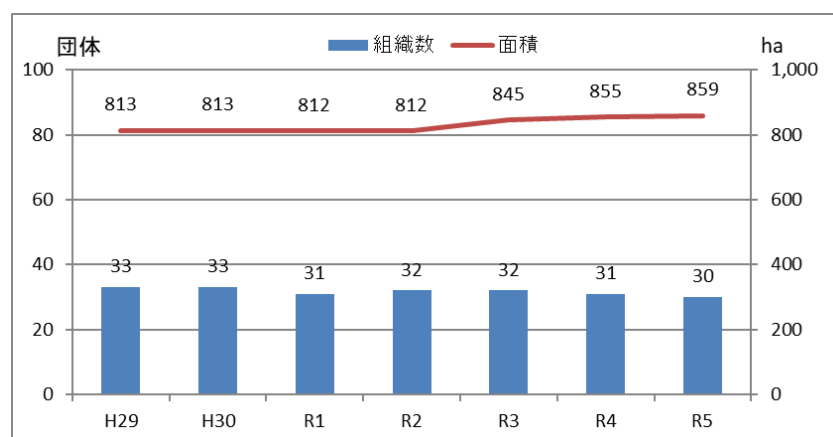


図3-2 多面的機能支払交付金事業の実施組織数等の推移

★**分析と課題** 農村の自然環境を保全するためには、農地・農業用水等の地域資源を適切に安全管理する必要があります。このため、遊休農地の安全管理、生態系及び水質保全、景観形成等の活動、さらに環境負荷低減に向けた営農の実施により、農用地等の保全と活用に努めなければなりません。

★指標と数値目標

指標	H30 基準値	R6 目標値	R5現状値	指標の説明
多面的機能支払認定農用地面積【ヘクタール】	813	813 以上	859	活動組織の活動計画認定面積

3-2-3 海辺など自然環境の保全

【藻場・干潟保全活動支援、多自然川づくり、身近な緑の保全】

水産資源の保護や培養に重要な役割を果たす藻場・干潟の保全を図るため、耕うんなどの機能保全を行う団体に対し、国、県と連携し支援します。

また、河川全体の健全な自然の営みを視野に、河川が本来有している生物の生息・育成・繁殖環境の多様な機能を保全・創出するための管理を行います。

《第3節 生物多様性の保全》

さらに、都市公園などの整備や植栽管理を行うとともに、花いっぱい運動をはじめとする各地域の活動を支援します。

○藻場・干潟保全活動への支援（水産振興課）

★現状 水産資源の保護、培養に重要な役割を果たす、藻場・干潟に保護区の設定や耕うんなどの機能保全を行う団体に対し、国・県と連携し支援しています。

令和5（2023）年度は「山口県水面活性化地域協議会」と連携し市内2団体を支援し、人工干潟保全活動組織を育成し活動を支援しました。

活動団体の積極的な取組により、一定の成果を上げています。人工干潟保全活動組織の地域活性化も視野に入れた取組が重要です。



【藻場】

○多自然川づくりの実施（河川港湾課）

★現状 多自然川づくりとは、河川全体の自然の営みを視野に、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するため、河川管理を行うものです。

令和5（2023）年度は、準用河川黒木川、隅田川、坂本川、馬屋川、伊賀川、新引川を整備しています。

○公園の新設、公園内の整備事業の推進（公園花とみどり課）

★現状 令和5（2023）年度は、以下の公園を整備しました。

- ・長寿命化対策（永源山公園、政所東公園、岡田原東公園）

都市計画区域内の住民一人当たりの公園面積は、 $14.6\text{m}^2/\text{人}$ で全国平均 $10.8\text{m}^2/\text{人}$ を上回っており、山口県平均の $16.6\text{m}^2/\text{人}$ と比較しても同程度の水準にあります（令和4年度末）。今後、ユニバーサルデザインに配慮した公園の再整備と、ライフサイクルコストの縮減に向けた既存施設の長寿命化対策を中心に、計画的な整備を進めていきます。

○花苗の配布・花づくり講習会（生涯学習課）

★現状 市民センター等を通じて地域の花壇に花苗を配布しており、令和4（2022）年度は、90,443本を配布しました。花苗の配付は令和4年度で終了しました。

令和5（2023）年度は、花苗づくり・花壇づくり講習会を1回開催しました。市民センターで園芸講座（寄せ植え教室等）を2回実施しました。

★分析と課題 青い海や清らかな川、さらに都市公園の花や樹木の緑など、多くの自然環境に恵まれ、豊かな自然は観光資源にも位置付けられています。また、「周南市緑の基本計画」に基づき、身近な緑の確保とともに、自然環境に配慮した公園・緑地等の整備や充実が必要です。

★指標と数値目標

指標	H30 基準値	R6 目標値	R5 現状値	指標の説明
藻場・干潟保全活動団体数【団体】	2	3以上	2	藻場・干潟の保全活動を実施する組織

3-3. 自然とのふれあいの推進

3-3-1 自然環境の活用

【都市農山漁村交流事業（農業振興課）】

ルーラル315・376 フェスタなどのイベント開催を通じ、都市と農村の交流を促進し、市民の農業や農山漁村に対する理解を深めます。

★**現状** 平成7（1995）年度から、生産者と消費者の交流を図ることを目的に、国道などの路線上の朝市や直売所を広域的に結んで実施していたルーラル315・376 フェスタ事業は、令和4年度で終了しましたが、親子農業体験や、「鹿野さくらまつり」、「わんぱくフェスタ」などのイベントを開催することで、交流人口の拡大を図り、都市と農村の交流を推進し、都市住民の農業・農村に対する理解を深め、都市と農村のそれぞれの力を生かした農村づくりを進めています。

★**分析と課題** 一時的な交流人口の増加を見込むことに加え、定期的な来訪者を増やす関係人口の創出が課題です。

★**指標と数値目標**

指標	H30 基準値	R6 目標値	R5 現状値	指標の説明
市民農園の利用率【%】	82.6	100	89.8	利用区画数／貸出可能区画数

3-3-2 自然とのふれあいの場の整備や活用

【動物ふれあいプログラム（動物園）】

引き続き、多くの方に来場してもらうとともに、楽しみながら身近な鳥に興味を持っていただく解説活動や観察体験会の実施を行っていきます。

徳山動物園の「動物ふれあいプログラム」などにより、小動物と触れ合う体験を通じ、命の大切さや、動物と自然への関心と自然と親しむ感性を高めます。

★**現状** 平成29（2017）年にオープンした野鳥観察所では、植栽の草や低木などが繁茂し、郊外の里山で身近な鳥たちの生活を観察しているかのような体験を通じて自然環境への関心を高めていただくことができます。

また、リニューアルの進む園内各所では、モルモットなど小動物とのふれあいや、ゾウなどへのエサやりの体験活動を通じて、人間だけでなく、多くの生き物に対する愛護の気持ちを醸成することに取り組んでいます。動物とのふれあい活動は、新型コロナウイルス感染症対策を行い実施しました。



【野鳥観察所】

★**分析と課題** 令和5（2023）年度の秋に完成したアジアの熱帯雨林ゾーンでは、スリランカゾウ、アカアシドゥックラングール、ビントロングの繁殖を目指し、野生動物の保全に

《第3節 生物多様性の保全》

つながる環境保護の大切さを紹介しています。また、野鳥観察所では、令和元（2019）年度から引き続き、鳥類の飼育下繁殖に成功しており、豊かな自然を身近に体感できる場として大きな効果をあげています。

これからも、希少動物の保護繁殖活動における成果をあげていくとともに、来園者に生物多様性を保全することの必要性を伝えていきます。また、鳥たちの解説活動や観察体験会、動物とのふれあい活動などにより、命の大切さや、動物や自然環境の保護についての関心を高めます。

第4節

人づくり・地域づくりの推進

4-1. 環境教育・学習の推進

4-1-1 環境教育・学習の基盤整備

【水素学習室等を活用した環境学習】（再掲：1-1-1 水素エネルギーの利活用の推進）

本市の地域資源である、コンビナート企業から副生する水素に関する取組などを学べる水素学習室や水素ステーション等を活用し、エネルギーや環境保全について学ぶ機会を提供します。

4-1-2 環境教育・学習の拡充

【しゅうなん出前トーク（学び・交流プラザ）】

「水素を活用したまちづくり」や「ごみの分け方・出し方」、「周南市エコすごろく」などの環境関連のテーマに基づいて講座や意見交換会などの講習会を開催します。

★現状 市政に対する理解を深めていただくため、市職員が直接、市民の皆さんのところへ出向き、市の施策や事業について分かりやすく説明するとともに、意見交換を行う「しゅうなん出前トーク」を実施しています。令和5（2023）年度から「水素を活用したまちづくり」は「周南コンビナートの脱炭素化に向けた取組について」にテーマを変え、環境関連のテーマでは、11件、282人の受講がありました（表4-1 参照）。

表4-1 しゅうなん出前トーク（環境関連テーマ）実施状況

講座名	件数	人数
周南コンビナートの脱炭素化に向けた取組について	5	165
ごみの分け方・出し方	5	92
周南市の環境について	0	0
周南市エコすごろく	1	25
地球温暖化と脱炭素について考えよう	0	0
計	11	282

★分析と課題 「しゅうなん出前トーク」は市民の皆さんが市の施策や事業について理解するための制度として定着してきており、今後は市民ニーズに沿った更なる講座の展開や新テーマの発掘・拡充等が必要となっています。

★指標と数値目標

指標	H30 基準値	R6 目標値	R5 現状値	指標の説明
しゅうなん出前トークの利用者数【人】	1,085	1,200 以上	282	環境関連をテーマにした受講人数

【やまぐちエコリーダースクールの認証（学校教育課）】

「やまぐちエコリーダースクール」への登録を推奨します。

★現状 山口県では、環境問題やエネルギー・資源の問題について正しい理解を深め、環境を守るための主体的な行動がとれる児童・生徒を育成することを目的とし、環境マネジメントシステムを取り入れています。全校規模で環境教育に取り組み、その成果が認

《第4節 人づくり・地域づくりの推進》

められた学校を「やまぐちエコリーダースクール」として認証しており、市内では令和2年度まで八代小学校が登録し認証されていました。

現在、市内での登録校はありませんが、八代小学校では引き続きギフチョウの飼育やナベツルの保護活動、その他生物の生息環境を守るための活動や花いっぱい運動などの環境美化活動を行っています。

★分析と課題 今後も環境教育に熱心に取り組んでいる学校に対し、「やまぐちエコリーダースクール」への登録を推奨していきます。

【樹木観察会（公園花とみどり課）】

西緑地の樹木見本林や万葉の森の樹木群を活用し、自然とふれあい環境について学ぶ「樹木観察会」を開催します。

★現状 例年、樹木観察会を開催してきましたが、令和5年度は、5月と11月に開催しました。

★分析と課題 環境学習を通じて、公園に愛着をより一層もっていただくため、今後も引き続き樹木観察会を予定しています。

【ツルの里案内人（文化振興課）】

地域住民を中心としたツル保護に対する普及啓発などの活動を支援します。

★現状 特定非営利活動法人ナベツル環境保護協会により、ツルの渡来期間中に実施されていたツルの里案内人（野鶴監視所敷地内でツルの生態解説などを行うボランティアガイド）は、現在、活動を休止しています。

【エコツーリズム（観光振興課）】

地域資源や観光資源を活用し、自然環境や歴史文化を巡りながら地域固有の魅力を伝える体験型ツアーとして、ボランティアガイドの会などが実施する自然散策などの定期的なウォーキングツアーを支援します。

★現状 地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を伝えるエコツーリズムは、令和5（2023）年度、大田原自然の家により、市内で42回実施されました。また、（一財）周南観光コンベンション協会による自然散策等のウォーキングツアーが開催されています。

★分析と課題 自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を伝えるエコツーリズムを今後も継続的に実施していきます。

【徳山動物園インタープリテーションプログラム「T-ZIP」の開発（動物園）】

体験的な学習プログラム「T-ZIP」を開発し、動物園職員とボランティアが協力して実施していきます。

★現状 動物園で環境学習を進める効果的な方法として、動物についての解説に環境学習の視点をうまく取り入れた体験的な学習プログラム「T-ZIP」を、令和2（2020）年度から開始しました。T-ZIPは、動物園職員とボランティアが協力して行っていくプログラムであり、令和5（2023）年度は、複数のプログラムを作成し実施に向けて取り組みました。現在約16名のインタープリターボランティアが登録しています。

★分析と課題 全国的にも前例がない取組として、新しいプログラムの実施に向けて、ボランティアメンバーのスキルアップも行っています。新型コロナウイルスの影響で大きく制約を受けての活動となっていました、本格実施のスタートをしています。



【インタープリター研修】

【大田原自然の家（生涯学習課）】

豊かな自然に囲まれて様々な自然体験ができる大田原自然の家では、集団宿泊活動などを通じて、素朴な田舎体験や自然とのふれあいを楽しむ催しを実施します。

★現状 大田原自然の家は、青少年が自然に親しみながら、集団宿泊活動等を通じて、情操や社会性を豊かにし、青少年の健全育成を図る社会教育施設です。素朴な田舎体験や自然とのふれあいを求める方には最適です。

令和5（2023）年度は185団体、延べ7,774人の利用がありました（図4-1参照）が、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用人数は以前と比べ減少しています。

★分析と課題 利用者の安心・安全への配慮から、近年、悪天候が予想される際は主催事業や一般利用を中止することとしており、年間延べ利用者数は減少傾向にあります。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により減少しています。

施設の老朽化が進み、また建物が土砂災害特別警戒区域に立地していることから、休校中の中須中学校へ移転し、事業継続することを決定しています。

新たな施設の準備が整うまでの間は、特に利用者の安心・安全を第一にした施設運営を行うこととしています。

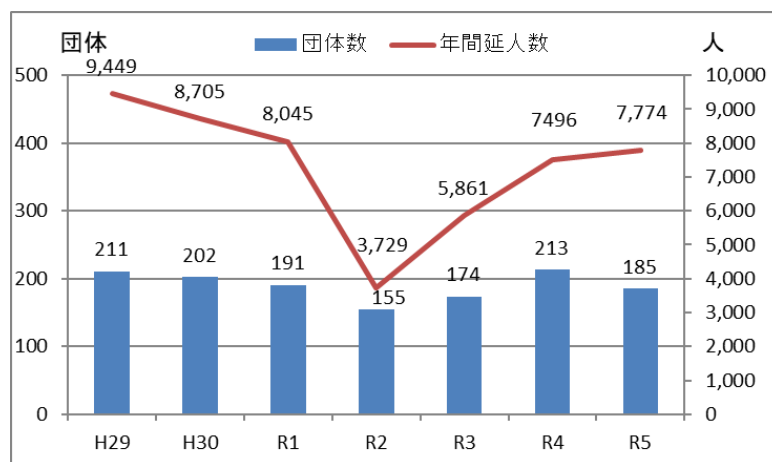


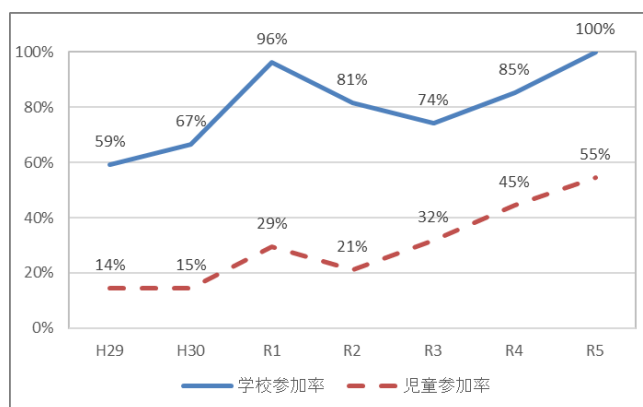
図4-1 大田原自然の家の利用状況

【キッズ・エコチャレンジ（環境政策課）】

小学校4年生から6年生を対象に、夏休み期間中、温暖化防止対策について自分たちができることを考え行動し応募シートにまとめ提出、その取組内容や努力を表彰することにより、環境問題に自ら取り組む習慣を育みます。

★現状 児童が自主的に地球温暖化対策について考え、具体的に行動することを通じて環境意識を高めることを目的として、平成21（2009）年度から周南市温暖化対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）において「キッズ・エコチャレンジ」を実施しています。

令和5（2023）年度は26校1,726人の参加がありました。アイデア、独創性、実効性及び節電実績等について、地域協議会環境学習推進部会で審査の上、学年ごとに、金賞1人、銀賞2人、銅賞3人、努力賞3人の計9人、また、学校賞として遠石・櫛浜・湯野・周陽・鼓南・富田西・八代・鹿野小学校の8校を表彰しました（図4-2、表4-2参照）。



★分析と課題 教職員経験者を含む地域協議会環境学習推進部会の多大なる協力により、児童参加率（対象児童数に対する参加児童数の割合）は増加傾向にあります。

図4-2 キッズ・エコチャレンジ参加率の推移

表4-2 キッズ・エコチャレンジ 金賞作品

学年	取組内容	受賞者
4年生	【作戦1】花びら30枚 【作戦2】服のリユース	久米小学校
5年生	【作戦1】花びら30枚 【作戦2】エコチャレンジ採点表の作成	徳山小学校
6年生	【作戦1】花びら30枚 【作戦2】野菜の廃棄量削減	富田西小学校

【ごみ処理施設見学バスツアー（リサイクル推進課）】

家庭ごみのゆくえと処理過程を学ぶバスツアーを催行し、ごみ処理施設の見学やリサイクルの仕組みを理解することで、循環型社会への意識の醸成を図ります。

★現状 家庭ごみの処理施設等の見学を通じて、リサイクルの仕組みを理解し、環境に対する意識高揚を目的に年1回開催していましたが、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施されていません。令和5（2023）年度においては、バスツアーではなく参加者が現地集合する形で、クリーンリーダーを対象としたリサイクルプラザの施設見学会を実施しました。

★分析と課題 バスツアーの形式にこだわらず、新たなごみ処理施設の見学メニューについて検討します。

【水の教室（上下水道局総務課）】

小学校4年生とその保護者を対象に、地球規模で行われている水循環の輪の中に私たちの生活が深く関わっていることを学習する「水の教室」を開催します。

★**現状** 6月の水道週間を中心に、小学4年生の児童と保護者を対象とした環境学習事業で、飲み水ができるまでの工程と使用後の下水処理の工程を通じて、地球規模で行われている水循環の輪の中に私たちの生活が深く関わっていることを学習し、水を大切に使うこと、水を汚さないことが健全な水環境の継続につながることを啓発しています。

令和5（2023）年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。



【水の教室の様子】

★**分析と課題** 毎年、「水の教室」を開催する常連校もあり、施設見学とともに定着してきています。今後も、新型コロナウイルスの状況に注意しながら、小学校で水について学習する時期等に「水の教室」と施設見学を実施していきます。

【水辺の教室（観光振興課、熊毛総合支所市民福祉課）】

水生生物の確認状況から水質階級を判定する「水辺の教室」を市内2河川で開催し、水生昆虫の生息状況や水質保全の重要性を親子で学ぶ事業を実施します。

★**現状** 令和5（2023）年度は、水辺の教室を新平ヶ原公園と黒岩峡で開催しました。（図4-3、4-4、4-5参照）。

★**分析と課題** 親と子が一緒になって、身近な河川等の水辺に親しむことで、そこに棲んでいる水生生物などを楽しみながら観察し、自然をいたわる優しい心の醸成につながっています。

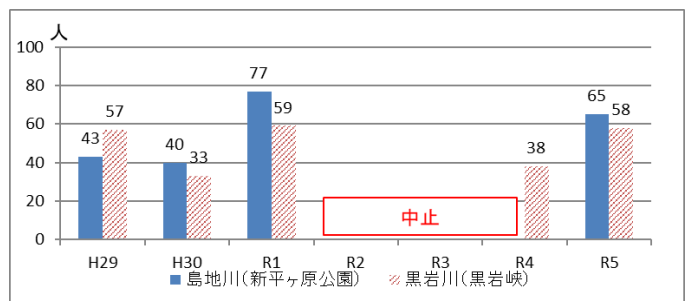


図4-3 水辺の教室の参加者数の推移

※平成30（2018）年度の黒岩川（黒岩峡）は、中村川・河原畑川の調査分です。

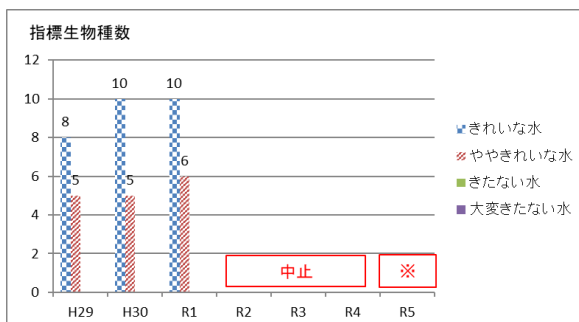


図4-4 水生生物調査結果の推移（島地川：新平ヶ原公園）

※令和5(2023)年度は項目ごとの分類はしていない。

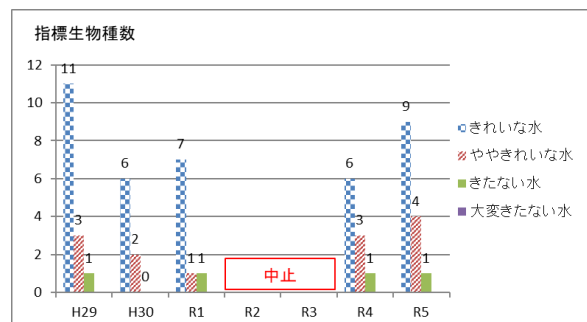


図4-5 水生生物調査結果の推移（黒岩川：黒岩峡）※H30 中村川・河原畑川

【環境関連イベントの開催】

本市ではホタル鑑賞、星空観察会、清掃活動、地産地消推進、リサイクル推進などの環境に関するイベントを毎年多く開催し、環境保全への関心を高めます。

★**現状** 市では、毎年、ホタル観賞、星空観察会、清掃活動、地産地消推進、リサイクル推進などの環境に関するイベントを実施していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和4年度まで中止となる状況が続き事業終了となったイベントもありますが、令和5年度は再開してきています（表4-4 参照）。

★**分析と課題** 新型コロナウイルス感染症対策を十分に行いながら、環境技術展や環境ビジネス展あるいは環境をテーマとしたセミナー、シンポジウム等、様々な環境イベントを開催し、楽しみながら環境を考える機会として活用していきます。

表4-4 環境関連イベント

開催時期 (例年の開催時期)	名称（内容説明）	参加人数	関係課
4月1日	城下町徳山の桜のトンネルを歩こう	4	観光振興課
4月1日～30日	大道理芝桜まつり	8,000	向道支所
4月2日	弾正系桜と国の登録記念物漢陽寺の庭園観賞	2	観光振興課
5月3日・4日	永源山公園つつじ・ゆめ風車まつり	39,000	公園花とみどり課
5月20日	西緑地樹木観察会（西緑地の樹木見本林や万葉の森での観察会）	22	公園花とみどり課
5月27日	周南市・京都大学フィールド科学教育研究センター連携講座、試験地見学	28	公園花とみどり課
(6月)	水の教室（飲み水ができるまでの工程及び使用後の下水処理の工程を通じて、地球規模の水循環の輪の中に私たちの生活が深く関わっていることを学習する。）	中止	上下水道局総務課
6月2日～11日	リユース品初夏の抽選会 （中古家具、健康器具などリユース品の無料抽選会）	323	リサイクル推進課
6月3日	トワイライトフェスティバル（ホタルかご作り、バザーなど）	250	和田市民センター
6月10日	ほたるのタベコンサート（ホタルの観賞、各種団体の生演奏など）	1,100	鹿野総合支所 産業土木課
6月10日	ほたる鑑賞のタベ	500	向道支所
6月24日	大潮ほたる祭り（ホタル観賞、バザーなど）	500	鹿野総合支所 産業土木課
7月26日	森と湖に親しむ集い	65	観光振興課
8月1日	親と子の水辺の教室	58	熊毛総合支所市民福祉課 熊毛環境衛生推進協議会
10月5日	ツルのねぐら整備ボランティア（ナベツルのねぐらと餌場の整備）	212	文化振興課

《第4節 人づくり・地域づくりの推進》

開催時期 (例年の開催時期)	名称(内容説明)	参加人数	関係課
10月14日	周南市・京都大学フィールド科学教育研究センター 連携講座、試験地見学	32	公園花とみどり課
10月21日	まちと森と水の交流会	220	農林整備課
10月22日	周南こどもゆめまつり	4,000	熊毛総合支所 地域政策課
10月28日	まちと森と水の交流会	263	農林整備課
10月23日～25日、 27日	永源山公園「ゆめ風車」チューリップ満開作戦(チ ューリップの球根を植えてもらうイベント)	406	公園花とみどり課
10月28日 ～11月5日	リユース品秋の抽選会 (中古家具、健康器具などリユース品の無料抽選会)	323	リサイクル推進課
11月11日	西緑地樹木観察会(西緑地の樹木見本林や万葉の森 での観察会)	20	公園花とみどり課
11月18日、19日	水素ワクワクみらい博 (他イベントと同時開催)	5,938 (イベント 全体)	商工振興課
11月26日	くまげ鶴の里ウオーク大会	540	熊毛総合支所 地域政策課
(11月)	ルーラル 315・376 フェスタ(沿線の朝市や催し 物を結ぶ地域イベントで市内の会場で農山村漁村の 女性たちが中心となって朝市やイベント、体験コー ナーを開催)	未開催	(農業振興課) 令和4年度事業終了
12月3日	エコフェスタ	339	リサイクル推進課
令和6年 2月10日～18日	リユース品冬の抽選会 (中古家具、健康器具などリユース品の無料抽選会)	309	リサイクル推進課

4-2. 地域住民、団体などと連携した環境保全活動

4-2-1 地域住民、団体等の連携・協働による取り組みの推進

【環境アドバイザーなどへの登録数(環境政策課)】

各地域で行われる学習会や講習会をはじめ環境体験学習や工作教室等に派遣できる、山口県が認定する「環境アドバイザー」及び「環境パートナー」の登録や活動についての情報を発信します。

★現状 山口県は地域で行われる環境に関する学習会、講演会等を利用した環境に対する体験学習、工作教室等に対し、「環境アドバイザー(講演型環境学習指導者)」又は「環境パートナー(体験型環境学習指導者)」の派遣制度を設け、環境省のエコクラブ事業に基づき、こどもエコクラブに対し運営面及び実践活動について指導や助言を行う「こどもエコクラブアドバイザー」を派遣しています(表4-5参照)。また、地域における活動を推進する地球温暖化防止活動推進員を委嘱し、学生や子育て世代を含む若者世代が自らの地球温暖化問題や省エネ等の知識や理解を深めながら実践活動を行う「ぶちエコサポーター」制度を創設しています。

★分析と課題 環境アドバイザー等を増員し、学習活動が行いやすい環境にする必要があります。

表 4-5 山口県環境ボランティア制度

名称	人数	名称	人数
環境アドバイザー	62 人	地球温暖化防止活動推進員	88 人
環境パートナー	123 人	ぶちエコサポーター	40 人・14 団体
こどもエコクラブアドバイザー	19 人		

山口県環境学習推進センターHP (<https://yamaguchi-learning.com/>) より
 山口県 HP (<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/38/20662.html>) より
 山口県 HP (<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/buchiecosupporter/>) より

【こどもエコクラブの活動促進（環境政策課）】

環境省が進める子ども向け環境学習プログラムを紹介し、学校などに配付された教材や資料を使い、楽しみながらする環境学習や環境保全活動のための事業を紹介します。

★**現状** こどもエコクラブとは、幼児（3歳）から高校生までなら、だれでも参加できる環境活動のクラブです。こどもエコクラブ地域事務局へ申請登録すると、子どもたちが楽しみながら、環境保全活動や学習が行える資料配布等の支援を受けることができます。令和5（2023）年度は、1 団体5回の報告がありました（表 4-6 参照）。

★**分析と課題** 子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることが必要です。

表 4-6 周南市内のこどもエコクラブ活動団体数と年間活動回数

	R2	R3	R4	R5
活動団体数	1	1	1	1
年間活動回数（回）	18	21	5	5

こどもエコクラブ HP (<http://www.j-ecoclub.jp/ecoreport/list.php>) より

【環境清掃里親制度（環境政策課）】

ボランティア団体やグループの活性化を図ります。

★**現状** 環境清掃里親制度は、道路や公園を「子ども」に見立て、市民の皆さんに親代わりになっていただき、我が子へ注ぐ愛情と同様に、公共施設のお世話をしていただくもので、市民の皆さんと市が一体となった環境美化活動を強力に推進し、ボランティア団体・グループの活性化を目的としています。

市は年4回以上の清掃をされる団体・グループに対し、ごみ袋の支給、清掃美化活動中のケガなどに適用される保険（見舞金）の手続き、ボランティア団体及びグループ名を記した表示板の設置等を担当しています（図 4-6 参照）。

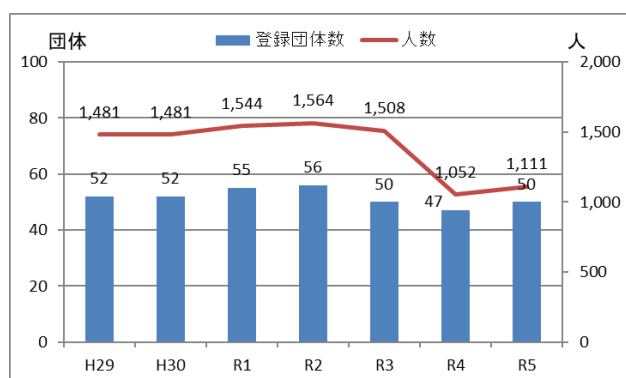


図 4-6 環境清掃里親制度の登録数等の推移

★**分析と課題** 活動者の高齢化等による活動休止により、団体数・人数が減少傾向にありましたが、新たな団体の登録もあり、地域の環境美化活動は継続されています。

【公園愛護会（公園花とみどり課）】

設立に向けての相談などに応じます。

★**現状** 公園愛護会は、公園が市民の憩いの場、楽しい遊び場となるよう清掃や児童の見守りを行う団体を支援する制度であり、令和5（2023）年度の結成団体数は144団体です（図4-7参照）。公園愛護会が結成されていない公園もあります。

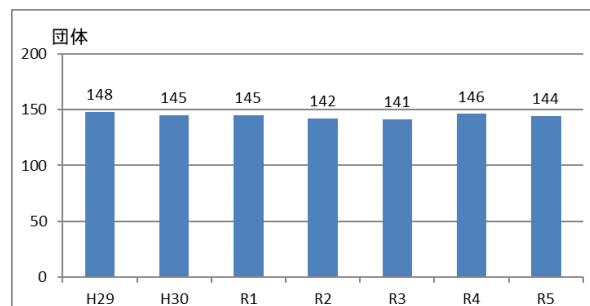


図4-7 公園愛護会結成団体数の推移

★**分析と課題** 公園愛護会設立などの相談

に力を入れ、公園を管理していただける公園愛護会をさらに増加させる必要があります。

【景観法に基づく届出による維持活動（都市政策課）】

景観に対する意識や関心の高揚を図り、良好な景観の形成を維持・推進していくため、景観法に基づく届出制度による地域と周辺環境との調和を図ります。

★**現状** 市では、景観に対する意識や関心の高揚を図り、良好な景観の形成を推進していくため、平成24（2012）年度から「景観法に基づく届出制度」を開始しています。

この届出制度は、市内の建築・改築される建築物等において、周辺の景観と調和が図られているか、景観を阻害する要因となっていないかなどを景観形成基準に基づき確認するものです。特に、市の顔として賑わいの創出を図る「都心軸地区」と山代街道など歴史的景観の保全を図る「鹿野地区」の2箇所を「景観形成重点地区」としています。

景観の届出については、令和5（2023）年度は503件提出されており、関係者への周知が進んでいると思われます。

★**分析と課題** 景観形成重点地区をはじめ、市内全域で良好な景観が形成されるよう、引き続き景観形成基準に沿った指導が必要です。

【地域対話による社会貢献（環境政策課）】

企業と地域が対話を通じて相互理解を図り、地域住民の安心・安全を第一に環境保全活動に取り組むための対話集会に向けた支援を行います。

★**現状** 地域対話とは、企業が地域と相互理解を図るために「対話」を通じて、地域住民の不安や疑問に答え、また自主的な取組を紹介し、事業活動への理解を深めてもらう自主活動のひとつです。令和5（2023）年度は、11月17日（金）に、周南地区環境保全協議会主催の「第12回周南地区地域対話」（表4-7参照）が、ホテルサンルート徳山にて集会形式で開催され、160名（うち自治会52名）の参加がありました。

★**分析と課題** 企業と地域の相互理解のため、対話を継続することが必要です。

表4-7 第12回周南地区地域対話の内容

プログラム	
1. 基調講演	「環境保全協定締結企業の新增設に関する審査について」 周南市環境生活部環境政策課
2. 企業発表	「企業の環境保全への取り組み～設備変更時等の環境・安全管理について」 周南地区環境保全協議会
3. 工場見学	

4-2-2 ごみのないきれいなまちづくりの推進

【冬の一斉清掃（環境政策課）】

大型イベントに合わせた市民参加型の一斉清掃や市広報・ホームページなどを通じ、環境美化意識の醸成を図り、ごみのないきれいなまちづくりを推進します。

★**現状** 市民・学生・事業者・周辺住民が力を合わせ、周南冬のツリーまつりの会場周辺を清掃する「冬の一斉清掃」を毎年実施しています。

★**分析と課題** 今後とも参加者数が増加していくように、企業など周辺団体への呼びかけ等を行っていきます。



【清掃の様子】

★指標と数値目標

指標	H30 基準値	R6 目標値	R5 現状値	指標の説明
ごみのないきれいなまちづくり清掃活動参加者数【人】	49,541	55,000 以上	43,840	ボランティア清掃や大規模なイベントに合わせた清掃活動参加者の年間延べ人数

【空き缶等のポイ捨てその他の迷惑行為禁止（環境政策課）】

平成23（2011）年に施行した「周南市空き缶等のポイ捨てその他の迷惑行為禁止条例」により、空き缶などのポイ捨ての禁止や飼犬のふん害防止などに加え、指定区域内での路上喫煙の禁止を徹底し、ごみのないきれいなまちづくりを推進します。

★**現状** 市では、「周南市空き缶等のポイ捨てその他の迷惑行為禁止条例」を平成23（2011）年7月に施行し、空き缶等のポイ捨て禁止、飼い犬のふん害防止等に加え指定区域内での路上喫煙、自ら所有・占有しない動物へのえさやり、落書き等を禁止しています。希望される市民・団体等に対して、啓発看板を交付するなど、市民への啓発活動も行っています。悪質な事案を確認した場合には、行為者に対する厳重注意や、事案によっては警察に通報するなど、厳正に対処します。

★**分析と課題** ポイ捨てや路上喫煙禁止に関しては、看板の設置や啓発活動により市民の意識が向上していると考えられますが、一部迷惑行為が続いている場所もあります。希望される市民・団体等に対して、引き続き啓発看板を交付するなど、市民への啓発活動が必要です。



【啓発看板】

第5節

大気・水環境などの保全

5-1. 大気環境の保全

5-1-1 自動車排出ガス対策の推進

【公用車へのエコカー導入（総務課）】

電気自動車などをはじめとする低排出ガス認定車の本市への公用車導入について、車両更新時に合わせて計画的かつ積極的に進めます。

★**現状** 令和5（2023）年度末時点の市の公用車は259台で、そのうち、次世代自動車は25台（電気自動車7台、燃料電池自動車1台、ハイブリッド車17台）です。低排出ガス認定車186台を含めると、低公害車の全体に占める割合は81.4%です。

★**分析と課題** 温室効果ガス排出削減のために次世代自動車を公用車として導入していますが、電気自動車は航続距離と充電環境の整備、燃料電池自動車は水素ステーションの整備と高額な車両価格等の課題があります。今後の技術改革等の社会情勢を見極め、車両更新に合わせて、可能な限り計画的にエコカーの導入を進めます。

5-1-2 事業場の排出ガス対策の推進

【環境保全協定に基づく排出削減（環境政策課）】

コンビナート企業や事業場からの排出ガス等については、環境保全協定に基づく細目協定値の設定や市が実施する立入調査、また、企業の自主監視測定による排出ガス等の状況の把握に努めます。

★**現状** 大気汚染防止法及び山口県公害防止条例に基づき、各種届出等の県による審査等により大気汚染の防止が図られています。

市は、環境保全協定に基づき、細目協定締結企業が排出するガス濃度の報告を受け、その一部を立入調査により測定しています。対象となる6社43施設のうち、令和5（2023）年度は、1施設のばいじん濃度を測定した結果、協定値の超過はありませんでした（表5-1参照）。

★**分析と課題** 環境保全協定に基づき、法規制基準をより確実に遵守できるよう設定した協定値にて管理しています。自主監視報告や立入調査により、引き続き協定値の遵守状況を監視し、適正な指導が必要です。

表5-1 工場の排ガス測定結果

調査項目	調査地点数	協定値超過数
ばいじん濃度	1 地点	0 地点
硫黄酸化物排出量	1 地点	0 地点
窒素酸化物濃度	1 地点	0 地点

5-1-3 悪臭対策の推進

事業場から排出される悪臭物質については、法令に基づき、排出規制の周知や適切な

指導を行うとともに、事業活動や市民の日常生活に起因する悪臭の発生を防止するための啓発に努めます。

★現状 悪臭防止法は、規制地域内の工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制しており、敷地境界においてアンモニア等 22 物質、排気口においてアンモニア等 13 物質、排水中において硫化水素等 4 物質の規制基準が定められています。悪臭苦情については、現地調査、発生源の除去、施設管理の方法変更などの指導等を行っています。

市は、2 社 2 地点において、悪臭防止法に規定されている特定悪臭物質のうち工場で使用され継続的発生が考えられる 18 物質（表 5-2 参照）と、山口県悪臭防止対策指導要綱に基づく臭気指数を測定しています。

令和 5（2023）年度は、2 社 2 地点において、特定悪臭物質及び臭気指数は許容限度値内でした。

表 5-2 測定 18 物質

調査項目
アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレリルアルデヒド、イソバレリルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン

★分析と課題 悪臭の発生状況を把握し、発生源に応じて、規制地域の見直しや臭気指数の導入等の検討を行い、引き続き許容限度等の遵守状況の確認が必要です。

5-1-4 光化学オキシダント等対策の推進

【大気環境の常時監視（環境政策課）】

山口県が常時監視する物質のうち、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）について、測定数値をホームページで公開するとともに、注意報などが発令された際には、しゅうなんメールサービスなどによる速やかな情報提供に努めます。

★現状 県は、山口県大気環境監視システムにおいて、県内の大気環境を常時測定し、その速報値をホームページで公開しています。また、微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダントに関する注意情報について、メール配信サービスも行っています。

山口県の大気環境の状況

<http://yamaguchi-taiki.life.coocan.jp/>



しゅうなんメールサービス

<https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/8/2960.html>



市内では、令和 5（2023）年度は、光化学オキシダント注意報の発令及び PM2.5 注意喚起の発信はありませんでした。

★分析と課題 速やかにかつ確実に、市民の皆さまに情報提供できるよう「大気汚染緊急時マニュアル」の定期的な見直しが必要です。

★指標と数値目標

指標	H30 基準値	R6 目標値	R5 現状値	指標の説明
光化学オキシダントの環境基準超過日数【日／年】	(H29) 82	(R5) 70 以下	(R4) 54	市内2か所の測定局において「昼間の1時間値が0.06ppm」を超えた日数の年間平均値

5-1-5 オゾン層保護・酸性雨等対策の推進

【フロン類や酸性雨原因物質の排出削減（環境政策課）】

オゾン層を破壊する原因物質であるフロン類が含まれる機器の回収・破壊の支援や、酸性雨対策としての事業所及び自動車の排気ガスの低減対策を推進します。

★現状 オゾン層を破壊する原因物質であるフロン類は温室効果が高く、地球温暖化の原因物質でもあるため、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、平成27（2015）年からはこれまでの回収・破壊に加え、フロン類の製造から、機器の適正管理、廃棄、再生利用までのライフサイクル全体にわたる対策が義務付けられました。

★分析と課題 業務用冷凍空調機器におけるフロンの漏洩量の約7割は機器の使用時に発生しています。漏洩の主な原因は、機器内部の接合部や配管の接続部に起因するものと推察されており、漏洩の早期発見及び漏洩対策は重要な課題です。

5-2. 水環境の保全

★指標と数値目標

指標	H30 基準値	R6 目標値	R5 現状値	指標の説明
水質の環境基準達成率	(H29)	(R5)	(R4)	環境基準達成地点数／測定地点数
・海域（COD）【％】	66.7	100	66.7	
・河川（BOD）【％】	100	100	100	
・湖沼（COD）【％】	50.0	100	75.0	

5-2-1 生活排水対策の推進

【浄化槽の補助金交付】

公共下水道及び集落排水の処理区域外の地域において、家庭からの生活排水処理のため浄化槽を設置する人や浄化槽を適正に管理されている人に対し、その費用の一部を補助します。

○浄化槽設置費補助の実施（環境政策課）

★現状 公共下水道及び集落排水の処理区域でない浄化槽処理促進区域の家庭に浄化槽設置費を補助し、生活排水による環境負荷の低減を図っています。

令和5（2023）年度は5件補助し、平成4（1992）年度から累計2,236件補

《第5節 大気・水環境などの保全》

助しました。平成 22（2010）年度から平成 26（2014）年度に、従来の補助金に加え市単独の上乗せ（設置費の約 8 割補助）をした結果、5 年間で 751 基の浄化槽が設置されました。平成 27（2015）年度以降は、下水道計画区域から新たに浄化槽処理促進区域となった地域のみ上乗せ補助とし、他は設置費の約 4 割補助としています。補助申請者数は減少傾向にあります（図 5-1 参照）。

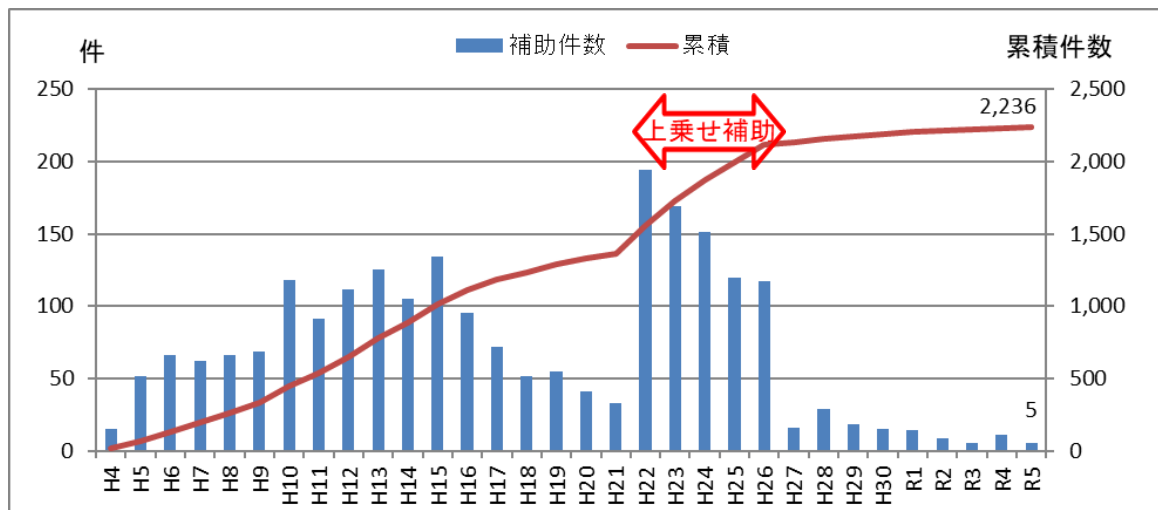


図 5-1 浄化槽設置補助件数の推移

○浄化槽適正管理推進補助の実施（環境政策課）

★現状 平成 27（2015）年度より、浄化槽の適正な管理を推進し公共用水域の水質保全を図ることを目的として、浄化槽の適正な維持管理を行う者に対して、浄化槽 1 基あたり 1 万円を上限に助成する制度を実施しています。

令和 5（2023）年度は 1,280 件の助成を行い、法定検査受検率が 87.2%でした（図 5-2 参照）。

令和 2（2020）年度に、（一社）山口県浄化槽協会による検査対象基数の見直しの影響で、法定検査受検率が大幅に上昇しています。

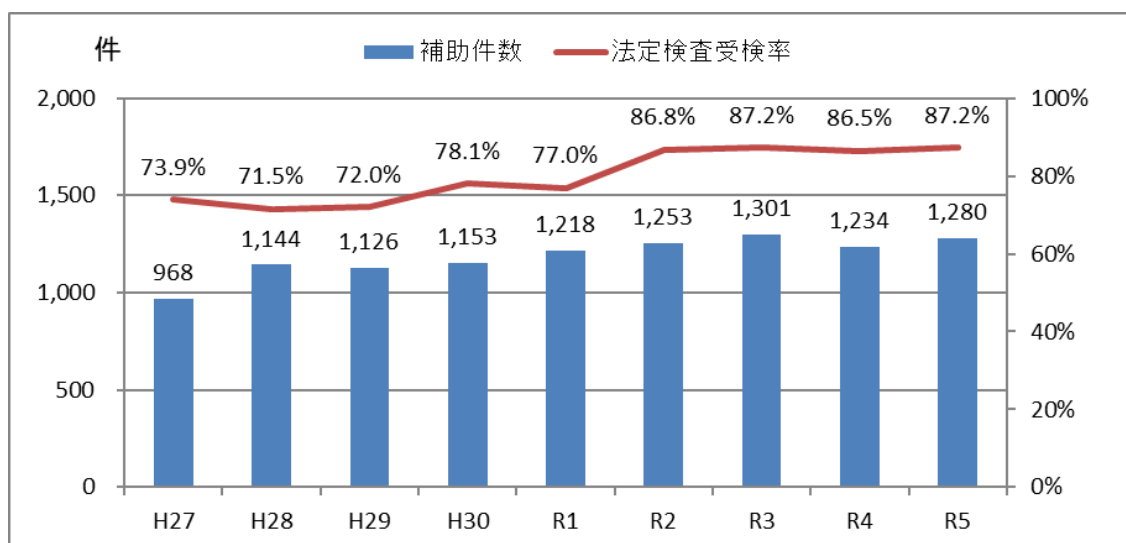


図 5-2 浄化槽適正管理推進補助件数等の推移

※法定検査受検率は、一般社団法人山口県浄化槽協会の本市分公表値です。
令和 2（2020）年度に協会による検査対象基数の見直しがありました。

★分析と課題 浄化槽設置の必要性和設置費等の補助制度の周知が必要です。また、法定検査を受検していない浄化槽管理者に対して、受検指導を行っていきます。

5-2-2 事業場の排水対策の推進

【環境保全協定に基づく工場排水対策（環境政策課）】

コンビナート企業や事業場の排水処理や水質監視について、環境保全協定に基づき、自主監視や負荷軽減のための設備改善などの助言や指導を行います。

★現状 市は、企業との環境保全協定に基づき、細目協定締結企業の工場排水の水質の報告を受け、その一部を立入調査により確認しています。令和4（2022）年度から、検査項目、頻度などの重要性を考慮して調査対象企業を分割し、隔年に1回実施するよう見直しました。令和5（2023）年度は、企業7社18地点において測定し、協定値の超過はありませんでした。（表5-3参照）。

★分析と課題 環境保全協定に基づき法規制基準をより確実に遵守できるように確認しています。

表5-3 工場排水の水質調査結果

主な検査項目	調査地点数	調査件数	協定値超過数
排水量、水温、pH（水素イオン濃度指数）、SS（浮遊物質）、COD（化学的酸素要求量）、T-N（全窒素）、T-P（全りん）、ノルマルヘキサン抽出物質	18 地点	144 件	0 件

5-3. 騒音・振動の防止

★指標と数値目標

指標	H30 基準値	R6 目標値	R5 現状値	指標の説明
騒音の環境基準達成率				環境基準達成地点数・戸数（昼夜間とも） ／測定地点数・戸数
・環境騒音（一般地域）【％】	83.3	100	100	
・自動車騒音【％】	94.5	100	94.3	

5-3-1 自動車の騒音・振動対策の推進

【広域的な自動車騒音・振動調査（環境政策課）】

騒音規制法に基づく自動車騒音や、振動規制法に基づく自動車振動の基準達成状況の確認として、自動車騒音については、市内沿線を年次計画的に測定し、測定結果の公表などによるエコドライブの啓発に努めます。

★現状 自動車構造の改善等の発生源対策や、地域の状況に応じた交通規制、道路構造の改善等、関係機関による総合的な対策が進められておりますが、自動車交通騒音の面的評価による環境基準達成率は、近年横ばいに推移しています。

★分析と課題 自動車交通騒音の面的評価は、一定の道路の区間に面した道路端から背

後 50m までの範囲を対象として、道路端の騒音レベルの測定値等を基に道路端から直交方向への減衰等を考慮した上で、各住居等の騒音レベルを把握し、その結果から各範囲内の住居等のうち、環境基準の基準値を超過する住居等の戸数及び割合を把握します。

5-3-2 事業場の騒音・振動対策の推進

【環境保全協定に基づく発生源対策（環境政策課）】

コンビナート企業や事業場からの騒音や振動の対策について、環境保全協定に基づく設備配置の検討や自主監視測定、さらには立入調査による遵守状況の確認や指導を行います。

★現状 市は、企業との環境保全協定に基づき、細目協定締結企業の騒音・振動の報告を受け、その一部を立入調査により確認しています。徳山地域と新南陽地域で隔年に1回実施し、令和5（2023）年度は徳山地域の企業11社の騒音（昼間）41地点、騒音（夜間）40地点、振動（昼間）40地点、振動（夜間）39地点において測定し、協定値の超過はありませんでした（表5-4参照）。

★分析と課題 環境保全協定に基づく協定値にて適切に管理されています。自主監視報告や立入調査により、引き続き協定値の遵守状況を確認することが必要です。

表5-4 工場騒音・振動の調査結果

項 目		測定企業数	測定地点	協定値超過数
騒音	昼間	11 社	41 地点	0 地点
	夜間	10 社	40 地点	0 地点
振動	昼間	11 社	40 地点	0 地点
	夜間	10 社	39 地点	0 地点

5-3-3 近隣騒音等、その他騒音・振動対策の推進

【近隣騒音等、その他騒音・振動に対する調査・助言（環境政策課）】

事業所や特定建設作業からの騒音・振動対策として、現地確認や発生源調査などによる原因究明と防音・防振対策の指導に努め、不快な騒音・振動のない快適環境の構築を目指します。

★現状 近隣騒音のうち家庭の日常生活から発生する騒音に関しては、発生原因となる家庭用機器等の騒音低減対策とともに、住民のモラルやマナーの向上を図るため、騒音防止意識の啓発に努めています。

★分析と課題 一般家庭のピアノやエアコン等から出る音、飲食店などの営業に伴う音、物売りの拡声機の音等をいわゆる近隣騒音といいます。そのうち生活騒音は、個人の生活行動に伴って発生する音であり、相隣関係にも深く関わる問題であることから、単に音の発生を防止するという観点から法や条例により生活行動を規制することは困難です。住宅の遮音性能の向上、各種家庭用機器の低騒音化、コミュニティによる自主規制などが課題となります。

5-4. 環境汚染の未然防止

5-4-1 環境監視体制の整備

【環境保全協定に基づく発生源対策（環境政策課）】

コンビナート企業や事業場からの公害発生の未然防止のため、環境保全協定による規制強化や適正な管理運営のための自主監視測定などによる環境監視体制の強化を図ります。

★現状 市と企業は、公害を未然に防止し、住民が健康で快適な生活を営むことができる良好な環境を保全するため、市内企業 40 社と環境保全協定を結んでいます。さらに、法律や山口県条例による排出基準を確実に遵守できるように管理基準を定める細目協定を 34 社と締結し、大気、水質、騒音・振動等について、自主監視報告の実施とともに、一部について市の立入調査により確認しています（表 5-5 参照）。

細目協定の協定値において、令和 5（2023）年度の自主監視報告では排水にて 1 件超過報告がありましたが、原因調査を行い、天候や海水等の一過性の影響を受けたものと推定され、その後の追跡調査では超過の継続性は確認されませんでした。立入調査項目は 326 件（煙道 1 社 1 施設 3 件、悪臭 2 社 2 地点 19 件、騒音・振動 11 社 41 地点 160 件、排水 7 社 18 地点 144 件）で、協定値の超過はありませんでした。

★分析と課題 環境保全協定に基づき協定値にて適切に管理されています。自主監視報告や立入調査により、引き続き協定値の遵守状況を監視し、適正な指導が必要です。

★指標と数値目標

指標	H30 基準値	R6 目標値	R5 現状値	指標の説明
環境保全協定に基づく細目協定値の超過件数【件】	2	0	1	市と企業が結ぶ環境保全協定に基づく細目協定による協定値を超過した項目の件数

表 5-5 環境保全協定及び細目協定の締結状況

協定締結内容	協定締結数
環境保全協定	40 社
環境保全協定に基づく細目協定	34 社

5-4-2 土壌汚染対策法に基づく履歴確認

【土壌汚染対策法に基づく履歴確認（環境政策課）】

県が実施する土壌汚染対策法に基づく一定規模以上の形質変更に伴う申請・許可に際し、当該案件についての土壌汚染等の履歴情報を提供します。

★現状 土壌汚染による人の健康被害を防止するため、有害物質使用特定施設の使用の廃止時や一定規模以上の土地の形質の変更時等に調査をして土壌汚染を見つけ、公に知らせ、健康被害が生じるおそれがある時は汚染の除去等の措置を行い、健康被害が

生じないような形で管理していく仕組みが定められています。

★分析と課題 市内の土壌汚染等の履歴情報を適切に保管していく必要があります。

5-4-3 化学物質等の適正管理の推進

【事業所からの化学物質の適正管理（環境政策課）】

事業所からの化学物質の適正管理について、P R T R制度（化学物質排出移動量届出制度）による届出対象物質の排出量及び移動量を把握し、化学物質の適正な管理や排出削減対策に努めます。

★現状 有害な化学物質の環境中への排出量、廃棄物に含まれて事業所の外に運び出された移動量を、事業所が国に報告し国がそれらの量を把握・集計・公表するP R T R制度により、届出対象に該当する事業所の排出量及び移動量が公表されています（図5-3 参照）。

PRTR データ地図上表示システム

<http://www2.env.go.jp/chemi/prtr/prtrmap/>



★分析と課題 P R T Rデータを、地域ごとの環境リスクの把握、環境負荷の大きな業種の特特定、環境負荷の低減が必要な化学物質の抽出、事業者による自主管理の促進、市民の環境意識の高揚などに活用していくことが必要です。

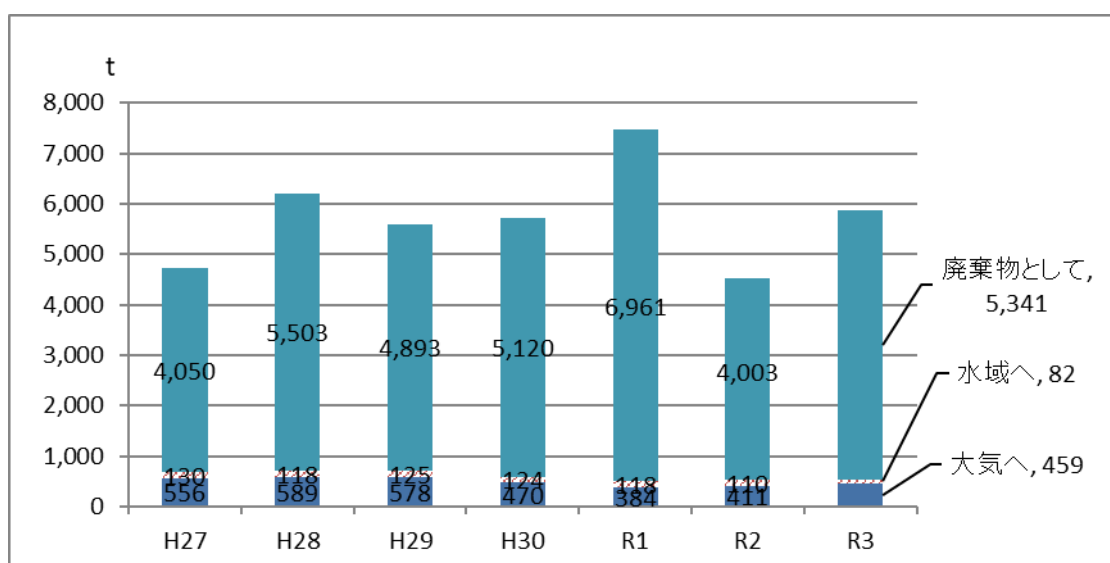


図 5-3 P R T R制度による排出量及び移動量の推移

出典：「令和5（2023）年版 環境白書参考資料集」山口県環境生活部（令和3（2021）年度実績）

※令和4（2022）年度実績は令和6（2024）年12月以降に公表される見込みです。

《第5節 大気・水環境などの保全》

資料編

資料編

第1章 環境の現況	71
第1節 大気の状態	71
1 環境基準等の達成状況	71
(1) 二酸化硫黄 (SO ₂)	73
(2) 二酸化窒素 (NO ₂)	74
(3) 一酸化炭素 (CO)	75
(4) 浮遊粒子状物質 (SPM)	76
(5) 光化学オキシダント (Ox)	77
(6) 非メタン炭化水素 (NMHC)	78
(7) 微小粒子状物質 (PM2.5)	79
(8) 有害大気汚染物質	80
2 環境基準等が設定されていない項目	83
(1) 降下ばいじん	83
(2) 浮遊粉じん中の全クロム・六価クロム	86
第2節 騒音・振動の状態	87
1 環境騒音	87
2 自動車騒音	88
3 新幹線鉄道騒音・振動	89
4 道路交通振動	89
第3節 水質の状態	90
1 環境基準の達成状況	90
(1) 河川	94
(2) 湖沼	95
(3) 海域	96
(4) 地下水	97
2 中小河川調査	98
(1) 調査ポイント	98
(2) 調査結果	103
第4節 ダイオキシン類の状態	109
第5節 公害苦情受付の状態	110
第2章 環境保全対策の推進	111
第1節 法律及び県条例等による規制	111
1 大気汚染の規制	111
2 悪臭の規制	111
3 騒音・振動の規制	112
4 水質汚濁の規制	112
5 土壌汚染の規制	112
第2節 環境審議会	113
1 審議の状態	113

第3節 環境保全協定の締結	113
1 協定の仕組み	113
2 締結状況	113
3 自主監視測定報告.....	115
3 立入調査	116
(1) 工場煙道調査	116
(2) 工場悪臭調査	116
(3) 工場騒音・振動調査	117
(4) 工場排水調査	120
参考資料	
環境基準、排出基準等	124
用語解説	150
関係条例	153

第1章 環境の現況

第1節 大気の状態

1 環境基準等の達成状況

市内には、県の一般環境大気測定局が5局、自動車排出ガス測定局が1局あり、大気汚染測定を常時監視しています。

令和4（2022）年度において、一般環境大気測定局では、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の環境基準をすべての地点で、微小粒子状物質は2地点中1地点で、環境基準を達成しています。また、光化学オキシダントは2地点すべてで環境基準を達成していません。自動車排出ガス測定局では、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質で環境基準を達成しています（表1-1-1参照）。

光化学オキシダントは、全国的にも達成率は極めて低く、年平均値は近年ほぼ横ばいで推移しています（図1-1-1参照）。このような状況から環境省は、令和4（2022）年1月「気候変動対策・大気環境改善のための光化学オキシダント総合対策について」で、植物・人健康影響に関する知見を整理し環境基準の再評価等や、その複雑さ故に未だに解明に至っていない生成機構について観測データから削減対象とする物質の特定や生成機構の更なる解明を実施し、令和6（2024）年度に総合的な排出削減シナリオを策定するとしています。



【測定局の位置図】

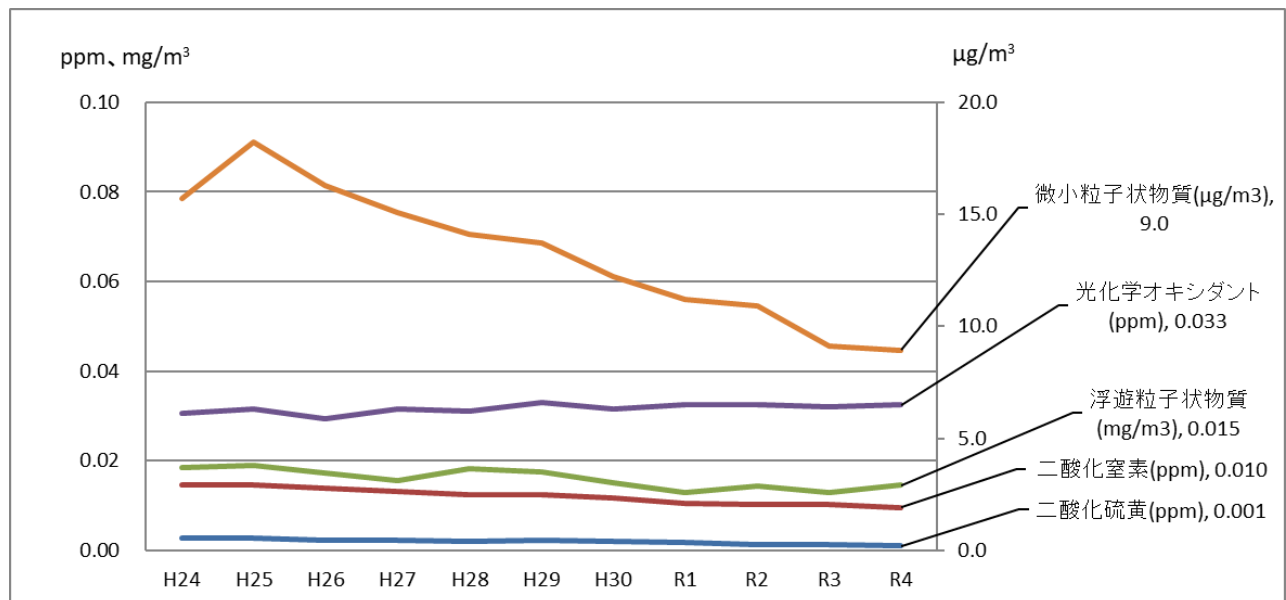


図1-1-1 大気汚染に係る物質の年平均値の推移

表 1-1-1 大気汚染に係る環境基準達成状況（大気監視モニタリング実施結果）

物質	測定局		H30	R1	R2	R3	R4
＜一般環境大気測定局＞							
二酸化硫黄 (SO ₂)	櫛浜小学校		○	○	○	○	○
	徳山商工高校		○	○	○	○	○
	周南総合庁舎		○	○	○	○	○
	浦山送水場		○	○	○	○	○
	宮の前児童公園		○	○	○	○	○
	基準達成率(%)	市内	100	100	100	100	100
全国		99.9	99.8	99.7	99.8	99.5	
二酸化窒素 (NO ₂)	櫛浜小学校		○	○	○	○	○
	徳山商工高校		○	○	○	○	○
	周南総合庁舎		○	○	○	○	○
	浦山送水場		○	○	○	○	○
	宮の前児童公園		○	○	○	○	○
	達成率(%)	市内	100	100	100	100	100
全国		100	100	100	100	100	
浮遊粒子状物質 (SPM)	櫛浜小学校		△	○	△	○	○
	徳山商工高校		○	○	○	○	○
	周南総合庁舎		○	○	○	○	○
	浦山送水場		△	○	○	○	○
	宮の前児童公園		○	○	○	○	○
	達成率(%)	市内	100	100	100	100	100
全国		99.8	100	99.9	100	100	
光化学オキシダント (Ox)	周南総合庁舎		×	×	×	×	×
	宮の前児童公園		×	×	×	×	×
	達成率(%)	市内	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		全国	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1
微小粒子状物質 (PM2.5)	周南総合庁舎		○	○	○	○	○
	宮の前児童公園		○	○	○	○	△
	達成率(%)	市内	100	100	100	100	50
		全国	93.5	98.7	98.3	100	99.9
＜自動車排出ガス測定局＞							
二酸化窒素 (NO ₂)	三田川交差点		○	○	○	○	○
	全国達成率(%)		99.7	100	100	100	100
一酸化炭素 (CO)	三田川交差点		○	○	○	○	○
	全国達成率(%)		100	100	100	100	100
浮遊粒子状物質 (SPM)	三田川交差点		○	○	△	△	○
	全国達成率(%)		100	100	100	100	100

※測定局「三田川交差点」は平成 30(2018)年度まで辻交差点です(辻交差点は、令和元(2019)年度より三田川交差点へ名称変更)。

※市内達成率及び全国達成率は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素は、長期的評価による環境基準達成率で、光化学オキシダント及び微小粒子状物質は環境基準達成率です。

※○：環境基準達成 △：環境基準の長期的評価達成 ▲：環境基準の短期的評価達成 ×：環境基準超過

出典：「令和 5（2023）年版 環境白書」山口県環境生活部（令和 4（2022）年度実績）

「令和 4（2022）年度大気汚染物質（有害大気汚染物質等を除く）に係る常時監視測定結果」環境省

(1) 二酸化硫黄 (SO₂)

二酸化硫黄は、工場・事業場、船舶、自動車（ディーゼル車）から、硫黄分を含む石油や石炭などの化石燃料の燃焼に伴って発生します。人体に対して呼吸器系疾患の原因となるほか、酸性雨の原因となりえることも知られています。

令和 4（2022）年度の測定結果は、全測定局で、長期的・短期的評価とも環境基準を達成しています（表 1-1-2 参照）。各測定局の年平均値は 0.001ppm であり、近年は、ほぼ横ばいで推移しています（図 1-1-3 参照）。

表 1-1-2 二酸化硫黄測定結果

区分 測定局	有効 測定 日数	測定 時間	年平均 値	短期的評価		1 時 間 値 の 最 高 値	長期的評価	
				1 時間値 が 0.1ppm を超えた 時間数	日平均値が 0.04ppm を超えた 日数		日 平 均 値 の 2 % 除 外 値	日平均値が 0.04ppm を超え た日が2日以上連 続したことの有無
				時間	日		ppm	有 × ・ 無 ○
横浜小学校	363	8,651	0.001	0	0	0.018	0.003	○
徳山商工高校	363	8,650	0.001	0	0	0.018	0.003	○
周南総合庁舎	363	8,651	0.001	0	0	0.019	0.004	○
浦山送水場	363	8,641	0.001	0	0	0.024	0.004	○
宮の前児童公園	363	8,645	0.001	0	0	0.017	0.003	○

出典：「令和 5（2023）年版 環境白書 参考資料集」山口県環境生活部（令和 4（2022）年度実績）

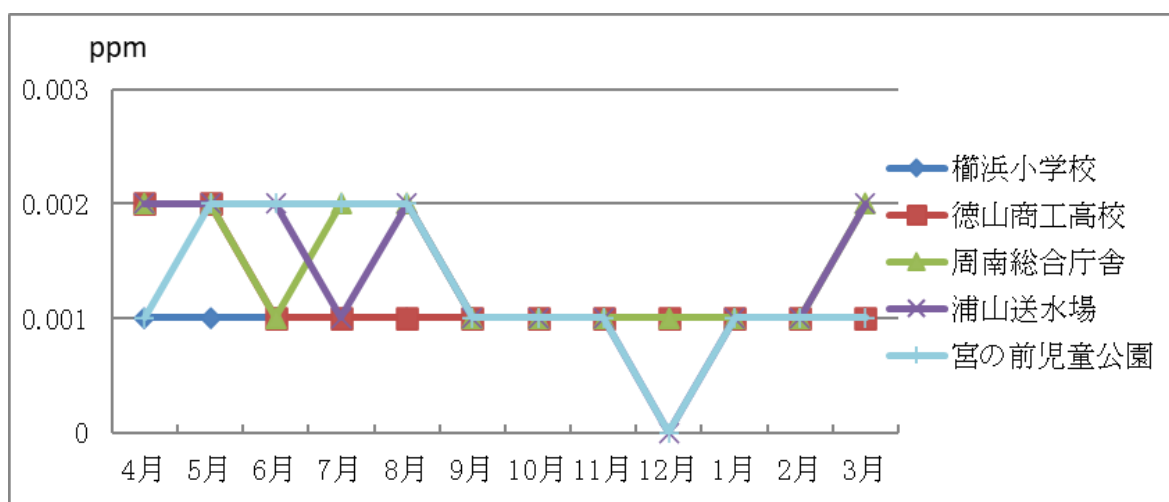


図 1-1-2 二酸化硫黄の月別測定値（月平均値）

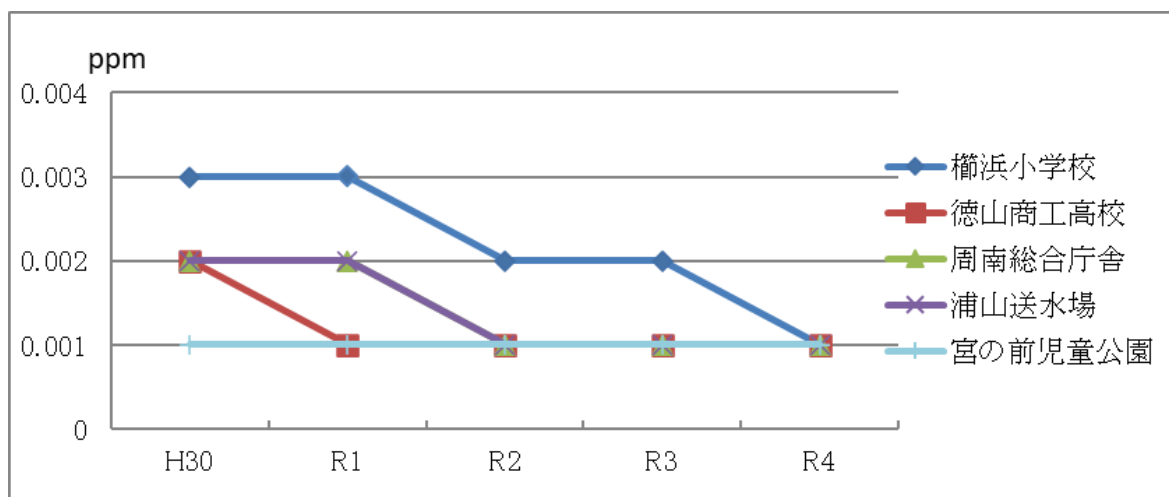


図 1-1-3 二酸化硫黄の推移（年平均値）

(2) 二酸化窒素 (NO₂)

二酸化窒素は、燃焼により発生した窒素酸化物(NO_x)が大気中で酸化されて生成するもので、窒素酸化物のほとんどは工場等の固定発生源と自動車等の移動発生源から排出されています。

窒素酸化物は光化学オキシダントや浮遊粒子状物質、酸性雨の原因物質となり、特に高濃度の二酸化窒素(NO₂)は呼吸器を刺激し、人体に対して好ましくない影響を及ぼすおそれがあります。

令和 4 (2022) 年度の測定結果は、すべての一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局(三田川交差点)で環境基準を達成しています(表 1-1-3 参照)。各測定局の年平均値は 0.009 ~0.013ppm であり、近年緩やかな減少傾向にあります(図 1-1-5 参照)。

表 1-1-3 二酸化窒素測定結果

区分 測定局	有効 測定 日数	測定 時間	年平 均値	1 時間 値の 最高値	1 時間 値が 0.2pp mを超 えた 時間数	1 時間 値が 0.1pp m以上 0.2pp m以下 の 時間数	日平均 値が 0.06p pmを超 えた 日数	日平均 値が 0.04 ppm 以上 0.06p pm 以下の 日数	長期的評価	
									日平均値 の年間 98%値	98%値 評価に よる日 平均値 が 0.06p pmを超 えた 日数
測定局	日	時間	ppm	ppm	時間	時間	日	日	ppm	日
櫛浜小学校	363	8,652	0.009	0.062	0	0	0	0	0.017	0
徳山商工高校	363	8,652	0.010	0.083	0	0	0	0	0.026	0
周南総合庁舎	363	8,643	0.010	0.076	0	0	0	0	0.025	0
浦山送水場	363	8,644	0.010	0.087	0	0	0	0	0.025	0
宮の前児童公園	354	8,449	0.009	0.082	0	0	0	0	0.022	0
三田川交差点	363	8,646	0.013	0.086	0	0	0	2	0.029	0

出典：「令和 5 (2023) 年版 環境白書 参考資料集」山口県環境生活部(令和 4 (2022) 年度実績)

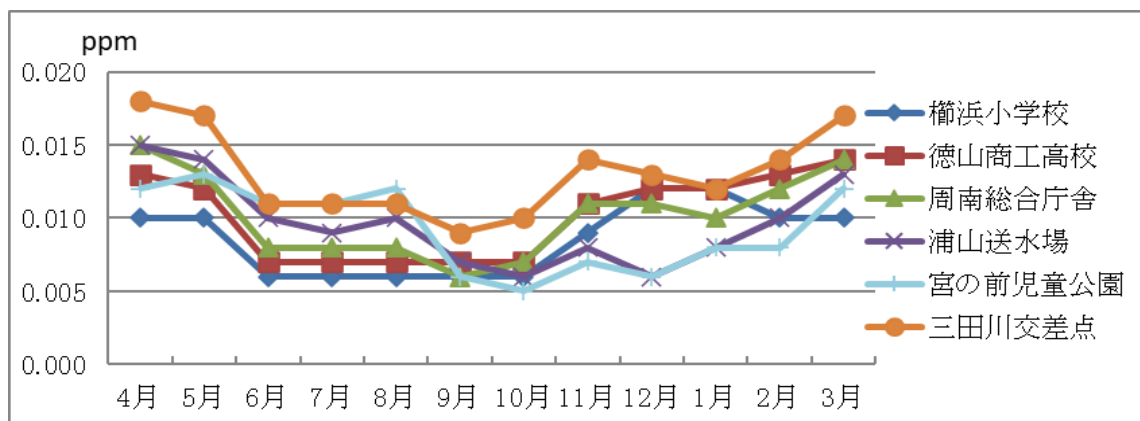


図 1-1-4 二酸化窒素の月別測定値(月平均値)

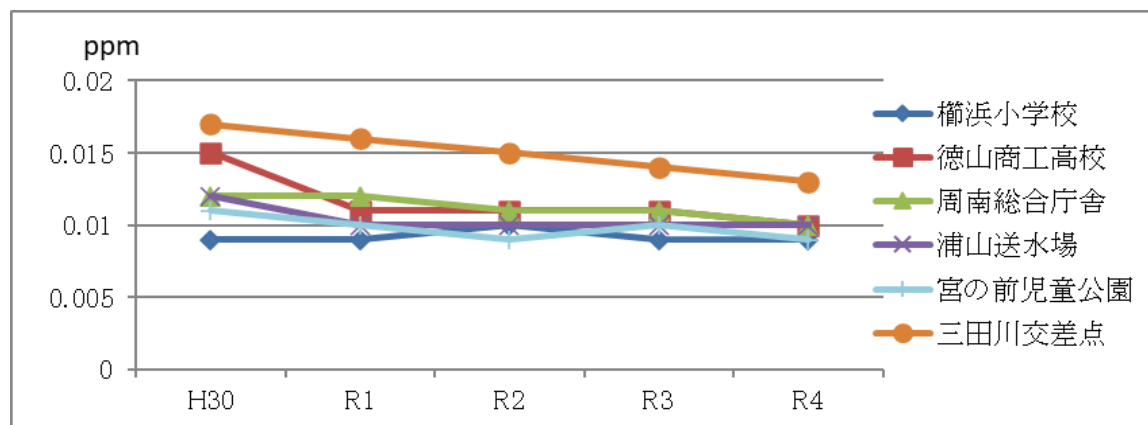


図 1-1-5 二酸化窒素の推移(年平均値)

(3) 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素は、主に炭素を含む物の不完全燃焼により発生し、その主要発生源は自動車の排気ガスです。

令和 4（2022）年度の測定結果は、自動車排出ガス測定局の三田川交差点 1 局で測定しており、環境基準を達成しています（表 1-1-4 参照）。年平均値は 0.5ppm であり、近年ほぼ横ばいで推移しています（図 1-1-7 参照）。

表 1-1-4 一酸化炭素測定結果

区分 測定局	有効 測定 日数	測定 時間	年平均値	短期的評価		1 時間 値の最 高値	長期的評価	
				8 時間値が 20ppm を超 えた回数	日平均値が 10ppm を超 えた日数		日平均 値の 2%除 外値	日 平 均 値 が 10ppm を超え た日が 2 日以上 連続したことの 有 無
	日	時間	ppm	回	日	ppm	ppm	有×・無○
三田川交差点	364	8,636	0.5	0	0	3.6	0.9	○

出典：「令和 5（2023）年版 環境白書 参考資料集」山口県環境生活部（令和 4（2022）年度実績）

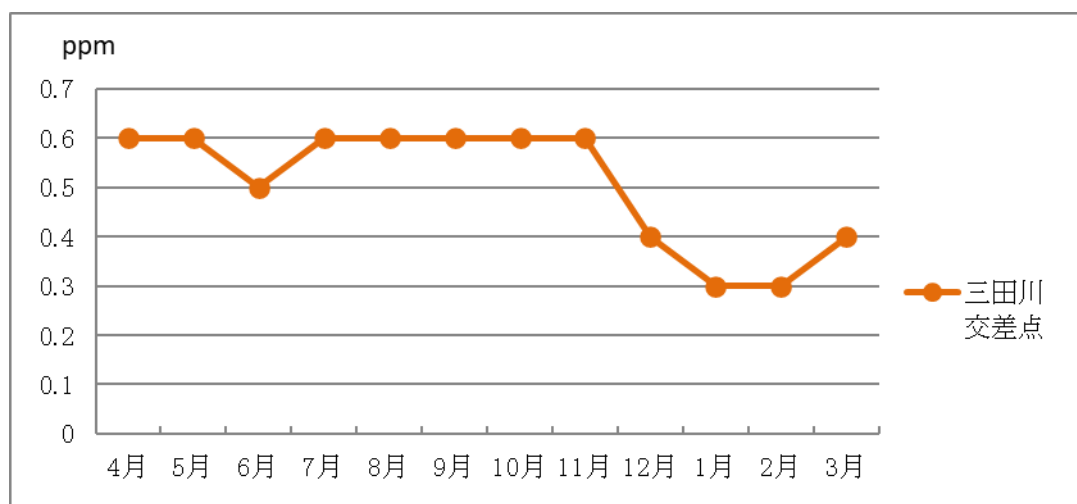
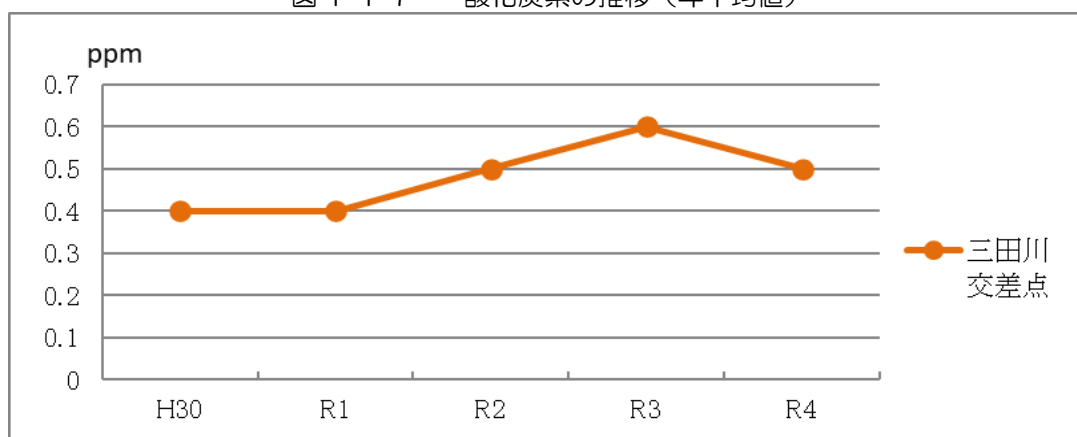


図 1-1-6 一酸化炭素の月別測定値（月平均値）

図 1-1-7 一酸化炭素の推移（年平均値）



(4) 浮遊粒子状物質（SPM）

大気中の粒子状物質は、「降下ばいじん」と「浮遊粉じん」に大別され、粒径 10 ミクロン以下の浮遊粉じんを浮遊粒子状物質といいます。浮遊粒子状物質は微小なため大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着して高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼすおそれがあります。

浮遊粒子状物質には、発生源から直接排出される一次粒子と、気体として大気中に放出されたものから生成される二次粒子に分類されます。一次粒子には工場等から排出されるばいじんやディーゼル排気粒子（DEP）等の人為的発生源と砂や土壌の巻き上げ等の自然発生源があり、二次粒子は、大気中での光化学反応等によりガス成分（硫黄酸化物（SO_x）、窒素酸化物（NO_x）、揮発性有機化合物（VOC）等）から生成されます。

令和 4（2022）年度の測定結果は、すべての測定地点において、長期的評価で環境基準を達成していました（表 1-1-5 参照）。各測定局の年平均値は、0.013～0.016mg/m³であり、近年緩やかな減少傾向にあります（図 1-1-9 参照）。

表 1-1-5 浮遊粒子状物質測定結果

区分 測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	短期的評価		1時間値の最高値	長期的評価	
				1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時間数	日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数		日平均値の2%除外値	日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無
測定局	日	時間	mg/m ³	時間	日	mg/m ³	mg/m ³	有×・無○
櫛浜小学校	365	8,728	0.015	0	0	0.083	0.031	○
徳山商工高校	365	8,724	0.015	0	0	0.108	0.033	○
周南総合庁舎	346	8,279	0.014	0	0	0.180	0.030	○
浦山送水場	365	8,719	0.016	0	0	0.126	0.034	○
宮の前児童公園	365	8,728	0.013	0	0	0.128	0.028	○
三田川交差点	365	8,580	0.013	0	0	0.106	0.031	○

出典：「令和 5（2023）年版 環境白書 参考資料集」山口県環境生活部（令和 4（2022）年度実績）

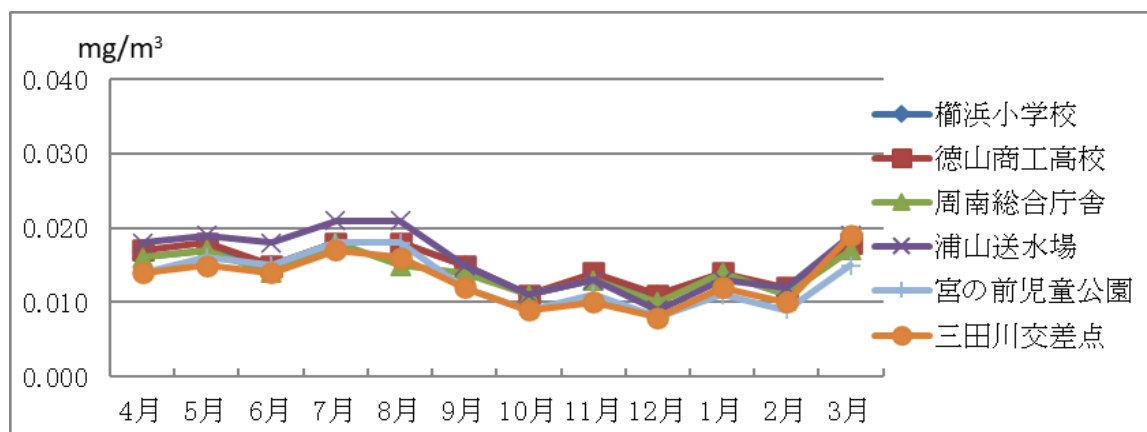


図 1-1-8 浮遊粒子状物質の月別測定値（月平均値）

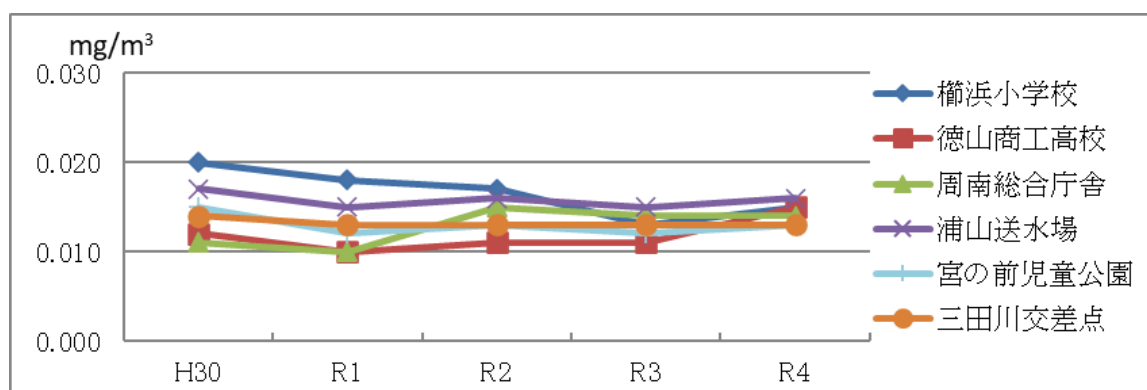


図 1-1-9 浮遊粒子状物質の推移（年平均値）

(5) 光化学オキシダント (Ox)

工場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物（VOC）などが、太陽の強い紫外線を受けることにより光化学反応を起こし、「光化学オキシダント」と呼ばれるオゾンやペルオキシアシルナイトレートなどの酸化性物質に変質します。これは強い酸化力を持つため、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、植物などにも影響を与えます。

光化学オキシダントは、「昼間の1時間値が0.06 ppm以下」という環境基準が設定されています。さらに、昼間の1時間値が0.12 ppm以上で、気象条件からみてその状態が継続すると認められるときは、大気汚染防止法の規定によって、都道府県知事が「光化学オキシダント注意報」を発令し、報道、教育機関等を通じて、住民に対し情報の周知徹底を行うとともに、工場・事業場等に対して、ばい煙等排出量の自主的制限について協力を求めることになっています。

令和4（2022）度の測定結果は、全測定局で環境基準を達成していません（表1-1-6参照）。各測定局の昼間値（5時から20時までの時間帯）の年平均値は0.032～0.033 ppm（表1-1-6参照）で、近年はほぼ横ばいで推移しています（図1-1-11参照）。

表1-1-6 光化学オキシダント調査結果

区分 測定局	昼間 測定 日数	昼 間 測 定 時 間	昼間の1 時間値の 年平均値	短 期 的 評 価		昼間の1時間値が 0.12ppmを超え た 日 数 と 時 間 数		昼 間 の 1 時間値 の最高値	昼間の日 最高1時 間値の年 平均値
				昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日 数 と 時 間 数					
	日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm
周南総合庁舎	365	5,419	0.033	55	194	0	0	0.089	0.047
宮の前児童公園	365	5,422	0.032	53	221	0	0	0.096	0.046

出典：「令和5（2023）年版 環境白書 参考資料集」山口県環境生活部（令和4（2022）年度実績）

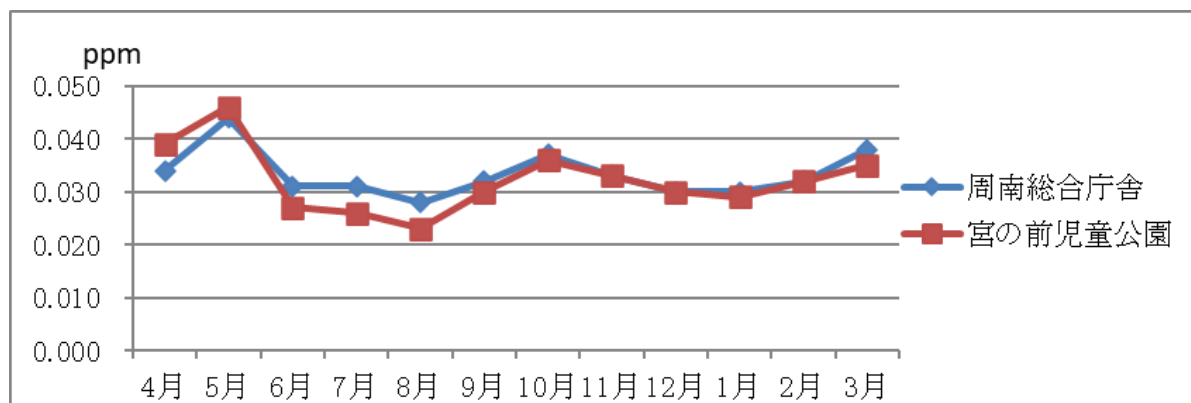


図1-1-10 光化学オキシダントの月別測定値（月平均値）

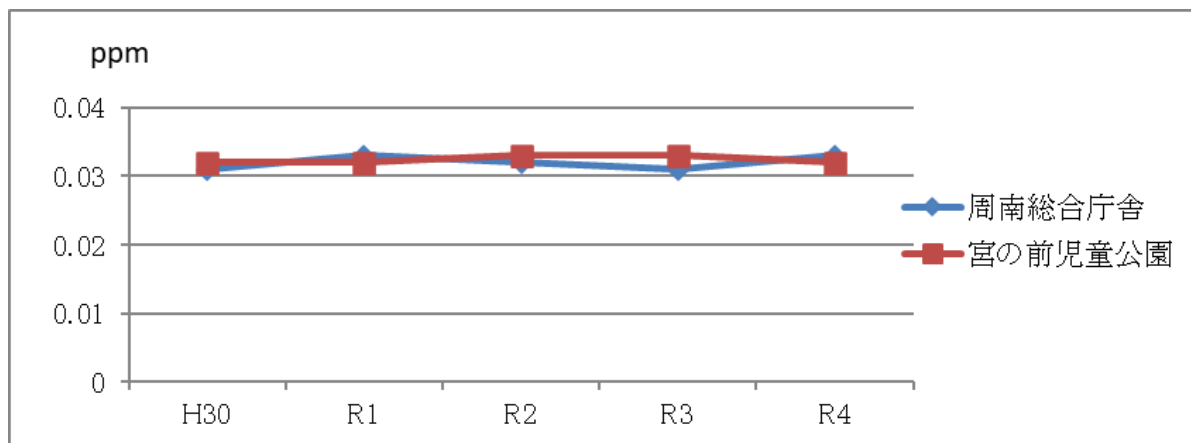


図1-1-11 光化学オキシダントの推移（年平均値）

(6) 非メタン炭化水素 (NMHC)

非メタン炭化水素は、主として塗装、印刷等の作業工程と石油精製、石油化学等の製造、貯蔵及び出荷工程等から排出され、自動車排気ガスの中にも含まれています。

非メタン炭化水素とは、水素原子(H)と炭素原子(C)とからなる各種の炭化水素の中から、光化学反応性が無視できるメタン(CH₄)を除いた炭化水素の総称で、窒素酸化物(NO_x)とともに太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こし、光化学オキシダント(O_x)に変質します。よって光化学スモッグの発生防止対策として、非メタン炭化水素には国の指針値が設定されています。

令和4(2022)年度の測定結果は、全測定局で指針値を達成していません(表1-1-7参照)。各測定局の6~9時における年平均値は0.06~0.08ppmCで、近年はほぼ横ばいで推移しています(図1-1-13参照)。

表1-1-7 非メタン炭化水素測定結果

区分 測定局	測定時間	年平均値	6~9時における年平均値	6~9時測定日数	6~9時3時間平均値		6~9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6~9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	
					最高値	最低値				
	時間	ppmC	ppmC	日	ppmC	ppmC	日	%	日	%
周南総合庁舎	8,645	0.08	0.10	365	0.72	0.02	29	7.9	4	1.1
宮の前児童公園	8,364	0.06	0.06	330	0.35	0.01	1	0.3	1	0.3
三田川交差点	8,652	0.08	0.11	364	0.80	0.00	28	7.7	14	3.8

出典：「令和5(2023)年版 環境白書 参考資料集」山口県環境生活部(令和4(2022)年度実績)

備考：ppmCは大気中の炭化水素類を表す単位で、1ppmCとは、空気1m³中にメタンに換算された物質が1cm³含まれる場合をいう。

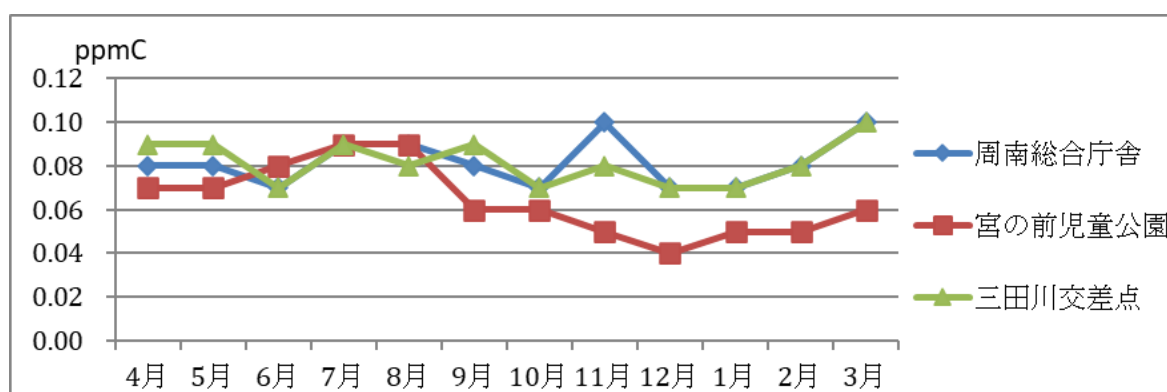


図1-1-12 非メタン炭化水素の月別測定値(6~9時における月平均値)

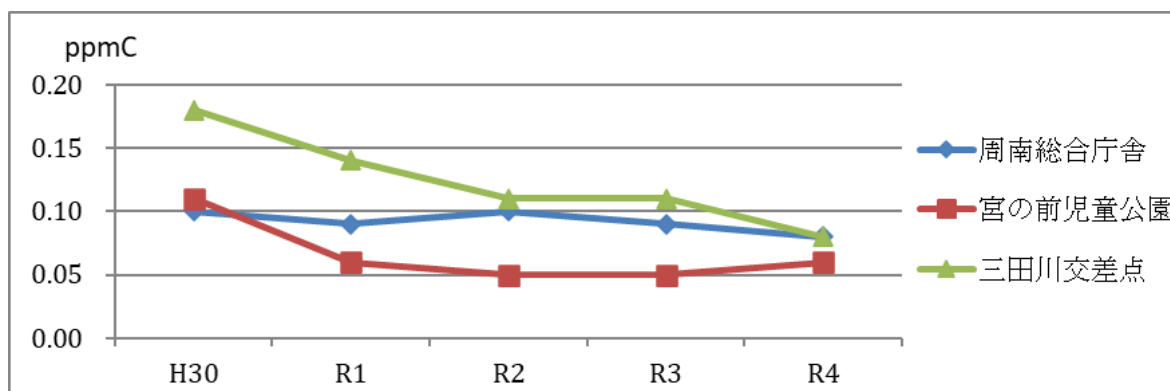


図1-1-13 非メタン炭化水素の推移(6~9時における年平均値)

(7) 微小粒子状物質 (PM2.5)

PM2.5とは、浮遊粒子状物質（粒径 $10\mu\text{m}$ 以下）のうち、特に粒径の小さい微小粒子状物質（粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下）をいい、呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されています。

平成21（2009）年9月にPM2.5に係る環境基準が「1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下」と設定されました。

令和4（2022）年度の測定結果は、周南総合庁舎では環境基準を達成していますが、宮の前児童公園は長期的評価のみ達成しています。（表1-1-8参照）。年平均値は $7.5\sim 10.4\mu\text{g}/\text{m}^3$ で、近年緩やかな減少傾向にあります（図1-1-15）。

表 1-1-8 微小粒子状物質測定結果

区分 測定局	有効 測定 日数	長期的評価	短期的評価		
		年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合	
	日	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%
周南総合庁舎	364	7.5	21.9	0	0.0
宮の前児童公園	363	10.4	26.4	2	0.6

出典：「令和5（2023）年版 環境白書 参考資料集」山口県環境生活部（令和4（2022）年度実績）

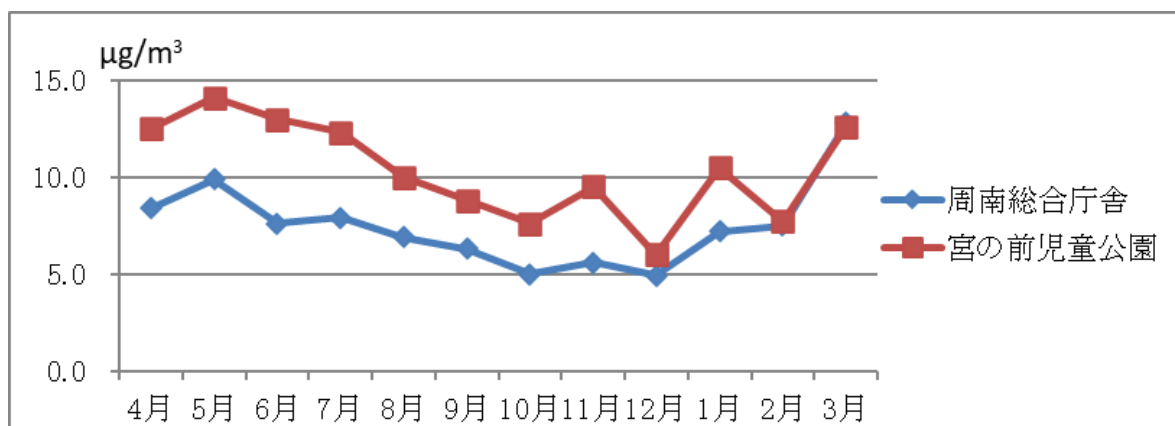


図 1-1-14 微小粒子状物質の月別測定値（月平均値）

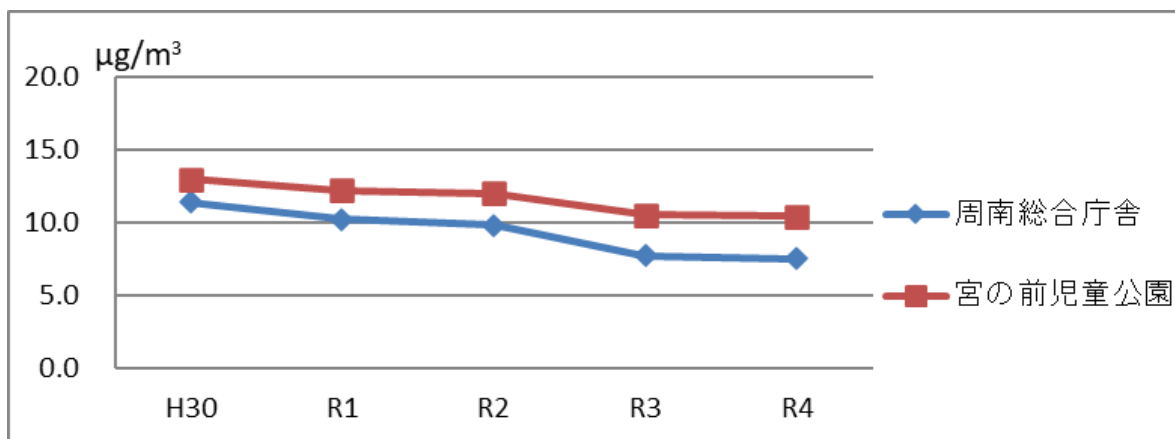


図 1-1-15 微小粒子状物質の月別測定値（年平均値）

(8) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質とは、大気中の濃度が低濃度であっても、その長期曝露による健康影響が懸念される物質のことをいいます。

山口県は、市内では周南総合庁舎にて有害大気汚染物質モニタリング調査を実施しており、大気汚染防止法で有害大気汚染物質（優先取組物質）のうち、21 物質の測定が行われています。そのうち、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンは環境基準が定められており、アクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン、マンガン及びその化合物においては指針値が設定されています。

令和 4（2022）年度の年平均値は、環境基準又は指針値があるすべての物質において環境基準等を達成しています。近年において、環境基準等を達成している状況が続いています（図 1-1-17、図 1-1-19 参照）。

全国平均と比較すると、ベンゼン、アクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン、クロム及びその化合物、酸化エチレン、バリリウム及びその化合物、ホルムアルデヒドが高めとなっています（表 1-1-9 参照）。

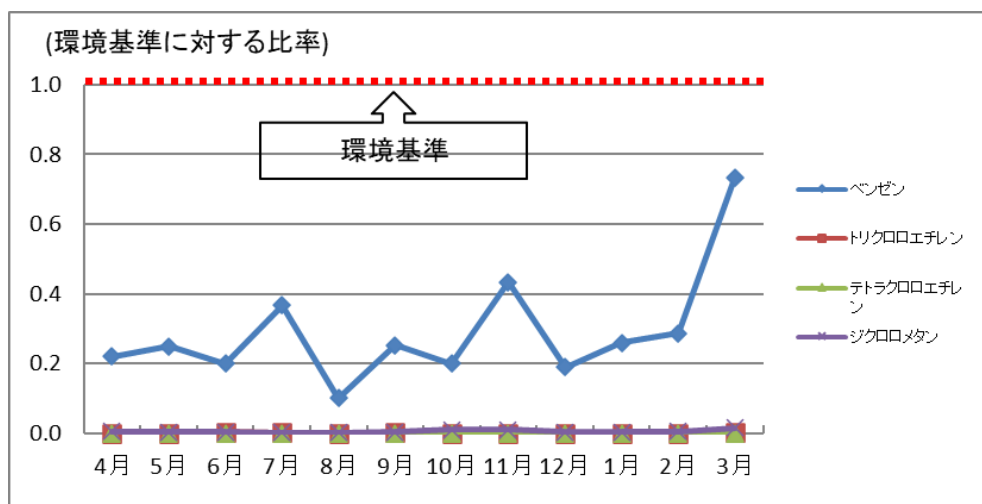


図 1-1-16 有害大気汚染物質の月別の環境基準に対する比率

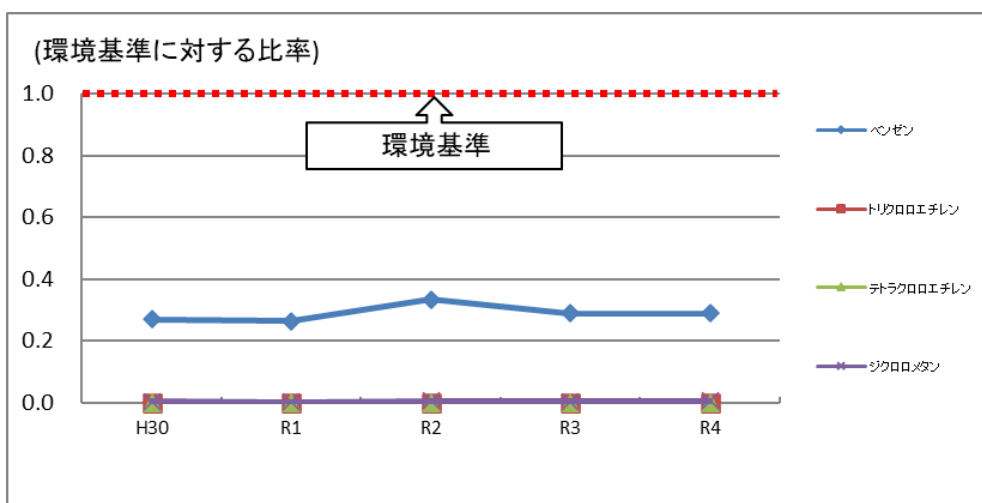


図 1-1-17 有害大気汚染物質の環境基準に対する比率の推移（年平均値）

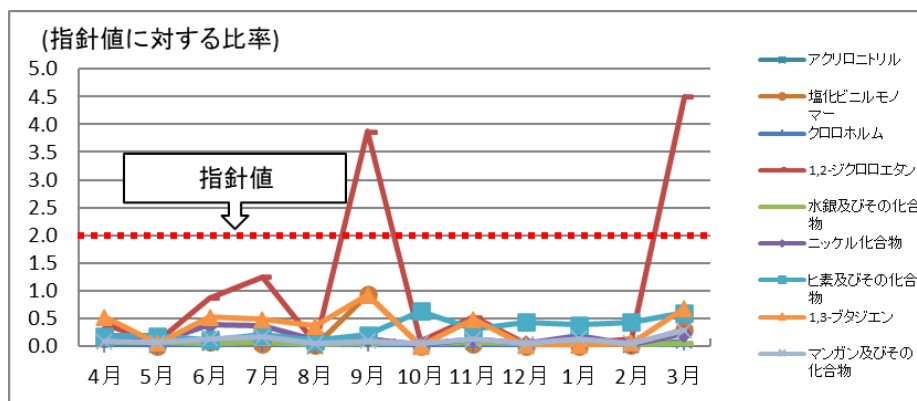


図 1-1-18 有害大気汚染物質の月別の指針値に対する比率

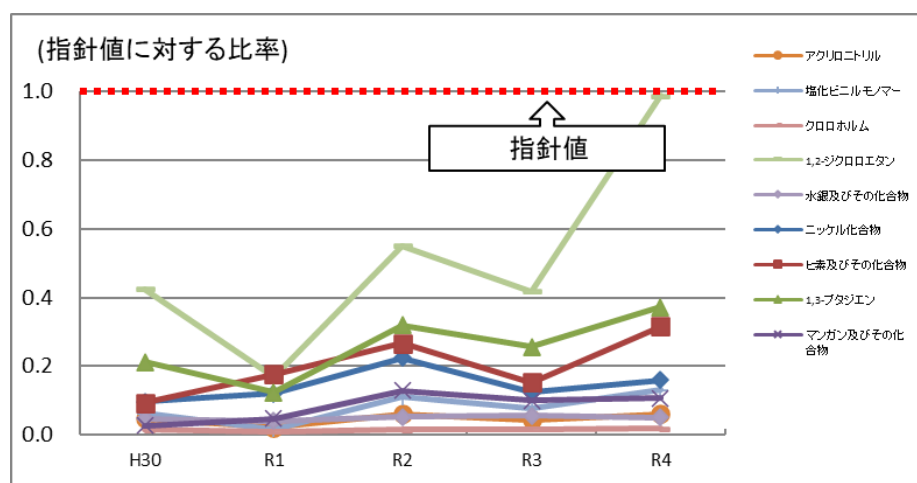


図 1-1-19 有害大気汚染物質の指針値に対する比率の推移（年平均値）

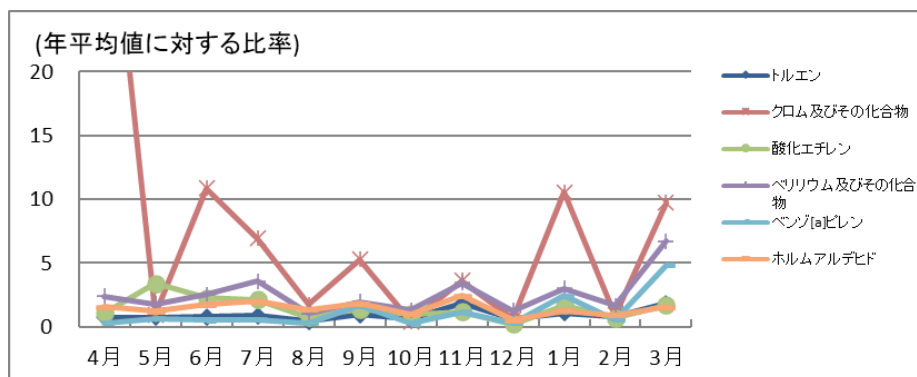


図 1-1-20 環境基準及び指針値のない有害大気汚染物質の月別年平均値に対する比率

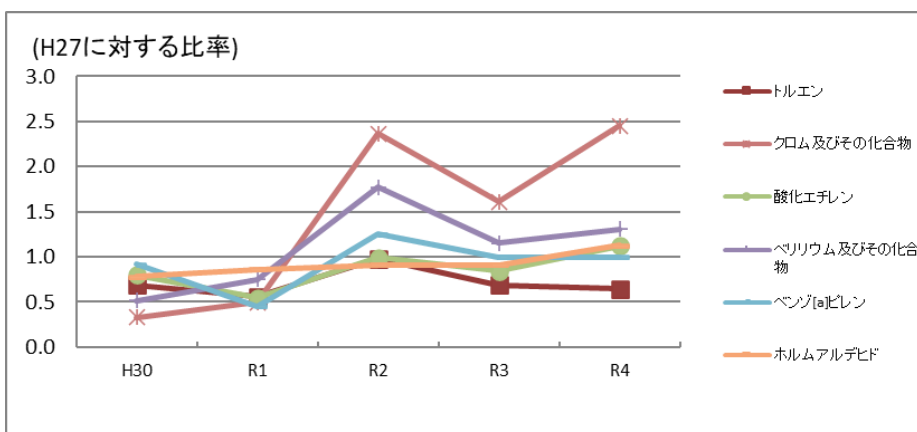


図 1-1-21 環境基準及び指針値のない有害大気汚染物質年平均値の平成 27（2015）年度値に対する比率の推移

表 1-1-9 有害大気汚染物質モニタリング調査結果（令和 4（2022）年度）

区分	周南総合庁舎 (下段は R3 値)	環境基準等 達成状況※1	環境基準 又は指針値	全国平均 (下段は範囲)
ベンゼン [単位：μg/m³]	0.87 (0.87)	○	環境基準 3 以下	0.71 (0.18~2.2)
トリクロロエチレン [単位：μg/m³]	0.09 (0.11)	○	環境基準 130 以下※2	0.89 (0.0022~96)
テトラクロロエチレン [単位：μg/m³]	0.046 (0.023)	○	環境基準 200 以下	0.084 (0.0030~1.80)
ジクロロメタン [単位：μg/m³]	0.85 (0.76)	○	環境基準 150 以下	1.4 (0.24~9.6)
アクリロニトリル [単位：μg/m³]	0.123 (0.087)	○	指針値 2 以下	0.051 (0.0015~0.68)
アセトアルデヒド [単位：μg/m³]	2.4 (2.0)	○	指針値 120 以下※3	2.0 (0.55~8.6)
塩化ビニルモノマー [単位：μg/m³]	1.29 (0.78)	○	指針値 10 以下	0.035 (0.0009~1.3)
塩化メチル [単位：μg/m³]	1.6 (1.5)	○	指針値 94 以下※3	1.4 (0.31~4.5)
クロロホルム [単位：μg/m³]	0.33 (0.30)	○	指針値 18 以下	0.19 (0.058~1.7)
1,2-ジクロロエタン [単位：μg/m³]	1.58 (0.67)	○	指針値 1.6 以下	0.13 (0.032~2.6)
水銀及びその化合物 [単位：ng Hg/m³]	2.0 (2.2)	○	指針値 40 以下	1.7 (0.50~7.1)
ニッケル化合物 [単位：ng Ni/m³]	4.0 (3.1)	○	指針値 25 以下	2.5 (0.11~15)
ヒ素及びその化合物 [単位：ng As/m³]	1.88 (0.92)	○	指針値 6 以下	1.1 (0.050~13)
1,3-ブタジエン [単位：μg/m³]	0.93 (0.64)	○	指針値 2.5 以下	0.079 (0.0023~1.7)
マンガン及びその化合物 [単位：ng Mn/m³]	15 (14)	○	指針値 140 以下	20 (0.015~150)
トルエン [単位：μg/m³]	2.7 (2.9)	—	—	5.2 (0.061~37)
クロム及びその化合物 [単位：ng/m³]	27 (17.7)	—	—	4.2 (0.079~29)
酸化エチレン [単位：μg/m³]	0.103 (0.075)	—	—	0.074 (0.012~1.9)
ベリリウム及びその化合物 [単位：ng/m³]	0.017 (0.015)	—	—	0.016 (0.0010~0.084)
ベンゾ[a]ピレン [単位：ng/m³]	0.12 (0.12)	—	—	0.16 (0.0092~3.2)
ホルムアルデヒド [単位：μg/m³]	2.6 (2.1)	—	—	2.5 (0.69~11)

出典：「令和 5（2023）年版 環境白書 参考資料集」山口県環境生活部（令和 4（2022）年度実績）

「令和 4（2022）年度 大気汚染状況について（有害大気汚染物質モニタリング調査結果報告）」環境省

※1) ○：環境基準等達成 ×：環境基準等超過 —：該当なし

※2) 平成 30（2018）年 11 月 19 日より環境基準値は 200 μg/m³ から 130 μg/m³ に改定されました。

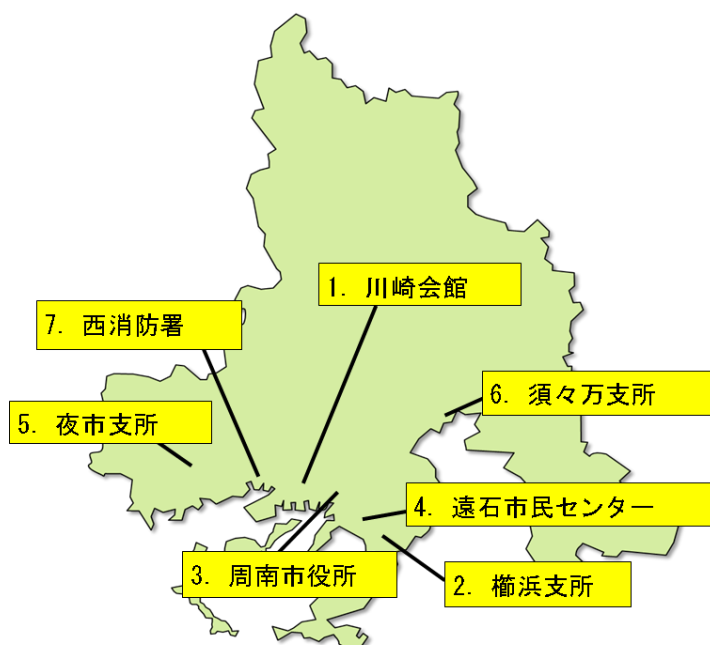
※3) 令和 2（2020）年 8 月 20 日よりアセトアルデヒド及び塩化メチルに係る、健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）が設定されました。

2 環境基準等が設定されていない項目

(1) 降下ばいじん

降下ばいじんとは、大気中の粒子状物質のうち、重力、雨等によって沈降するばいじん、粉じん、その他の不純物のことをいいます。測定は、採取装置を用いて1ヶ月間ごとに試料を採取してその重量を計測します。市では、令和4年度に調査地点の見直しを行い、7か所の調査地点でデポジットゲージ法（社団法人海外環境協力センター「大気環境保全技術研修マニュアル：総論」）により測定しています（表1-1-10参照）。一定地域の沈降物質の平均的な割合を測定するもので、特定の汚染源を対象とするものではありません。また、月別変動は発生源の変化のほかに、風向、風速、雨量などの気象条件の変動に起因するところが多く、汚染度の傾向をみるためには長期間の観測が必要です。環境省「令和3（2021）年度大気汚染状況報告書」によると、昭和57（1982）年度には400市町村が1,563測定地点で降下ばいじんを測定していましたが、令和3（2021）年度現在で74市町村、430測定地点に減少しています。都道府県別では山口県が最も多い88測定地点です。

本市の降下ばいじん量は、長期的には昭和40年代をピークに集じん設備の整備や高煙突化などの発生源対策により減少傾向にあります（図1-1-20参照）。令和5（2023）年度の年平均値は、1.51 t/km²/月でした（表1-1-11参照）。山口県が示した暫定目標値（昭和53年大気保全第51号）10 t/km²/月以下で、近年は横ばい傾向にあります（図1-1-21及び1-1-23参照）。



【降下ばいじん測定箇所の位置図】

表 1-1-10 調査地点一覧

地点番号	調査地点	用途地域※1	所在地
1	川崎会館	住 居	川崎2丁目
2	櫛浜支所	商 業	大字櫛ヶ浜
3	周南市役所	商 業	岐山通1丁目
4	遠石市民センター	住 居	大字徳山
5	夜市支所	住 居	大字夜市
6	須々万支所	区域外	大字須々万本郷
7	西消防署	住 居	富田1丁目

※1）用途地域の区分 準工：準工業地域、商業：商業地域、住居：住居地域、区域外：都市計画区域外の地域「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条に定める地域の用途区分を示す。

※2）調査地点の見直しにより、令和4年度からこれまでの16地点のうち、富田南保育園、周南港湾管理事務所、徳曹会館、秋月市民センター、介護老人保健施設ゆめ風車、福川南幼稚園、熊毛体育センター、鹿野総合支所、和田支所での測定は7地点へ統合。

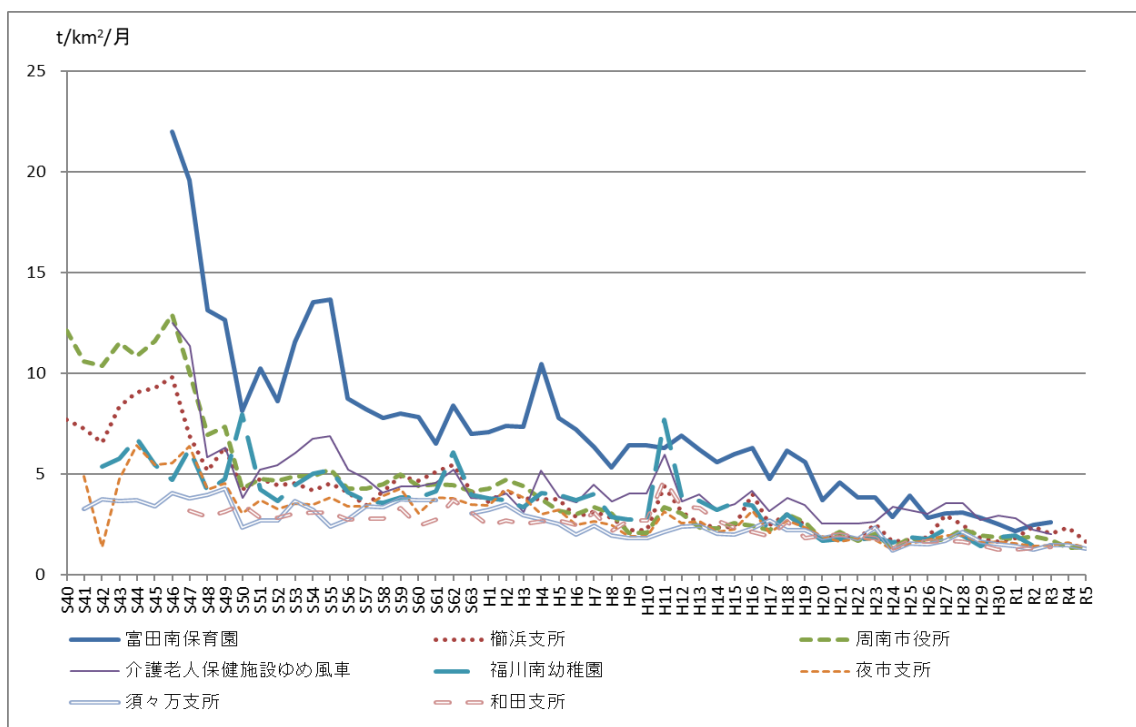


図 1-1-20 降下ばいじん量の経年変化（長期傾向）

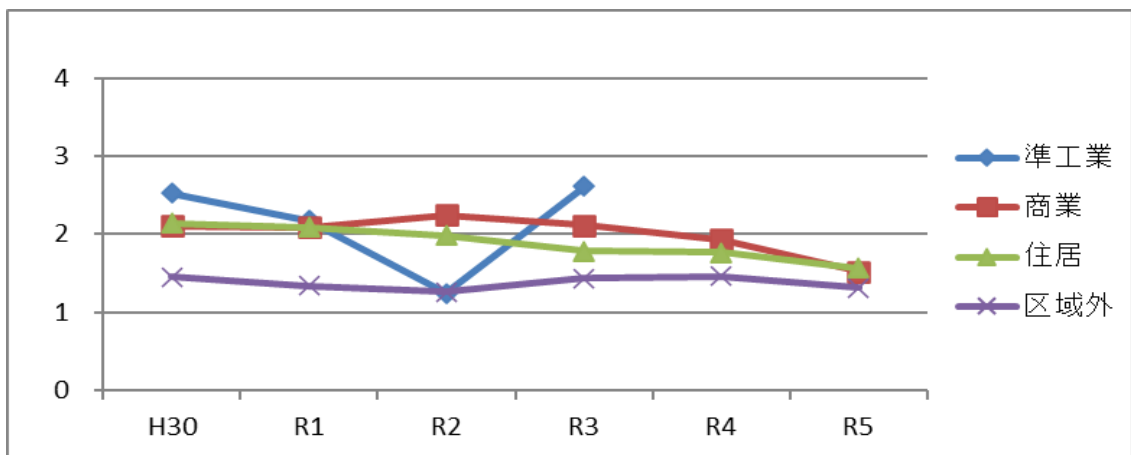


図 1-1-21 降下ばいじん量の経年変化（用途地域別年平均値）

※令和 4 年度の調査地点の見直しにより、準工業地域における測定は令和 3 年度までの実績。

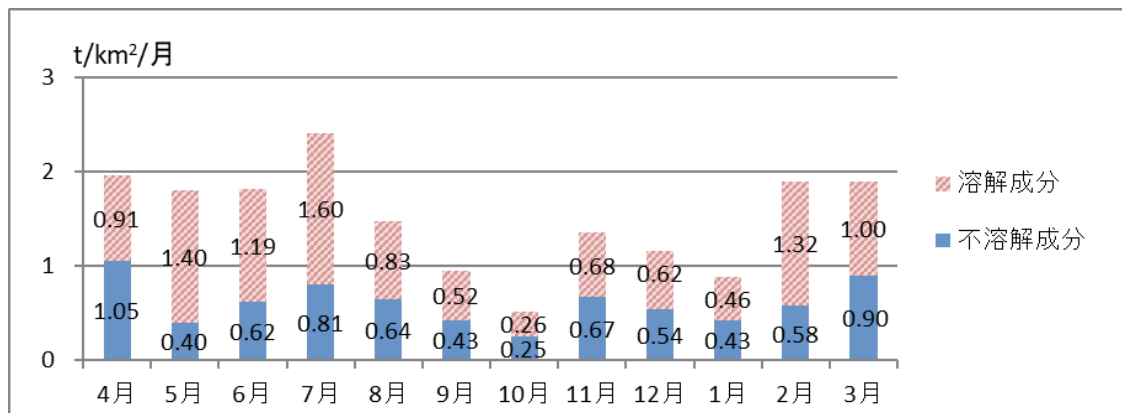


図 1-1-22 降下ばいじん量の月別測定値（月平均値）

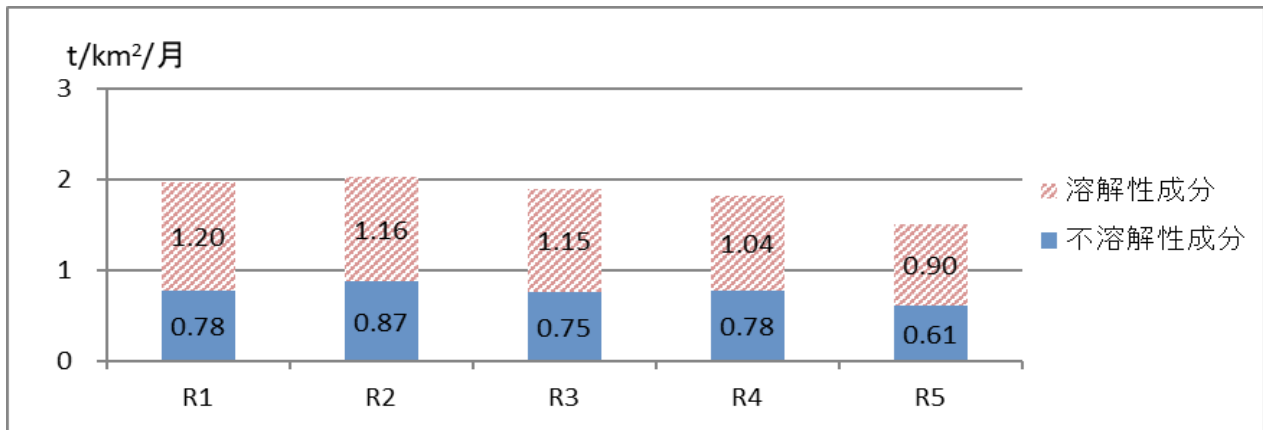


図 1-1-23 降下ばいじん量の推移（年平均値）

表 1-1-11 降下ばいじん量の月別測定値（単位：t/km²/月）

地点名	用途地域 ※1	R5 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6 1月	2月	3月	R5 平均	R4 平均
榑浜支所	商業	2.09	2.10	1.53	1.98	1.77	0.78	0.70	2.07	1.22	1.06	2.25	1.61	1.65	2.37
周南 市役所	商業	1.73	1.66	1.97	2.21	1.07	0.82	0.44	1.21	0.98	0.87	1.98	1.65	1.39	1.49
川崎会館	住居	1.97	1.99	2.29	2.66	1.42	1.00	0.44	1.42	1.40	0.87	1.74	1.39	1.61	1.99
遠石市民 センター	住居	2.24	1.45	1.58	2.07	1.42	0.70	0.47	1.22	0.92	0.83	2.32	1.40	1.40	1.55
西消防署	住居	2.52	1.99	2.69	2.65	1.82	1.83	0.54	1.43	1.57	1.13	2.28	1.32	1.90	1.91
夜市支所	住居	1.74	1.66	1.60	2.46	1.39	0.67	0.40	1.02	0.90	0.54	1.59	1.90	1.32	1.60
須々万 支所	区域外	1.43	1.78	1.05	2.84	1.45	0.80	0.62	1.10	1.11	0.89	1.12	1.31	1.31	1.46
平 均 (準工、商業、住居)		2.05	1.81	1.94	2.34	1.48	0.97	0.50	1.40	1.17	0.88	2.03	1.96	1.55	1.82
平 均 (全地点)		1.96	1.80	1.82	2.41	1.48	0.94	0.52	1.35	1.16	0.88	1.90	1.89	1.51	1.77

※1) 用途地域の区分 商業：商業地域、住居：住居地域、区域外：都市計画区域外の地域

「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条に定める地域の用途区分を示す。

※2) 「-」は欠測（容器破損、豪雨による容器溢れ、測定箇所撤去等による）

※3) 小数点以下第3位を四捨五入しているため、グラフの数値と合わない場合があります。

表 1-1-12 降下ばいじん量の推移（年平均値）

（単位：t/km²/月）

調査地点	用途地域	H30	R1	R2	R3	R4	R5
榑浜支所	商業	1.63	1.82	2.38	2.04	2.37	1.65
周南市役所	商業	1.85	1.78	1.93	1.73	1.49	1.39
川崎会館	住居	2.44	2.47	2.22	2.06	1.99	1.61
遠石市民センター	住居	1.86	1.70	2.21	1.65	1.55	1.40
西消防署	住居	2.75	3.05	2.44	2.00	1.91	1.90
夜市支所	住居	1.64	1.55	1.45	1.49	1.60	1.32
須々万支所	区域外	1.51	1.45	1.25	1.48	1.46	1.31
平 均（準工、商業、住居）		2.16	2.09	2.10	1.95	1.82	1.55
平 均（全体）		2.03	1.96	1.94	1.85	1.77	1.51

※1) 令和3（2021）年度までは年平均値に準工業地域を含む

(2) 浮遊粉じん中の全クロム・六価クロム

市には六価クロム化合物を取り扱う工場が存在することから、大気環境の監視を目的に、水産物市場で年 1 回浮遊粉じん中の全クロム及び六価クロムを測定してきました。

これまでの測定において、全クロムの年平均値は毎年変動がありますが、昭和 51（1976）年から六価クロムは継続して検出されていないことから、令和 4 年度から、測定項目から除外しました。

第2節 騒音・振動の状況

1 環境騒音

市は一般地域（道路に面する地域以外の地域）における環境騒音を6地点（地域の騒音状況をマクロに把握するために必要な地点を選定）で測定しており、令和5（2023）年度は全地点において環境基準を達成していました（表1-2-1及び1-2-2参照）。

環境騒音は、長期的な推移では、昼間と夜間ともに横ばいに推移しています。（図1-2-1及び1-2-2参照）

表1-2-1 環境騒音調査結果

類型		調査地点	H30	R1	R2	R3	R4	R5
A地域及びB地域（住居系地域）	A地域	東北山※2	○	○	△	△	△	○
		中畷町	○	○	○	○	○	○
	B地域	久米	○	△	△	○	○	○
		富田2丁目	△	○	○	○	○	○
	達成率（％）	市内	75	75	50	75	75	100
		全国	89.6	88.5	88.9	89.2	89.8	※1
C地域（住居・商工業混在地域）	C地域	南浦山町	○	○	○	○	○	○
		福川中市町	○	○	○	○	○	○
	達成率（％）	市内	100	100	100	100	100	100
		全国	91.0	90.5	91.4	90.8	93.1	※1

※○：昼夜とも基準値以下、△：昼のみ基準値以下、▲：夜のみ基準値以下、×：昼夜とも基準値超過
※A地域は専ら住居の用に供される地域、B地域は主として住居の用に供される地域、C地域は相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域のことをいう。
※A地域及びB地域の環境基準は、昼間が55デシベル以下、夜間が45デシベル以下で、C地域の環境基準は、昼間が60デシベル以下、夜間が50デシベル以下。
出典：環境省「令和4（2022）年度騒音規制法施行状況調査報告書」
※1）令和5（2023）年度の全国達成率は、令和7（2024）年3月公表見込み
※2）東北山の結果は、令和元(2019)年度以前は西金剛山での結果を示しています。

表1-2-2 環境騒音調査結果（令和5（2023）年度）

類型		調査地点	測定結果		環境基準		環境基準	
			昼間	夜間	昼間	夜間	達成状況	
			(単位：dB)					
道路に面していない地域	A 地域	東北山	48	45	55	45	○	○
		中畷町	47	45			○	○
	B 地域	久米	48	39			○	○
		富田2丁目	44	45			○	○
	C 地域	南浦山町	50	46	60	50	○	○
		福川中市町	42	39			○	○

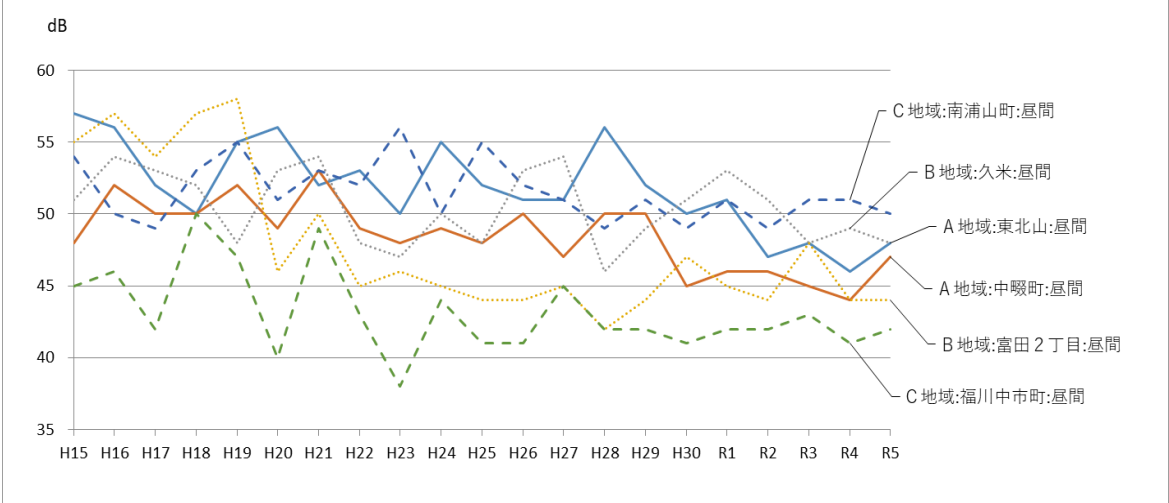


図1-2-1 環境騒音（昼間）の推移

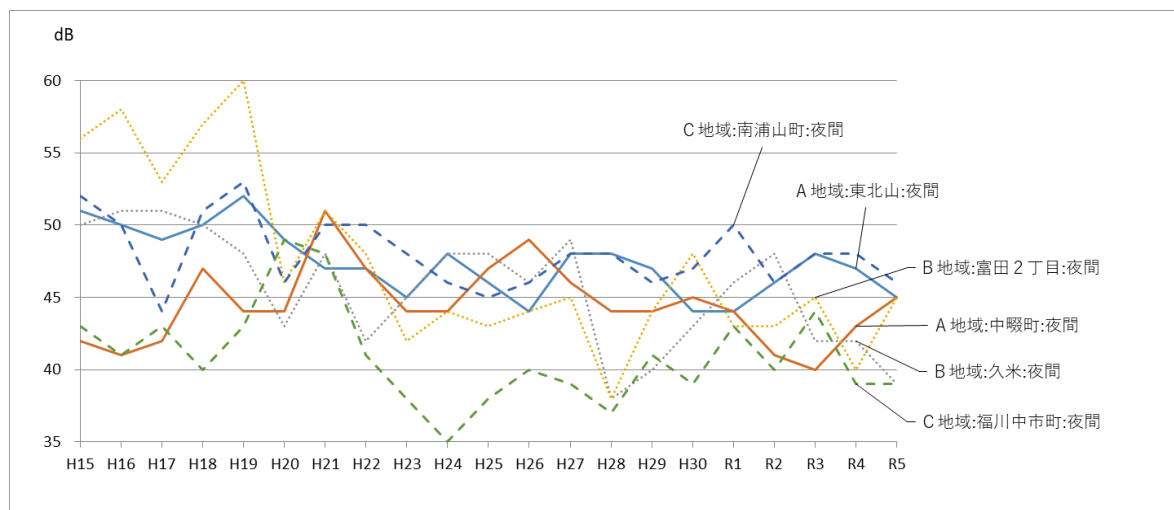


図1-2-2 環境騒音（夜間）の推移

2 自動車騒音

市では、平成24（2012）年度より、騒音規制法に基づき自動車騒音の監視を行っています。令和5（2023）年度は、108区間の延長207.6kmにおいて評価を実施しました。対象住居等は12,951戸で、昼夜間とも環境基準を達成したのは94.3%（12,208戸）でした。昼間のみ、夜間のみ環境基準を達成したのは、それぞれ3.5%（456戸）、0.3%（33戸）、昼夜間とも環境基準を達成しなかったのは2.0%（254戸）でした。

基準値超過は、一般国道沿いが比較的多く、交通量及び大型車の交通量が多いことが考えられます（図1-2-4参照）。近年では大きな変動はなく横ばいに推移しています。

また、自動車騒音の測定状況は、全国自動車交通騒音マップにて公開されています。
(https://tenbou.nies.go.jp/gis/monitor/?map_mode=monitoring_map&field=8)

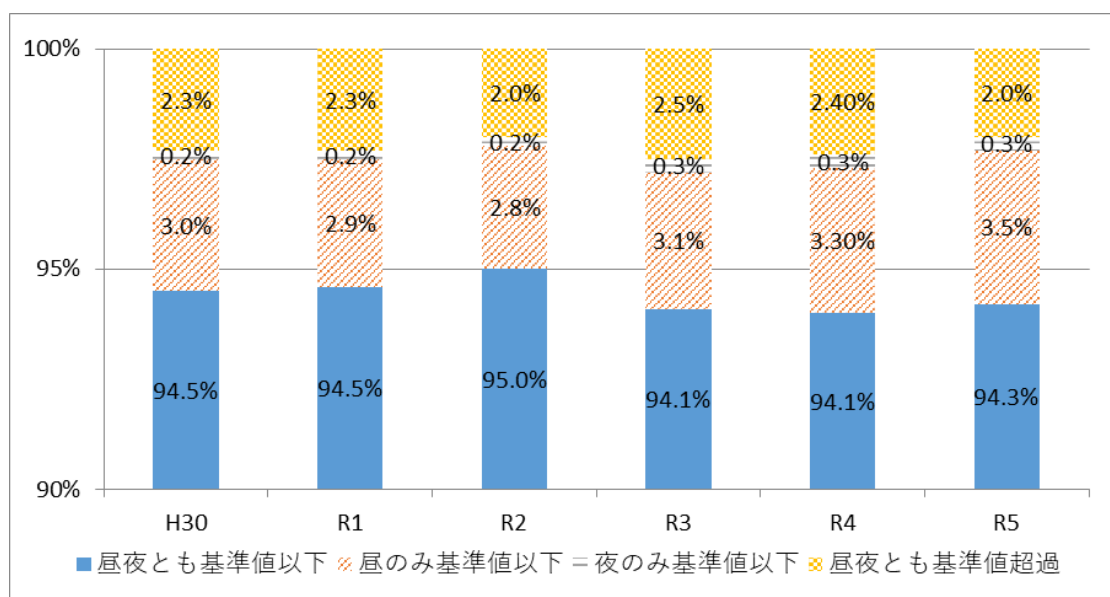


図1-2-3 自動車騒音常時監視結果の推移

※端数処理により合計が100%にならない場合があります。

表1-2-3 自動車騒音常時監視結果（道路種別住居等戸数）

	昼夜とも 基準値以下	昼のみ 基準値以下	夜のみ 基準値以下	昼夜とも 基準値超過
高速自動車国道	236	10	0	4
一般国道	3,683	424	2	232
県道	7,575	30	32	25
4車線以上の市道	1,198	1	0	18
合計	12,692	465	34	279

※交差点等における複数評価区間を重複計上しています。

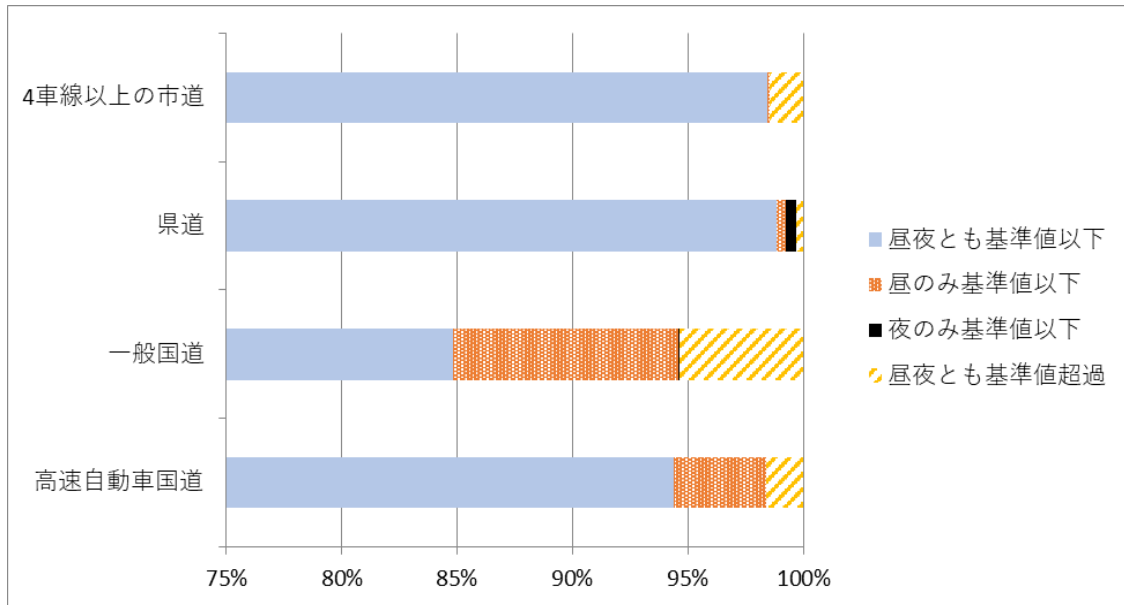


図1-2-4 自動車騒音常時監視結果（道路種別住居等戸数）

※交差点等における複数評価区間を重複計上しています。

3 新幹線鉄道騒音・振動

県が新幹線鉄道騒音・振動及び低周波音を監視しており、山陽新幹線については鉄道事業者である西日本旅客鉄道株式会社において音源・振動対策及び障害防止対策を実施しています。しかし、依然として沿線の環境基準が達成されていないことから、県では、環境基準達成に向けた音源対策の推進について引き続き要請しています。

4 道路交通振動

道路交通振動について、平成24（2012）年度まで測定していましたが要請限度の値を大幅に下回る測定値が継続していたため、平成25（2013）年度より毎年の定期的測定を止め、必要に応じて適宜測定することとしています。令和5（2023）年度は測定していません。

第3節 水質の状況

1 環境基準の達成状況

○人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準 28 項目について、県が市内 12 地点（夜市川、富田川、菅野湖、米泉湖、菊川湖、高瀬湖、徳山湾）において延べ 147 項目を測定し、令和 4（2022）年度は、すべての地点及び項目で環境基準を達成しています。

○生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準について、県が市内 20 地点（錦川、夜市川、富田川、菅野湖、米泉湖、菊川湖、高瀬湖、徳山湾）において測定しています。

ア COD 又は BOD

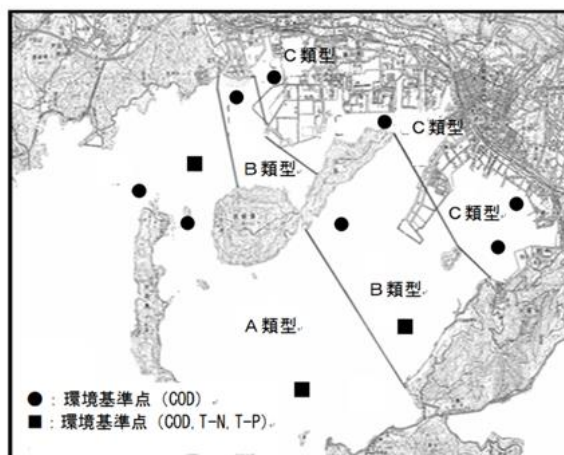
有機汚濁の代表的な指標である COD 又は BOD の状況は、菊川湖、高瀬湖及び徳山湾 A 類型水域にて環境基準を達成できませんでした（表 1-3-1 参照）。

年平均値について、河川及び湖沼はほぼ横ばい、海域については緩やかな減少傾向にあります（図 1-3-1～3 参照）。

徳山湾 A 類型水域の 4 つの環境基準点の 75% 水質値は、近年緩やかな減少傾向にあります。（図 1-3-4 参照）。



【健康項目の調査地点（徳山湾）】



【生活環境項目の調査地点（徳山湾）】

表 1-3-1 COD 又は BOD に係る環境基準達成状況

区分	水域名	類型	H29	H30	R1	R2	R3	R4
河川	錦川	A	○	○	○	○	○	○
	夜市川	A	○	○	○	○	○	○
	富田川	A	○	○	○	○	○	○
	全国達成率 (%)		93.8	94.3	94.4	93.7	93.5	92.1
	夜市川	B	○	○	○	○	○	○
	富田川	B	○	○	○	○	○	○
	全国達成率 (%)		91.9	93.3	93.5	93.1	92.0	92.5
湖沼	菅野湖	A	○	○	○	○	○	○
	米泉湖	A	×	○	×	○	○	○
	菊川湖	A	○	○	○	×	○	○
	高瀬湖	A	×	×	×	×	×	×
	全国達成率 (%)		65.7	65.7	60.0	61.0	64.6	60.1
海域	徳山湾	A	×	×	×	×	×	×
		全国達成率 (%)	63.7	65.4	67.3	67.4	65.4	65.8
		B	○	○	○	○	○	○
		全国達成率 (%)	85.3	84.5	85.9	86.8	83.1	85.9
		C	○	○	○	○	○	○
	全国達成率 (%)		100	100	100	100	100	100

※○：環境基準達成 ×：環境基準超過

出典：「令和 5（2023）年版 環境白書」山口県環境生活部（令和 4（2022）年度実績）

「令和 4（2022）年度公共用水域水質測定結果」環境省

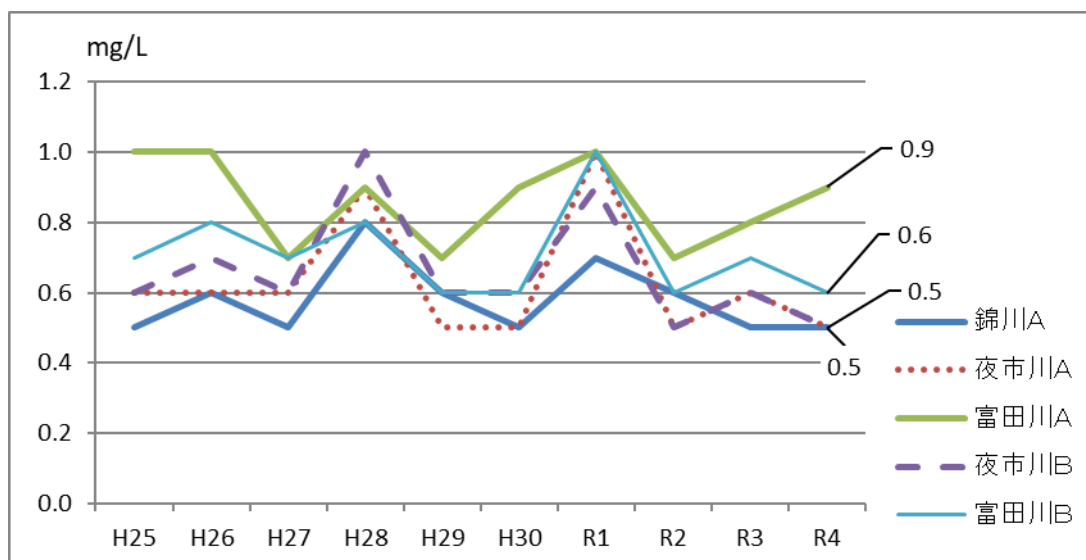


図 1-3-1 BOD の年平均値の推移（河川）

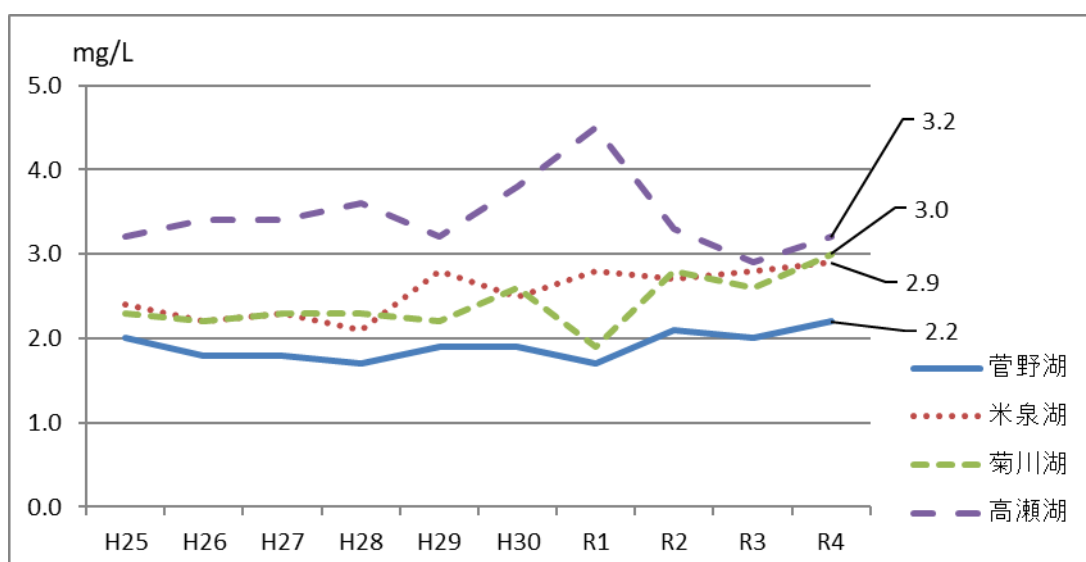


図 1-3-2 COD の年平均値の推移（湖沼）

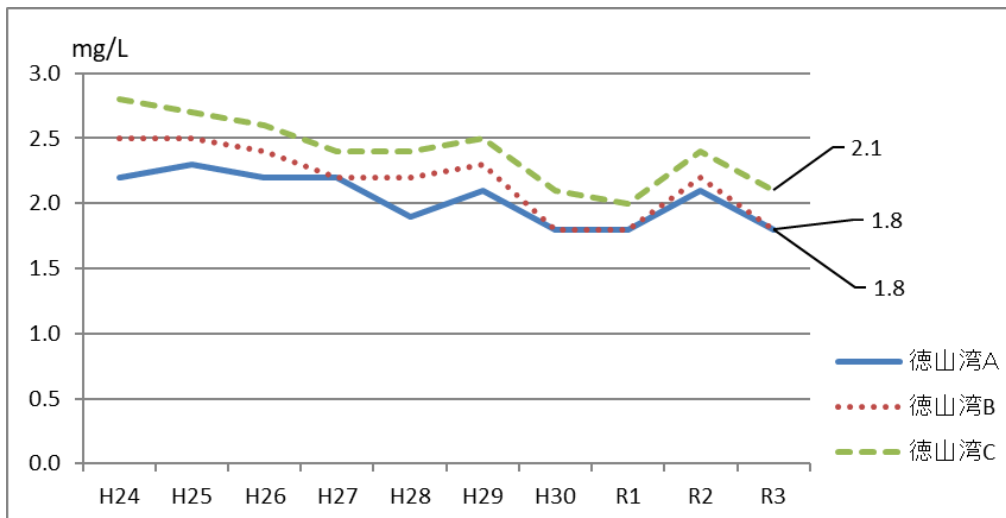


図 1-3-3 COD の年平均値の推移（海域）

※類型別で環境基準値が異なり（A<B<C）、A 類型が最小値です。詳細は、P.143～144 参照下さい。

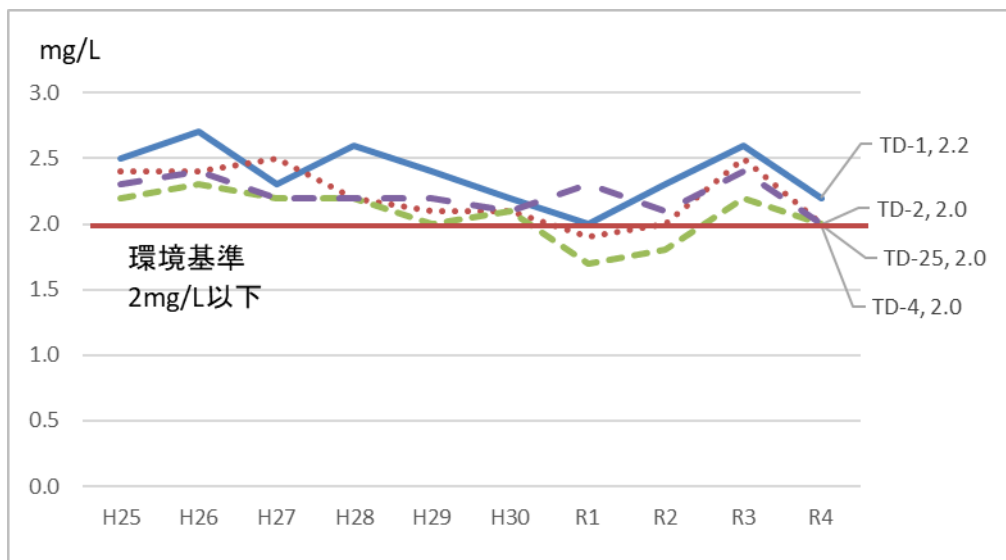
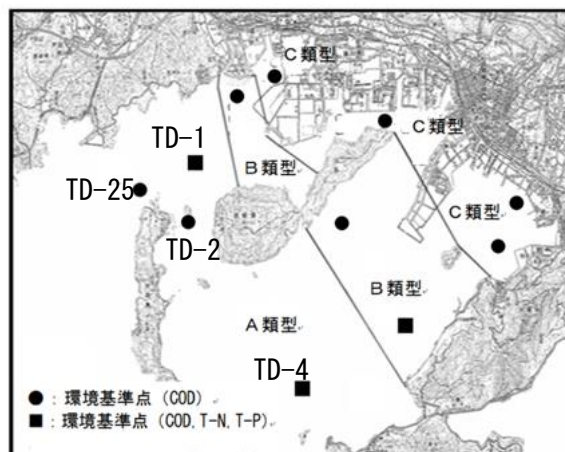


図 1-3-4 徳山湾A類型の COD75%水質値の推移

※75%水質値とは、年間の日間平均値の全データを、その小さい順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値のことです。 $0.75 \times n$ が整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目の値をとります。

※徳山湾A類型の COD の環境基準は、4つの環境基準点すべてにおいて基準が達成されている場合を達成水域とする。

※環境基準点の達成状況の評価は、年間の日間平均値の全データのうち 75%以上のデータが基準値を満足しているものを達成地点とする。



【生活環境項目の調査地点（徳山湾）】

イ 窒素及びりん

窒素及びりんは、海域では環境基準を達成していましたが、湖沼はすべて環境基準を達成していません。年平均値は、全窒素及び全りんとともに、概ね横ばいです（図 1-3-5 及び図 1-3-6 参照）。

表 1-3-2 窒素及びりんに係る環境基準達成状況

区分	水域名	類型	H29	H30	R1	R2	R3	R4
湖沼	菅野湖	Ⅱ	×	○	×	×	×	×
	米泉湖	Ⅱ	×	×	×	×	×	×
	菊川湖	Ⅱ	×	×	×	×	×	×
	全国達成率（％）		48.3	50.0	48.3	58.6	56.9	57.6
海域	徳山湾	Ⅱ	○	○	○	○	○	○
		全国達成率（％）	92.3	94.5	93.4	85.7	92.4	94.6

※○：環境基準達成 ×：環境基準超過

※菅野湖及び米泉湖は、当分の間、全窒素に係る基準は適用しない

出典：「令和 5（2023）年版 環境白書」山口県環境生活部（令和 4（2022）年度実績）

「令和 4（2022）年度公共用水域水質測定結果」環境省

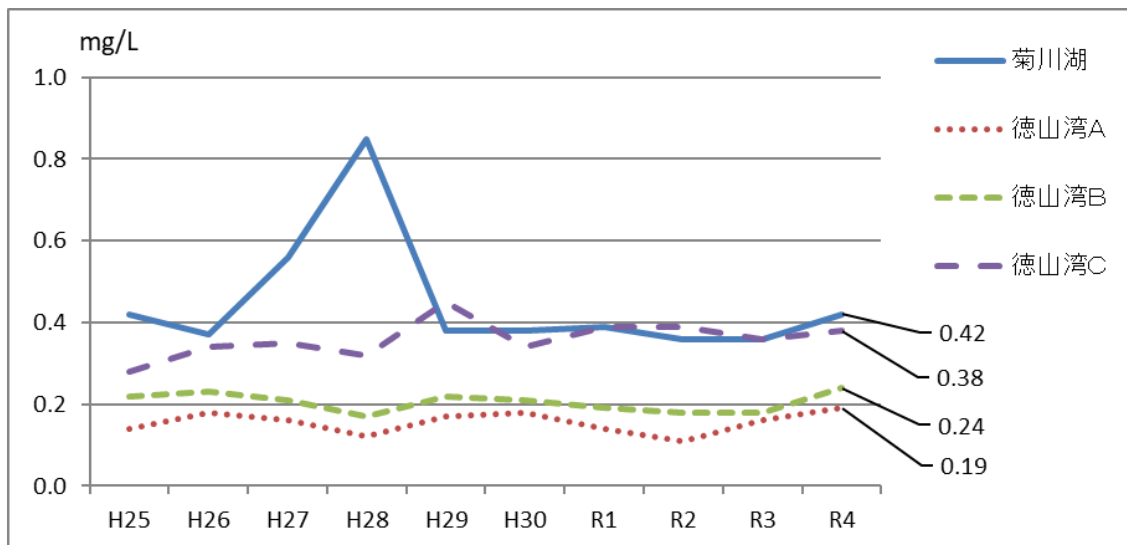


図 1-3-5 全窒素（T-N）の年平均値の推移

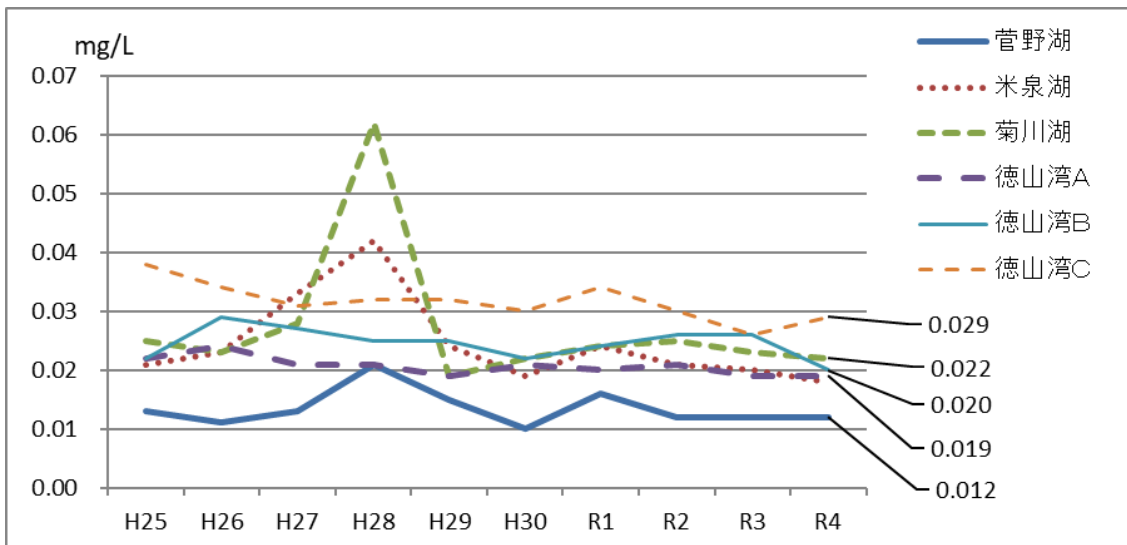


図 1-3-6 全りん（T-P）の年平均値の推移

(1) 河川

県は、環境基準点での調査を錦川、夜市川及び富田川で行っています。BOD 年平均値の経年変化の状況は 0.5～0.9mg/L で横ばいです（図 1-3-1 参照）。また、令和 4（2022）年度調査における環境基準適合状況は、各河川とも pH、BOD、浮遊物質（SS）及び溶存酸素量（DO）は、環境基準を超える検体はなく、し尿の指標である大腸菌数では、1 検体が環境基準を超えました。（表 1-3-3 参照）。

表 1-3-3 環境基準値との適合状況

河川名	類型	区分		pH	BOD	SS	DO	大腸菌数
錦川	A	環境基準を超える検体数	m	0	0	0	0	0
		調査検体数	n	4	4	4	4	4
		適合率	%	100	100	100	100	100
夜市川	A	環境基準を超える検体数	m	0	0	0	0	1
		調査検体数	n	4	4	4	4	4
		適合率	%	100	100	100	100	75
	B	環境基準を超える検体数	m	0	0	0	0	0
		調査検体数	n	4	4	4	4	4
		適合率	%	100	100	100	100	100
富田川	A	環境基準を超える検体数	m	0	0	0	0	0
		調査検体数	n	4	4	4	4	4
		適合率	%	100	100	100	100	100
	B	環境基準を超える検体数	m	0	0	0	0	0
		調査検体数	n	4	4	4	4	4
		適合率	%	100	100	100	100	100

備考：適合率（％）＝（n-m）/n×100

出典：「令和 5（2023）年版 環境白書 参考資料集」山口県環境生活部（令和 4（2022）年度実績）

表 1-3-4 生活環境の保全に関する 5 項目測定結果

河川名	類型	区分	pH	BOD	SS	DO	大腸菌数
				(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(CFU/100mL)
錦川	A	平均値	7.6	0.5	1	11	39
		最小値	7.6	<0.5	<1	8.6	17
		最大値	7.7	0.6	1	13	53
夜市川	A	平均値	7.4	0.5	1	11	240
		最小値	7.4	<0.5	<1	8.8	60
		最大値	7.5	0.5	2	13	600
	B	平均値	7.4	0.5	1	9.8	57
		最小値	7.3	0.5	<1	8.1	27
		最大値	7.4	0.5	2	12	100
富田川	A	平均値	7.8	0.9	2	9.9	8
		最小値	7.7	0.8	1	8.3	7
		最大値	7.8	1.2	3	12	12
	B	平均値	7.8	0.6	4	11	34
		最小値	7.7	<0.5	1	8.4	18
		最大値	7.8	0.8	8	12	66

出典：「令和 5（2023）年版 環境白書 参考資料集」山口県環境生活部（令和 4（2022）年度実績）

(2) 湖沼

市内の湖沼（菅野湖、菊川湖、高瀬湖及び米泉湖）には環境基準が設定されており、県が汚濁状況の調査を行っています。

COD 年平均値の経年変化の状況は、高瀬湖が平成 20（2008）年度に 5.6mg/L で、その後減少していましたが、近年横ばい傾向にあります。菅野湖、菊川湖及び米泉湖は 2.2～3.0mg/L で横ばいに推移しています（図 1-3-2 参照）。

T-N 及び T-P の年平均の経年変化の状況は、菊川湖において平成 28（2016）年度において少し増加しましたが、そのほかは横ばいで推移しています（図 1-3-5 及び 1-3-6 参照）。

令和 4（2022）年度調査における環境基準適合状況は、COD 含む 5 項目においては比較的高い適合率ですが、菊川湖における T-N 及び T-P、並びに米泉湖における T-P の適合率が低くなっています（表 1-3-5 参照）。

表 1-3-5 環境基準値との適合状況

湖沼名	区分	pH	COD	SS	DO	大腸菌数	T-N	T-P
菅野湖	環境基準を超える検体数	m	3	4	3	17	0	—
	調査検体数	n	36	36	36	36	36	12
	適合率	%	92	89	92	53	100	75
菊川湖	環境基準を超える検体数	m	7	10	5	12	0	7
	調査検体数	n	36	36	36	36	36	12
	適合率	%	81	72	86	67	100	42
高瀬湖	環境基準を超える検体数	m	13	17	4	3	0	—
	調査検体数	n	36	36	36	24	36	36
	適合率	%	64	53	89	88	100	—
米泉湖	環境基準を超える検体数	m	7	8	2	10	0	—
	調査検体数	n	36	36	36	36	36	12
	適合率	%	81	78	94	72	100	42

備考：適合率（％）＝（n-m）/n×100

※1）COD に関する環境基準達成とは、すべての環境基準点において、日平均値の環境基準適合日数が総測定日の 75％以上である場合をいう。

※2）T-N 及び T-P に関する環境基準達成とは、水域内すべての環境基準点において、表層の年間平均値が環境基準に適合している場合をいう。

出典：「令和 5（2023）年版 環境白書 参考資料集」山口県環境生活部（令和 4（2022）年度実績）

表 1-3-6 生活環境の保全に関する 7 項目測定結果

地点名	区分	pH	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)
菅野湖	平均値	7.4	2.2	2	7.9	2	0.39	0.012
	最小値	6.6	1.2	<1	0.9	<1	0.26	0.006
	最大値	9.2	3.6	7	12	20	0.53	0.018
菊川湖	平均値	7.8	3.0	3	8.0	2	0.42	0.022
	最小値	6.8	1.4	<1	<0.5	<1	0.23	0.010
	最大値	10.1	13.0	16	14	22	0.93	0.058
高瀬湖	平均値	7.3	3.2	3	9.1	2	1.00	0.027
	最小値	6.3	1.4	<1	7.0	<1	0.19	0.009
	最大値	10.2	6.8	7	14	21	2.20	0.063
米泉湖	平均値	7.7	2.9	3	7.9	1	0.42	0.018
	最小値	6.9	1.5	<1	<0.5	<1	0.21	0.010
	最大値	10.0	8.6	67	15	10	0.74	0.035

出典：「令和 5（2023）年版 環境白書 参考資料集」山口県環境生活部（令和 4（2022）年度実績）

(3) 海域

市内の海域には環境基準点が設定されており、県が汚濁状況の調査を行っています。

COD 年平均値の経年変化の状況は、緩やかな減少傾向です（図 1-3-3 参照）。また、令和 4（2022）年度調査における環境基準適合状況は、比較的高い適合率です（表 1-3-7 参照）。

T-N 及び T-P の年平均の経年変化の状況は、近年横ばいで推移しています（図 1-3-5 及び 1-3-6 参照）。また、令和 4（2022）年度調査における環境適合状況は、高い適合率を示しています（表 1-3-8 参照）。

徳山湾において令和 5（2023）年度は、5、6、7、8 月に赤潮の発生が確認されています（表 1-3-11 及び図 1-3-7 参照）。

表 1-3-7 環境基準値との適合状況

類型	区 分		pH	COD	DO	油分※1	大腸菌数
A	環境基準を超える検体数	m	0	14	1	0	0
	調査検体数	n	48	48	48	2	16
	適合率	%	100	71	98	100	100
B	環境基準を超える検体数	m	0	0	0	0	—
	調査検体数	n	12	12	12	6	—
	適合率	%	100	100	100	100	—
C	環境基準を超える検体数	m	2	0	0	—	—
	調査検体数	n	48	48	48	—	—
	適合率	%	96	100	100	—	—

備考：適合率（%）＝（n-m）／n×100

※1）油分：ノルマルヘキサン抽出物質

※2）COD に関する環境基準達成とは、すべての環境基準点において、日平均値の環境基準適合日数が総測定日の 75% 以上である場合をいう。

出典：「令和 5（2023）年版 環境白書 参考資料集」山口県環境生活部（令和 4（2022）年度実績）

表 1-3-8 環境基準値との適合状況

類型	区 分		T-N	T-P
Ⅱ	環境基準を超える検体数	m	1	1
	調査検体数	n	12	12
	適合率	%	92	92

備考：適合率（%）＝（n-m）／n×100

※1）環境基準達成とは、各環境基準点における上層の年間平均値を、水域内すべての基準点について平均した値が環境基準に適合している場合をいう。

出典：「令和 5（2023）年版 環境白書 参考資料集」山口県環境生活部（令和 4（2022）年度実績）

表 1-3-9 生活環境の保全に関する 5 項目測定結果

類型	区 分	pH	COD (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	油分※1 (mg/L)
A	平均値	8.2	3.3	9.2	1.0	<0.5
	最小値	7.9	1.1	7.1	0	<0.5
	最大値	8.3	3.0	11	2	<0.5
B	平均値	8.2	1.8	9.4	—	<0.5
	最小値	8.1	1.2	8.4	—	<0.5
	最大値	8.3	2.9	10	—	<0.5
C	平均値	8.2	2.1	9.2	—	—
	最小値	7.9	1.2	7.5	—	—
	最大値	8.4	4.2	11	—	—

※1）油分：ノルマルヘキサン抽出物質

出典：「令和 5（2023）年版 環境白書 参考資料集」山口県環境生活部（令和 4（2022）年度実績）

表 1-3-10 生活環境の保全に関する2項目測定結果

類型	区分	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)
Ⅱ	平均値	0.19	0.018
	最小値	0.13	0.013
	最大値	0.42	0.037

出典：「令和 5（2023）年版 環境白書 参考資料集」山口県環境生活部（令和 4（2022）年度実績）

表 1-3-11 赤潮の発生状況

発生時期	発生海域	赤潮構成種名
2023/6/12～2023/6/29 2023/7/6～2023/8/4	徳山湾	カレニア ミキモトイ
2023/5/11～2023/5/29 2023/6/13～2023/6/29	徳山湾	ヘテロシグマ アカシオ

出典：海鳴りネットワーク 山口県水産振興課

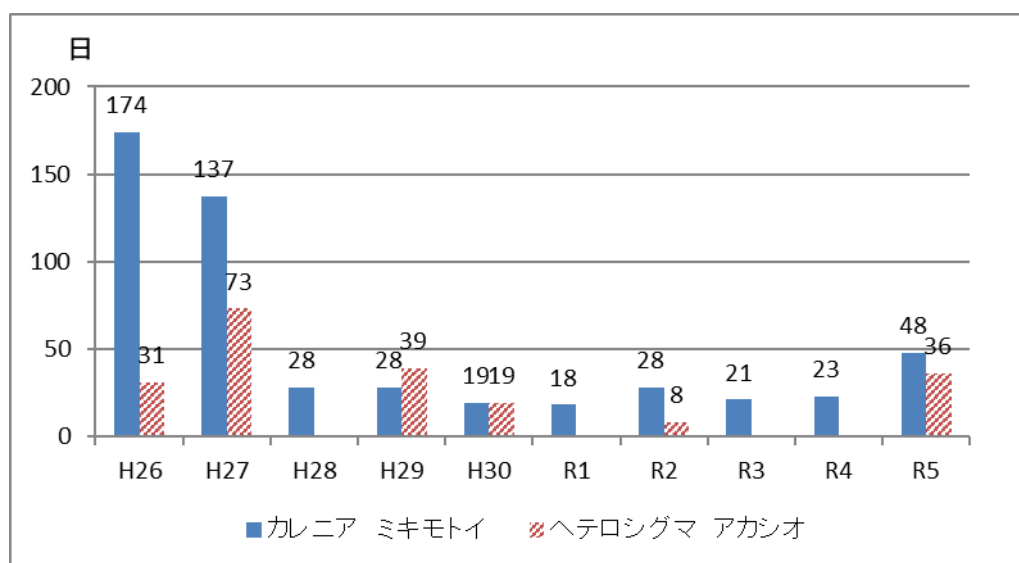


図 1-3-7 徳山湾の赤潮構成種別発生期間の推移

(4) 地下水

令和 4（2022）年度の調査では、地下水質状況を把握するための概況調査を市内 14 地点において行っており、すべての地点で環境基準以下でした。

また、汚染状況の継続的な監視として、これまでテトラクロロエチレン等有機塩素化合物による地下水汚染が確認されている市内 7 地点において、継続監視調査を実施し、1,2-ジクロロエチレンが 1 地点、トリクロロエチレンが 1 地点、テトラクロロエチレンが 1 地点環境基準を超過していました。

2 中小河川調査

(1) 調査ポイント

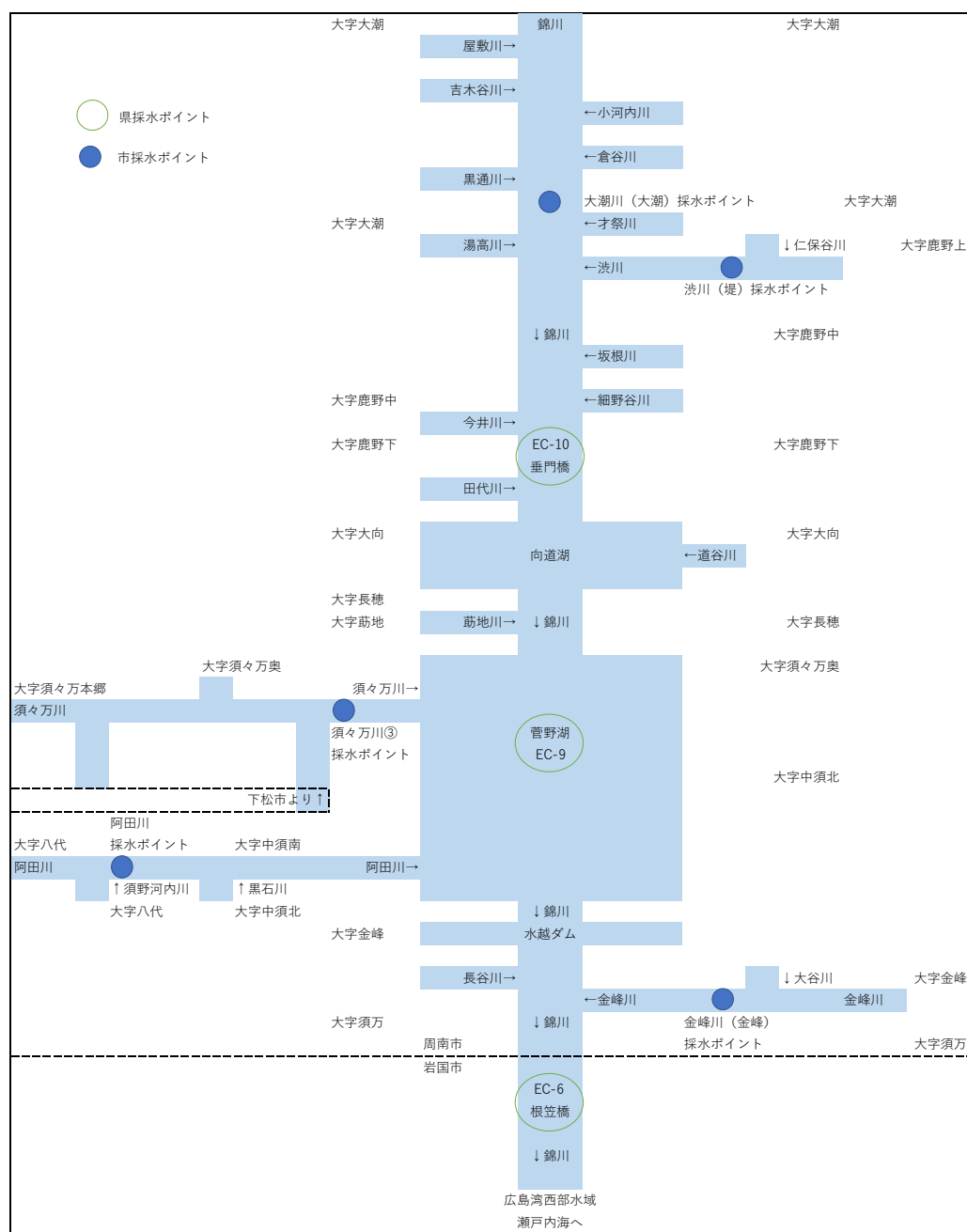
市は環境基準点とは別に中小 17 河川の 17 地点で、水素イオン濃度（pH）、BOD、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）及び大腸菌数の 5 項目を年 4 回測定しています。

ア 錦川水系（5 河川 5 地点）

錦川の上流に環境基準点『EC-10 垂門橋』があり、さらに上流の鹿野地域の大潮地区に市採水地点『大潮川（大潮）』と、錦川に合流する渋川上流に市採水地点『渋川（堤）』を設定しています。

環境基準点『EC-9 菅野湖』があり、菅野湖に流入する須々万川の上流に市採水地点『須々万川③』を、菅野湖の下流域に流入する阿田川の上流に市採水地点『阿田川』を設定しています。

水越ダムを下った辺りで錦川に合流する金峰川の上流に市採水地点『金峰川（金峰）』を設定しています。

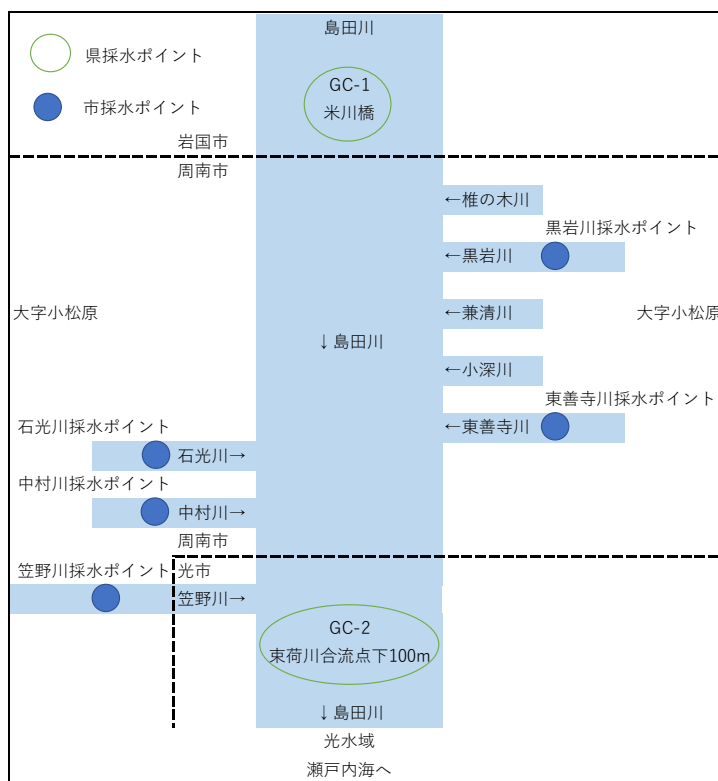


【錦川水系の模式図】

イ 島田川水系（5 河川 5 地点）

岩国市から流入する島田川に合流する黒岩川、東善寺川、石光川及び中村川の上流に、それぞれ市採水地点『黒岩川』、『東善寺川』、『石光川』及び『中村川』を設定しています。

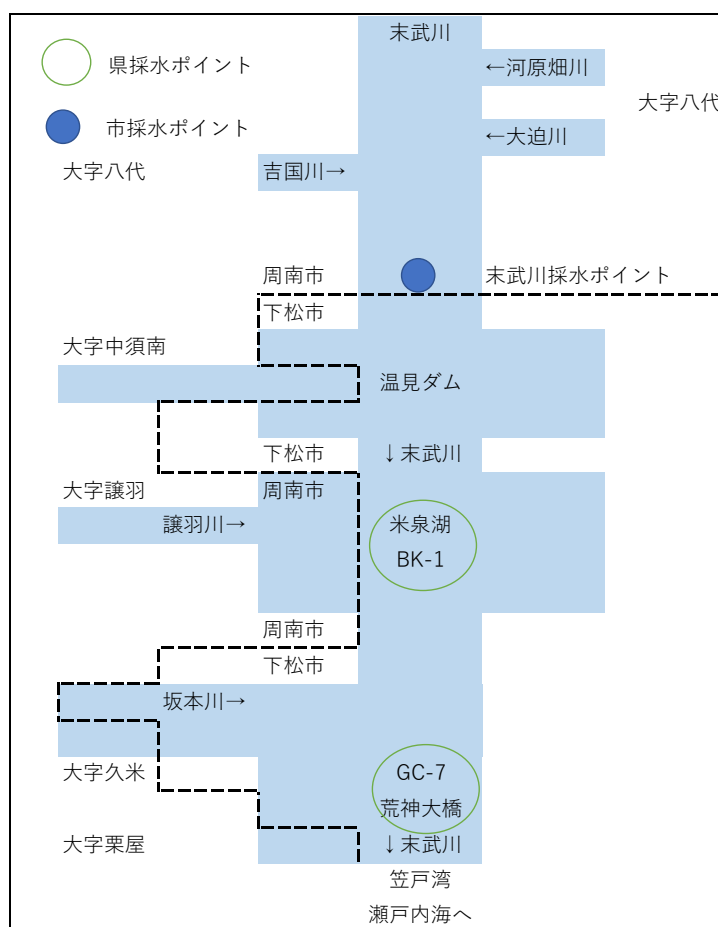
また、光市内で島田川と合流する笠野川の上流に市採水地点『笠野川』を設定しています。



【島田川水系の模式図】

ウ 末武川水系（1 河川 1 地点）

環境基準点『BK-1 米泉湖』に流入する末武川の上流に、市採水地点『末武川』を設定しています。

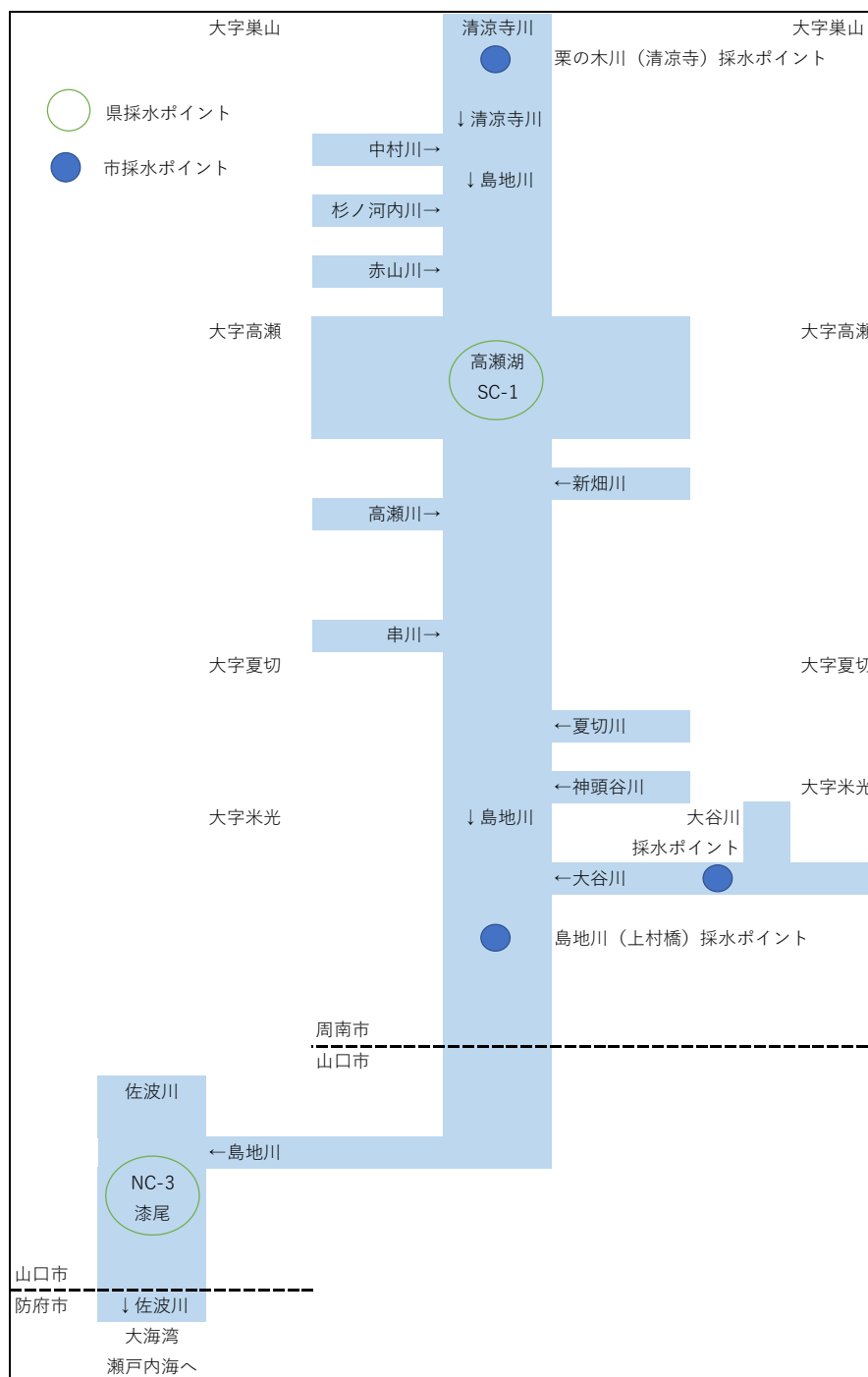


【末武川水系の模式図】

エ 佐波川水系（3 河川 3 地点）

環境基準点『SC-1 高瀬湖』に流入する島地川の上流、鹿野地域の巢山地区に市採水地点『栗の木川（清涼寺）』を設定しています。

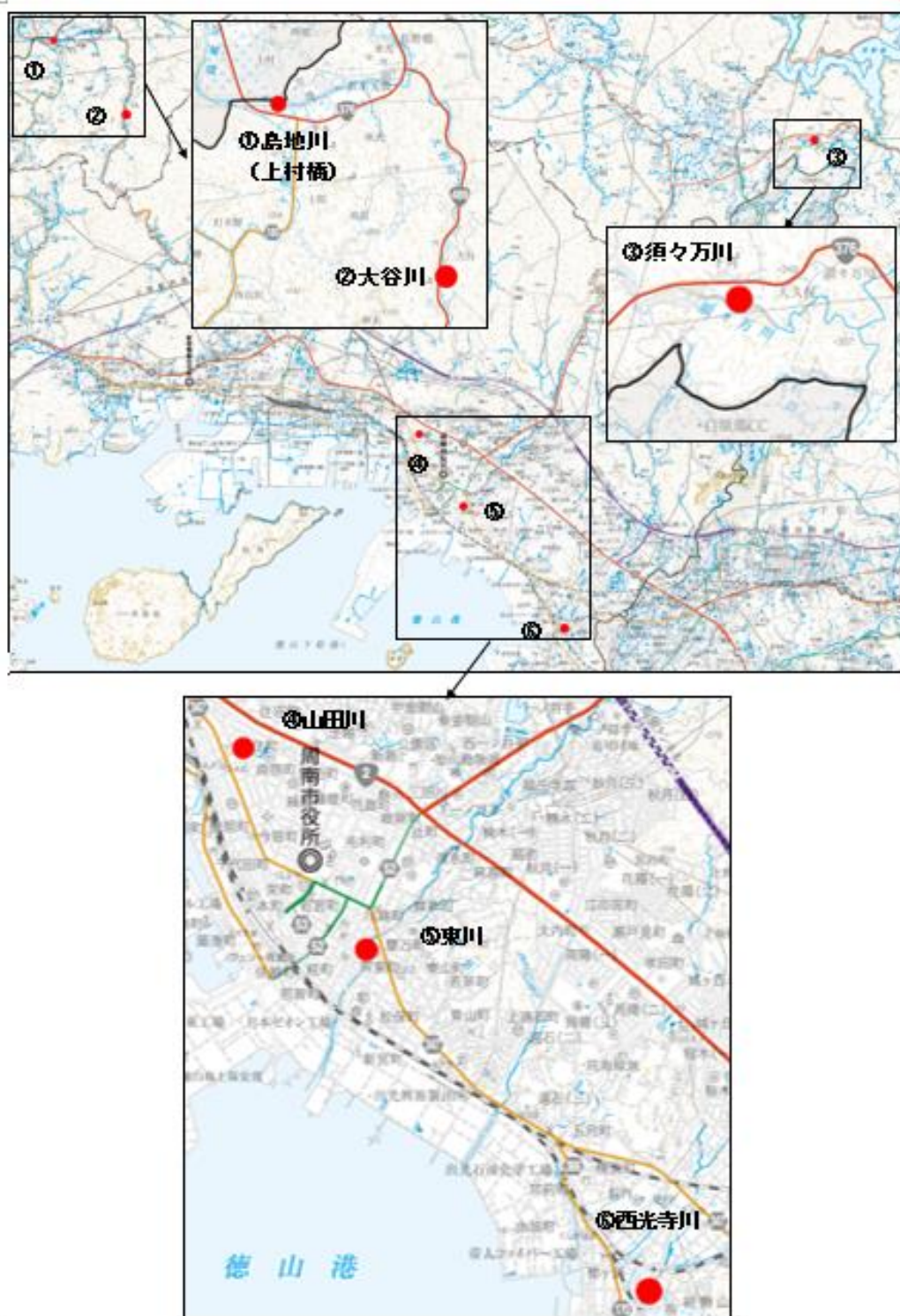
また、合流する大谷川の上流に市採水地点『大谷川』を、山口市へ流入する手前に市採水地点『島地川（上村橋）』を設定しています。



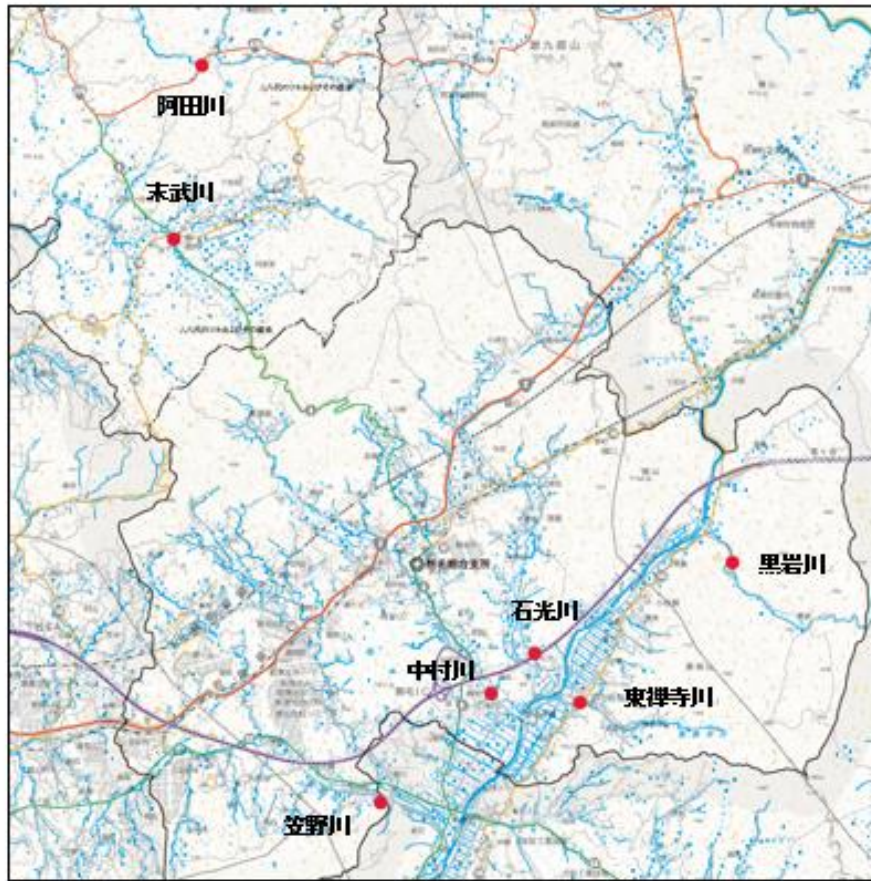
【佐波川水系の模式図】

オ 徳山湾（3 河川 3 地点）

徳山湾へ流入する西光寺川、東川、山田川に市採水地点を設定しています。



【中小河川調査の地点（徳山・新南陽地域）】



【中小河川調査の地点（熊本地域）】



【中小河川調査の地点（鹿野地域）】

(2) 調査結果

令和 5（2023）年度の中小 17 河川 17 地点のBOD平均値は 0.74mg/L で、近年は横ばい傾向となっています（図 1-3-8 参照）。山田川及び東川で pH が高めに、須々万川で大腸菌数が多い傾向です（表 1-3-12 参照）。公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の改正に伴い、令和 4 年度から、大腸菌群数（MPN）から大腸菌数（CFU）に変更しました。

BOD75%水質値では 1mg/L 以下の地点が 16 地点でした。（図 1-3-9 参照）。

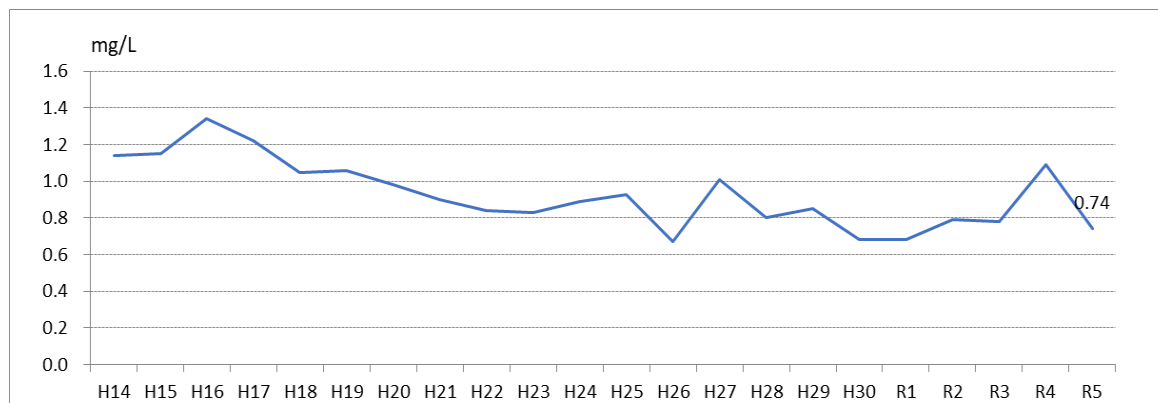


図 1-3-8 中小河川のBOD年平均値の推移

※平均値を算出する際、定量下限値以下の場合は、定量下限値を用いて計算しています。

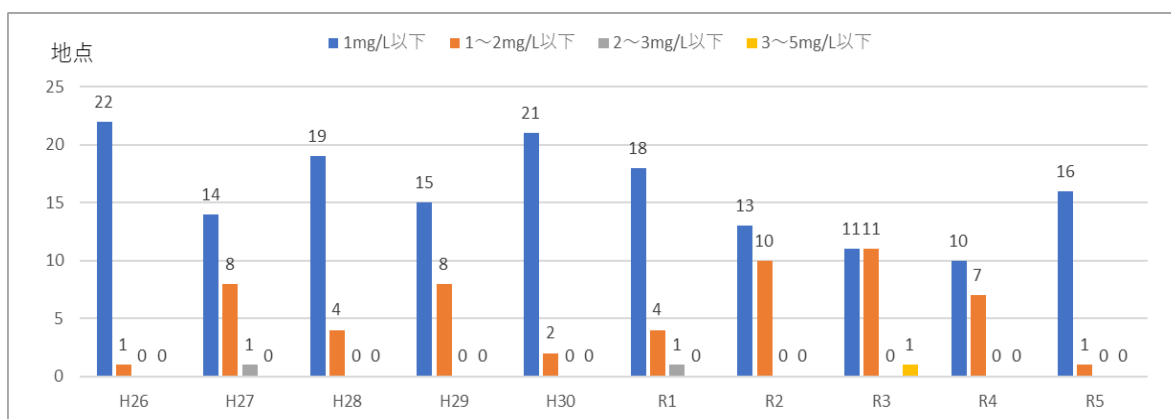


図 1-3-9 中小河川のBOD75%水質値の推移

※平成 30（2018）年度から令和 3（2021）年度までは年 3 回測定となっています。75%水質値は、年 4 回測定の場合小さい順に 3 番目であり大きい値から 2 番目の値が採用されますが、年 3 回測定の場合は最大値が採用されています。

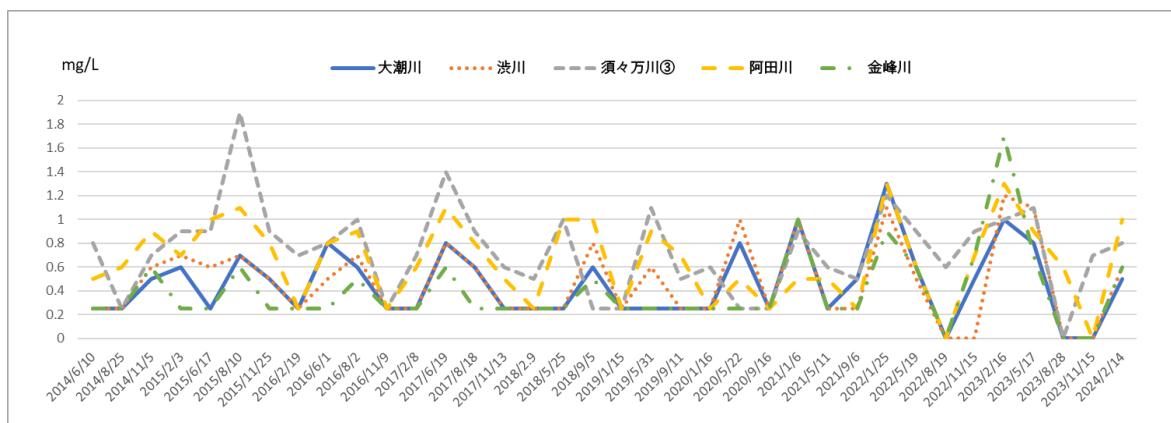


図 1-3-10 錦川水系中小河川 5 地点 BOD の推移

※定量下限値以下の場合、定量下限値の 2 分の 1 の数値としています。

※令和 4 年度から採水地点を 5 地点に変更（須々万川①、須々万川②の測定を終了）しています。

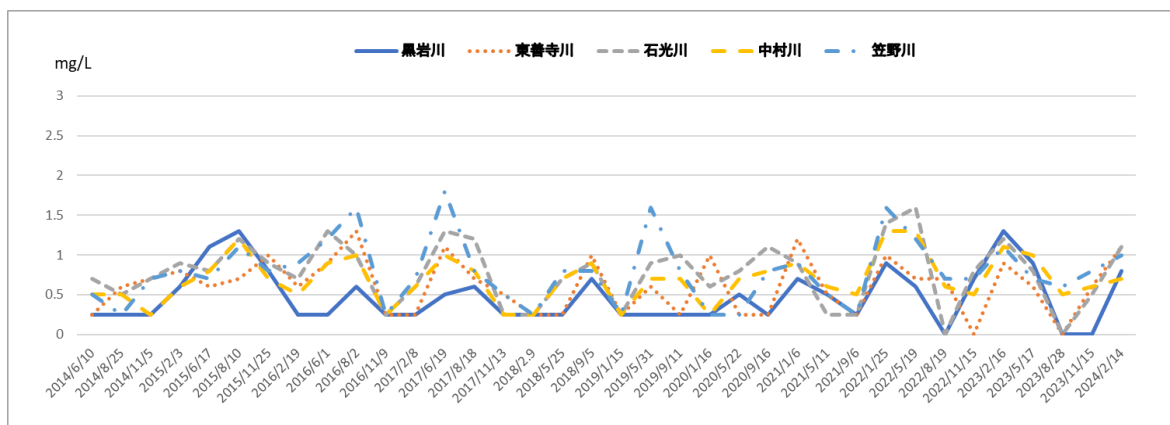


図 1-3-11 島田川水系中小河川 5 地点 BOD の推移

※定量下限値以下の場合、定量下限値の 2 分の 1 の数値としています。

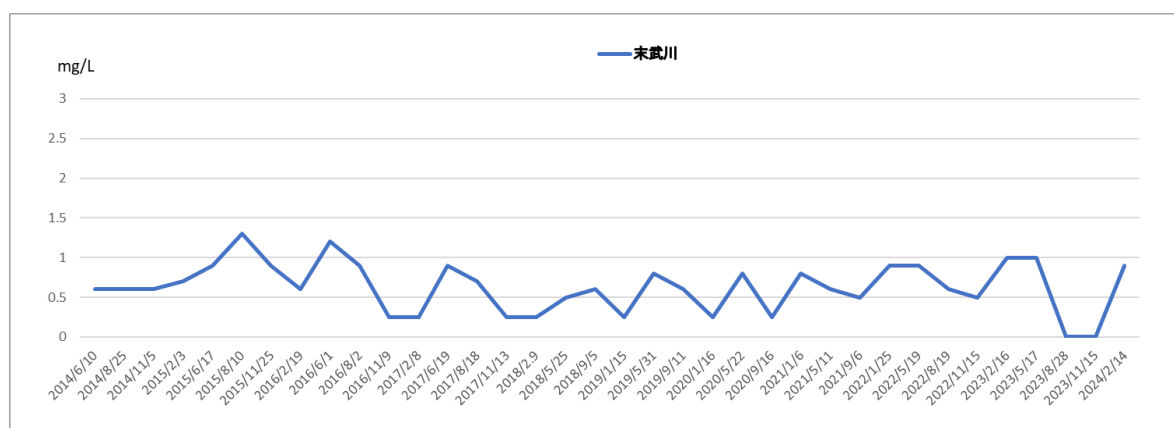


図 1-3-12 末武川水系中小河川 1 地点 BOD の推移

※定量下限値以下の場合、定量下限値の 2 分の 1 の数値としています。

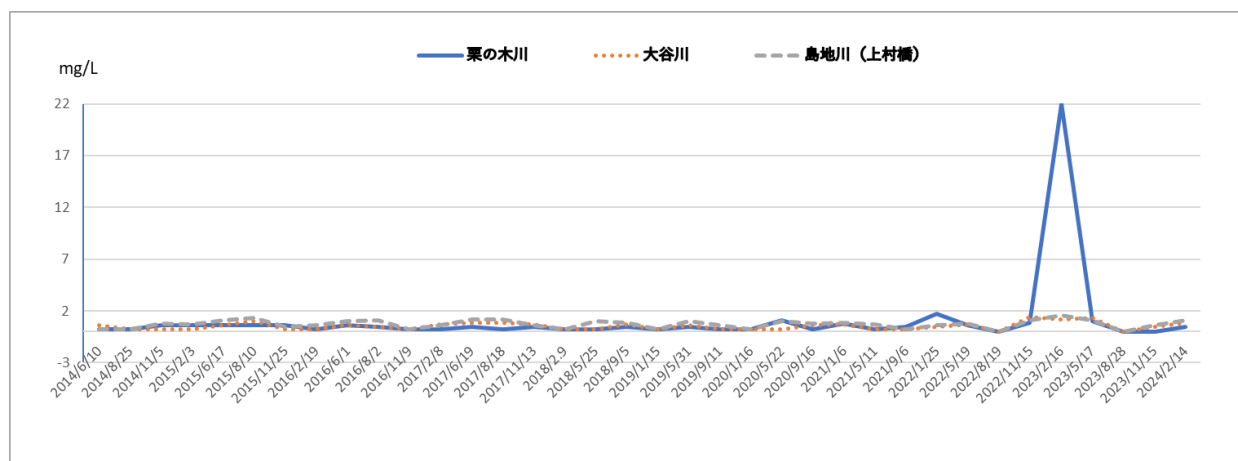


図 1-3-13 佐波川水系中小河川 3 地点 BOD の推移

※定量下限値以下の場合、定量下限値の 2 分の 1 の数値としています。

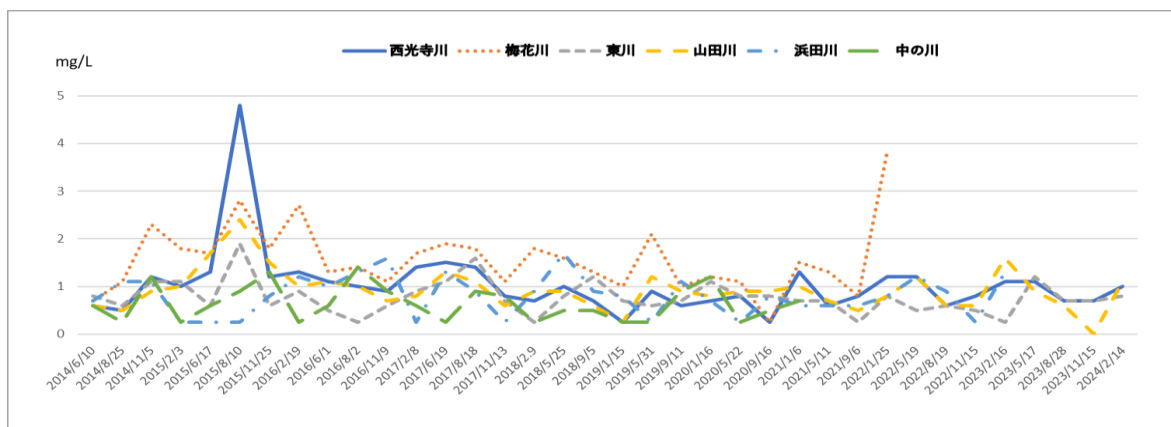


図 1-3-14 徳山湾へ流入する中小河川3地点 BOD の推移

※定量下限値以下の場合、定量下限値の 2 分の 1 の数値としています。

※令和 4 年度から採水地点を 3 地点に変更（梅花川、浜田川、中の川の測定を終了）しています。

表 1-3-12 中小河川の河川別水質状況（令和 5 年度）

ア 錦川水系（5 河川 5 地点）

(ア) 大潮川

項目	採水日	5/17	8/28	11/15	2/14	平均値
水温 (°C)		13.0	20.0	11.3	5.0	12.3
pH		7.4	7.5	7.7	7.4	7.5
BOD (mg/L)		0.8	<0.5	<0.5	0.5	0.6
SS (mg/L)		<1	<1	<1	<1	<1
DO (mg/L)		9.7	8.2	10	11	10
大腸菌数 (CFU/100mL)		20	90	13	730	213

(イ) 渋川

項目	採水日	5/17	8/28	11/15	2/14	平均値
水温 (°C)		16.0	22.0	12.0	5.5	13.9
pH		7.5	7.6	7.8	7.4	7.6
BOD (mg/L)		1.1	<0.5	<0.5	0.6	0.7
SS (mg/L)		<1	<1	<1	<1	<1
DO (mg/L)		9.0	8.3	10	11	10
大腸菌数 (CFU/100mL)		71	140	290	12	128

(ウ) 須々万川③

項目	採水日	5/17	8/28	11/15	2/14	平均値
水温 (°C)		19.0	23.4	11.9	8.5	15.7
pH		7.7	7.7	7.7	7.8	7.7
BOD (mg/L)		1.1	<0.5	0.7	0.8	0.8
SS (mg/L)		1	1	1	1	1
DO (mg/L)		9.6	8.2	10.0	11	10
大腸菌数 (CFU/100mL)		170	750	1,100	200	555

(工)阿田川

項目	採水日	5/17	8/28	11/15	2/14	平均値
水温 (°C)		17.2	21.7	10.1	7.2	14.1
pH		7.3	7.5	7.5	7.5	7.5
BOD (mg/L)		0.9	0.6	<0.5	1.0	0.8
SS (mg/L)		2	1	<1	<1	1
DO (mg/L)		9.6	9.5	10	11	10
大腸菌数 (CFU/100mL)		95	160	51	8	79

(才)金峰川

項目	採水日	5/17	8/28	11/15	2/14	平均値
水温 (°C)		13.0	21.5	8.0	5.3	12.0
pH		7.7	8.0	8.1	8.0	8.0
BOD (mg/L)		0.7	<0.5	<0.5	0.6	0.6
SS (mg/L)		1	<1	<1	<1	1
DO (mg/L)		9.8	8.9	12	12	11
大腸菌数 (CFU/100mL)		16	28	28	9	20

イ 島田川水系 (5 河川 5 地点)

(ア)黒岩川

項目	採水日	5/17	8/28	11/15	2/14	平均値
水温 (°C)		16.7	24.7	11.0	7.4	15.0
pH		7.0	7.4	7.3	7.2	7.2
BOD (mg/L)		0.9	<0.5	<0.5	0.8	0.7
SS (mg/L)		<1	<1	<1	<1	<1
DO (mg/L)		9.6	8.6	10	9.6	9
大腸菌数 (CFU/100mL)		19	83	5	24	33

(イ)東善寺川

項目	採水日	5/17	8/28	11/15	2/14	平均値
水温 (°C)		19.5	25.6	12.5	8.9	16.6
pH		7.6	7.8	7.8	7.8	7.8
BOD (mg/L)		0.6	<0.5	0.6	1.1	0.7
SS (mg/L)		4	<1	2	6	3
DO (mg/L)		9.1	7.8	10	10	9
大腸菌数 (CFU/100mL)		29	62	39	14	36

(ウ)石光川

項目	採水日	5/17	8/28	11/15	2/14	平均値
水温 (°C)		19.2	27.0	14.1	11.2	17.9
pH		7.7	7.7	7.9	8.0	7.8
BOD (mg/L)		0.8	<0.5	0.5	1.1	0.7
SS (mg/L)		1	5	1	2	2
DO (mg/L)		9.7	11	10	12	11
大腸菌数 (CFU/100mL)		130	320	160	55	166

(工)中村川

項目	採水日	5/17	8/28	11/15	2/14	平均値
水温 (°C)		19.6	27.0	14.8	11.5	18.2
pH		7.7	7.7	8.1	8.0	7.9
BOD (mg/L)		1.0	0.5	0.6	0.7	0.7
SS (mg/L)		1	1	1	2	1
DO (mg/L)		8.5	8.9	9.9	11	10
大腸菌数 (CFU/100mL)		63	220	160	63	127

(才)笠野川

項目	採水日	5/17	8/28	11/15	2/14	平均値
水温 (°C)		19.5	26.6	13.7	9.7	17.4
pH		7.6	7.4	7.7	7.7	7.6
BOD (mg/L)		0.7	0.6	0.8	1.0	0.8
SS (mg/L)		1	<1	1	2	1
DO (mg/L)		11	8.9	10	11	10
大腸菌数 (CFU/100mL)		84	92	270	340	197

ウ 末武川水系 (1 河川 1 地点)

(ア)末武川

項目	採水日	5/17	8/28	11/15	2/14	平均値
水温 (°C)		15.8	21.8	10.8	8.0	14.1
pH		7.5	7.6	7.5	7.5	7.5
BOD (mg/L)		1.0	<0.5	<0.5	0.9	0.7
SS (mg/L)		4	4	2	<1	3
DO (mg/L)		9.1	8.1	9.9	9.1	9
大腸菌数 (CFU/100mL)		48	170	59	13	73

エ 佐波川水系 (3 河川 3 地点)

(ア)栗の木川

項目	採水日	5/17	8/28	11/15	2/14	平均値
水温 (°C)		14.0	21.5	8.5	5.5	12.4
pH		7.4	7.5	7.6	7.4	7.5
BOD (mg/L)		1.0	<0.5	<0.5	0.5	0.6
SS (mg/L)		<1	<1	<1	<1	<1
DO (mg/L)		9.8	8.3	10	11	10
大腸菌数 (CFU/100mL)		8	99	32	33	43

(イ)大谷川

項目	採水日	5/17	8/28	11/15	2/14	平均値
水温 (°C)		17.0	26.5	14.5	10.5	17.1
pH		7.6	7.9	8.0	7.9	7.9
BOD (mg/L)		1.3	<0.5	0.5	0.9	0.8
SS (mg/L)		1	1	<1	<1	1
DO (mg/L)		9.3	8.2	10	10	9
大腸菌数 (CFU/100mL)		30	170	17	8	56

(ウ)島地川（上村橋）

項目	採水日	5/17	8/28	11/15	2/14	平均値
水温 (°C)		17.5	28.0	14.0	9.7	17.3
pH		7.5	7.9	7.9	7.7	7.8
BOD (mg/L)		1.1	<0.5	0.6	1.1	0.8
SS (mg/L)		1	1	<1	<1	1
DO (mg/L)		11	9.9	11	12	11
大腸菌数 (CFU/100mL)		23	20	25	19	22

才 徳山湾（3河川3地点）

(ア)西光寺川

項目	採水日	5/17	8/28	11/15	2/14	平均値
水温 (°C)		26.0	29.4	14.3	11.5	20.3
pH		8.6	8.4	7.7	8.0	8.2
BOD (mg/L)		1.1	0.7	0.7	1.0	0.9
SS (mg/L)		27	2	<1	1	8
DO (mg/L)		9.9	10	9.1	11	10
大腸菌数 (CFU/100mL)		67	83	170	860	295

(イ)東川

項目	採水日	5/17	8/28	11/15	2/14	平均値
水温 (°C)		22.0	28.9	13.7	10.0	18.7
pH		8.0	8.6	8.1	8.7	8.4
BOD (mg/L)		0.8	<0.5	1.0	0.9	0.8
SS (mg/L)		1	1	<1	1	1
DO (mg/L)		9.0	12	10	13	11
大腸菌数 (CFU/100mL)		20	56	170	110	89

(ウ)山田川

項目	採水日	5/17	8/28	11/15	2/14	平均値
水温 (°C)		25.1	32.0	14.5	11.0	20.7
pH		9.9	9.6	9.0	9.4	9.5
BOD (mg/L)		0.9	0.6	<0.5	1.1	0.8
SS (mg/L)		<1	<1	<1	<1	<1
DO (mg/L)		13	16	12	15	14
大腸菌数 (CFU/100mL)		0	29	210	22	65

第4節 ダイオキシン類の状況

県が令和4（2022）年度に行ったダイオキシン類常時監視調査結果によると、市内で大気1地点、公共用水域3地点、土壌3地点のすべてにおいて、環境基準を達成していました（表1-4-1参照）。

表1-4-1 ダイオキシン類常時監視調査結果（令和4（2022）年度）

（ア）大気

調査地点	試料採取期間	測定結果 (pg-TEQ/m ³)	年平均値 (pg-TEQ/m ³)
周南総合庁舎	R4.4.13~4.20	春期 0.013	0.012
	R4.7.14~7.21	夏期 0.012	
	R4.10.18~10.25	秋期 0.012	
	R5.2.8~2.15	冬期 0.010	

※大気環境基準：年平均値 0.6pg-TEQ/m³以下

※pg-TEQ/m³について：ピコグラム(pg-TEQ)は1兆分の1グラム(10⁻¹²g)。TEQ(毒性等量：Toxicity Equivalency Quantity)は、ダイオキシン類の濃度が、各異性体によって毒性が異なるためダイオキシン類の異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDD(2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン)の毒性を1として、各異性体の毒性等価係数により換算した量

（イ）公共用水域（水質・底質）

調査地点	試料採取日	水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
菅野湖 EC-9	R4.11.27	0.064	13
徳山湾 TD-12	R4.8.4	0.056	5.7
徳山湾 TD-27	R4.8.4	0.056	5.0

※水質の環境基準：1pg-TEQ/L以下 底質の環境基準：150pg-TEQ/g以下

（ウ）土壌

調査地点	試料採取日	測定結果 (pg-TEQ/g)
周南市周陽	R4.12.19	0.13
周南市大字富田	R4.12.19	0.073

※土壌の環境基準：1,000pg-TEQ/g以下

第5節 公害苦情の受付状況

令和5（2023）年度に市が受け付けた環境関連の苦情相談件数は70件でした。苦情相談の種類では、騒音9件、悪臭21件、廃棄物投棄15件で、全体の64.2%を占めています。

令和4（2022）年度の68件に対し、令和5（2023）年度は、大気汚染と騒音は減少しているものの、水質汚濁、悪臭、廃棄物投棄などが増加し、全体で2件増加しています。

具体的な相談事例としては、野焼きの苦情申し立てが13件あり、リサイクル推進課と協力して、ごみ出しルールの周知徹底を呼び掛け、焼却行為の例外事項に該当する野焼きについては、周辺への配慮依頼など発生原因者と申立者の調整を図りました。

また、前年度に比べ水質汚濁苦情が13件（令和4年度7件）、悪臭苦情が21件（令和4年度16件）と大きく増加しています。得られた情報から発生源が特定できる場合は、指導を行っています。発生源に対する根本的な解決が難しい場合や原因の特定に至らない場合もありますが、周辺地域への被害を防ぐことができるよう、周知、調査、協力依頼、指導を講じています。

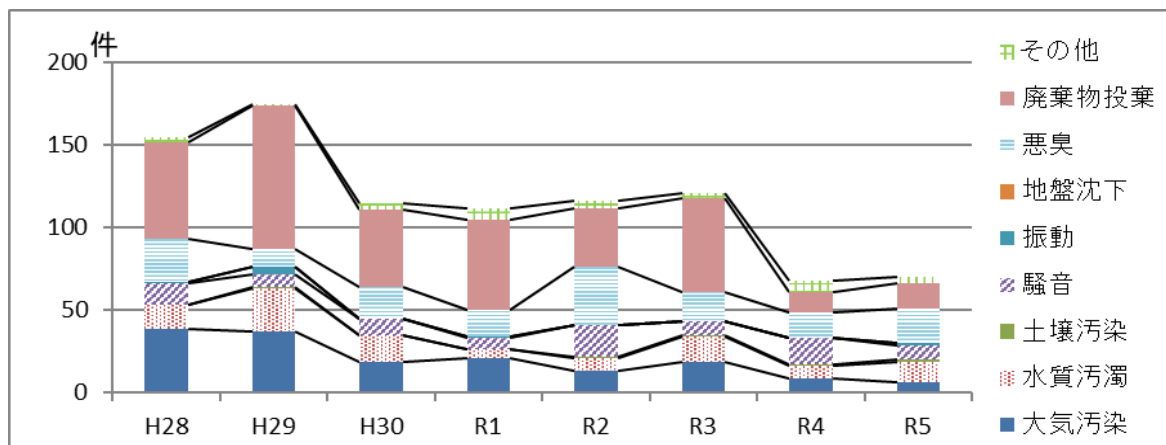


図1-5-1 環境関連苦情受付件数

表1-5-1 用地地域別の環境関連苦情受付内訳（令和5（2023）年度）

被害地域	環境関連苦情の種類（単位：件）									合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物投棄	その他	
住居地域	3	1	0	7	1	0	9	14	2	37
近隣商業地域	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
商業地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
準工業地域	1	1	0	0	0	0	6	0	2	10
工業地域	0	1	1	0	0	0	1	0	0	3
工業専用地域	1	2	0	0	0	0	0	0	0	3
その他の地域	1	8	0	2	0	0	4	1	0	16
合計	6	13	1	9	1	0	21	15	4	70

第2章 環境保全対策の推進

第1節 法律及び県条例等による規制

1 大気汚染の規制

(1) 大気汚染防止法による規制

大気汚染防止法により、ばい煙（硫黄酸化物、ばいじん、有害物質（カドミウム、塩素、フッ素、鉛、窒素酸化物等）、特定物質（アンモニア等 28 物質）、揮発性有機化合物、水銀及び水銀化合物、粉じん（一般粉じん、特定粉じん）、有害大気汚染物質が規制されています。

硫黄酸化物の規制は、地域の状況に応じて係数等が定められ、K 値規制（煙突の高さが影響）、総量規制（定格能力運転時の原料及び燃料使用量が影響）及び燃料使用規制（含有硫黄分が影響）により実施されています。

ばいじん及び窒素酸化物の排出基準は、ばい煙発生施設の種類及び規模ごとに定められ、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素、鉛及びその化合物については、有害物質の種類ごとに特定のばい煙発生施設について排出基準が定められています。

水銀の大気中への排出規制は、排出口における排出基準が水銀排出施設の種類ごとに定められています。

一般粉じんは、堆積場、コンベア等の一般粉じん発生施設について「構造並びに使用及び管理に関する基準」が定められています。

特定粉じん（石綿）発生施設を設置する事業所の敷地境界において、石綿の大気中の許容濃度が 10 本/L 以下と定められています。特定粉じん排出等作業については、「石綿飛散防止に係る作業基準」が定められています。

有害大気汚染物質のうち、指定物質について、その種類ごとに指定物質排出施設が規定され、指定物質抑制基準が施設の種類及び規模ごとに定められています。

(2) 山口県公害防止条例による規制

指定工場に設置しているばい煙を発生するすべての施設について規制しています。ばいじんについては、汚染負荷量の大きなセメント焼成炉、石炭焼成炉に限り、工場から排出される総量規制を実施しています。有害物質については、大気汚染防止法に規定する 5 種類、シアン化水素その他のシアン化合物、ホルムアルデヒド、硫化水素、二硫化炭素、ホスゲン、臭素、六価クロム、タール状物質、水銀及びその化合物について排出口及び敷地境界線における濃度を規制しています。粉じんについては、大気汚染防止法に定める粉じん発生施設以外のものについて、粉じんを発生し、飛散させ又は発生する施設の構造並びに使用及び管理の基準を定め、規制しています。

また、特定工場以外の事業所における大気汚染防止法の規制対象外の施設について、ばい煙及び粉じんの規制を実施しています。

(3) 緊急時措置

大気中の硫黄酸化物又は光化学オキシダントの濃度が、ある一定以上になった場合には、「山口県大気汚染緊急時措置要綱」に基づき、注意報等を発令し、住民に周知するとともに、県が関係事業所に対してばい煙量等の減少措置を求めています。

2 悪臭の規制

(1) 悪臭防止法による規制

規制地域内の工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制しており、敷地境界線において、アンモニア、メチルメルカプタン等 22 物質、排出口においてアンモニア等 13 物質、排水中において硫化水素等 4 物質の規制基準が定められています。

市では、規制地域の指定及び規制基準を設定しており、測定、改善勧告、命令、立入検査等の規制を行っています。

(2) 山口県公害防止条例による規制

法に基づく規制地域外の指定工場について悪臭規制を行っています。規制対象物質は法と同様で、規制基準は法による B 地域（準工業地域、工業地域）の基準に相当する基準を適用しています。

(3) 山口県悪臭防止対策指導要綱による指導

悪臭は、法や条例に規定されている物質以外の臭気物質や低濃度の悪臭物質による複合臭に起因する場合もあり、法に基づく悪臭物質濃度測定結果と住民の被害感とが必ずしも一致しないことから、「山口県悪臭防止対策指導要綱」により、三点比較式臭袋法による臭気指数指導基準値を定め、官能試験を用いた行政指導が県により行われています。

3 騒音・振動の規制

(1) 騒音規制法による規制

工場・事業場及び建設作業に伴う騒音について規制するとともに、自動車騒音に関し許容限度及び要請限度が定められています。市は、規制地域の指定及び規制基準を設定しており、騒音の測定、事業者等に対する改善勧告・命令、立入検査等を実施しています。

(2) 振動規制法による規制

工場・事業場及び建設作業に伴う振動について規制するとともに、道路交通振動に係る要請の措置等が定められています。本市は、規制地域の指定及び規制基準を設定しており、振動の測定、改善勧告・命令、立入検査等を実施しています。

(3) 山口県公害防止条例による規制

騒音規制法の対象となっていない指定工場及び特定事業場の騒音、特定建設作業騒音について規制するとともに、板金作業等の作業騒音、飲食店等の深夜騒音等について制限しています。

なお、振動については規制を設けていません。

4 水質汚濁の規制

(1) 水質汚濁防止法等による規制

水質汚濁防止法等により、汚水等を排出する施設（特定施設）を設置する工場・事業場（特定事業場）に対して規制を実施しています。

有害物質としてカドミウム、シアンなどの28項目、その他の項目としてpH、COD、BODなどの14項目が一律排水基準として設けられています。有害物質は、全ての特定事業場に対して、その他の項目は、日平均排水量50m³以上の特定事業場に対して適用されます。有害物質使用事業場に対しては、有害物質を含む水の地下浸透が禁止されています。窒素及びりんについては、湖沼及び海域の富栄養化防止対策としての排水規制が実施されており、排水基準は、指定湖沼（窒素：温見ダム貯水池、りん：川上ダム貯水池、向道ダム貯水池、菅野ダム貯水池）及び海域（窒素・りん：瀬戸内海）並びにこれらに流入する公共用水域に排水を排出する日平均排水量50m³以上の特定事業場に適用されています。

国が定める一律排水基準のみでは、水質汚濁防止の上で十分でないと考えられる水域（徳山湾）については、県条例で一律基準より厳しい上乗せ排水基準を定めており、COD、BODなどについて、日平均排水量50m³以上の特定事業場及び日平均排水量50m³未満の特定事業場のうち、畜産食料品製造業など8業種について適用されています。

また、瀬戸内海区域の日平均排水量50m³以上の特定事業場を対象として、COD、窒素及びりんの総量規制が行われています。

(2) 山口県公害防止条例による規制

水質汚濁防止法対象外の施設で、県の実情から規制が必要と認められる9業種の施設を特定施設として定め、水質汚濁防止法と同等の規制が行われています。

5 土壤汚染の規制

(1) 土壤汚染対策法による規制

土壤汚染対策法により、水質汚濁防止法で規定する有害物質使用特定施設を廃止した際の土壤汚染状況調査の実施、一定規模以上の土地の形質の変更を行う際の事前届出、土壤汚染が判明した土地の「要措置区域」又は「形質変更時要届出区域」への指定、自主調査により土壤汚染が判明した土地の所有者等による区域指定の申請、指定された区域からの汚染土壌搬出に関する規制、指定された区域から排出された汚染土壌の処理業についての許可制度等により規制が行われています。

第2節 環境審議会

1 審議の状況

環境審議会は、市の環境の保全に関する事項を調査審議するために設置された機関です。「市議会議員」、「工場又は事業場を代表する者」、「学識経験を有する者」、「住民を代表する者」のうちから市長が委嘱した委員で構成されています。

令和5（2023）年度は1回開催し、太陽光発電事業の環境影響評価準備書について環境影響評価法に基づく県知事への市長意見作成について審議を行いました（表2-2-1 参照）。

表2-2-1 環境審議会開催状況

年月日	審議事項
令和6（2024）年 2月5日	(1) 諮問事項 (仮称) 周南市長穂太陽光発電事業に係る環境影響評価準備書について (パシフィコ・エナジー徳山合同会社)

第3節 環境保全協定の締結

1 協定の仕組み

(1) 環境保全協定

環境保全協定とは、市民、事業者、学識経験者、行政が一体となり、相互信頼と自主的な取組によって、本市地域の環境保全に成果をあげてきた歴史を踏まえ、地球環境の保全にも配慮して、周南市環境基本条例（平成16（2004）年周南市条例第44号）第17条の規定に基づき、市と企業が締結するものです。

環境保全協定の締結企業は、環境への負荷を与える施設の新設若しくは増設又は既存施設の重要な変更を行うときは、市と事前協議します。また、環境への負荷を与える施設において、故障、破損等の事故が発生し、環境に影響を与えるおそれがある時は、必要な措置を講じ、速やかにその状況を市に報告します。さらに、環境汚染を伴う事故等が生じた場合、その処理状況を市に報告します。

市は、締結企業に対し事故の未然防止策を含めた環境保全に関する事項について報告を求め、又はこの協定の実施に関して市職員若しくは学識経験者その他市が依頼した者に事業所内への立入調査をさせることができます。

(2) 環境保全協定に基づく細目協定

周南市環境保全協定に基づく細目協定を締結した企業は、細目協定にて、それぞれの事業活動に応じた大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの防止対策努力規定を設け、環境への影響が重要なものについて、運用実績を考慮して法及び県条例基準内で協定値を設定し、協定値内での操業を行っています。また、細目協定の締結企業は、協定値に関する自主監視測定項目を市へ報告し、市は遵守状況を確認し、その一部については立入調査で確認を行っています。

2 締結状況

市は、市内企業40社と「周南市環境保全協定」を締結し、そのうち34社と「周南市環境保全協定に基づく細目協定」を締結しており、その締結状況は表2-2-2に示すとおりです。

表2-2-2 環境保全協定の締結状況（令和6（2024）年3月末現在）

環境保全協定締結企業（協同企業）	細目協定					
	締結	大気	水質	騒音	振動	悪臭
株式会社アストム (株式会社トクヤマ 徳山製造所)	○	○	◎	◎	◎	○
株式会社イチキン	—	—	—	—	—	—
出光興産株式会社 徳山事業所	○	◎	◎	◎	◎	○
岩谷瓦斯株式会社 南陽工場	○	—	—	◎	◎	—
岡崎ヒュッテナス・アルバートス化成株式会社	○	◎	—	◎	◎	—
株式会社京瀧	—	—	—	—	—	—
グローバルウェーハズ・ジャパン株式会社 徳山工場	○	○	◎	◎	◎	○

環境保全協定締結企業（協同企業）	細目協定					
	締結	大気	水質	騒音	振動	悪臭
（クアーズテック徳山株式会社）						
クアーズテック徳山株式会社	○	○	◎	◎	◎	—
サン・アロー化成株式会社 （株式会社トクヤマ 徳山製造所）	○	—	◎	◎	◎	—
サン・トックス株式会社	—	—	—	—	—	—
周南紙業株式会社	—	—	—	—	—	—
周南バルクターミナル株式会社	○	○	—	—	—	—
株式会社城永	○	—	—	—	—	○
株式会社レゾナック 徳山事業所	○	○	◎	◎	◎	○
新第一塩ビ株式会社 （株式会社トクヤマ 徳山製造所）	○	○	◎	◎	◎	—
有限会社新南陽サンソ	—	—	—	—	—	—
新南陽鉄工団地協同組合	○	—	—	◎	◎	—
大陽日酸株式会社 及び 周南酸素株式会社	○	○	—	◎	◎	—
株式会社タダオ	○	—	—	◎	◎	○
タマ化学工業株式会社 徳山工場	○	○	◎	◎	◎	○
TD パワーマテリアル株式会社	○	○	—	◎	◎	○
東ソー株式会社 南陽事業所	○	◎	◎	◎	◎	○
東ソー・エスジーエム株式会社	○	○	◎	—	—	—
東ソー・シリカ株式会社	○	○	—	◎	◎	—
東ソー・ファインケム株式会社	○	○	◎	◎	◎	○
株式会社トクヤマ 徳山製造所	○	◎	◎	◎	◎	○
株式会社徳山オイルクリーンセンター	○	○	◎	◎	◎	○
徳山積水工業株式会社	○	○	◎	◎	◎	—
株式会社トクビル	○	—	—	—	—	○
徳山ポリプロ株式会社 （株式会社トクヤマ 徳山製造所）	○	○	◎	◎	◎	—
南陽化成株式会社	○	○	—	—	—	—
NRS 株式会社	—	—	—	—	—	—
日鉄ステンレス株式会社 製造本部 山口製造所 周南エリア	○	◎	◎	◎	◎	○
日本化学工業株式会社 徳山工場	○	○	◎	◎	◎	○
日本精蠟株式会社 徳山工場	○	○	◎	◎	◎	○
日本ゼオン株式会社 徳山工場	○	◎	◎	◎	◎	○
保土谷化学工業株式会社 南陽工場	○	○	◎	◎	◎	○
三井化学株式会社 徳山分工場	○	○	◎	◎	◎	○
山口エコテック株式会社	○	◎	◎	◎	◎	—
山口リキッドハイドロジェン株式会社	○	○	—	◎	◎	—

※締結の列は、○が細目協定を締結している、—が細目協定を締結していないを意味する。

※大気、水質、騒音、振動、悪臭の列は、◎は協定値を設定、○は防止対策努力規定を設定、—は規定なしを意味する。

3 自主監視測定報告

細目協定締結企業は、細目協定で定めた自主監視測定項目を市へ報告し、市は協定値の遵守状況を確認しています。

表 2-2-3 自主監視測定報告の状況

種類	項目	対象箇所	報告回数
大気	ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩素、塩化水素	6 社 43 施設	年 6 回
	全クロム、六価クロム	1 社敷地境界	毎月
	ダイオキシン類	1 社 2 施設	年 2 回
水質	取扱物質のうち排出がない物質で、鉛及びその化合物、ジクロロメタンなど 12 項目	10 社 22 排水口	年 1 回
	取扱物質のうち排出の可能性がある物質で、ふっ素及びその化合物、1,2 ジクロロエタンなど 9 項目	11 社 27 排水口	年 2 回
	浮遊物質、化学的酸素要求量など生活環境 11 項目	16 社 36 排水口	毎月
	ダイオキシン類	1 社 2 施設	年 2 回
騒音	昼間、朝・夕 (午前 6 時～午後 9 時)	23 社 72 地点	年 6 回
	夜間 (午後 9 時～翌日の午前 6 時)	21 社 70 地点	年 6 回
振動	昼間 (午前 8 時～午後 7 時)	22 社 71 地点	年 1 回
	夜間 (午後 7 時～翌日の午前 8 時)	22 社 71 地点	年 1 回

4 立入調査

立入調査により、「周南市環境保全協定書に基づく細目協定書」による協定値、悪臭防止法の許容限度及び山口県悪臭防止対策指導要綱の指導基準値の遵守状況について、確認しています。

(1) 工場煙道調査

令和 5 (2023) 年度は、大気のはいじんなどの協定値を設定している細目協定締結 6 社のうち東ソー株式会社において立入調査を実施し、協定値の遵守を確認しました (表 2-2-3 参照)。

表 2-2-3 工場煙道調査結果

(ア) 東ソー株式会社

測定項目 (単位)	測定値	協定値	判定
ばいじん濃度 (g/Nm ³) (6%酸素補正值)	0.0010	≤0.093	○
硫黄酸化物排出量 (Nm ³ /h)	0.83	43	○
窒素酸化物濃度 (ppm) (6%酸素補正值)	100	420	○

(2) 工場悪臭調査

令和 5（2023）年度は、2 社に立入調査を行い、特定悪臭物質のうち 18 物質及び臭気指数を測定し、悪臭防止法の許容限度及び山口県悪臭防止対策指導要綱の指導基準値の遵守を確認しました（表 2-2-4 参照）。

表 2-2-4 工場悪臭調査結果
(ア) B 地域の企業

測定項目（単位）	測定値	許容限度	判定
アンモニア（ppm）	0.1	≤2	○
メチルメルカプタン（ppm）	<0.0002	≤0.004	○
硫化水素（ppm）	<0.002	≤0.06	○
硫化メチル（ppm）	<0.001	≤0.05	○
二硫化メチル（ppm）	<0.0009	≤0.03	○
トリメチルアミン（ppm）	<0.0005	≤0.02	○
アセトアルデヒド（ppm）	<0.01	≤0.1	○
プロピオンアルデヒド（ppm）	<0.02	≤0.1	○
ノルマルブチルアルデヒド（ppm）	<0.003	≤0.03	○
イソブチルアルデヒド（ppm）	<0.008	≤0.07	○
ノルマルバレールアルデヒド（ppm）	<0.004	≤0.02	○
イソバレールアルデヒド（ppm）	<0.001	≤0.006	○
イソブタノール（ppm）	<0.09	≤4	○
酢酸エチル（ppm）	<0.3	≤7	○
メチルイソブチルケトン（ppm）	<0.1	≤3	○
トルエン（ppm）	<1	≤30	○
スチレン（ppm）	<0.04	≤0.8	○
キシレン（ppm）	<0.1	≤2	○

(イ) B 地域の企業

測定項目	測定値	指導基準	判定
臭気指数	<10	≤14	○

(3) 工場騒音・振動調査

令和 5（2023）年度は、工場騒音・振動について 11 社に立入調査を行い、騒音（昼間）41 地点、騒音（夜間）40 地点、振動（昼間）40 地点、振動（夜間）39 地点で実施し、すべての地点において協定値の遵守を確認しました（表 2-2-5 参照）。

騒音の昼間、朝・夕は午前 6 時～午後 9 時、夜間は午後 9 時～翌日の午前 6 時、振動の昼間は午前 8 時～午後 7 時、夜間は午後 7 時～翌日の午前 8 時です。

表 2-2-5 工場騒音・振動調査結果
(ア) 出光興産株式会社

地点	項目（単位）	昼・夜	測定値	協定値	判定
I-1	騒音(dB)	昼間、朝・夕	58.2	≤65	○
		夜間	53.6	≤60	○
	振動(dB)	昼間	22.9	≤60	○
		夜間	<19.6	≤55	○
I-2	騒音(dB)	昼間、朝・夕	54.0	≤65	○
		夜間	52.7	≤60	○
	振動(dB)	昼間	32.7	≤60	○
		夜間	<20.9	≤55	○
I-3	騒音(dB)	昼間、朝・夕	53.2	≤65	○
		夜間	53.1	≤60	○

I-3	振動 (dB)	昼間	39.3	≤60	○
		夜間	27.6	≤55	○
I-4	騒音 (dB)	昼間、朝・夕	59.4	≤65	○
		夜間	55.3	≤60	○
	振動 (dB)	昼間	<32.9	≤60	○
		夜間	<28.9	≤55	○
I-5	騒音 (dB)	昼間、朝・夕	60.8	≤65	○
		夜間	58.1	≤60	○
	振動 (dB)	昼間	29.5	≤60	○
		夜間	28.5	≤55	○
I-6	騒音 (dB)	昼間、朝・夕	59.3	≤65	○
		夜間	57.4	≤60	○
	振動 (dB)	昼間	31.7	≤60	○
		夜間	31.1	≤55	○
I-7	騒音 (dB)	昼間、朝・夕	59.8	≤65	○
		夜間	49.2	≤60	○
	振動 (dB)	昼間	<30.2	≤60	○
		夜間	<14.6	≤55	○

(イ) 岡崎ヒュッテナス・アルバータス化成株式会社

地点	項目 (単位)	昼・夜	測定値	協定値	判定
OH-1	騒音 (dB)	昼間、朝・夕	50.1	≤65	○
		夜間	—	—	—
	振動 (dB)	昼間	26.3	≤60	○
		夜間	—	—	—

※夜間においては稼働していないため、夜間の騒音・振動の測定は未実施。

(ウ) クアーズテック徳山株式会社

地点	項目 (単位)	昼・夜	測定値	協定値	判定
CT-1	騒音 (dB)	昼間、朝・夕	56.2	≤65	○
		夜間	55.1	≤60	○
	振動 (dB)	昼間	29.3	≤60	○
		夜間	27.0	≤55	○
CT-2	騒音 (dB)	昼間、朝・夕	54.1	≤65	○
		夜間	49.6	≤60	○
	振動 (dB)	昼間	<19.2	≤60	○
		夜間	16.8	≤55	○
CT-3	騒音 (dB)	昼間、朝・夕	57.1	≤65	○
		夜間	56.8	≤60	○
	振動 (dB)	昼間	34.0	≤60	○
		夜間	34.9	≤55	○

(エ) タマ化学工業株式会社

地点	項目 (単位)	昼・夜	測定値	協定値	判定
TC-1	騒音 (dB)	昼間、朝・夕	66.3	≤70	○
		夜間	66.6	≤70	○
	振動 (dB)	昼間	32.6	≤65	○
		夜間	33.3	≤60	○
TC-2	騒音 (dB)	昼間、朝・夕	63.2	≤70	○
		夜間	62.7	≤70	○
	振動 (dB)	昼間	37.9	≤65	○
		夜間	37.5	≤60	○
TC-3	騒音 (dB)	昼間、朝・夕	60.2	≤70	○
		夜間	58.7	≤65	○
	振動 (dB)	昼間	28.7	≤65	○
		夜間	29.6	≤60	○

(オ)株式会社トクヤマ

地点	項目 (単位)	昼・夜	測定値	協定値	判定
T-1	騒音 (dB)	昼間、朝・夕	60.8	≤65	○
		夜間	53.1	≤60	○
	振動 (dB)	昼間	41.9	≤60	○
		夜間	40.3	≤55	○
T-2	騒音 (dB)	昼間、朝・夕	51.6	≤65	○
		夜間	51.9	≤60	○
	振動 (dB)	昼間	<28.2	≤60	○
		夜間	<17.9	≤55	○
T-3	騒音 (dB)	昼間、朝・夕	51.8	≤65	○
		夜間	49.4	≤60	○
	振動 (dB)	昼間	35.5	≤60	○
		夜間	35.1	≤55	○
T-4	騒音 (dB)	昼間、朝・夕	50.6	≤65	○
		夜間	46.1	≤60	○
	振動 (dB)	昼間	<23.8	≤60	○
		夜間	<17.4	≤55	○
T-5	騒音 (dB)	昼間、朝・夕	57.7	≤65	○
		夜間	58.3	≤60	○
	振動 (dB)	昼間	31.9	≤60	○
		夜間	31.0	≤55	○
T-6	騒音 (dB)	昼間、朝・夕	60.5	≤65	○
		夜間	56.7	≤60	○
	振動 (dB)	昼間	35.1	≤60	○
		夜間	<26.9	≤55	○
T-7	騒音 (dB)	昼間、朝・夕	56.1	≤65	○
		夜間	52.4	≤60	○
	振動 (dB)	昼間	34.8	≤60	○
		夜間	33.6	≤55	○
T-9	騒音 (dB)	昼間、朝・夕	57.0	≤65	○
		夜間	54.4	≤60	○
	振動 (dB)	昼間	<28.4	≤60	○
		夜間	<18.4	≤55	○
T-10 (SA-1)	騒音 (dB)	昼間、朝・夕	62.2	≤65	○
		夜間	58.9	≤60	○
	振動 (dB)	昼間	32.6	≤60	○
		夜間	24.0	≤55	○
SA-2	騒音 (dB)	昼間、朝・夕	58.6	≤65	○
		夜間	54.9	≤60	○
	振動 (dB)	昼間	<27.7	≤60	○
		夜間	<21.8	≤55	○
T-8	騒音 (dB)	昼間、朝・夕	54.1	≤65	○
		夜間	52.9	≤65	○
	振動 (dB)	昼間	39.5	≤65	○
		夜間	39.4	≤60	○

(カ)株式会社徳山オイルクリーンセンター

地点	項目 (単位)	昼・夜	測定値	協定値	判定
TOC-1	騒音 (dB)	昼間、朝・夕	63.5	≤70	○
		夜間	54.9	≤65	○
	振動 (dB)	昼間	32.6	≤65	○
		夜間	33.1	≤60	○
TOC-2	騒音 (dB)	昼間、朝・夕	61.2	≤70	○
		夜間	59.6	≤65	○
	振動 (dB)	昼間	32.5	≤65	○
		夜間	28.4	≤60	○

TOC-3	騒音(dB)	昼間、朝・夕	58.7	≤70	○
		夜間	55.8	≤65	○
	振動(dB)	昼間	32.2	≤65	○
		夜間	29.1	≤60	○

(キ)日本化学工業株式会社

地点	項目(単位)	昼・夜	測定値	協定値	判定
NC-1	騒音(dB)	昼間、朝・夕	61.9	≤70	○
		夜間	62.5	≤65	○
	振動(dB)	昼間	29.5	≤65	○
		夜間	28.7	≤60	○
NC-2	騒音(dB)	昼間、朝・夕	63.2	≤70	○
		夜間	59.6	≤65	○
	振動(dB)	昼間	34.1	≤65	○
		夜間	32.5	≤60	○
NC-3	騒音(dB)	昼間、朝・夕	58.5	≤70	○
		夜間	54.3	≤65	○
	振動(dB)	昼間	<19.8	≤65	○
		夜間	<16.6	≤60	○

(ク)日本精蟬株式会社

地点	項目(単位)	昼・夜	測定値	協定値	判定
NSR-1	騒音(dB)	昼間、朝・夕	54.0	≤60	○
		夜間	52.0	≤55	○
	振動(dB)	昼間	26.9	≤55	○
		夜間	26.9	≤50	○

(ケ)日本ゼオン株式会社

地点	項目(単位)	昼・夜	測定値	協定値	判定
Z-1	騒音(dB)	昼間、朝・夕	55.1	≤65	○
		夜間	52.0	≤60	○
	振動(dB)	昼間	29.3	≤60	○
		夜間	26.8	≤55	○
Z-2	騒音(dB)	昼間、朝・夕	50.5	≤65	○
		夜間	48.3	≤60	○
	振動(dB)	昼間	<28.3	≤60	○
		夜間	22.3	≤55	○
Z-3	騒音(dB)	昼間、朝・夕	54.8	≤65	○
		夜間	52.6	≤60	○
	振動(dB)	昼間	28.2	≤60	○
		夜間	30.3	≤55	○
Z-4	騒音(dB)	昼間、朝・夕	52.0	≤65	○
		夜間	48.3	≤60	○
	振動(dB)	昼間	30.7	≤60	○
		夜間	33.3	≤55	○
Z-5	騒音(dB)	昼間、朝・夕	57.7	≤65	○
		夜間	54.3	≤60	○
	振動(dB)	昼間	24.4	≤60	○
		夜間	23.5	≤55	○

(コ)三井化学株式会社

地点	項目(単位)	昼・夜	測定値	協定値	判定
MC-1	騒音(dB)	昼間、朝・夕	50.4	≤65	○
		夜間	52.0	≤60	○
	振動(dB)	昼間	<27.8	≤60	○
		夜間	<24.5	≤55	○

MC-2	騒音(dB)	昼間、朝・夕	49.2	≤65	○
		夜間	51.2	≤60	○
	振動(dB)	昼間	<26.7	≤60	○
		夜間	<22.6	≤55	○
MC-3	騒音(dB)	昼間、朝・夕	51.8	≤70	○
		夜間	54.9	≤65	○
	振動(dB)	昼間	—	—	—
		夜間	—	—	—

(サ)山口エコテック株式会社

地点	項目(単位)	昼・夜	測定値	協定値	判定
YE-1	騒音(dB)	昼間、朝・夕	60.5	≤65	○
		夜間	50.2	≤60	○
	振動(dB)	昼間	28.9	≤60	○
		夜間	23.0	≤55	○

(4) 工場排水調査

令和5(2023)年度は、工場排水について7社に立入調査を実施し、18排水口18サンプルを採取し、各COD、T-N、T-Pなど8項目件を測定しました(表2-2-6参照)。いずれも協定値内であることを確認しました。

表2-2-6 工場排水調査結果

(ア)東ソー株式会社

排水口	項目(単位)	測定値	協定値	判定
		R5.8.21		
東排水口	排水量(m ³ /日)	179,000	240,200	○
	水温差(℃)	+2.9	+15.0	○
	水素イオン濃度(pH)	7.5	6.0~9.0	○
	COD(mg/L)	2.2	5.0	○
	SS(mg/L)	3	12	○
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	<0.5	1	○
	T-N(mg/L)	0.7	3.3	○
	T-P(mg/L)	0.05	0.40	○

排水口	項目(単位)	測定値	協定値	判定
		R5.8.21		
西排水口	排水量(m ³ /日)	2,868,000	2,949,336	○
	水温差(℃)	+3.4	+15.0	○
	pH	7.4	6.0~9.0	○
	COD(mg/L)	2.8	7.0	○
	SS(mg/L)	5	12	○
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	<0.5	1	○
	T-N(mg/L)	0.9	2.3	○
	T-P(mg/L)	0.05	0.30	○

排水口	項目(単位)	測定値	協定値	判定
		R5.8.21		
ウレタン北排水口	排水量(m ³ /日)	39,900	54,300	○
	水温差(℃)	-0.6	+15.0	○
	pH	7.8	6.0~9.0	○
	COD(mg/L)	3.0	10.0	○
	SS(mg/L)	<2	11	○
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	<0.5	1	○
	T-N(mg/L)	1.3	6.4	○
	T-P(mg/L)	0.07	0.40	○

排水口	項目（単位）	測定値	協定値	判定
		R5.8.21		
ウレタン南排水口	排水量(m ³ /日)	19,800	22,500	○
	水温差(℃)	+ 3.4	+ 15.0	○
	pH	7.5	6.0～9.0	○
	COD(mg/L)	3.1	14.0	○
	SS(mg/L)	4	11	○
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	<0.5	1	○
	T-N(mg/L)	0.9	10.5	○
	T-P(mg/L)	0.09	0.41	○

(イ)東ソーファインケム株式会社

排水口	項目（単位）	測定値	協定値	判定
		R5.8.21		
第 1 工場	排水量(m ³ /日)	960	2,200	○
	水温差(℃)	+ 0.4	+15	○
	pH	7.2	6.0～9.0	○
	COD(mg/L)	2.2	3.0	○
	SS(mg/L)	3	10	○
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	<0.5	1	○
	T-N(mg/L)	1.0	2.4	○
	T-P(mg/L)	<0.02	0.40	○

排水口	項目（単位）	測定値	協定値	判定
		R5.8.21		
第 3 工場 No.1	排水量(m ³ /日)	307	900	○
	水温差(℃)	- 2.6	+15	○
	pH	7.4	6.0～9.0	○
	COD(mg/L)	2.4	29.0	○
	SS(mg/L)	<2	10	○
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	<0.5	1	○
	T-N(mg/L)	1.0	14.4	○
	T-P(mg/L)	0.02	0.48	○

排水口	項目（単位）	測定値	協定値	判定
		R5.8.21		
第 3 工場 No.3	排水量(m ³ /日)	49	102	○
	水温差(℃)	+ 6.4	+15	○
	pH	6.8	6.0～9.0	○
	COD(mg/L)	8.5	44.0	○
	SS(mg/L)	5	27	○
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	<0.5	1	○
	T-N(mg/L)	2.6	5.6	○
	T-P(mg/L)	0.15	0.92	○

(ウ)株式会社トクヤマ

排水口	項目（単位）	測定値	協定値	判定
		R5.9.4		
P2	排水量(m ³ /日)	519,000	742,300	○
	水温差(℃)	+7.6	+ 15.0	○
	pH	7.9	6.0～9.0	○
	COD(mg/L)	2.4	6.0	○
	SS(mg/L)	3	12	○
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	<0.5	1	○
	T-N(mg/L)	0.6	3.5	○
	T-P(mg/L)	0.04	0.30	○

排水口	項目（単位）	測定値	協定値	判定
		R5.9.4		
S6	排水量(m ³ /日)	21,240	31,200	○
	水温差(℃)	+11.6	+ 15.0	○
	pH	8.1	6.0~9.0	○
	COD(mg/L)	2.5	5.0	○
	SS(mg/L)	3	12	○
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	<0.5	1	○
	T-N(mg/L)	0.8	3.5	○
	T-P(mg/L)	0.04	0.45	○

排水口	項目（単位）	測定値	協定値	判定
		R5.9.4		
E3	排水量(m ³ /日)	507,000	636,000	○
	水温差(℃)	+4.1	+ 15.0	○
	pH	7.9	6.0~9.0	○
	COD(mg/L)	2.8	9.0	○
	SS(mg/L)	4	9	○
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	<0.5	1	○
	T-N(mg/L)	1.0	4.6	○
	T-P(mg/L)	0.06	0.30	○

排水口	項目（単位）	測定値	協定値	判定
		R5.9.4		
D2	排水量(m ³ /日)	106,300	225,300	○
	水温差(℃)	+7.0	+ 15.0	○
	pH	7.8	6.0~9.0	○
	COD(mg/L)	3.2	8.0	○
	SS(mg/L)	2	15	○
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	<0.5	1	○
	T-N(mg/L)	0.5	4.0	○
	T-P(mg/L)	0.05	0.45	○

排水口	項目（単位）	測定値	協定値	判定
		R5.9.4		
C-12	排水量(m ³ /日)	3,000	7,200	○
	水温差(℃)	+1.6	+ 15.0	○
	pH	7.4	6.0~9.0	○
	COD(mg/L)	2.5	9.0	○
	SS(mg/L)	<2	10	○
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	<0.5	1	○
	T-N(mg/L)	1.0	4.0	○
	T-P(mg/L)	0.05	0.40	○

排水口	項目（単位）	測定値	協定値	判定
		R5.9.4		
C-14	排水量(m ³ /日)	1,910	3,360	○
	水温差(℃)	+2.9	+ 15.0	○
	pH	7.0	6.0~9.0	○
	COD(mg/L)	2.1	4.0	○
	SS(mg/L)	<2	10	○
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	<0.5	1	○
	T-N(mg/L)	0.6	4.0	○
	T-P(mg/L)	0.04	0.40	○

(工) 徳山積水工業株式会社

排水口	項目（単位）	測定値	協定値	判定
		R5.9.19		
総合	排水量(m ³ /日)	6,176	8,450	○
	水温差(℃)	- 0.2	+15	○
	pH	7.0	6.0~9.0	○
	COD(mg/L)	3.5	14.0	○
	SS(mg/L)	5	12	○
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	<0.5	1	○
	T-N(mg/L)	1.2	4.8	○
	T-P(mg/L)	0.09	0.4	○

(オ) 日鉄ステンレス株式会社

排水口	項目（単位）	測定値	協定値	判定
		R5.9.19		
東排水口	排水量(m ³ /日)	25,713	31,120	○
	水温差(℃)	- 1.8	+15	○
	pH	7.2	6.0~9.0	○
	COD(mg/L)	2.1	11.0	○
	SS(mg/L)	2	19	○
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	<0.5	2.1	○
	T-N(mg/L)	7.3	59	○
	T-P(mg/L)	<0.02	0.40	○

排水口	項目（単位）	測定値	協定値	判定
		R5.9.19		
西排水口	排水量(m ³ /日)	25,858	32,280	○
	水温差(℃)	+0.8	+15	○
	pH	7.3	6.0~9.0	○
	COD(mg/L)	5.1	19.0	○
	SS(mg/L)	4	28	○
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	<0.5	2.1	○
	T-N(mg/L)	28.0	73.5	○
	T-P(mg/L)	0.06	0.57	○

(カ) 保土谷化学工業株式会社

排水口	項目（単位）	測定値	協定値	判定
		R5.9.19		
総合	排水量(m ³ /日)	9,183	15,000	○
	水温差(℃)	- 2.5	+15	○
	pH	7.4	6.0~9.0	○
	COD(mg/L)	2.1	5.0	○
	SS(mg/L)	2	10	○
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	<0.5	1	○
	T-N(mg/L)	0.5	2.1	○
	T-P(mg/L)	0.04	0.4	○

(キ) 株式会社レゾナック

排水口	項目（単位）	測定値	協定値	判定
		R5.9.19		
総合	排水量(m ³ /日)	6,449	35,740	○
	水温差(℃)	+ 0.1	+15	○
	pH	7.0	6.0~9.0	○
	COD(mg/L)	4.8	24.0	○
	SS(mg/L)	3	11	○
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	<0.5	1	○
	T-N(mg/L)	0.7	2.8	○
	T-P(mg/L)	<0.02	0.18	○

【参考資料】

環境基準、排出基準等

環境基準とは

人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものが環境基準です。環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標です。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていくとするものです。また、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいものです。環境基準は、現に得られる限りの科学的知見を基礎として定められているものであり、常に新しい科学的知見の収集に努め、適切な科学的判断が加えられていかなければならないものです。

第1 大気関係

1 環境基準及び指針

(1) 大気汚染に係る環境基準

物質名	環境基準	人及び環境に及ぼす影響
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(S48.5.16告示)	四日市ぜんそく等のいわゆる公害病の原因物質であるほか、森林や湖沼等に影響を与える酸性雨の原因物質ともなる。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(S48.5.8告示)	血液中のヘモグロビンと結合して、酸素を運搬する機能を阻害する等影響を及ぼすほか、温室効果ガスである大気中のメタンの寿命を長くすることが知られている。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(S48.5.8告示)	大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼす。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11告示)	呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質となる。
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。(S48.5.8告示)	いわゆる光化学スモッグの原因となり、粘膜への刺激、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物等植物への影響も観察されている。

備考：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

【評価の方法】

常時監視の結果は、環境基準により測定局ごとに短期的評価・長期的評価を行うこととし、以下による。

ア 短期的評価

大気汚染の状態を環境基準に照らして短期的に評価する場合は、環境基準が1時間値又は1時間値の1日平均値についての条件として定められているので、定められた方法により連続して又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間についてその評価を行う。

イ 長期的評価

大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するなど、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行う場合は、測定時間、日における特殊事情が直接反映されること等から、次の方法により長期的評価を行う。

① 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質

年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣

旨から、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いは行わない。

② 二酸化窒素

年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（1日平均値の年間98%値）で評価を行う。

（2）光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物質名	指針
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。（S51.8.13通知）

（3）有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質名	環境基準	人及び環境に及ぼす影響
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下（H9.2.4告示）	発がん性（急性骨髄性白血病）など。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下（H30.11.19告示）	神経系への影響など。発がん性も疑われる。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下（H9.2.4告示）	神経系への影響、腎障害など。発がん性も疑われる。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下（H13.4.20告示）	中枢神経系に対して麻酔作用。

備考：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

【評価の方法】

測定結果を評価する際には、地点ごとに、測定値を算術平均して求めた年平均値を用いるものとし、環境基準値が設定されている物質については基準値との比較によってその評価を行うものとする。測定値が検出下限値未満のときは、検出下限値の1/2として年平均値の算出に用いるものとする。十分な測定頻度で測定を実施できなかった場合又は欠測が多く測定値の得られた季節が偏っている場合等は、結果の評価に際し留意する必要がある。

（4）有害大気汚染物質の指針値（健康リスクの低減を図るための指針となる数値）

物質名	指針値	物質名	指針値
アクリロニトリル	1年平均値2μg/m ³ 以下	水銀及びその化合物	1年平均値0.04μgHg/m ³ 以下
アセトアルデヒド	1年平均値120μg/m ³ 以下	ニッケル化合物	1年平均値0.025μgNi/m ³ 以下
塩化ビニルモノマー	1年平均値10μg/m ³ 以下	ヒ素及びその化合物	1年平均値0.006μgAs/m ³ 以下
塩化メチル	1年平均値94μg/m ³ 以下	1,3-ブタジエン	1年平均値2.5μg/m ³ 以下
クロロホルム	1年平均値18μg/m ³ 以下	マンガン及び無機マンガ化合物	1年平均値0.14μgMn/m ³ 以下
1,2-ジクロロエタン	1年平均値1.6μg/m ³ 以下		

（5）微小粒子状物質に係る環境基準

物質名	環境基準	人及び環境に及ぼす影響
微小粒子状物質（PM2.5）	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。（H21.9.9告示）	疫学及び毒性学の数多くの科学的知見から、呼吸器疾患、循環器疾患及び肺がんの疾患に関して、総体として人々の健康に一定の影響を与えていることが示されている。

備考：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

【評価の方法】

微小粒子状物質の曝露濃度分布全体を平均的に低減する意味での長期基準と、曝露濃度分布のうち高濃度の出現を減少させる意味での短期基準の両者について、長期的評価を行うものとする。

長期基準に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準（1年平均値）と比較する。

短期基準に関する評価は、測定結果の1日平均値のうち年間98パーセンタイル値を代表値として選択して、これを短期基準（1日平均値）と比較する。

なお、評価は測定局ごとに行うこととし、環境基準達成・非達成の評価については、長期基準に関する評価と短期基準に関する評価を各々行った上で、両方を満足した局について、環境基準が達成されたと判断する。

2 緊急時における措置

（1）光化学オキシダントに係る緊急時における措置

発令区分	発令基準 (1測定点)	解除基準 (全測定点)	オキシダント関係 ばい煙排出者の 措置	オキシダント関係 VOC排出者の 措置	勧告、命令 等の区分
情報	1時間値が0.10ppm以上0.12ppm未満であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	1時間値が0.10ppm未満となり気象条件からみて当該大気汚染状態が回復すると認められるとき。	20%以上を目標とした自主的な排出ガス量又は窒素酸化物排出量の減少	—	協力依頼
特別情報	1時間値が0.12ppm未満であって、オキシダント類似の大気汚染の発生により、現に被害が発生し、気象条件からみて継続又は拡大すると認められるとき。	オキシダント類似の大気汚染が消失し、気象条件からみて再び発生するおそれがないと認められるとき。	ばい煙又は排出ガス量若しくは窒素酸化物排出量を20%以上減少	VOC排出量を減少	協力要請 又は勧告
注意報	1時間値が0.12ppm以上0.40ppm未満であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	1時間値が0.12ppm未満となり気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。	排出ガス量又は窒素酸化物排出量を20%以上減少	VOC排出量を減少	協力要請 ただし、広域発令地区への発令の場合は、原則、協力依頼（必要に応じ、協力要請）
警報	1時間値が0.40ppm以上であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	1時間値が0.40ppm未満となり気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。	排出ガス量又は窒素酸化物排出量を40%以上減少	VOC排出量を減少	命令 ただし、広域発令地区への発令の場合は、原則、協力依頼（必要に応じ、協力要請又は命令）

備考：情報発令時における減少率は、通常の排出ガス量又は窒素酸化物排出量に対する割合をいい、特別情報、注意報、警報発令時における減少率は、情報提供直前の排出ガス量又は窒素酸化物排出量に対する割合をいう。

発令地区	発令地区の詳細	発令基準測定局
周南市の東部地域	平成15年4月20日における徳山市の区域のうち、須々万奥、須々万本郷、中須南、中須北、長穂、大道理、大向、苅地、金峰、須万、下上、上村（浦山地区を除く。）、川曲、川上、四熊、中野、小畑、夜市、戸田及び湯野を除く地域	周南総合庁舎
周南市の西部地域	平成15年4月20日における徳山市の区域のうち、大道理、大向、下上、上村（浦山地区を除く。）、川曲、川上、四熊、中野、小畑、夜市、戸田及び湯野の地域 平成15年4月20日における新南陽市の区域のうち、高瀬、埴、馬神、夏切及び米光を除く地域	宮の前児童公園

出典：山口県大気汚染緊急時措置要綱（令和5年4月1日施行分）

(2) 微小粒子状物質 (PM2.5) に係る緊急時における措置

発令区分	発令基準	解除基準
注意喚起	午前6時から日没までに濃度が上昇し、同時に2測定局以上で $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合に注意喚起を実施。 日没とは、春分から秋分までは午後6時、秋分から春分までは午後5時とする。	区域内のすべての測定局が24時まで、 $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下に改善した場合、又は、24時に当日の日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下に改善した場合。

※発令地区は「(中部) 山口市、防府市、下松市、周南市」として発令されます。

(3) 硫黄酸化物に係る緊急時における措置

発令区分	発令基準	解除基準	硫黄酸化物関係 ばい煙排出者の措置	勧告、命令等 の区分
情報	1時間値が 0.15ppm 以上であった、気象条件からみて、その状態が継続すると認められるとき。	左欄に掲げる状態が解消したとき。	20%以上を目標とした自主的なばい煙量の減少	協力依頼
注意報	次のいずれかの一に該当する場合であって、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき。 1. 1時間値が 0.2ppm 以上である状態を2時間継続したとき。 2. 測定値が48時間平均値で 0.15ppm 以上となるおそれがあるとき。	すべての測定局の1時間値が 0.15ppm 以下となり、 0.2ppm 以上となるおそれのなくなったとき。	ばい煙量を35%以上減少	協力要請
第1警報	次のいずれかの一に該当する場合であって、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき。 1. 1時間値が 0.2ppm 以上である状態を3時間継続したとき。 2. 1時間値が 0.3ppm 以上である状態を2時間継続したとき。 3. 1時間値が 0.5ppm 以上の値になったとき。 4. 測定値が48時間平均値で 0.15ppm 以上となったとき。 5. 1時間値が 0.2ppm 以上である状態を6時間以上継続し、気象条件からみて大気汚染がなお進行すると認められるとき。	すべての測定局の1時間値が 0.15ppm 以下となり 0.2ppm 以上になるおそれのなくなったとき。	ばい煙量を50%以上減少	勧告
第2警報	次のいずれかの一に該当する場合であって、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき。 1. 1時間値が 0.5ppm 以上である状態を3時間継続したとき。 2. 1時間値が 0.7ppm 以上である状態を2時間継続したとき。	すべての測定局の1時間値が 0.4ppm 以下となり 0.5ppm 以上になるおそれのなくなったとき。	ばい煙量を80%以上減少する措置をとる。	命令

備考：情報、注意報及び第1警報発令時における減少率は、情報提供直前のばい煙排出量に対する割合をいい、第2警報発令時における減少率は、排出許容量に対する割合をいう。

発令地区	発令地区の詳細	発令基準測定局
周南市の東部地域	平成15年4月20日における徳山市の区域のうち、須々万奥、須々万本郷、中須南、中須北、長徳、大道理、大向、苅地、金峰、須万、下上、上村（浦山地区を除く。）、川曲、川上、四熊、中野、小畑、夜市、戸田及び湯野を除く地域	櫛浜小学校 徳山商工高校 周南総合庁舎
周南市の西部地域	平成15年4月20日における徳山市の区域のうち、大道理、大向、下上、上村（浦山地区を除く。）、川曲、川上、四熊、中野、小畑、夜市、戸田及び湯野の地域 平成15年4月20日における新南陽市の区域のうち、高瀬、埴、馬神、夏切及び米光を除く地域	浦山送水場 宮の前児童公園

出典：山口県大気汚染緊急時措置要綱（令和5年4月1日施行分）

3 大気汚染防止法の概要

(1) 工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要

物質名			主な発生の形態等	規制の方式と概要
ばい煙	硫黄酸化物 (SOx)		ボイラー、廃棄物焼却炉等における燃料や鉱石等の燃焼	1) 排出口の高さ (He) 及び地域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値 (量) を設定 許容排出量 (Nm ³ /h) = K×10 ⁻³ ×He ² 一般排出基準: K=3.0～17.5 特別排出基準: K=1.17～2.34 2) 季節による燃料使用基準 燃料中の硫黄分を地域ごとに設定 硫黄含有率: 0.5～1.2%以下 3) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定
	ばいじん		同上及び電気炉の使用	施設・規模ごとの排出基準 (濃度) 一般排出基準: 0.04～0.5g/Nm ³ 特別排出基準: 0.03～0.2g/Nm ³
	有害物質	カドミウム (Cd) カドミウム化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 1.0mg/Nm ³
		塩素 (Cl ₂) 塩化水素 (HCl)	化学製品反応施設や廃棄物焼却炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 塩素: 30mg/Nm ³ 、塩化水素: 80～700mg/Nm ³
		フッ素 (F) フッ化水素 (HF) 等	アルミニウム精錬用電解炉やガラス製造用熔融炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 1.0～20mg/Nm ³
		鉛 (Pb) 鉛化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 10～30mg/Nm ³
	窒素酸化物 (NOx)	ボイラーや廃棄物焼却炉等における燃焼、合成、分解等	1) 施設・規模ごとの排出基準 60～950ppm 2) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定	
揮発性有機化合物 (VOC)			VOCを排出する次の施設 化学製品製造・塗装・接着・印刷における乾燥施設、吹付塗装施設、洗浄施設、貯蔵タンク	施設ごとの排出基準 400～60,000ppmC
粉じん	一般粉じん		ふるいや堆積場等における鉱石、土砂等の粉砕・選別、機械的処理、堆積	施設の構造、使用、管理に関する基準 集じん機、防塵カバー、フードの設置、散水等
	特定粉じん (石綿)		切断機等における石綿の粉砕、混合その他の機械的処理	事業場の敷地境界基準 濃度10本／リットル
			吹き付け石綿使用建築物の解体・改造・補修作業	建築物解体時等の除去、囲い込み、封じ込め作業に関する基準
特定物質 (アンモニア、一酸化炭素、メタノール等28物質)			特定施設において故障、破損等の事故時に発生	事故時における措置を規定 事業者の復旧義務、県知事への通報等
有害大気汚染物質※			248物質 (群) このうち「優先取組物質」として23物質	知見の集積等、各主体の責務を規定 事業者及び国民の排出抑制等自主的取組、国の科学的知見の充実、自治体の汚染状況把握等
	指定物質	ベンゼン	ベンゼン乾燥施設等	施設・規模ごとに抑制基準 新設: 50～600mg/Nm ³ 、既設: 100～1500mg/Nm ³
		トリクロロエチレン	トリクロロエチレンによる洗浄施設等	施設・規模ごとに抑制基準 新設: 150～300mg/Nm ³ 、既設: 300～500mg/Nm ³
		テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機等	施設・規模ごとに抑制基準 新設: 150～300mg/Nm ³ 、既設: 300～500mg/Nm ³
水銀 (Hg)			水銀灯を排出する次の施設 石炭火力発電所、産業用石炭燃焼ボイラー、非鉄金属 (銅、鉛、亜鉛及び工業金) 製造に用いられる精錬及び焙焼の行程、廃棄物の焼却設備、セメントクリンカーの製造設備	施設ごとの排出基準 8～400 μg/Nm ³

備考: 1. ばいじん及び有害物質については、県は条例で国の基準より厳しい上乗せ基準を設定することができる。

2. 上記基準については、大気汚染状況の変化、対策の効果、産業構造や大気汚染源の変化、対策技術の開発普及状況等を踏まえ、随時見直しを行っていく必要がある。※低濃度でも継続的な摂取により健康影響が懸念される物質

(2) 量規制 (K値規制) の推移

改正年月日	S47. 1. 5	S48. 1. 1	S49. 4. 1	S50. 4. 15	S51. 9. 28
周南市 (旧徳山市、旧新南陽市の区域に限る)	14. 0	9. 34	6. 42 (2. 34)	4. 67 (2. 34)	3. 5 (2. 34)

備考 1. () 内は、特別排出基準でS49. 4. 1以降に新たに設置する施設に適用される。

2. 硫黄酸化物の許容排出量 (q) の算定

$$q = K \times He^2 \times 10^{-3} \quad (q \text{ の単位 : Nm}^3/\text{h})$$

K : 地域ごとに定められる定数

He : 有効煙突高 (煙突実高 + 煙上昇高) (単位 : m)

(3) 総量規制及び燃料使用基準

項目		指定地域	周南地域
総量規制	適用規模		燃原料使用量 (定格) が、1. 0 kL/h以上の工場等
	基準	既設	$Q = 3.32W^{0.9}$ (西部)
		新設	$Q = 3.32W^{0.9} + 0.3 \times 3.32 \{ (W + Wi)^{0.9} - W^{0.9} \}$ (西部)
燃料規制	適用規模		燃原料使用量 (定格) が、0. 1 kL/h以上1. 0 kL/h未満の工場等
	基準		硫黄分1. 2%以下
備考	Q : 排出が許容される硫黄酸化物 (Nm ³ /h) W : 既設施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量 (kL/h) Wi : 新設施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量 (kL/h)		

備考 : 1. 周南地域における西部とは周南市 (旧徳山市、旧新南陽市の区域に限る) 及び下松市の区域

2. 昭和 63 年 1 月 30 日山口県告示第 81 号「大気汚染防止法の限定に基づく硫黄酸化物に係る総量規制基準」

3. 昭和 63 年 1 月 30 日山口県告示第 82 号「大気汚染防止法に基づく燃料使用基準」

第2 臭気関係

1 環境基準

臭気関係で環境基準は設定されていません。

2 悪臭防止法による規制

(1) 悪臭防止法第3条の規定に基づく規制地域の指定状況

指定年月日	指定地域
S51. 5. 1	周南市 (旧徳山市)
S52. 3. 15	周南市 (旧新南陽市)
S58. 4. 1	周南市 (旧熊毛町)

備考 : 平成 24 年 4 月 1 日、第 2 次一括法に基づく権限移譲により県から市が規制地域を指定 (地域の変更なし)

(2) 悪臭防止法第3条の規定に基づく地域の指定

規制地域	該当地域
A 地域	周南市悪臭防止法規制地域図で「淡緑色」に着色した部分の地域
B 地域	周南市悪臭防止法規制地域図で「桃色」に着色した部分の地域
C 地域	周南市悪臭防止法規制地域図で「黄色」に着色した部分の地域

備考 : 平成 24 年 3 月 8 日周南市告示第 31 号「悪臭防止法 (昭和 46 年法律第 91 号) 第 3 条の規定に基づく地域の指定」

色付きの拡大図は、環境政策課窓口又は市ホームページでご確認ください。

(<https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/18/1322.html>)



(3) 敷地境界線上の規制基準 (1号基準)

規制地域の区分 特定悪臭物質名	許容限度（単位：ppm）			臭気の質	主な発生場所
	A 地域	B 地域	C 地域		
アンモニア	1	2	5	し尿のような臭い	畜産事業所、化製場、し尿処理場
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	腐った玉ネギのような臭い	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場
硫化水素	0.02	0.06	0.2	腐った卵のような臭い	畜産事業所、パルプ製造工場、し尿処理場
硫化メチル	0.01	0.05	0.2	腐ったキャベツのような臭い	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1		
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	腐った魚のような臭い	畜産事業所、化製場、水産缶詰製造工場
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5	刺激적인 青臭い臭い	化学工場、魚腸骨処理場、煙草製造工場
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5	刺激적인 甘酸っぱい焦げた臭い	焼き付け塗装工程を有する事業所
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08		
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2		
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02	0.05	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い	
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006	0.01		
イソブタノール	0.9	4	20	刺激적인 発酵した臭い	塗装工程を有する事業所
酢酸エチル	3	7	20	刺激적인 シンナーのような臭い	塗装工程又は印刷工程を有する事業所
メチルイソブチルケトン	1	3	6		
トルエン	10	30	60	ガソリンのような臭い	
スチレン	0.4	0.8	2	都市ガスのような臭い	化学工場、FRP 製品製造工場
キシレン	1	2	5	ガソリンのような臭い	塗装工程又は印刷工程を有する事業所
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2	刺激적인 酸っぱい臭い	脂肪酸製造工場、染織工場
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006	汗臭い臭い	畜産事業所、化製場、でんぷん工場
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004	むれた靴下のような臭い	
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01		

備考：平成 24 年 3 月 8 日周南市告示第 32 号「悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)第 4 条の規定に基づく規制基準」

(参考) 6 段階臭気強度表示法

臭気強度	内容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい (検知閾値濃度)
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい (認知閾値濃度)
3	楽に感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

備考：閾値(いきち)とは、人間の感覚器官が感知できる最小限度の刺激量のことである。

(4) 気体排出口の基準 (2号基準)

次の式により算出した流量とする。ただし、アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンに限る。

また、He が 5m未満の場合については適用しない。

$$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

この式において、q、He 及び Cm はそれぞれ次の値を示す。

q：流量（単位：N m³/h）

He：補正された排出口の高さ（単位：m）

Cm：B 地域の敷地境界線における許容限度値（単位：ppm）

備考：平成 24 年 3 月 8 日周南市告示第 32 号「悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)第 4 条の規定に基づく規制基準」

(5) 排出水の規制基準 (3号基準)

特定悪臭物質名	事業場から敷地外に排出される排出水の量	許容限度（単位：mg/L）		
		A 地域	B 地域	C 地域
メチルメルカプタン	0.001 m³/s 以下の場合	0.03	0.06	0.2
	0.001 m³/s を超え、0.1 m³/s 以下の場合	0.007	0.01	0.03
	0.1 m³/s を超える場合	0.002	0.003	0.007
硫化水素	0.001 m³/s 以下の場合	0.1	0.3	1
	0.001 m³/s を超え、0.1 m³/s 以下の場合	0.02	0.07	0.2
	0.1 m³/s を超える場合	0.005	0.02	0.05
硫化メチル	0.001 m³/s 以下の場合	0.3	2	6
	0.001 m³/s を超え、0.1 m³/s 以下の場合	0.07	0.3	1
	0.1 m³/s を超える場合	0.01	0.07	0.3
二硫化メチル	0.001 m³/s 以下の場合	0.6	2	6
	0.001 m³/s を超え、0.1 m³/s 以下の場合	0.1	0.4	1
	0.1 m³/s を超える場合	0.03	0.09	0.3

備考：平成 24 年 3 月 8 日周南市告示第 32 号「悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)第 4 条の規定に基づく規制基準」

3 山口県悪臭防止対策指導要綱の指導基準値

悪臭防止法による規制対象物質は 22 物質のみであり、悪臭物質が検出されない場合又は低濃度多成分による複合臭による対応を図るため、山口県で悪臭防止対策指導要綱（昭和 58 年 3 月）に基づき指導基準が定められています。

区分				悪臭防止法による規制地域			その他の地域
				A 地域	B 地域	C 地域	
敷地境界線における臭気指数の限度				10	14	18	14
排出口における臭気指数の限度	排出口の高さ	5m以上	排出ガス量 300N m³/分以上	25	29	33	29
		15m未満	排出ガス量 300N m³/分未満	28	32	36	32
		15m以上 30m未満		28	32	36	32
		30m以上 50m未満		30	34	38	34
		50m以上		33	37	41	37

備考：臭気指数=10logY

Y=臭気濃度…原臭を無臭空気希釈し、検知閾値濃度に達した希釈の倍数をいう。

第3 騒音関係

1 環境基準

(1) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、道路に面する地域とそれ以外の地域に区分して、定められています。
航空機騒音、鉄道騒音及び建築作業騒音には適用されません。

ア 騒音に係る環境基準の地域類型指定状況

指定年月日	指定地域
S44. 5. 1	周南市（旧徳山市、旧新南陽市）
S58. 4. 1	周南市（旧熊毛町）

備考：平成24年4月1日、第2次一括法に基づく権限移譲により県から市が規制地域を指定（地域の変更なし）

イ 騒音に係る環境基準の地域類型の指定

地域の類型	該当地域
A 地域	騒音規制法第3条第1項に基づく地域の指定による指定地域のうち、騒音規制法第4条第1項の規定に基づく規制基準に関する告示により第1種区域とされた地域並びに第2種区域とされた地域のうち第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B 地域	指定地域のうち、告示により第2種区域とされた地域（第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、工業地域及び工業専用地域を除く。）
C 地域	指定地域のうち、告示により第3種区域及び第4種区域とされた地域（工業専用地域を除く。）並びに第2種区域とされた地域のうち工業地域

備考：平成24年3月8日周南市告示第26号「環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づく騒音に係る環境基準の地域類型の指定」

ウ 道路に面する地域以外の地域（一般地域）の環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌日午前6時
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

エ 道路に面する地域の環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌日午前6時
A 地域のうち2車線以上の道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち2車線以上及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

オ 幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例基準値

基準値	
昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌日午前6時
70 デシベル以下	65 デシベル以下

（備考）個別の住居等の騒音を受けやすい面の窓を閉めた生活が営まれていると認められるときは屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間45デシベル以下、夜間40デシベル以下）によることができる。

(2) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

ア 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定状況

指定年月日	指定地域
S52. 3. 8	周南市（旧徳山市、旧熊毛町）

イ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の規定に基づく地域類型をあてはめる地域の指定

地域の類型	該当地域
I	新幹線鉄道の軌道中心線から両側それぞれ 300m（延長 100m 以上の橋りょうに係る部分については、400m）以内の地域（以下「対象地域」という。）のうち、別図の淡緑色で着色した部分の地域
II	対象地域のうち、別図の桃色で着色した部分の地域

備考：昭和 52 年 3 月 8 日山口県告示第 189 号「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の規定に基づく地域類型をあてはめる地域の指定」

ウ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

（3）騒音の大きさの目安



出典：環境省パンフレット「生活騒音 互いの思いやりで騒音のない社会を」

2 騒音規制法の概要

（1）指定地域の指定

ア 騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく地域の指定状況

指定年月日	指定地域
S44. 5. 1	周南市（旧徳山市、旧新南陽市）
S58. 4. 1	周南市（旧熊毛町）

備考：平成 24 年 4 月 1 日、第 2 次一括法に基づく権限移譲により県から市が規制地域を指定（地域の変更なし）

イ 騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく地域の指定

区域区分	該当地域
第 1 種区域	周南市騒音・振動規制法指定地域図で「淡緑色」に着色された部分の地域
第 2 種区域	周南市騒音・振動規制法指定地域図で「黄色」に着色された部分の地域
第 3 種区域	周南市騒音・振動規制法指定地域図で「桃色」に着色された部分の地域
第 4 種区域	周南市騒音・振動規制法指定地域図で「空色」に着色された部分の地域

備考：平成 24 年 3 月 8 日周南市告示第 22 号「騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 3 条第 1 項の規定に基づく地域の指定」

拡大図は、環境政策課窓口又は市ホームページでご確認ください。

(<https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/18/1322.html>)



(2) 工場・事業場騒音

指定地域内において特定施設を設置する工場・事業場（特定工場等）を規制対象として規制基準が定められています。

指定地域内で工場・事業場に特定施設を設置する場合には、設置する 30 日前までに市長に所定の届出をしなければなりません。

ア 騒音規制法の特定施設

項番号	該当施設
1	金属加工機械（圧延機械、製管機械等）
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限り）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限り）
4	織機（原動機を用いるものに限り）
5	建設用資材製造機械（コンクリートプラント、アスファルトプラント）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限り）
7	木材加工機械（ドラムパーカー、チップパー等）
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限り）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限り）

イ 特定工場等の騒音に係る規制基準

区域の区分	時間の区分		
	昼間 午前 8 時～午後 6 時	朝夕 午前 6 時～午前 8 時 午後 6 時～午後 9 時	夜間 午後 9 時～翌日午前 6 時
第 1 種区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	40 デシベル以下
第 2 種区域	60 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
第 3 種区域	65 デシベル以下	65 デシベル以下	55 デシベル以下
第 4 種区域	70 デシベル以下	70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：平成 24 年 3 月 8 日周南市告示第 23 号「騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 4 条第 1 項の規定に基づく規制基準」

(3) 建設作業騒音

指定地域内において建設工事で行われる作業のうち、特定建設作業を規制対象として、規制基準が定められています。

指定地域内で特定建設作業を伴う建設工事を施工する場合には、作業開始の 7 日前までに市長に所定の届出をしなければなりません。ただし、その作業が 1 日で終わる場合（作業開始日と終了日が同一の場合）には、騒音規制法の対象から除かれます。

ア 騒音規制法の特定建設作業

項番号	該当作業
1	くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限り）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限り）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限り）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限り）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）
6	バックホウ（一定の限界を超える大きさの騒音発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限り。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限り）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限り）を使用する作業

イ 区域の指定

区域の区分	該当地域
第1号区域	・第1種区域、第2種区域、第3種区域 ・第4種区域のうち、学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園等の周囲80メートル以内の区域
第2号区域	・第4種区域のうち、学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園等の周囲80メートル以外の区域

備考：平成24年3月8日周南市告示第25号「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)別表第1号の規定に基づく区域の指定」

ウ 特定建設作業の規制基準

規制の種類	第1号区域	第2号区域
騒音の大きさ	敷地境界において85デシベルを超えないこと	
作業時間帯	午後7時～翌日午前7時に行わない	午後10時～翌日午前6時に行わない
作業期間	1日あたり10時間以内	1日あたり14時間以内
	連続6日以内	
作業日	日曜日、その他の休日でないこと	

備考：災害や緊急事態により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等はこの限りではありません。

(4) 自動車騒音

指定地域内における自動車騒音については要請限度を定め、自動車単体が一定の条件で運行する場合の自動車騒音については許容限度が定められています。

ア 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく地域の指定状況

指定年月日	指定地域
S50.12.20	周南市(旧徳山市、旧新南陽市)
S58.4.1	周南市(旧熊毛町)

備考：平成24年4月1日、権限移譲により市が規制地域を指定(地域の変更なし)

イ 区域の類型

区域の区分	該当地域
a区域	騒音規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定に関する告示により指定された地域のうち、騒音規制法第4条第1項の規定に基づく規制基準に関する告示により第1種区域とされた地域並びに第2種区域とされた地域のうち第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
b区域	指定地域のうち告示により第2種区域とされた地域(第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、工業地域及び工業専用地域を除く。)
c区域	指定地域のうち、告示により第3種区域及び第4種区域とされた地域(工業専用地域を除く。)並びに第2種区域とされた地域のうち工業地域

備考：平成24年3月8日周南市告示第24号「騒音規制法(昭和43年法律第98号)第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令に基づく区域の区分の指定」

ウ 幹線交通を担う道路に近接する区域以外の区域に係る要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌日午前6時
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル以下	55デシベル以下
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル以下	65デシベル以下
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル以下	70デシベル以下

エ 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る要請限度の特例

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～翌日午前 6 時
2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20 メートルまでの範囲	75 デシベル以下	70 デシベル以下

第 4 振動関係

1 環境基準

振動関係で環境基準は設定されていません。

2 振動規制法の概要

(1) 指定地域の指定

ア 振動規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく地域の指定状況

指定年月日	指定地域
S53. 5. 1	周南市（旧徳山市、旧新南陽市）
S58. 4. 1	周南市（旧熊毛町）

備考：平成 24 年 4 月 1 日、第 2 次一括法に基づく権限移譲により県から市が規制地域を指定（地域の変更なし）

イ 振動規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく地域の指定

区域の区分	該当地域
第 1 種区域	周南市騒音・振動規制法指定地域図で「淡緑色」又は「黄色」に着色された部分の地域
第 2 種区域（1）	周南市騒音・振動規制法指定地域図で「桃色」に着色された部分の地域
第 2 種区域（2）	周南市騒音・振動規制法指定地域図で「空色」に着色された部分の地域

備考：平成 24 年 3 月 8 日周南市告示第 27 号「振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)第 3 条第 1 項の規定に基づく地域の指定」

図は、騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく地域の指定「周南市騒音・振動規制法指定地域図」と同じものです。

拡大図は、環境政策課窓口又は市ホームページでご確認ください。

(<https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/18/1322.html>)



(2) 工場・事業場振動

指定地域内において特定施設を設置する工場・事業場（特定工場等）を規制対象として規制基準が定められています。

指定地域内で工場・事業場に特定施設を設置する場合には、設置する 30 日前までに市長に所定の届出をしなければなりません。

ア 振動規制法の特定施設

項番号	該当施設
1	金属加工機械（液圧プレス（矯正プレスを除く）、機械プレス等）
2	圧縮機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限り）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限り）
4	織機（原動機を用いるものに限り）
5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限り）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限り）
6	木材加工機械（ドラムバーカー、チップパー（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限り））
7	印刷機械（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限り）
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限り）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限り）

イ 特定工場等において発生する振動の規制に関する規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前 8 時～午後 7 時	夜間 午後 7 時～翌日午前 8 時
第 1 種区域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第 2 種区域 (1)	65 デシベル以下	60 デシベル以下
第 2 種区域 (2)	70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：平成 24 年 3 月 8 日周南市告示第 28 号「振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)第 4 条第 1 項の規定に基づく規制基準」

(3) 建設作業振動

指定地域内において建設工事で行われる作業のうち、特定建設作業を規制対象として、規制基準が定められています。

指定地域内で特定建設作業を伴う建設工事を施工する場合には、作業開始の 7 日前までに市長に所定の届出をしなければなりません。ただし、その作業が 1 日で終わる場合（作業開始日と終了日が同一の場合）には、振動規制法の対象から除かれます。

ア 振動規制法の特定建設作業

項番号	該当作業
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限り）
4	ブレイカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限り）

イ 区域の指定

区域の区分	該当地域
第 1 号区域	・第 1 種区域、第 2 種区域 (1) ・第 2 種区域 (2) のうち、学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園等の周囲 80 メートル以内の区域
第 2 号区域	・第 4 種区域のうち、学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園等の周囲 80 メートル以外の区域

備考：平成 24 年 3 月 8 日周南市告示第 29 号「振動規制法施行規則(昭和 51 年総理府令第 58 号)別表第 1 付表第 1 号の規定に基づく区域の指定」

ウ 特定建設作業の規制基準

規制の種類	第 1 号区域	第 2 号区域
振動の大きさ	敷地境界において 75 デシベルを超えないこと	
作業時間帯	午後 7 時～翌日午前 7 時に行わない	午後 10 時～翌日午前 6 時に行わない
作業期間	1 日あたり 10 時間以内	1 日あたり 14 時間以内
	連続 6 日以内	
作業日	日曜日、その他の休日でないこと	

備考：災害や緊急事態により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等はこの限りではありません。

(4) 道路交通振動

ア 区域の区分

区域の区分	該当地域
第 1 種区域	振動規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく地域指定の第 1 種区域
第 2 種区域	振動規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく地域指定の第 2 種区域 (1) 及び第 2 種区域 (2)

備考：平成 24 年 3 月 8 日周南市告示第 30 号「振動規制法施行規則(昭和 51 年総理府令第 58 号)別表第 2 の規定に基づく区域及び時間の指定」

イ 道路交通振動の限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前 8 時～午後 7 時	夜間 午後 7 時～翌日午前 8 時
第 1 種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
第 2 種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下

第5 水質関係

1 水質汚濁に係る環境基準等

(1) 人の健康の保護に関する環境基準等

ア 河川、湖沼、海域

(ア) 環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下

項目	基準値
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準は適用しない。

4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に、換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

(イ) 要監視項目

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
EPN	0.006 mg/L 以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下

項目	指針値
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005mg/L 以下 (暫定)

※PFOS 及び PFOA の指針値 (暫定) については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。

イ 地下水の水質汚濁に係る環境基準等

(ア) 環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下

項目	基準値
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(イ) 要監視項目

項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下
イソキサチオン	0.008mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L 以下
EPN	0.006mg/L 以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L 以下

項目	指針値
イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6mg/L 以下
キシレン	0.4mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07mg/L 以下
アンチモン	0.02mg/L 以下
エビクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタノ酸 (PFOA)	0.00005mg/L 以下 (暫定)

※PFOS 及び PFOA の指針値 (暫定) については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。

ウ 健康項目に係る環境基準の達成状況の評価

健康項目に係る環境基準達成状況の評価については、基準値が、主として長期間摂取に伴う健康影響を考慮して算定された値であることから、全シアンを除き、同一測定点における年間の総検体の測定値の平均値 (年間平均値) により評価することとされている。全シアンについては、同一測定点における年間の総検体測定値の最高値により評価するとされている。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川（湖沼を除く）

(ア) 該当類型の指定

区分	水域		該当 類型	指定年月日及び達成期間	
	名称	範囲		指定年月日	達成期間
河川	錦川水系	(3)麻理布堰より上流(山代湖及び菅野湖に係る水域並びに(4)宇佐川に掲げる水域を除く。)	A	S47. 6. 15	直ちに達成
	富田川水系	(1)音羽橋より下流	B	S48. 8. 21	直ちに達成
		(2)音羽橋より上流(川上ダム貯水池(菊川湖)に係る水域を除く。)	A	S48. 8. 21	直ちに達成
	夜市川水系	(1)島屋頭首工より下流	B	S48. 8. 21	直ちに達成
		(2)島屋頭首工より上流	A	S48. 8. 21	直ちに達成

備考：範囲の付番は水域類型指定の付番で、錦川水系の周南市域に該当する水域(3)を抜粋しています。

(イ) 環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/L 以上	—

備考：1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値のデータをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。）

2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。)

3. 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/mL 以下とする。

4. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。)

5. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の 水産生物用

3 級：コイ、フナ等、β一中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ 湖沼（天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

（ア）該当類型の指定

区分	水域		該当 類型	指定年月日及び達成期間	
	名称	範囲		指定年月日	達成期間
湖沼	菅野湖	全域	A	S47. 6. 15	直ちに達成
	米泉湖	全域	A	H10. 3. 13	直ちに達成
	川上ダム貯水池（菊川湖）	全域	A	S63. 4. 5	5 年以内に可及的速やかに達成
	島地川ダム貯水池（高瀬湖）	全域	A	S63. 4. 5	5 年以内に可及的速やかに達成

（イ）環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素要 求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/L 以上	—

備考：1 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

2 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU／mL 以下とする。

3 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU／100mL 以下とする。

4 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

（注）1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用

〃 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

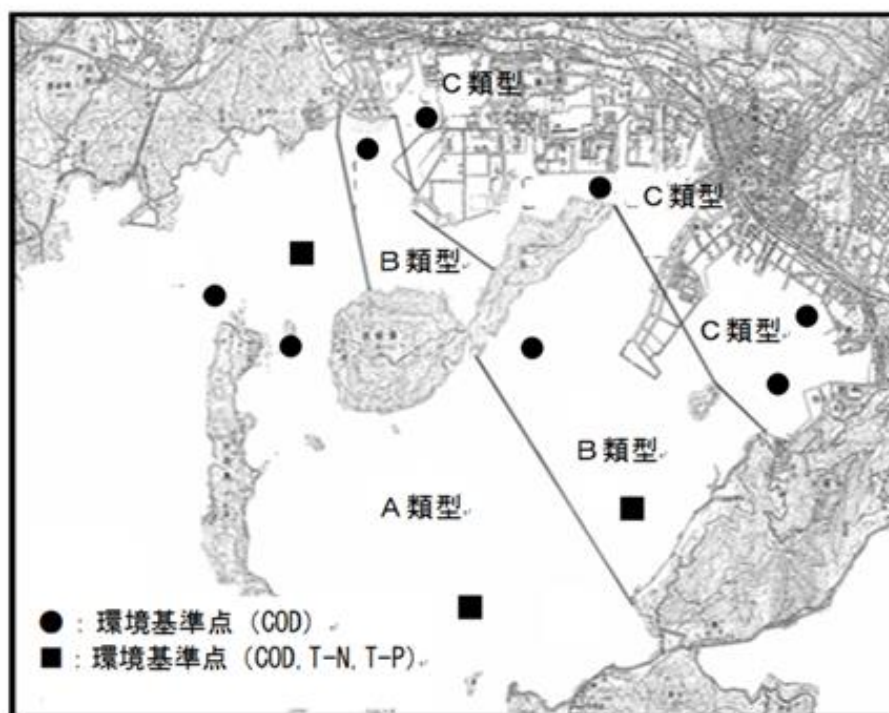
〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ 海域

(ア) 該当類型の指定

区分	水域		該当 類型	指定年月日及び達成期間	
	名称	範囲		指定年月日	達成期間
海域	徳山湾	(1) 徳山市大字大島字赤崎 806 竜宮岬南端から同市と防府市との境界海岸の地点に至る護岸の地先海域のうち、徳山市大字大島字赤崎 806 竜宮岬南端から新南陽市大字福川字長田 576 の 1 に至る護岸の地先海域であって、昭和 46 年 5 月 25 日閣議決定の徳山湾(甲)、徳山湾(乙)並びに徳山湾、笠戸湾及び光地先海域に係る部分を除いたもの	A	S56. 4. 3	直ちに達成
		(2) 新南陽市高須漁港尖堤と西ノ島の北端を結ぶ直線、西ノ島の南端と中ノ島の南端を結ぶ直線、同地点から南東方向に延長し仙島を結ぶ直線、仙島の州鼻尖端と 7 号埋立の西南端の標識を結ぶ直線、同地点と蛇島の北端を結ぶ直線及び同地点と徳山市華家字名切 34 番地を結ぶ直線ならびに陸岸により囲まれた海域(徳山湾(甲))	C	S46. 5. 25	直ちに達成
		(3) 夜市川の右岸尖端と黒髪島白石を結ぶ直線、仙島干渡(黒髪島、仙島、同島南端)と漁人鼻を結ぶ直線及び護岸によって囲まれた海域であって徳山湾(甲)に係る部分を除いたもの(徳山湾(乙))	B	S46. 5. 25	5 年以内で可及的速やかに達成
		(4) 新南陽市境界線から光市新宮に至る地先地域であって徳山湾(甲)、徳山湾(乙)、笠戸湾(甲)、笠戸湾(乙)、笠戸湾(丙)及び光地先海域に係る部分を除いたもの(徳山湾、笠戸湾及び光地先海域)	A	S46. 5. 25	直ちに達成



【徳山湾の水質指定類型】

(イ) 環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出 物質 (油分等)
A	水産1級、 水浴、 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/100mL 以下	検出されない こと
B	水産2級、 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されない こと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

備考：1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100mL 以下とする。

2 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

〃 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

エ 生活環境項目（BOD 又は COD）に係る環境基準の達成状況の評価

生活環境項目に係る環境基準の達成状況の評価は、当該水域の水質を代表する環境基準点における測定値によって評価される。環境基準の達成の判定は、年間の日間平均値の全データのうち 75%以上のデータが基準値を満足しているものを達成地点とすることとされている。

達成水域数の算出は、一つの水域において、複数の環境基準点を有する場合、すべての環境基準点において基準が達成されている場合のみを達成水域とすることとされている。

(3) 全窒素及び全りんに係る環境基準

ア 湖沼（天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日以上である人工湖）

(ア) 該当類型の指定

区分	水域		該当 類型	指定年月日及び達成期間	
	名称	範囲		指定年月日	達成期間
湖沼	菅野湖	全域	Ⅱ	H10. 4. 28	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。 全りん 0.016mg/L 当分の間、全窒素に係る基準値は適用しない。
	米泉湖	全域	Ⅱ	H10. 3. 13	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。 全りん 0.014mg/L 当分の間、全窒素に係る基準値は適用しない。
	菊川湖	全域	Ⅱ	H11. 4. 13	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。 全窒素 0.34mg/L 全りん 0.017mg/L

(イ) 環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く） 水産 1 種 水浴 及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの） 及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種 及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下

備考：1. 基準値は、年間平均値とする。

2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

3. 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

〃 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

〃 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(ウ) 環境基準の達成状況の評価

湖沼における全窒素及び全りんの環境基準の達成状況の評価は、当該水域の環境基準点において、表層の年間平均値が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

複数の環境基準点をもつ水域については、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

イ 海域

(ア) 該当類型の指定

区分	水域		該当類型	指定年月日及び達成期間	
	名称	範囲		指定年月日	達成期間
海域	徳山湾	徳山市大字大島赤崎 806 竜宮岬南端から同市と防府市との境界海岸の地点に至る陸岸の地先海域	Ⅱ	H9.10.31	直ちに達成する。

(イ) 環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの（水産 3 種を除く。）	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

備考：1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 〃 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 〃 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(ウ) 環境基準の達成状況の評価

海域における全窒素及び全りん的环境基準の達成状況の評価は、当該水域の環境基準点において、表層の年間平均値が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

複数の環境基準点をもつ水域については、当該水域内の各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内のすべての基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(4) 水生生物の保全に係る水質環境基準
市内には指定水域はありません。

4 水質汚濁防止法に基づく排水規制

(1) 排水基準

ア 一般排水基準

(ア) 有害物質

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
シアン化合物	1 mg CN/L	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
		1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
		チウラム	0.06 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L	シマジン	0.03 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L	チオベンカルブ	0.2 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L	ベンゼン	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L	セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
		ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg B/L 海域 230 mg B/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg F/L 海域 15 mg F/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L		
トリクロロエチレン	0.1 mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L		
ジクロロメタン	0.2 mg/L		
四塩化炭素	0.02 mg/L		
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L		

備考：1. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現に湧出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

(イ)その他の項目

生活環境項目	許容限度	生活環境項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8～8.6 海 域 5.0～9.0	フェノール類含有量	5 mg/L
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)	銅含有量	3 mg/L
化学的酸素要求量 (COD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)	亜鉛含有量	2 mg/L
		溶解性鉄含有量	10 mg/L
		溶解性マンガン含有量	10 mg/L
		クロム含有量	2 mg/L
浮遊物質 (SS)	200 mg/L (日間平均 150 mg/L)	大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L	窒素含有量	120 mg/L (日間平均 60 mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L	りん含有量	16 mg/L (日間平均 8 mg/L)

備考：1. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。

4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

7. りん含有量についての排水基準は、りんが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

イ 上乗せ基準

水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和 47 年 3 月 31 日山口県条例第 5 号）に基づき、設置の時期、業種、排水量規模により、COD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、フェノール類含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量等について、排水量 1 日平均 50m³ 未満の畜産食料品製造業、生コンクリート製造業に係るもの等業種により、pH、BOD、COD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）、フェノール類含有量等について、許容限度が設定されています。

(2) 総量規制基準

指定地域（水質汚濁防止法第 4 条の 2 第 1 項及び瀬戸内海環境保全特別措置法第 5 条第 1 項に規定する区域）内で、日平均排水量 50m³ 以上の特定事業場から排出される特定排水（事業活動その他の人の活動で使用された水（冷却水等の汚濁負荷量が増加しないものを除く））の汚濁負荷量（項目：COD、窒素、りん）について定める許容限度であり、指定水域に係る汚濁負荷量を削減するために定められています。

また、総量規制基準値は「指定項目ごとに県が定めた業種ごとの C 値×業種ごとの特定排水の量÷1000」により算出します。

第6 土壌汚染関係

1 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。

- 備考：1. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき、0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
2. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。
3. 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 より測定されたトランス体の濃度の和とする。

第7 ダイオキシン類関係

1 耐容一日摂取量（人が生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される一日体重 1kg 当たりの摂取量）

4pg-TEQ/体重 kg/日

2 環境基準

- (1) 大気環境基準 年間平均値 0.6pg-TEQ/m³ 以下
 (2) 水質環境基準 年間平均値 1pg-TEQ/L 以下（地下水を含む。水底の底質を除く。）
 (3) 水底の底質 150pg-TEQ/g 以下
 (4) 土壌環境基準 1,000pg-TEQ/g 以下
 調査指標（汚染の進行防止等の観点から調査を行う基準）250pg-TEQ/g 以上

3 排出基準

(1) 大気排出基準

(単位：ng-TEQ/m³N)

特定施設の種類の種類		新設施設	既設施設
廃棄物焼却炉 (火床面積 0.5m ² 以上又は焼却能力 50 kg/h 以上)	4t/h 以上	0.1	1
	2t/h～4t/h	1	5
	2t/h 未満	5	10
製鋼用電気炉（変圧器の定格容量 1,000kVA 以上）		0.5	5
鉄鋼製造業焼結炉（原料処理能力 1t/h 以上）		0.1	1
亜鉛回収施設（原料処理能力 0.5t/h 以上）		1	10
アルミニウム合金製造施設（溶解炉は容量 1t 以上、焙焼炉及び乾燥炉は原料処理能力 0.5t/h 以上）		1	5

備考：1. m³N；温度が零度であって、圧力が 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 立方メートル

2. 酸素濃度補正；廃棄物焼却炉 12%、焼結施設 15%

3. 既設施設とは、平成 12 年 1 月 14 日以前に設置された施設（設置の工事が着手されたものを含む）

4. 平成 9 年 12 月 2 日以降に設置された（設置の工事が着手されたものを含む）廃棄物焼却炉（火格子面積 2m² 以上又は焼却能力 200 kg/h 以上）及び製鋼用電気炉については、上表の新設施設の排出基準を適用。

(2) 水質排出基準（10 pg-TEQ/L 以下）

特定施設の種類の種類
・硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 ・カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 ・硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設 ・アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設 ・担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設 ・塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設 ・カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設 ・クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設 ・4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設 ・2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設 ・ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設 ・アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設 ・廃棄物焼却炉（火床面積 0.5m² 以上又は焼却能力 50 kg/h）に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設 ・廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設及び PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設 ・フロン類（CFC 及び HCFC）の破壊（プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。）の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設 ・水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設

用語解説

(あ)

ISO14001

環境マネジメントに関する国際規格で、事業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減など継続的な改善を図る仕組みを構築するための要求事項を規定したものである。

赤潮

水中に浮遊する微小な生物（主に植物性プランクトン）が突然異常に繁殖し、海水や湖水の色が変わる現象。魚介類に被害が出ることがある。水中の窒素、りん、ケイ素等の栄養塩濃度、自然条件が相互に複雑に関連して発生すると考えられている。

硫黄酸化物（SO_x）

硫黄、硫黄分を含む燃料その他の物の燃焼に伴って生成される。主な発生源は工場・事業場であるが、船舶、自動車（ディーゼル車）からも排出される。硫黄酸化物には二酸化硫黄、三酸化硫黄などがあるが、燃焼に伴って生成される物のほとんどは二酸化硫黄である。無色、刺激臭のある気体で、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりする。

一酸化炭素（CO）

燃料が不完全燃焼したときに生じる無色、無臭の気体であり、生理上極めて有毒で、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の供給を阻害し、中枢神経を麻痺させたり、貧血症を起こしたりする。大気汚染として問題となるものは主に自動車から発生する。

一般廃棄物

日常生活に伴って発生するごみ・し尿や事業活動に伴って排出される紙くずなど、産業廃棄物以外のものをいう。

ESCO 事業

Energy Service Company の略で、省エネルギー改善に必要な技術、設備、人材、資金などすべてを包括的に提供するサービスのことである。その特徴は、設備改修後の省エネルギー効果を保証し、改修に要した投資、金利返済、経費などはすべて省エネルギー効果による経費削減分で回収する点にある。

温室効果（温室効果ガス）

大気中の二酸化炭素等が地表面から放出される赤外線を吸収し、宇宙空間へ逃げる熱を地表面に戻すため、気温が上昇する現象を温室効果という。二酸化炭素のほかにメタン、一酸化二窒素等があり、これらを温室効果ガスという。

(か)

環境基準

環境基本法第16条第1項の規定により「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいう。現在、環境基準は、大気、水質、騒音等について定められている。

グリーン購入

市場に供給される製品・サービスの中から環境負荷が少ないものを優先的に購入することをいう。

光化学オキシダント（O_x）

大気中の窒素酸化物や炭化水素に太陽光の紫外線が作用して生成されるオゾン、パーキシアセチルナ이트等の酸化性物質の総称である。この光化学オキシダントは、目がチカチカする、のどが痛くなるという人体影響のほか、植物にも影響を与える。

降下ばいじん

大気中から地面に雨水とともに降下したり、あるいは単独の形で降下したりするばいじんをいう。降下ばいじんは不溶解性成分と溶解性成分に分かれる。

(さ)

再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、中小水力、バイオマスなどは、一度利用しても比較的短期間に再生が可能で、資源が枯渇しないことから、再生可能エネルギーと呼ばれている。再生可能エネルギーは、発電時や利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない、環境にやさしいエネルギーである。

COD（化学的酸素要求量）

Chemical Oxygen Demand の略で、水中の汚濁物質（主として有機物）を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量をもって表し、数値が高いほど汚濁物質が多く、汚れが大きいことを示す。環境基準では海域及び湖沼の汚濁指標として採用されている。

スマートムーブ

日常生活においてマイカーを中心としている移動手段を見直し、CO₂排出量の削減を目指す取組であり、2014年から環境省が実施している地球温暖化対策のひとつです。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのことをいう。生物多様性条約では、すべての生物の間に違いがあることを定義し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされている。

ZEH

net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略語で、「エネルギー収支をゼロ以下にする家」という意味になります。つまり、家庭で使用するエネルギーと、太陽光発電などで創るエネルギーをバランスして、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家ということです。

(た)

大腸菌

大腸菌は、ほ乳動物の腸内に生息して消化を助けているが、河川や湖沼に多数の大腸菌数が存在する場合は、その水が人畜の排泄物で汚染されていることを示している。環境基準では、海域、河川及び湖沼の汚濁指標として採用されている。

窒素酸化物 (NO_x)

物の燃焼に伴って発生した一酸化炭素及び二酸化窒素の混合物で、ほとんどが工場・事業場、自動車から排出されている。窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学オキシダントの原因物質の一つである。

デシベル (dB)

音の強さ及び振動の強さを示す単位で、dB という記号で表す。

(な)

二酸化硫黄 (SO₂) ⇒ 硫黄酸化物

二酸化窒素 (NO₂) ⇒ 窒素酸化物

燃料電池

水素と酸素を電気化学的に反応させて直接発電するもの。水素は、天然ガス、メタノールなど石油代替燃料から生成したものなどを用い、酸素は大気中の酸素を用いる。

(は)

ばい煙

燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、燃料その他の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、物の燃焼・合成・分解その他の処理に伴い発生する物質のうちカドミウム・塩素・フッ化水素・鉛等の有害物質をいう。

バイオマス

エネルギー資源として利用できる生物体のことをいう。バイオマスのエネルギー利用としては、燃焼として発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。ごみや下水道汚泥などの廃棄物に含まれている有機分の利用も行われており、廃棄物処理と石油代替エネルギーの両方に役立つ。

BOD (生物化学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demand の略で、水中の汚濁物質 (主として有機物) が微生物によって酸化分解されるときに必要な酸素量をもって表し、数値が高いほど汚染物質が多く、汚れが大きいことを示す。環境基準では河川の汚濁指標として採用されている。

微小粒子状物質 (PM_{2.5})

大気中に浮遊する粒子状の物質で、粒径が 2.5 μm 以下のものをいう。燃焼によるばいじんや自動車排ガスなどから発生するとされている。

非メタン炭化水素 (NMHC)

全炭化水素から光化学反応性を見逃せるメタンを除いたものをいう。

pH (水素イオン濃度)

液体中の水素イオン濃度を表す値で、水素イオン濃度の逆数の常用対数で表される。7 を中性、7 より大きいものをアルカリ性、7 より小さいものを酸性という。

PRTR (環境汚染物質排出・移動登録)

Pollutant Release and Transfer Register の略で、有害性のある多種多様な化学物質がどのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは排出物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みをいう。

フードマイレージ

食料の生産地から消費地までの輸送距離に重量をかけた数値のことで、生産地から食卓までの距離が短い食料を食べた方が輸送に伴う環境への負荷が少なくなるという考え方です。

浮遊物質 (SS)

水中に懸濁している個体や浮遊固形物をいう。環境基準では河川・湖沼の汚濁指標として採用されている。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状の物質で、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。

フロン

炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物 (CFC、HCFC、HFC) の総称で、このうち水素を含まないものをクロロフルオロカーボン (CFCs) と呼んでいる。化学的安定性、耐熱性、低毒性等の優れた性質を持っており、エアコンの冷媒、各種スプレーの噴射剤、半導体産業での洗浄剤などとして広く利用されてきた。しかし、特定の種類のフロンは、成層圏でのオゾン層破壊や温室効果が指摘され、国際的、国内的に規制が強化されている。

粉じん

アスベスト等の特定粉じんと、物の破壊、選別、その他の機械的処理の鉱物等の堆積に伴い発生し又は発散する一般粉じんがある。

(や)

有害大気汚染物質

継続的に摂取される場合には人の健康を損なう恐れがある物質で大気汚染の原因となるものをいう。代表的な物質は、ベンゼン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン等である。

溶存酸素量 (DO)

水中に溶け込んでいる酸素量のことをいい、普通 7~14mg/L 程度であるが、汚染され、有機物が多くなると汚濁物質が酸素を消費するため、溶存酸素量は減少する。環境基準では、海域、河川及び湖沼の汚濁指標として採用されている。

(ら)

リサイクル

環境汚染の防止、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物（ごみ）の減少を図るために、資源として再利用できる廃棄物を活用することをいう。

リデュース（発生・排出抑制）

無駄なものを買わない、長く使えるものを買うなど、ごみの発生自体を抑制することをいう。リユース、リサイクルよりも優先される取組である。

リユース（再使用）

循環資源を製品としてそのまま使用することをいう（修理を行ってこれを使用することを含む。）。循環資源の全部又は一部を部品その他製品の一部として使用することで、ビール瓶などのリターナブル容器が代表的なものである。

関係条例

○周南市環境基本条例

平成 16 年 8 月 2 日

条例第 44 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 環境の保全等に関する基本的施策

第 1 節 施策の基本方針等(第 8 条—第 12 条)

第 2 節 環境の保全等のための施策(第 13 条—第 23 条)

第 3 節 地球環境保全の推進(第 24 条)

第 4 節 施策の推進体制の整備等(第 25 条—第 27 条)

附則

私たちの住む周南市は、北には緑深き中国山地が走り、そのふもとには美しい田園地帯が続き、南には青い瀬戸内海が広がる、自然豊かで、気候の温暖なまちです。

私たちは、古来からこのような豊かで潤いのある環境から多くの恵みを受け、先人の努力の積み重ねにより、豊かな産業と香り高き文化を発展させてきました。

1960 年頃から臨海部において大気汚染、水質汚濁などの公害が表面化してきました。そこで、市民、企業、学識経験者、行政が一体となって、自主的な規制により公害を克服し、その方式は、その後の公害対策の基本となり、公害の未然防止に効果を上げています。

近年においては、資源やエネルギーを大量に消費する社会・経済活動が、私たちの生活に利便性や物質的な豊かさをもたらす一方、環境への負荷を著しく増大させ、環境の持つ回復能力を超える規模となっています。

このため、私たちは、現在の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会・経済活動を見直し、環境への負荷の低減を図り、恵み豊かな潤いのある環境の保全に努める必要があります。

ここに私たちは、周南市に集うすべての人々が相互に協力し合い、恵み豊かな潤いのある環境の保全、創造及び再生と将来の市民への継承を目指し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全、創造及び再生(以下「環境の保全等」という。)について、基本理念を定め、市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な文化的生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な文化的生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを認識し、現在及び将来の市民がこの恵沢を享受することができるように行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生することができ、かつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、市、事業者、市民及び滞在者がそれぞれの責務に応じた役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることを考慮し、すべての者がこれを自らの問題としてとらえ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活において、資源及びエネルギーの節約、ごみの減量、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、役務等の優先的な購入、生活排水による水質汚濁の防止等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 通勤、通学、観光旅行等で市に滞在する者は、前条に定める市民の責務に準じて環境の保全等に努めるものとする。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全等に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を将来にわたって良好な状態に保持すること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。

(3) 森林、農地、河川、海岸等における身近な自然環境を保全することによって、人と自然との豊かなふれあいを確保すること。

(4) 資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することによって、環境への負荷の少ない事業活動及び日常生活への転換を促進すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映できるように必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ周南市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
- (個別実行計画)
- 第9条の2 市は、環境基本計画の具体的な推進を図るため、各地域の特性や個別の課題に配慮した個別実行計画を市民と協働して作成し、その実施に努めなければならない。
- (施策の策定等に当たっての配慮)
- 第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図る等環境の保全等について配慮するものとする。
- (市民の意見の反映)
- 第11条 市は、環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民の意見を反映させるように努めるものとする。
- (環境の状況等の公表)
- 第12条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全等に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度、報告書を作成し、公表しなければならない。
- 第2節 環境の保全等のための施策
- (規制の措置)
- 第13条 市は、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。
- (環境の保全等に資する公共的施設の整備)
- 第14条 市は、下水道、廃棄物処理施設、公園、緑地その他の環境の保全等に資する公共的施設の整備を推進するために必要な措置を講ずるものとする。
- (自然環境の保全等)
- 第15条 市は、森林、農地、河川、海岸等の自然環境の保全等に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市は、多様な野生生物の生育・生息地の保護等に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (環境への負荷の低減の促進)
- 第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
- (環境保全協定)
- 第17条 市長は、事業者の事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、事業者との間で環境への負荷の低減に関する協定などを締結することができる。
- (経済的措置)
- 第18条 市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷の低減のために施設の整備その他適切な措置をとるよう促すため、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (環境教育及び環境学習の推進)
- 第19条 市は、事業者、市民及び滞在者の環境の保全等についての関心及び理解が深められるよう、環境教育及び環境学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (市民団体等の自発的な活動の促進)
- 第20条 市は、市民、事業者、滞在者又はこれらの者の組織する団体(以下「市民団体等」という。)が自発的に行う環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- (情報の提供)

第 21 条 市は、環境教育及び環境学習の推進並びに市民団体等の自発的な環境の保全等に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施等)

第 22 条 市は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全等に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の保全等に関する研究が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 23 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

第 3 節 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第 24 条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、国、県、他の地方公共団体及び関係機関と協力して、環境の保全等に関する調査、研究、情報提供、技術協力等を行うことにより、地球環境保全に関する広域的な取組の推進に努めるものとする。

第 4 節 施策の推進体制の整備等

(推進体制の整備)

第 25 条 市は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため、市民団体等と連携して必要な体制を整備するものとする。

(環境基本計画推進委員会)

第 26 条 第 9 条に定める環境基本計画の推進に係る総合的な調整及び進行管理を行うため、周南市環境基本計画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

2 推進委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画の運用状況に関する事項

(2) 環境基本計画の見直しに関する事項

3 推進委員会は、環境基本計画の推進に関し、市長に意見を述べることができる。

4 推進委員会で決定された事項は、周南市環境審議会に報告するものとする。

5 推進委員会は、委員 20 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 事業者

(3) その他市長が必要と認める者

6 推進委員会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 推進委員会の委員は、再任されることができる。

(委任)

第 27 条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 6 月 30 日条例第 34 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○周南市環境審議会条例

平成 15 年 7 月 28 日
条例第 249 号

(設置)

第 1 条 市の環境の保全に関する事項を調査審議するため、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、周南市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会の審議、調査に資する資料を提供するため、審議会に技術調査会(以下「調査会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 審議会の委員は、35 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 工場又は事業場を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 住民を代表する者

2 調査会の委員は、20 人以内とし、市長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 審議会の委員及び調査会の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第 4 条 審議会に会長 1 人、副会長 3 人を置く。

2 会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により定める。

3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順位によりその職務を代行する。

5 調査会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、調査会に属する委員のうちから互選する。

6 委員長は、会務を掌理する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 前 3 項の定めは、調査会に準用する。

(事務処理)

第 6 条 審議会及び調査会の庶務は、環境保全担当課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

2 第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、最初の委員の任期は、平成 17 年 3 月 31 日までとする。

附 則

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この環境報告書は、周南市環境基本条例第 12 条に基づき、令和 5（2023）年度における市の環境の状況及び環境の保全等に関する施策の実施状況を取りまとめて公表するものです。

令和 6（2024）年版 環境報告書

令和 7 年 3 月

発行 周南市

編集 環境生活部環境政策課

〒745-8655 周南市岐山通 1 丁目 1 番地

TEL：0834-22-8324

FAX：0834-22-8325

E-mail：kankyo@city.shunan.lg.jp

周南市HP：https://www.city.shunan.lg.jp/

環境政策課HP：https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/18/